１９　その他
（１）建築・土木
ア　被災建築物応急危険度判定協議会

大津市資料（令和6年12月：都市計画部）

名　称	事務局	連絡先等
滋賀県被災建築物・宅地応急危険度判定協議会	滋賀県土木交通部建築課 建築指導室	TEL:077-528-4262 FAX:077-528-4912
近畿被災建築物応急危険度判定協議会	令和４～５年度 会　長：京都府 副会長：兵庫県・大阪府 幹　事：三重県・滋賀県・奈良県・和歌山県・京都市 監　事：福井県 会　員：徳島県・神戸市・大阪市・堺市 令和６年度 会　長：大阪府 副会長：兵庫県・京都府 幹　事：三重県・滋賀県・奈良県・和歌山県・大阪市 監　事：徳島県 会　員：福井県・神戸市・京都市・堺市	会長府県が事務局（京都府、大阪府、兵庫県の持ち回り）
全国被災建築物応急危険度判定協議会	(財)日本建築防災協会	東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門ＹＨＫビル８階 TEL:03-5512-6451 FAX:03-5512-6455
中部圏９県１市被災建築物応急危険度判定協議会	令和４～６年度 会長：愛知県 副会長：石川県 会員：富山県・福井県・長野県・岐阜県・静岡県・三重県・滋賀県・名古屋市	会長は愛知県、幹事は各県持ち回り

（２）協定書等［大津市］

ア-1　義士親善友好都市間における災害応急活動の相互応援に関する協定（義士親善友好都市）

出典：大津市資料（平成25年4月：総務部）

災害応急対策活動の相互応援に関し、北海道砂川市、岩手県一関市、山形県米沢市、茨城県笠間市、茨城県桜川市、栃木県大田原市、群馬県藤岡市、東京都千代田区、東京都港区、東京都新宿区、東京都墨田区、新潟県新発田市、長野県諏訪市、愛知県西尾市、滋賀県大津市、滋賀県野洲市、兵庫県相生市、兵庫県豊岡市、兵庫県赤穂市、兵庫県加西市、兵庫県篠山市、兵庫県加東市、広島県三次市、熊本県山鹿市（以下「協定市区」という。）との間に次のとおり協定する。

（目的）
第１条　　この協定は、協定市区の区域内において災害が発生した場合において、協定市区が相互に応援し、その応急対策活動の万全を期することを目的とする。

（災害の範囲）
第２条　　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（相互応援）
第３条　　協定市区は、その区域に災害が発生した場合、相互に応援し、被災した協定市区の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行にするものとする。

（連絡担当部局）
第４条　　協定市区は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（応援の要請及び方法）
第５条　　協定市区は、災害が発生して応援を求めようとするときは、法令その他別に定める場合を除くほか、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援措置を要請するものとする。

（１）　非常災害時における食糧、飲料水、生活必需品、資器材等の提供

（２）　被災者援護に係る職員の応援及び施設の利用

（３）　被災者の医療･防疫活動における職員の応援、医療品等の提供

（４）　その他応急対策活動に必要な措置

（応援措置の履行）
第６条　　応援を行う協定市区は、その応援措置を的確かつ円滑に行うよう努めなければならない。

（応援経費の負担）
第７条　　応援に要した経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、原則として被応援市区町が負担するものとする。

（地域防災計画その他資料等の交換）
第８条　　協定市区町は、非常の災害に備え地域防災計画を交換するほか、災害防止の方策について資料情報等を相互に交換するものとする。

（効力発生の日）
第９条　　この協定は、平成２５年４月１日からその効力を生ずる。

（実施の細目）
第１０条　　この協定の実施に関し必要な事項は、協定市区町が協議のうえ別に定めるものとする。

附則

平成２４年３月１日付けで締結した災害応急対策活動の相互応援に関する協定は、廃止する。

この協定の成立を証するため本書２３通を作成し、協定市区記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２５年４月１日

北海道砂川市長　　長野県諏訪市長
岩手県一関市長　　熊本県山鹿市長

茨城県笠間市長
茨城県桜川市長
栃木県大田原市長
群馬県藤岡市長
東京都千代田区長
東京都港区長
東京都新宿区長
東京都墨田区長
新潟県新発田市長
広島県三次市長
愛知県西尾市長
滋賀県大津市長
滋賀県野洲市長
兵庫県相生市長
兵庫県豊岡市長
兵庫県赤穂市長
兵庫県加西市長
兵庫県篠山市長
兵庫県加東市長

ア-2　中核市災害相互応援協定（中核市）

出典：大津市資料（平成 29 年１月：総務部）

中核市各市（以下「協定市」という）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）
第１条　応援の種類は、次のとおりとする。
(1)　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
(2)　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供
(3)　救援及び救助活動に必要な車両等の提供
(4)　救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣
(5)　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項
２　被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等の発信をすることができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。
（応援要請の手続き）
第２条　応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第５条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。
(1)　被害の状況
(2)　前条第１項第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
(3)　前条第１項第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
(4)　応援場所及び応援場所への経路
(5)　応援の期間
(6)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項
（応援の実施）
第３条　応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。
２　激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。
（応援経費の負担）
第４条　応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。
（連絡担当部局）
第５条　協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。
（資料の交換）
第６条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年１回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。
（会議）
第７条　この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。
（事務局）
第８条　この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。
（雑則）
第９条　この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。
（その他）
第１０条　この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条第２項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。
第１１条　この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。
（協定の発効）
第１２条　この協定は、平成３０年４月１日から効力を発生するものとする。

平成３０年４月１日

ア-3　東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定（東海道五十三次市区町）

出典：大津市資料（平成28年4月）

（趣旨）
第１条　　東海道は、古来より東国と西国を結ぶ最も重要な幹線道路であり、歴史的に縁のある市区町が互いに連携し、まちづくりを推進していく目的のため、東海道五十三次及び東海道縁の市区町（以下「協定市区町」という。）は、いずれかの協定市区町の区域において地震等の大規模な災害が発生し、被害を受けた協定市区町（以下「被災市区町」という。）が、独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市区町以外の協定市区町が相互に救援協力し、被災市区町の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）
第２条　　応援の種類は次のとおりとする。

（１）　食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）　被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供

（３）　応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣

（４）　前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（応援要請の手続き）
第３条　　被災市区町が、応援の要請をしようとする場合は、次の事項を明らかにし第6条に定める連絡責任を通じて、口頭又は文書により応援を要請するものとする。

（１）　被害の状況

（２）　前条第１号及び第２号に掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等

（３）　前条第３号に掲げる応援を要請するときは、職員の職種及び人員並びに被災市区町での業務内容

（４）　応援場所及び応援場所への経路

（５）　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（自主的活動）
第４条　　激甚災害の際に通信途絶等により被災市区町から前条の要請がない場合、他の協定市区町は速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

２　前項の情報収集により、被害が莫大であると判断し、かつ、被災市区町と連絡ができない場合は、自主的に応援活動を実施するものとする。
３　応援する協定市区町は、災害直後、自主的な応援活動のため職員等を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を遂行させるよう努めるものとする。
４　前項の規定により職員を派遣した場合には、協定市区町の友愛精神のもとに行うものであり、被災市区町から前条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。
（応援経費の負担）
第５条　　応援に要した経費は、原則として被災市区町の負担とする。

２　応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する協定市区町の負担とする。
３　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものについては、応援する協定市区町が賠償の責めを負うものとする。
４　前各項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費は、被災市区町及び応援する協定市区町が協議して定める。
（連絡責任者）
第６条　　協定市区町は、連絡責任者を定め、第２条に掲げる応援の実施の円滑を図るとともに、平常時においても相互に情報交換を行うものとする。

（協議）
第７条　　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、当該協定市区町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２１通を作成し、協定市区町は記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２８年４月１日

東京都品川区長　東京都大田区長　神奈川県横浜市長　神奈川県大磯町長
神奈川県小田原市長　神奈川県箱根町長　静岡県函南町長　静岡県三島市長
静岡県清水町長　静岡県長泉町長　静岡県藤枝市長　静岡県掛川市長
静岡県袋井市長　愛知県豊明市長　三重県桑名市長　三重県鈴鹿市長
三重県亀山市長　滋賀県甲賀市長　滋賀県湖南市長　滋賀県草津市長
滋賀県大津市長

ア-4　全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村災害時相互応援協定（全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村）

出展：大津市資料（平成 30 年 8 月：総務部）

全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村は、加盟市町村に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び相互友愛精神に基づき、被災加盟市町村に対し、実情に応じた実施可能な方法と範囲で応援活動を行うものとし、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村（以下「加盟市町村」という。）において、災害が発生し、被災加盟市町村独自では十分に被災者の救護等の応急措置ができないと認められるとき、又は、応援要請があった場合に加盟市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。
（協定市町村）
第２条　この協定は、別記に掲げる加盟市町村の相互間において行うものとする。
（連絡の窓口）
第３条　加盟市町村は、あらかじめ災害時における救援活動等に関する連絡調整を行うため、相互応援に関する担当部局を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するものとする。
（応援・支援の内容）
第４条　応援の内容は次の各号に掲げる事項とする。
（１）　被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材又は物資の提供
（２）　食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供
（３）　救援及び救助活動に必要な車両等の提供
（４）　救助及び応急措置に必要な職員等の応援
（５）　応急対策及び復旧・復興対策を円滑に遂行するため、被災者の一時的な受入についても、可能な限り支援するものとする。
（６）　前各号に掲げるもののほか、特に要請がある事項
（応援要請の手続）
第５条　応援を受けようとする被災加盟市町村は、次に掲げる事項を明確にして、電話・地域衛星通信ネットワークその他有効な通信手段により他の加盟市町村に要請し、後に文書を速やかに提出するものとする。
（１）　被害の状況
（２）　応援を要請する内容
ア　物資・資機材の搬入
必要物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
イ　人員の派遣
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等
ウ　その他、必要な事項
（緊急時における自主的支援）
第６条　加盟市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災地状況等の情報が入手できない場合又は事態が緊急を要するときは、速やかに被災地状況等について自主的に情報収集・提供を行い、応援要請の有無にかかわらず、自らの判断により必要な応援措置を行うものとする。
（指揮権）
第７条　応援を行う加盟市町村の職員等は、被災加盟市町村の首長の指揮下に入り行動するものとする。
（経費の負担）
第８条　応援に要した費用は、法令その他に特段の定めにある場合のほか、原則として応援を要請した加盟市町村の負担とする。
２　前項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して定める。
３　物資等の経費については、応援を要請した加盟市町村の負担とする。
（情報交換）
第９条　加盟市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な資料若しくは情報を相互に交換するものとする。
（協議）
第 10 条　この協定の定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、加盟市町村がその都度協議し定めるものとする。この場合、当該年度の全国ボート場所在市町村協議会事務局が担当する。

附則
（施行期日）
１　この協定は、平成２４年７月２７日から施行する。
（協定の成立）
２　この協定の成立は、全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村長の同意をもって証する。
※大津市は平成 30 年 8 月に同意書の発送をもって、協定に加盟した。

ア-5　大津市・鈴鹿市間の災害時相互応援に関する協定（鈴鹿市）

出典：大津市資料（平成 24 年 12 月：総務部）

（趣旨）
第１条　この協定は、滋賀県大津市及び三重県鈴鹿市（以下「協定市」という。）が、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第８条第２項第１２号に基づき、協定市において災害が発生した場合、友愛的精神をもって相互に協力し、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に遂行するための事項について定めるものとする。
（災害の範囲）
第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。
（応援の内容）
第３条　応援の内容は次のとおりとする。
（１）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
（２）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
（３）救援及び救助に必要な車両等の応援
（４）救援、救助及び応急復旧に必要な職員の応援
（５）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項
（応援要請の手続）
第４条　応援を要請しようとする市（以下「被災市」という。）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、次の事項を明らかにし、第８条に定める連絡担当部局を通じて、電話、電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。
（１）被災の状況
（２）前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
（３）前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数
（４）応援集結場所及び応援集結場所への経路
（５）応援期間
（６）前各号に掲げるもののほか、必要な事項
（応援の実施）
第５条　応援の要請を受けた市は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、的確かつ円滑に応援活動を行うよう努めるものとする。
（大規模災害時における自主的活動）
第６条　地震等の大規模な災害が発生し、通信途絶等により被災市から第４条の規定による要請がないときは、応援しようとする市は、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。
２　応援しようとする市は、前項の情報収集により、被害が甚大であり、応援活動をすることが望ましいと認めるときは、自主的に応援活動を実施するものとする。
（応援経費の負担）
第７条　応援に要した経費は、協定市が別に定めるところにより、被災市又は応援した市が負担するものとする。
（連絡担当部局）
第８条　協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。
（資料の交換）
第９条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の参考資料を交換するものとする。
（情報の交換）
第 10 条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から災害対策に係る情報の交換を行うものとする。
（訓練への参加）
第 11 条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、お互いの市が主催する防災訓練に参加するよう努めるものとする。
（その他）
第 12 条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、協定市は署名押印の上、各１通を保有する。

平成２０年３月２５日

滋賀県大津市御陵町３番１号
大津市
大津市長

三重県鈴鹿市神戸一丁目１８番１８号
鈴鹿市
鈴鹿市長

ア-6　大津市・伊賀市間の災害時相互応援に関する協定（伊賀市）

出典：大津市資料（平成 24 年 12 月：総務部）

（趣旨）
第１条　この協定は、滋賀県大津市及び三重県伊賀市（以下「協定市」という。）が、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第８条第２項第１２号に基づき、協定市において災害が発生した場合、友愛的精神をもって相互に協力し、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に遂行するための事項について定めるものとする。
（災害の範囲）
第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。
（応援の内容）
第３条　応援の内容は次のとおりとする。
（１）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
（２）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
（３）救援及び救助に必要な車両等の応援
（４）救援、救助及び応急復旧に必要な職員の応援
（５）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項
（応援要請の手続）
第４条　応援を要請しようとする市（以下「被災市」という。）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、次の事項を明らかにし、第８条に定める連絡担当部局を通じて、電話、電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。
（１）被災の状況
（２）前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
（３）前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数
（４）応援集結場所及び応援集結場所への経路
（５）応援期間
（６）前各号に掲げるもののほか、必要な事項
（応援の実施）
第５条　応援の要請を受けた市は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、的確かつ円滑に応援活動を行うよう努めるものとする。
（大規模災害時における自主的活動）
第６条　地震等の大規模な災害が発生し、通信途絶等により被災市から第４条の規定による要請がないときは、応援しようとする市は、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。
２　応援しようとする市は、前項の情報収集により、被害が甚大であり、応援活動をすることが望ましいと認めるときは、自主的に応援活動を実施するものとする。
（応援経費の負担）
第７条　応援に要した経費は、協定市が別に定めるところにより、被災市又は応援した市が負担するものとする。
（連絡担当部局）
第８条　協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。
（資料の交換）
第９条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の参考資料を交換するものとする。
（情報の交換）
第 10 条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から災害対策に係る情報の交換を行うものとする。
（訓練への参加）
第 11 条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、お互いの市が主催する防災訓練に参加するよう努めるものとする。
（その他）
第 12 条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、協定市は署名押印の上、各１通を保有する。

平成２３年１１月２８日

滋賀県大津市御陵町３番１号
大津市
大津市長
三重県伊賀市上野丸之内１１６番地
伊賀市
伊賀市長

ア-7　大津市・奈良市間の災害時相互応援に関する協定（奈良市）

出典：大津市資料（平成24年12月：総務部）

（趣旨）
第１条　　この協定は、大津市及び奈良市（以下「協定市」という。）が、災害対策基本法（昭和36年法律第２２３号）第８条第２項第１２号に基づき、協定市において災害が発生した場合、友愛的精神をもって相互に協力し、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に遂行するための事項について定めるものとする。
（災害の範囲）
第２条　　この協定において「災害」とは、災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。
（応援の内容）
第３条　　応援の内容は次のとおりとする。
（１）　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
（２）　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
（３）　救援及び救助活動に必要な車両等の提供
（４）　救援、救助及び応急復旧に必要な職員の応援
（５）　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項
（応援要請の手続）
第４条　　応援を要請しようとする市（以下「被災市」という。）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、次の事項を明らかにし、第８条に定める連絡担当部局を通じて、電話、通信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。
（１）　被害の状況
（２）　前条第１号から第３条までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
（３）　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数
（４）　応援集結場所及び応援集結場所への経路
（５）　応援期間
（６）　前各号に掲げるもののほか、必要な事項
（応援の実施）
第５条　　応援の要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、的確かつ円滑に応援活動を行うよう努めるものとする。
（大規模災害時における自主的活動）
第６条　　地震等の大規模な災害が発生し、通信途絶等により被災市から第４条の規定による要請がないときは、応援しようとする市は、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。
２　応援しようとする市は、前項の情報収集により、被害が甚大であり、応援活動をすることが望ましいと認めるときは、自主的に応援活動を実施するものとする。
（応援経費の負担）
第７条　　応援に要した経費は、協定市が別に定めるところにより被災市又は応援市が負担するものとする。
（連絡担当部局）
第８条　　協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。
（資料の交換）
第９条　　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の参考資料を交換するものとする。
（訓練への参加）
第１０条　　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、お互いの市が主催する防災訓練に参加するよう努めるものとする。
（その他）
第１１条　　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、協定市は署名押印の上、各１通を保有する。

平成９年７月４日

大津市御陵町３番１号
大津市
大津市長

奈良市二条大路南一丁目１番１号
奈良市
奈良市長

ア-8　大津市・大津町間の災害時相互応援に関する協定（大津町）

出典：大津市資料（平成29年7月：総務部）

滋賀県大津市と熊本県大津町（以下「協定市町」という。）とは、相互扶助の精神に基づき、いずれかの市町の区域内において災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合に、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）の要請により、他方の市町が応急対策及び復旧対策に係る応援（以下単に「応援」という。）を実施することに関し、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）
第１条　応援の内容は、次のとおりとする。
⑴　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
⑵　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
⑶　救援及び救助に必要な車両等の応援
⑷　救援、救助及び応急復旧に必要な職員の応援
⑸　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項
（応援要請の手続）
第２条　被災市町は、他方の市町（以下「応援市町」という。）に対し、応援を要請しようとするときは、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、次の事項を明らかにし、第６条に定める連絡担当部局を通じて、電話、電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。
⑴　被災の状況
⑵　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
⑶　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数
⑷　応援集結場所及び応援集結場所への経路
⑸　応援期間
⑹　前各号に掲げるもののほか、必要な事項
（応援の実施）
第３条　応援市町は、前条の規定による応援の要請を受けたときは、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、的確かつ円滑に応援活動を行うよう努めるものとする。
（大規模災害時における自主的活動）
第４条　応援市町は、地震等の大規模な災害が発生し、通信途絶等により被災市町から第２条の規定による要請がないときは、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。
２　応援市町は、前項の情報収集により、被害が甚大であり、応援活動をすることが望ましいと認めるときは、自主的に応援活動を実施するものとする。
（応援経費の負担）
第５条　応援に要した経費は、協定市町が別に定めるところにより、被災市町又は応援市町が負担するものとする。
（連絡担当部局）
第６条　協定市町は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。
（資料の交換）
第７条　協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の参考資料を交換するものとする。
（情報の交換）
第８条　協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から災害対策に係る情報の交換を行うものとする。
（その他）
第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、協定市町が署名押印の上、各１通を保有する。

平成２９年７月２１日

滋賀県大津市御陵町３番１号
大津市
大津市長

熊本県菊池郡大津町大字大津１２３３番地
大津町
大津町長

ア-9　滋賀県大津市・京都府宇治田原町災害時相互応援協定（宇治田原町）

出典：大津市資料（平成 30 年 8 月：総務部）

滋賀県大津市と京都府宇治田原町（以下「協定市町」という。）は、協定市町のいずれかの地域において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した市町では十分な応急措置を実施することができない場合に、法第６７条第１項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援活動の内容）

第１条　応援活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。

（１）　食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
（２）　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
（３）　救援及び救助活動に必要な車両などの提供
（４）　救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
（５）　被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
（６）　ボランティアの斡旋
（７）　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第２条　応援を要請する市町（以下「要請市町」という。）は、次に掲げる事項を可能な限り明らかにして、第６条で定める連絡担当部課を通じて電話、ファクシミリ等により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

（１）　被害の状況
（２）　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、供給又は提供を必要とする物資等の品名、数量その他必要な事項
（３）　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣を必要とする職員の職種別人員、その他必要な事項
（４）　前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、受入人数その他必要な事項
（５）　応援場所及び応援場所への経路
（６）　応援を必要とする期間
（７）　前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（自主的応援出動）

第３条　応援を行おうとする市町は、災害の発生により要請市町との連絡が取れない場合にあって要請市町周辺の市町村の被災状況等から判断して応援する必要があると認めた場合は、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができるものとする。この場合においては、第２条に規定する要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第４条　応援に要した経費は、原則として要請市町の負担とする。

２　応援を行った市町（以下「応援市町」という。）は、要請市町から法第９２条第２項の規定により当該経費の一時繰替支弁を要請された場合は、当該経費の一時繰替支弁を行うものとする。

（災害補償等）

第５条　第１条第４号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）の定めるところによる。

２　派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請市町が、要請市町への往復経路の途中に生じたものについては応援市町が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（連絡窓口）

第６条　協定市町は、相互応援のための連絡窓口として、あらかじめ連絡担当部課を定めておくものとする。

２　連絡担当部課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（資料の提供等）

第７条　協定市町は、協定に基づく相互応援を円滑に行うため、相互に協力して必要な資料の提供、定期的な意見交換、必要な訓練等を実施するものとする。

（協議）

第８条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、各自署名のうえ、各１通を保有するものとする。

平成３０年８月６日

大津市長

宇治田原町長

ア-10　大津市・京都市間の災害時における避難所の相互利用に関する協定（京都市）

出典：大津市資料（平成 26 年 7 月：総務部）

京都市（以下「甲」という。）と大津市（以下「乙」という。）は，災害発生時における京都市の指定避難場所及び大津市の避難所の相互受入れについて，次のとおり協定を締結する。

１　災害発生時において，甲は，京都市山科区のうち，大津市と隣接する地域の住民が避難するための施設が必要となった場合，同市藤尾学区にある乙の避難所を使用することができる。この場合において，甲は，必要に応じて，山科区役所の職員を当該避難所に派遣するものとする。

２　災害発生時において，乙は，大津市のうち，京都市山科区と隣接する地域の住民が避難するための施設が必要となった場合，同区音羽学区にある甲の指定避難所を使用することができる。この場合において，乙は，必要に応じて，大津市役所の職員を当該指定避難所に派遣するものとする。

３　第１項による避難所の使用及び第２項による指定避難所の使用は，必要最小限の範囲内において行うものとし，当該避難所が開設されている期間を超えて使用することはできない。

４　この協定に定めるもののほか，この協定の実施に関し必要な事項については，甲乙ともに協議して定める。

本協定書を締結した証として本書２通を作成し，甲乙記名押印のうえ，各自１通を保有する。

平成２６年４月２８日

甲
京都市
京都市長
印

乙
大津市
大津市長
印

ア-11　下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ（下水道事業災害時近畿ブロック）

出典：大津市資料（令和 2 年 1 月：企業局）

令和 2 年 1 月 24 日

大規模地震等により、被災した自治体独自では対応がとれない下水道被害が発生した場合に備え、近畿 2 府 7 県（以下「近畿ブロック」という。）の下水道事業における相互支援体制を整備することとし、その組織及び運用等について国土交通省、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、徳島県、大阪市、京都市、神戸市、堺市、福井市、大津市、福知山市、姫路市、奈良市、和歌山市、津市、徳島市、日本下水道事業団、(公社)日本下水道協会、(一社)全国上下水道コンサルタント協会、(一社)日本下水道施設業協会、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)日本下水道施設管理業協会、全国管工事業協同組合連合会は、本申し合わせを定め、相互に確認した。

※(一社)は一般社団法人の略、(公社)は公益社団法人の略である。以下、同様とする。

１　近畿ブロック連絡会議幹事等

近畿ブロックの連絡会議幹事は、事務局である大阪府が行うものとする。また、幹事職務を代行するために副幹事を置くことができ、副幹事は支援連絡会議の開催府県の下水道部局が行うものとする。

なお、幹事の業務については、第 10 項に記載の事項又は全国ルール第 4 条に記載の事項とする。

広域的な災害により、幹事、副幹事が速やかな対応が困難であると認められる場合、ブロック支援連絡会議の府県等を代理として指名することができる。三重県、徳島県はオブザーバーであり、当該オブザーバーの県内で災害が発生したときは、所属するブロックで対応する為原則除くものとする。

２　災害時支援体制

（１）支援体制の設立条件

①　近畿ブロック内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合

②　近畿ブロック内で震度 5 強以下の地震若しくはその他の大規模災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から別表 2 により支援要請があった場合

（２）対策本部の設置

被災した自治体を所管する府県下水道担当課長は、別表 1 に定める「下水道事業災害時近畿ブロック対策本部」（以下「対策本部」という。）を原則として、被災した自治体を所管する府県庁所在地に設置する。ただし、これにより難い場合は、その周辺に設置する。

（３）対策本部の組織

対策本部の組織は、次に掲げる者をもって構成する。

①　対策本部長

対策本部長は、原則として、被災した自治体を所管する府県下水道担当課長とする。ただし、対策本部長として速やかな対応が困難であると認められる場合、第２項（４）③に規定する支援調整隊の隊長がサポートすることとする。

②　副本部長

副本部長は、原則として、「大阪府都市整備部下水道室事業課長」、「兵庫県県土整備部土木局下水道課長」の順とする。ただし、対策副本部長として速やかな対応が困難であると認められる場合、ブロック支援連絡会議の府県等を対策本部長代行として指名できる。

③　対策本部員

別表 1 に定めるものとする。

④　対策特別本部員

国土交通省とする。

（４）対策本部長の業務

対策本部長の業務は、以下の通りとする。

①　対策本部長は、震度 6 弱以上の地震発生時に対策本部を設置し、ブロック内で対応できるかどうか副本部長と検討し、決定する。ブロック内で対応が困難で広域的な支援（以下「広域支援」という。）が必要な場合は、第２項（５）に基づく総合調整の上、次に掲げる者を本部員に追加する。

ア 近隣ブロック連絡会議幹事の下水道担当課長

イ 大都市連絡窓口

ウ 災害時支援活動の経験を有する都市（以下、「アドバイザー都市」という。）の下水道担当課長

エ 対策本部長が必要と認めた者

②　対策本部長は、震度 5 強以下の地震若しくはその他の大規模災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請があった場合は、自府県での対応の可否を検討し、対応不可能な場合は、対策本部を設置し、別表 2 により支援を要請する。また、ブロック内で対応できるかどうか副本部長と検討し、決定する。ブロック内で対応が困難で広域支援が必要な場合は、前項①と同様に支援要請を行う。

③　対策本部長は、被災状況等を踏まえ、被災したブロック以外の広域支援調整等の下水道対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、第２項（５）に基づく総合調整の上、下水道対策本部内に支援調整隊を設置することができる。

なお、その隊長は、下水道対策本部に参集した国土交通省の職員が担うものとし、その隊員は、隊長が指名するものとする。

④　対策本部長は、副本部長及び本部員に対し、支援活動に必要な事項を指揮する。

⑤　対策本部の事務を処理するため、対策本部内に事務局を置く。対策本部の事務局員は、策本部構成員の属する組織及び団体の職員の中から対策本部長が指名する。

なお、対策本部長は、本部事務の処理に関して、必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができる。

⑥　対策本部長は、対策本部を設置した旨を、別表 2 の連絡系統により連絡する。
また、併せて各ブロック連絡会議幹事に設置について連絡する。
⑦　下水道対策本部を設置した場合、下水道対策本部長は、第２項（５）に基づく総合調整の上、必要と判断した下水道対策本部員へ参集について連絡するものとする。
⑧　対策本部長は、速やかに被害の状況を把握し、必要に応じ副本部長及び本部員を招集する。
⑨　対策本部長は、被災状況により、対策本部長及び対策本部の業務の一部又は全てを副本部長に委ねることができる。
⑩　対策本部長は、被災した自治体の復旧状況等を勘案の上、対策本部による業務の必要がなくなったと認める場合、対策本部を解散する。この場合、対策本部長は、対策本部を解散した旨を、別表 2 の連絡系統により連絡する。
また、併せて各ブロック連絡会議幹事に解散について連絡する。
※連絡については別表 2 によるメールもしくは FAX 連絡を基本とするが、第 1 報（地震発生報告）のみ別表 3 による電話連絡を併用する。

（５）対策特別本部員の業務
対策特別本部員は、対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。

（６）その他
①　対策本部長は、平成 24 年 10 月 25 日付け「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」の主旨を踏まえ、府県間の全般的な災害応援活動との整合を図るとともに迅速かつ円滑な応援活動が実施できるよう、同協定第 5 条第 2 項の通知を受けた応援府県と緊密な連絡調整を図るものとする。
また、場合によって同協定第 8 条に定める応援活動の実施に必要な情報収集等（緊急派遣）について行うことができる。なお緊急派遣に要する費用は、緊急派遣職員が所属する府県等の負担とする。
②　大阪市、京都市、神戸市又は堺市が被災団体に含まれる場合、当該都市に対する支援は原則として平成 24 年 10 月 1 日付け「21 大都市災害時相互応援に関する協定」による。
③　副本部長及び本部員は、自らの被災復旧活動に専念するため対策本部の活動に参加することが困難な場合には、対策本部長にその旨を伝え、対策本部の活動に参加しないことができる。
④　下水道対策本部が設置されない場合でも、被災した自治体を所管する府県は、被災状況に関する情報等を（公社）日本下水道協会に連絡する。
（公社）日本下水道協会は、各ブロック連絡幹事及び大都市窓口等に連絡する。

３　対策本部の業務
（１）対策本部の業務は、次に掲げるものとし、第２項（５）に基づく総合調整の上、対策本部長は本部員に対し、業務の分担を要請することができる。なお、下水道対策本部の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意するものとする。
①　対策本部の設置に関すること。
②　被災状況及び支援要請の取りまとめに関すること。
③　支援計画の立案に関すること。
④　大都市ルールとの調整に関すること。
⑤　被災したブロック内の自治体への支援調整に関すること。
⑥　被災状況、交通状況その他支援に必要な情報の支援する自治体への提供に関すること。
⑦　支援・応援隊の拠点となる前線基地の調整及び確保等並びに第７項（３）に規定する現地支援総括者の指名に関すること。
⑧　災害復旧の調査等に必要な資機材の調達や委託等に係る外注費用の積算等にかかる支援・調整に関すること。
⑨　調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導及び協力に関すること。
⑩　被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援に関すること。
⑪　各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口への被災状況の情報提供に関すること。
⑫　下水道対策本部の解散に関すること。
⑬　その他支援の実施に必要な事項。

（２）広域支援が必要な場合は、次に掲げる業務を追加するものとする。
①　本部員の参加要請に関すること。
②　近隣ブロックへの支援調整に関すること。
③　大都市への支援調整に関すること。
④　その他広域支援の実施に必要な事項。

４　支援体制の確立
（１）対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、府県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行う。

（２）支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を速やかに府県を通じて対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告する。

（３）対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、第２項（５）に基づく総合調整の上、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、府県を通じて支援する自治体に支援体制調整結果を連絡する。
なお、支援計画の立案にあたっては、府県及び関係団体等の支援についても検討し、必要に応じて支援要請を行う。また、要請は原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

（４）広域支援を実施する場合、対策本部は、第２項（５）に基づく総合調整の上、近隣ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口を経由して、前（１）～（３）に基づき支援体制を確立する。

５　支援活動
（１）府県下水道所管課長は、対策本部長の指揮に基づいて、管内の大都市及び日本下水道事業団を除く自治体等に対する出動要請を行うとともに、支援に参加する自府県及び管内の自治体等の職員による支援隊の編成及び指示・総括を行う。
（２）大都市及び日本下水道事業団の担当課長は、対策本部長の指揮に基づいて、それぞれ自らの職員による支援隊の編成及び指示・総括を行う。
（３）支援隊は、支援活動に必要な食料、飲料水及び寝具等を用意して、「自己完結型」の支援活動を行う。
（４）支援隊は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意し、円滑、迅速かつ臨機応変に支援活動を実施する。
（５）民間団体の本部員は、対策本部長の指揮に基づき、被災した府県及び市町村等の被害調査や復旧工事が円滑に実施出来るよう傘下民間各企業の連絡調整に当たる。

６　応援活動
（１）応援する自治体は、被災した自治体と災害対策基本法第 67 条、第 68 条または第 74 条等に基づく合意をしたうえで、必要な応援人員、応援期間及び帯同可能な資機材等の調整、調達等を行い、被災した自治体に応援を行う。
（２）応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、下水道対策本部とも緊密に連絡をとりながら、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意し、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施の詳細については、（公社）日本下水道協会発行の「下水道の地震対策マニュアル」を参考にする。

７　前線基地
（１）対策本部は、被災した自治体と調整のうえ、支援・応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。
（２）支援・応援隊の前線基地は、原則として、被災した自治体内の終末処理場等に設置する。ただし、これにより難い場合は、その周辺の自治体内に設置する。
（３）支援・応援活動の統一、情報混乱の回避等のため、支援・応援隊の前線基地内に、現地応援総括者を置く。なお、同一の前線基地に複数の自治体の支援・応援隊が入る場合は、対策本部が現地応援総括者を指名する。
（４）現地応援総括者は、対策本部との連絡調整を行うとともに、円滑かつ迅速な支援・応援活動が行われるよう支援・応援隊を総括する。また、現地応援総括者は、被災した自治体及び支援・応援する自治体との連絡調整について配慮する。

８　被災した自治体の役割
（１）被災した自治体は、可能な限り支援・応援隊の誘導や調査班等の円滑な活動の調整、作業場の確保を行うとともに、支援・応援業務に関し対策本部と緊密な連携をとり円滑な支援・応援活動の遂行に協力し、後日に必要な手続きをとる。
（２）被災した自治体は、対策本部に対して被災情報、現地情報を可能な限り提供するとともに、支援・応援隊に対して被災情報や下水道台帳等を提供する。

９　費用負担
（１）被災した自治体の被害状況等を把握するための先遣調査までに要した費用は、支援する自治体が負担する。
（２）被災した自治体の災害復旧のための緊急措置以降の調査等業務に要した費用は、災害対策基本法第 92 条の規定により、応援を受けた自治体が負担する。
（３）前項（１）及び（２）について、被災規模かつ調査期間等を考慮し、別途協議により、定めることができるものとする。
（４）支援する自治体の職員が業務上第三者に損害を与えた場合、その損害が支援活動中に生じたものについては、支援を受けた自治体が、また、支援する自治体への移動の途中において生じたものについては、支援する自治体がそれぞれ賠償の責を負う。

１０　近隣ブロックからの支援要請
近隣ブロックから支援要請があった場合は、以下のとおり対応する。
なお、連絡窓口は、近畿ブロック連絡会議幹事とする。
（１）近隣ブロックから支援要請があった場合、ブロック窓口である近畿ブロック連絡会議幹事は、必要に応じ、府県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行う。
　なお、（公社）日本下水道協会は、支援要請があった近隣ブロックの被災状況等の情報収集にあたり、速やかに情報伝達等を行う。
（２）支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を速やかに府県を通じて近畿ブロック連絡会議幹事に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告する。
（３）近隣ブロックから支援要請を受けた自治体は、近隣ブロックの対策本部の指示のもと、支援活動を行う。

１１　支援連絡会議の開催等
（１）毎年 1 回、別表 4 に定める下水道事業災害時近畿ブロック支援連絡会議（以下「支援連絡会議」という。）を開催する。
（２）支援連絡会議は、災害時の支援に関する連絡調整を行うとともに、必要に応じ災害時を想定した予行演習・訓練及び研修を実施する。

（３）支援連絡会議の開催場所は大阪府を除く府県の支援連絡会議構成員（以下「構成員」という。）の持ち回りとし、兵庫県→福井県→滋賀県→京都府→奈良県→和歌山県の順とする。支援連絡会議は、会議開催の府県が召集、主催し、会議の議長を務める。
（４）支援連絡会議の事務局は、会議開催の府県の下水道部局及び大阪府都市整備部下水道室事業課に置く。
　大阪府は名簿作成等の支援連絡会議の基本的な事務を処理し、会議開催の府県は支援連絡会議の開催及び災害時を想定した予行演習・訓練・研修に係る事務を行う。
（５）構成員は、あらかじめ連絡窓口を定め、構成員又は連絡窓口に変更があった場合は、すみやかに支援連絡会議事務局に報告する。

１２　その他
（１）構成員は、災害発生の際、支援活動を実効あるものとするため、平素から構成員相互間はもとより、構成員以外の自治体等及び関連民間団体との連携・情報交換に努め、災害発生時の迅速・的格な対応に万全を期する。
（２）府県の構成員は、対策本部が設置された場合に支援活動が本申し合わせに基づき円滑に遂行されるよう、自府県関係部局と必要な調整を行っておくとともに、自治体等に対しこの申し合わせ事項を周知する。
　また、自治体等に対し、支援を受ける際に必要な下水道台帳や管内住宅地図を複数部整備し、複数箇所に保管する等の対策を日頃から心掛けるよう指導する。
（３）本申し合わせに定めのない事項及び内容に疑義を生じた場合は、支援連絡会議で協議して定める。

付則
　この申し合わせは、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。
付則
　この申し合わせは、平成 18 年 8 月 4 日から適用する。
付則
　この申し合わせは、平成 19 年 8 月 27 日から適用する。
付則
　この申し合わせは、平成 20 年 9 月 11 日から適用する。
付則
　この申し合わせは、平成 21 年 9 月 2 日から適用する。
付則
　この申し合わせは、平成 22 年 9 月 6 日から適用する。
付則
　この申し合わせは、平成 23 年 9 月 9 日から適用する。
付則
　この申し合わせは、平成 24 年 11 月 1 日から適用する。
付則
　この申し合わせは、平成 27 年 1 月 15 日から適用する。
付則
　この申し合わせは、平成 28 年 3 月 23 日から適用する。
附則
　この申し合わせは、平成 29 年 9 月 12 日から適用する。
附則
　この申し合わせは、平成 31 年 1 月 23 日から適用する。
附則
　この申し合わせは、令和 2 年 1 月 24 日から適用する。

別表１

下水道事業災害時近畿ブロック対策本部

本　部　長　　被災自治体を所管する府県下水道担当課長

副 本 部 長　　大阪府 都市整備部 下水道室 事業課長
　〃　　兵庫県 県土整備部 土木局 下水道課長（大阪府が被災した場合）

本　部　員　　福井県 土木部 河川課長
　〃　　滋賀県 琵琶湖環境部 下水道課長
　〃　　京都府 環境部 水環境対策課長
　〃　　奈良県 県土マネジメント部 下水道課長
　〃　　和歌山県 県土整備部 河川・下水道局　下水道課長
　〃　　三重県 県土整備部 下水道課長
　〃　　徳島県 県土整備部 水・環境課長
　〃　　大阪市 建設局 下水道河川部 調整課長
　〃　　京都市 上下水道局 下水道部 管理課担当課長
　〃　　神戸市 建設局 下水道部 計画課長
　〃　　堺市 上下水道局 下水道部 下水道管路課長
　〃　　福井市 下水道部長
　〃　　大津市 企業局技術部 技術事業長
　〃　　福知山市 上下水道部 総務課長
　〃　　姫路市 下水道局長
　〃　　奈良市企業局管理部次長
　〃　　和歌山市 建設局 下水道部長
　〃　　津市 下水道局長
　〃　　徳島市 土木部 下水道事務所保全課長
　〃　　日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所　施工管理課長
　〃　　(公社)日本下水道協会 技術研究部 技術指針課長
　〃　　(一社)全国上下水道コンサルタント協会 関西支部長
　〃　　(一社)日本下水道施設業協会 災害支援近畿地区担当委員（機械）
　〃　　(一社)日本下水道施設業協会 災害支援近畿地区担当委員（電気）
　〃　　(公社)日本下水道管路管理業協会 関西支部長
　〃　　(一社)日本下水道施設管理業協会 西部支部長
　〃　　全国管工事業協同組合連合会 近畿ブロック長
　〃　　対策本部長が必要と認めた者
　　（大阪市、京都市、神戸市又は堺市が被災した場合
　　東京都 下水道局 計画調整部 計画課長）

特別本部員　　国土交通省 近畿地方整備局 建政部 都市整備課長

メール・FAX 用

別表２ 下水道事業災害時近畿ブロック支援本部緊急連絡系統（一斉連絡方式） ※基本的にこの系統で連絡

（広域支援は全国ルールにより対応。本表は近畿ブロック管内の連絡系統。）

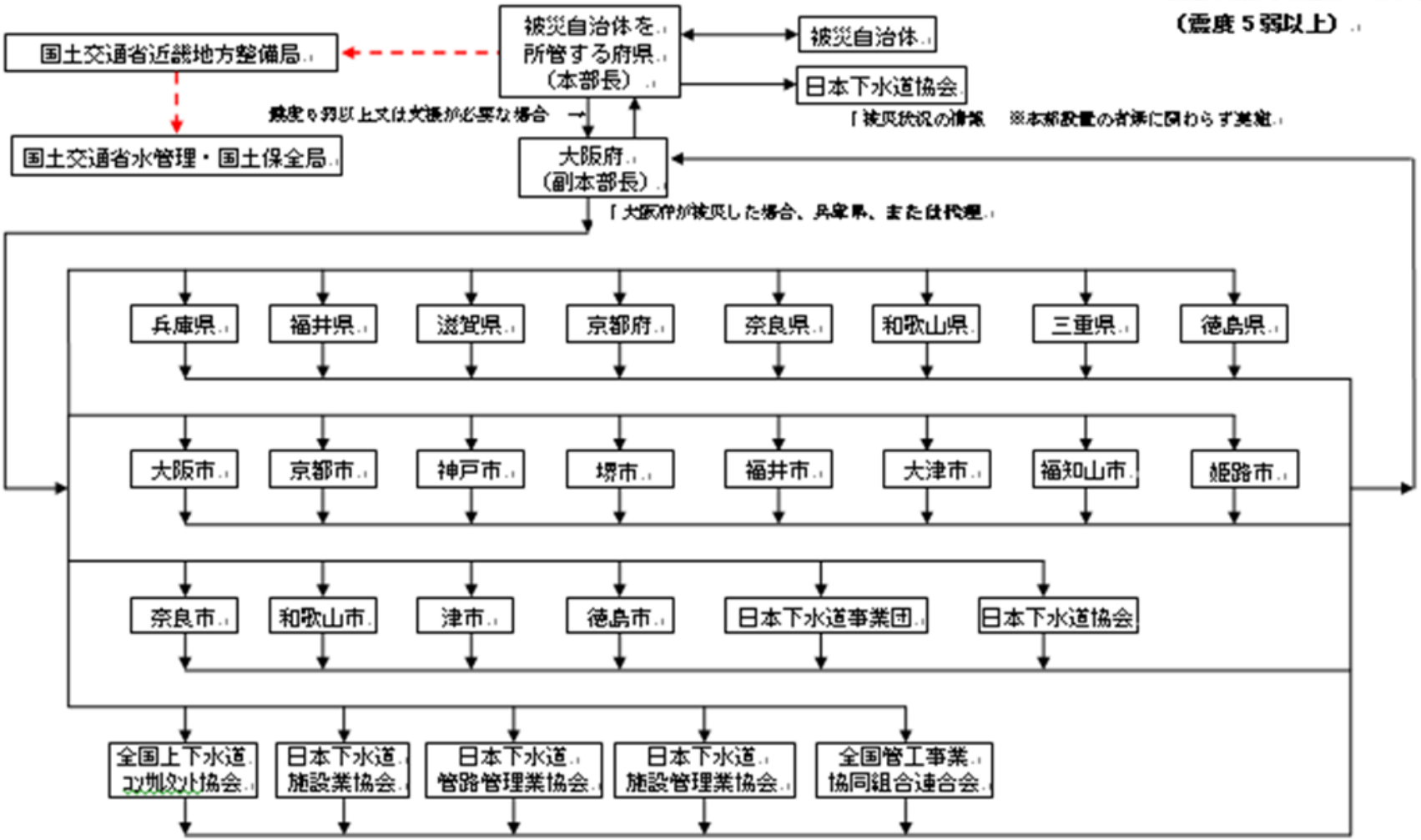

<広域支援の場合> 近畿地方整備局と調整。日本下水道協会、大都市窓口（東京都）、各ブロック連絡会幹事に報告。

※本部長、副本部長及び幹事が被災し、速やかな対応が困難であると認められる場合は、近畿ブロック支援連絡会の府県を代理・代行として指名できる。

電　話　用

別表３ 下水道事業災害時近畿ブロック支援本部緊急連絡系統（順次連絡方式）**※第１報の電話連絡時のみ、この系統を使用**

（広域支援は全国ルールにより対応。本表は近畿ブロック管内の連絡系統。）

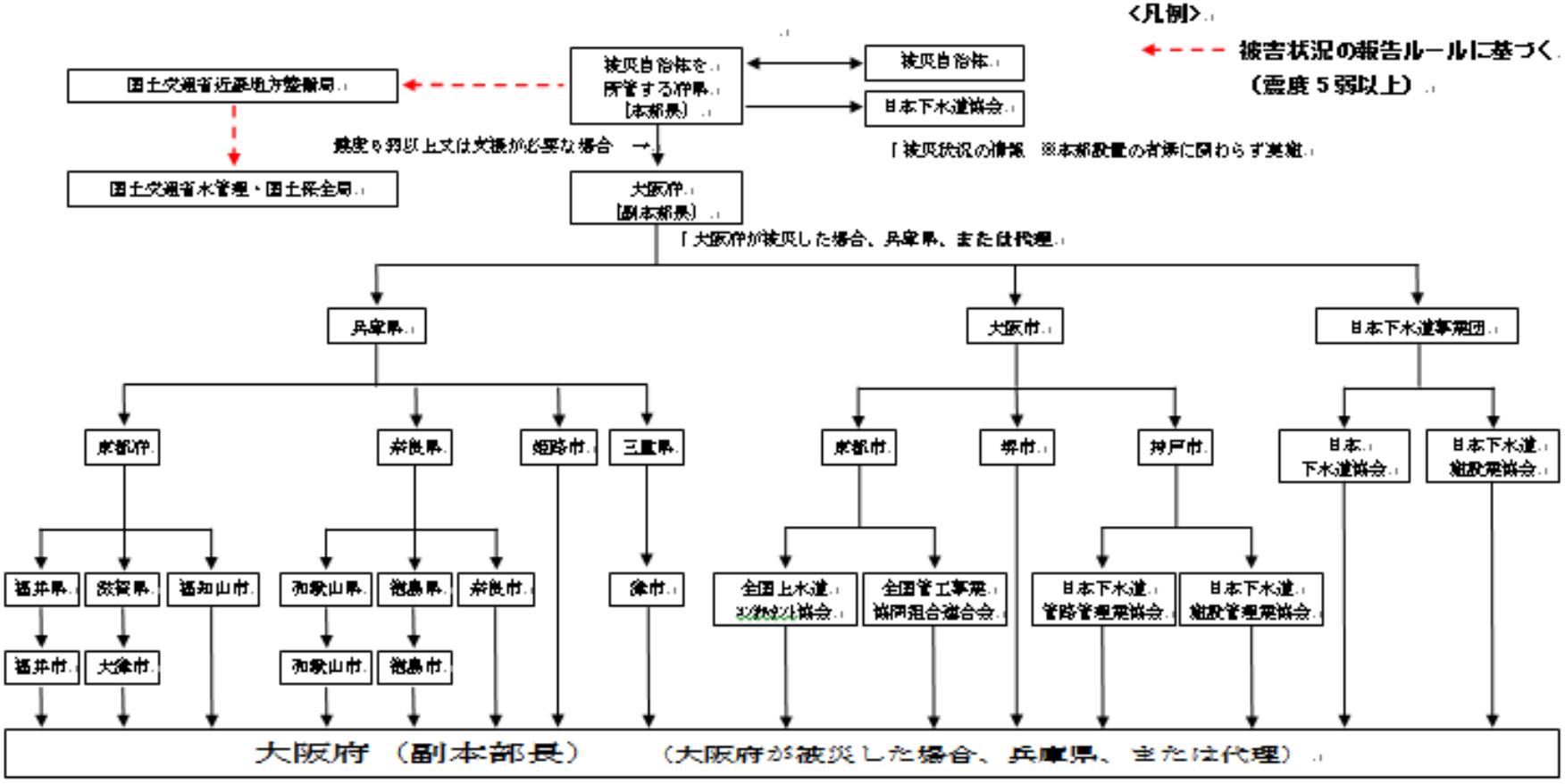

※対策本部長になった府県をとばして情報伝達を行う

〈広域支援の場合〉

近畿地方整備局と調整。日本下水道協会、大都市窓口（東京都）、各ブロック連絡会幹事に報告。

別表 4

下水道事業災害時近畿ブロック支援連絡会議

大阪府 都市整備部 下水道室 事業課長
兵庫県 県土整備部 土木局 下水道課長
福井県 土木部 河川課長
滋賀県 琵琶湖環境部 下水道課長
京都府 環境部 水環境対策課長
奈良県 県土マネジメント部 下水道課長
和歌山県　県土整備部 河川・下水道局　下水道課長
三重県 県土整備部 下水道課長
徳島県 県土整備部水・環境課長
大阪市 建設局 下水道河川部 調整課長
京都市 上下水道局 下水道部 管理課担当課長
神戸市 建設局 下水道部 計画課長
堺市 上下水道局 下水道部 下水道管路課長
日本下水道事業団　近畿・中国総合事務所　施工管理課長
国土交通省 近畿地方整備局 建政部 都市整備課長
福井市 下水道部長
大津市 企業局技術部 技術事業長
福知山市 上下水道部 総務課長
姫路市 下水道局長
奈良市企業局管理部次長
和歌山市 建設局 下水道部長
津市 下水道局長
徳島市 土木部 下水道事務所保全課長
(公社)日本下水道協会 技術研究部技術指針課長
(一社)全国上下水道コンサルタント協会 関西支部長
(一社)日本下水道施設業協会 災害支援近畿地区担当委員（機械）
(一社)日本下水道施設業協会 災害支援近畿地区担当委員（電気）
(公社)日本下水道管路管理業協会 関西支部長
(一社)日本下水道施設管理業協会 西部支部長
全国管工事業協同組合連合会 近畿ブロック長

ア-12　大津市・日本下水道事業団災害支援協定（日本下水道事業団）

出典：大津市資料（令和 2 年 10 月：企業局）

大津市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）
第１条　この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。
２　この協定は、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第１５条の２に規定する災害時維持修繕協定である。
（対象）
第２条　この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。
一　暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
二　その他甲と乙の協議により定めるもの
２　この協定の対象となる下水道施設（以下「協定下水道施設」という。）は、次に掲げるものとする。
一　大津市水再生センター
二　晴嵐中継ポンプ場
三　比叡平中継ポンプ場
四　大江中継ポンプ場
五　石山第１中継ポンプ場
六　田上第２中継ポンプ場
七　大石中継ポンプ場
八　下阪本第２中継ポンプ場
九　唐崎中継ポンプ場
十　南小松中継ポンプ場
（災害支援の内容）
第３条　乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。
一　災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
二　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和２６年政令第１０７号）第５条１項の規定による災害報告に必要な資料の作成
三　協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
四　災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
五　前各号に掲げる災害支援に附帯する支援
（災害支援の要請の方法）
第４条　甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。
２　前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。
（災害支援の実施）
第５条　乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第３条に規定する災害支援を行うものとする。
（災害支援の完了の報告）
第６条　乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。
（費用の負担）
第７条　甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第３条第１号及び第２号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。
２　乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。
３　甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。
（廃止）
第８条　甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。
２　甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

（事務局）
第９条　この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。
　　一　甲の事務局 大津市企業局技術部下水道課
　　二　乙の事務局 日本下水道事業団近畿総合事務所 施工管理課
（協定の有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和２年９月３０日までとする。
（その他）
第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々１通を保有する。

令和 2 年 10 月 1 日

滋賀県大津市御陵町３番１号
甲　大津市
大津市公営企業管理者　山極　正勝

東京都文京区湯島二丁目３１番２７号
乙　日本下水道事業団
理事長　辻原　俊博

ア-13　大規模災害時におけるし尿等の処理に関する協力協定（湖南広域行政組合、甲賀広域行政組合、八日市布引ライフ組合）

（目的）
第１条　この協定は、大規模な災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害。以下「災害」という。）の発生時に大津市、湖南広域行政組合、甲賀広域行政組合及び八日市布引ライフ組合（以下「近隣し尿等処理協力団体」という。）が、協力して、し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の処理を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。
（協力の範囲）
第２条　この協定により近隣し尿等処理協力団体が協力して実施する事項は次のとおりとする。
⑴　し尿処理施設が災害により処理不能となった場合又は処理能力を超えるし尿等が発生した場合におけるし尿等の受入れ
⑵　前号に定めるもののほか、し尿等の処理に関し必要な事項
（処理要請）
第３条　近隣し尿等処理協力団体において災害によりし尿等の適切な処理が困難となった場合は、近隣し尿等処理協力団体間で、協力して処理することについて必要な調整を行うものとする。
２　処理要請を受けた団体は、自らのし尿等の処理に支障がない限り、受入れるものとする。
３　し尿等の処理要請は、次の事項をできるだけ明確に記載した、し尿等処理要請書（別記様式）により行うこととする。ただし、当該要請書を作成・送付する時間的余裕がないときは、電話等使用可能な伝達手段で要請を行い、後にし尿等処理要請書を送付するものとする。
⑴　災害の発生日時、場所、災害による被災状況
⑵　し尿等処理要請内容等
⑶　連絡責任者
⑷　その他必要な事項
（経費の負担）
第４条　し尿等の処理に要する経費は、処理を要請する団体が負担するものとし、支払方法等については、団体双方で協議し、決定するものとする。
２　処理を要請する団体が負担すべき経費は、要請を受けた団体の前年度におけるし尿等の処理に要した直接経費により算出した１キロリットル当たりの単価に、受入量を乗じた額とする。
（他の協定との関係）
第５条　この協定は、近隣し尿等処理協力団体等が災害対策基本法第 67 条の規定等により締結した他の協定に基づく協力等を妨げるものではない。
（組織変更等に伴う措置）
第６条　近隣し尿等処理協力団体は、合併等により組織に変更等が生じた場合には、当該変更後の団体にこの協定を承継させるものとする。
（協定の効力の消滅）
第７条　この協定の締結以後において、近隣し尿等処理協力団体のすべてを含む地方公共団体間で災害時の廃棄物の処理に関する協定が締結された場合は、当該災害時の廃棄物の処理に関する協定の効力の発生をもって、この協定の効力は消滅するものとする。
（協議）
第８条　この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、近隣し尿等処理協力団体がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書４通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２５年７月１日

滋賀県大津市御陵町３－１
大津市長　越　　直 美

滋賀県栗東市小柿三丁目１番１号
湖南広域行政組合
管 理 者　橋 川　　渉

滋賀県甲賀市水口町水口６２１８
甲賀広域行政組合
管 理 者　中 嶋　武 嗣

滋賀県東近江市柴原南町１５９０番地
八日市布引ライフ組合
管 理 者　小 椋　正 清

（別記様式）

し　尿　等　処　理　要　請　書

年　　月　　日

様

（団体代表者名）
住所
氏名　　㊞

大規模災害時におけるし尿等の処理に関する協力協定第３条第３項の規定に基づき、下記のとおりし尿等の処理を要請します。

記

１　災害の状況

災害の種類	
発生日時	年　　月　　日（　）　　時　　分頃
発生場所	
災害による被災の状況	

＜必要に応じて別紙（様式任意）に記載＞

２　し尿等処理要請内容等

項目	内容等
処理施設の所在地及び名称並びに代表者の氏名	
処理	１処理量 (1)　し尿　　kl（　　tバキューム車　　台） (2)　浄化槽汚泥　　kl（　　tバキューム車　　台） ２要請期間　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

＜必要に応じて別紙（様式任意）に記載＞

３　連絡先

団体名	
担当部課	
連絡責任者	
電話	
ＦＡＸ	
電子メールアドレス	
その他	

＜必要に応じて別紙（様式任意）に記載＞

４　その他必要事項

ア-14 災害時等における滋賀県斎場施設連絡協議会構成火葬場の相互応援協力に関する協定

（目的）

第１条　この協定は、災害時等に滋賀県斎場施設連絡協議会（以下「協議会」という。）構成火葬場が所管する区域における遺体の円滑な火葬を実施することにより、公衆衛生の確保に資することを目的に相互の応援協力に関する必要な事項を定める。

（応援協力の適用）

第２条　応援協力は、火葬施設（以下「施設」という。）が次の各号のいずれかに該当し、協議会構成火葬場からの要請があった場合に適用するものとする。

⑴　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）により、施設が被災して稼働できなくなったとき。

⑵　災害により、施設の能力を著しく超過する遺体の火葬を行う必要が生じたとき。

⑶　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１項に規定する「感染症」により、施設の能力を著しく超過する遺体の火葬を行う必要が生じたとき。

⑷　前３号以外の原因により、施設において火災若しくは爆発、又は主要機器の故障等（基幹改良等の大規模修繕を除く。）で火葬業務に支障が生じたとき。

（応援協力の内容）

第３条　応援協力の内容は、次に掲げる事項とする。

⑴　要請を受けた遺体の火葬

⑵　火葬場の業務に必要な物資の提供及び斡旋

⑶　火葬場の業務に係る人員の派遣

⑷　その他要請のあった事項のうち必要と認められる事項

（応援協力の実施）

第４条　応援協力の実施については、施設が第２条に掲げる事態に陥った火葬場が、応援要請を行うものとする。なお、手続は、「火葬場の相互応援協力に関する手順書」として別に定める。

２　応援協力の要請を受けた火葬場は、自らの火葬業務に支障がない限り応援協力を行うものとする。

（経費の負担）

第５条　第３条第１号に規定する火葬に係る経費は、業務を請け負った火葬場（以下「請負火葬場」という。）が定める使用料とし、その使用料は、使用者及び応援要請を行った火葬場が負担するものとする。なお、支払方法は、「火葬場の相互応援協力に関する手順書」として別に定める。

２　第３条第２号、第３号及び第４号並びに当該火葬業務による機器の摩耗、損傷、及び人員の負傷、疾病、又は死亡した場合等に係る経費については、請負火葬場が負担するものとする。

（他の協定との関係）

第６条　この協定は、市町等が災害対策基本法第６７条の規定等により締結した他の協定に基づく協力等を妨げるものではない。また、災害時において滋賀県地域防災計画に基づく広域火葬要綱が適用された場合には、当該要綱が優先されるものとする。

（組織の変更に伴う取扱）

第７条　この協定を締結した火葬場が、合併等により組織に変更等が生じた場合には、この協定を承継したものとする。

（協議）

第８条　この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、協議会においてその都度協議して定めるものとする。

（適用期日）

第９条　この協定は、締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書１０通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和２年１１月６日

滋賀県犬上郡豊郷町大字四十九院１２５２番地
彦根愛知犬上広域行政組合　管理者 大久保　貴
滋賀県東近江市柴原南町１５９０番地
八日市布引ライフ組合　管理者 小椋　正清
滋賀県長浜市八幡中山町２００番地
湖北広域行政事務センター　管理者 若林　正道
滋賀県守山市川田町２２３０番地の３
守山野洲行政事務組合　管理者 宮本　和宏

滋賀県近江八幡市桜宮町２３６番地
近江八幡市　市　長 小西　　理
滋賀県甲賀市水口町水口６０５３番地
甲賀市　市　長 岩永　裕貴
滋賀県湖南市中央一丁目１番地
湖南市　市　長 谷畑　英吾
滋賀県草津市草津三丁目１３番３０号
草津市　市　長 橋川　　渉
滋賀県大津市御陵町３番１号
大津市　市　長 佐藤　健司
滋賀県高島市新旭町北畑５６５番地
高島市　市　長 福井　正明

イ-1　滋賀県市長会災害相互応援協定（滋賀県市長会）

出典：大津市資料（平成 24 年 12 月）

滋賀市長会会員市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という。）が、独自では十分な応急措置が出来ない場合に、被災市の要請に応え、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の応急対策及び復旧対策を円滑に執行するため、次の通り協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次の通りとする。

(1)食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

(2)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材・物資の提供。

(3)救援、救助及び応急復旧に必要な車両の提供

(4)救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

(5)前各合に掲げるものの他、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第２条　応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第５条に定める連絡担当部局を通じて、電話または電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を、後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

(1)被害の状況

(2)前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等

(3)前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容

(4)応援場所及び応援の期間

(5)前各号に掲げるものの他、必要な事項

（応援の実施）

第３条　応援を要請された協定市(以下「応援市」という。)は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

２　激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡が取れない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第４条　応援に要した経費は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として応援市が負担するものとする。

（連絡担当部局）

第５条　　協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（その他）

第６条　この協定は、協定市が別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関する締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第７条　この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第８条　この協定が、平成２４年１１月２７にから効力を発生するものとする。

平成２４年１１月２７日

大津市長
彦根市長
長浜市長
近江八幡市長
草津市長
守山市長
栗東市長
甲賀市長
湖南市長
野洲市長
高島市長
東近江市長
米原市長

イ-2　防災映像情報の交換に関する協定（滋賀県）

出典：大津市資料（平成 27 年 12 月）

滋賀県（以下「甲」という。）と大津市（以下「乙」という。）は、災害発生時の状況を迅速かつ的確に把握し、相互に密接な連携を図るため、映像情報の相互交換について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、甲および乙が保有する映像情報の相互交換等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（装置の設置等）

第２条　甲は、情報の交換のために必要な装置（以下「甲が設置する装置」という。）を乙が管理する庁舎内に設置するものとする。

２ 乙は、甲が装置を設置するため、乙が管理する庁舎を無償で甲に使用させるものとする。

３ 甲が設置する装置と乙が管理する映像システムを接続するために必要な通信回線（LAN 回線）は、甲および乙が分担して整備するものとする。

４ 情報を交換するために必要な光ファイバー網は、甲および乙がそれぞれ用意するものとする。

（設置場所の変更等）

第３条　甲または乙は、甲が設置する装置の設置場所の変更等を行うときは、あらかじめ甲または乙に協議するものとする。

（費用負担）

第４条 甲が設置する装置の設置、保守点検および修理に要する経費は、甲の負担とする。

２ 甲が設置する装置の維持費（電力の使用料）は、乙の負担とする。

３ 通信回線（LAN 回線）の設置および修理に要する経費は、甲および乙がそれぞれ負担する。

４ 情報を交換するために必要な光ファイバー網の利用に係る費用は、甲および乙がそれぞれ負担する。

５ 甲が設置する装置の設置場所の変更等に要する費用は、原因者が負担するものとする。

（交換する情報およびデータの取扱い）

第５条 災害発生時における映像情報の交換は、甲および乙の業務に支障が生じない範囲内で行うものとする。

２ 交換する映像情報および連絡・調整先は、あらかじめ協議するものとする。

（有効期間）

第６条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28 年3 月31 日までとする。

２　前条の規定にかかわらず、期間満了の日の２か月前までに甲または乙から書面による協定廃止に係る意思表示がないときは、協定期間は当該期間満了の日から１年延長されたものとみなす。

（疑義等の決定）

第7 条 この協定に疑義が生じたときまたはこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各1 通を保有する。

平成27 年12 月１日

甲　大津市京町四丁目１番１号
滋賀県知事　三日月 大 造

乙　大津市御陵町３番１号
大津市長　越 直 美

ウ-1　災害時等の応援に関する申し合わせ（国土交通省近畿地方整備局）

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と大津市長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）
第１条　この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合において、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）
第２条　甲が応援を行う、次の各号に掲げる時期とする。
一　大津市内で重大な災害の発生または、発生するおそれがある場合
二　大津市災害対策本部が設置された場合
三　その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）
第３条　災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。
一 情報の収集・提供（リエゾン［情報連絡員］含む。）
二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む）
三 災害に係る専門家の派遣
四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
六 通行規制等の措置
七 その他必要な事項

（リエゾンの派遣）
第４条　第２条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。 なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）
第５条　乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）
第６条　　第２条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。なお、甲及び乙の相互の連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

（緊急災害対策派遣隊の受け入れ）
第７条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等）について、提供の協力をするものとする。

（緊急災害対策派遣隊の報告）
第８条　　甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

（平素の協力）
第９条　甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（その他）
第 10 条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成２４年５月２３日

甲　　近畿地方整備局長　　上 総　周 平
乙　　大津市長　　越　　直 美

ウ-2　災害時における大津市と大津市内郵便局との相互協力に関する協定（大津中央郵便局）

出典：大津市資料（平成24年12月：総務部）

大津市長（以下「甲」という。）と大津中央郵便局長（以下「乙」という。）は、大津市内に発生した地震その他による災害時において、大津市及び大津市内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に行うため､次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）
第１条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。

（協力要請事項）
第２条　甲及び乙は、大津市内に災害が発生し、次に掲げる事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要　請することができる。

（１）　甲及び乙が収集した避難所に避難している市民等の情報の相互提供
（２）　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業にかかる災害特別事務取扱い
（３）　災害時における道路上の陥没箇所、その他の道路の破損箇所等の情報提供
（４）　前３号に掲げるもののほか、必要と認める事項

２　甲及び乙は、前項の協力の要請（以下「協力要請」という。）に当たっては、プライバシーの保護に十分留　意しなければならない。

（協力要請の手続き）
第３条　甲又は乙は、協力要請を行うときは、次に掲げる事項を明らかにし、協力要請書（別記様式）を提出するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により協力要請し、その後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（１）　災害の状況
（２）　協力要請の内容
（３）　協力要請の期間

（協力の実施）
第４条　甲又は乙は、協力要請を受けたときは、その重要性にかんがみ、協力するよう努めなければならない。
２　乙は、この協定に基づき協力をするときは、大津市内の郵便局間の連絡調整を行うものとする。

（経費の負担）
第５条　協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担する。
２　前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害情報等連絡体制の整備）
第６条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）
第７条　大津市内の郵便局は、甲との協議により大津市又は大津市内の各地域が行う防災訓練等に参加するものとする。

（情報の交換）
第８条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡担当課）
第９条　甲及び乙は、相互協力のための連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（その他）
第 10 条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成 12 年３月１日

甲　大津市長

乙　大津中央郵便局長

エ-1　災害時における生活物資の調達等に関する協定（生活協同組合コープしが）

出典：大津市資料（平成23年4月：産業観光部）

大津市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープしが（以下「乙」という。）は、災害発生時における生活物資の調達に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害、大火災等の災害（以下「災害」という。）が発生し、一時的に生活物資の流通に支障が生じた場合に、大津市内で必要とされる生活物資を円滑に調達し、市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、大津市内において災害が発生し、又はその恐れがあり生活物資の流通に支障が生じてその調達の必要があると認めたときは、乙に対してその所有する生活物資の供給を要請することができる。

２　前項に定める要請は、別紙「緊急物資調達要請書」をもって行うものとする。ただし、書面をもって要請する暇がないときは口頭で要請し、その後速やかに「緊急物資調達要請書」を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、積極的かつ速やかにその所有する生活物資の供給に努めるものとする。前条第 2 項ただし書の規定による口頭による要請の場合にあっては、乙は甲の意思を確認のうえ対処するものとする。

（価格）

第４条　甲が乙に要請した生活物資の取引価格は、直近の平常時における適正な価格を基準として、甲、乙協議して定めるものとし、乙は消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）第 9 条に基づき、最大の奉仕に努めるものとする。

（引渡し）

第５条　甲は、乙に搬入場所を指定し、生活物資を引き取るものとする。この場合において、甲は必要に応じて、乙に対し引渡し後の生活物資の運搬について協力を求めることができる。

（代金の請求及び支払）

第６条　乙は、第 4 条の規定により定めた価格に基づき、引き渡した生活物資の代金の支払請求書を甲に提出するものとする。

２　甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から 30 日以内に代金を乙に支払うものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第７条　乙は、日本生活協同組合連合会等との連携を強化し、災害の発生時における広域的な支援体制の整備に努めるものとする。

（連絡窓口）

第８条　甲と乙は、この協定を実施するための連絡窓口を次のとおり定めるものとする。

甲の連絡窓口　産業観光部産業政策課

乙の連絡窓口　生活協同組合コープしが CSP 推進チーム

（変更及び廃止）

第９条　甲又は乙が、この協定を変更又は廃止しようとするときは、その３月前までに相手方に協議を申し入れなければならない。

（雑則）

第 10 条　この協定に定めがない事項又は内容の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙誠意をもって協議し解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その１通を保有する。

平成２３年３月１８日

滋賀県大津市御陵町3番1号

甲　　大津市

市　長

滋賀県大津市竜が丘1番１号

乙　　生活協同組合コープしが

理事長

≪別紙≫

緊急物資調達要請書

年　　月　　日

生活協同組合コープしが　理事長　　様

大津市長

「災害時における生活物資の調達等に関する協定」に基づき、下記のとおり物資の調達を要請します。

記

１　緊急に物資調達の必要が生じた理由

２　調達を必要とする物資の内容

必要とする物資の内容	数　　量	備　　考

３　連絡先

エ-2　災害時における生活物資の調達等に関する協定（大津市コンビニエンスストア協会）

大津市（以下「甲」という。）と大津市コンビニエンスストア協会（以下「乙」という。）は、災害発生時における生活物資の調達その他の防災活動に係る協力についての協定を次のとおり締結する。

（目的）
第１条　この協定は、地震、風水害、大火災等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、大津市内で必要とされる生活物資を調達することにより、迅速に災害への対応を推進し市民の安全確保を図るとともに生活の安定に寄与することを目的とする。
（要請）
第２条　甲は、災害発生時に必要と認められるときには、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。
（１）乙の会員の所有する物資等の供給に関すること。
（２）乙の会員の店舗用駐車場を、避難場所として提供すること。
２　前項の要請は、別紙「緊急物資調達等要請書」をもって行うものとする。ただし、書面をもって要請する暇がないときは口頭で要請し、その後速やかに同要請書を乙に提出するものとする。
（要請に基づく乙の措置）
第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、積極的かつ速やかにその所有する生活物資の供給に努めるものとする。前条第２条ただし書の場合にあっては、乙は甲の意思を確認のうえ対処するものとする。
（価格）
第４条　甲が乙に要請した生活物資の取引価格は、直近の平常時における適正な価格を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。
（引渡し）
第５条　甲は、乙に要請した生活物資を乙の店舗に赴き、引き取るものとする。
２　甲は必要に応じて、乙に対し店舗以外の搬入場所の指定及び運搬についての協力を求めることができる。この場合において、乙はこれに応えるよう努めるものとする。
（代金の請求及び支払）
第６条　乙は、引き渡した生活物資の代金を第４条の規定に基づき算定した額をもって甲に請求する。
２　甲は、乙からの請求により、引き取った生活物資の代金を乙に速やかに支払うものとする。
（その他の防災活動）
第７条　甲は、第２条に定める事項以外で災害への対応について協力を求める事項が生じた場合は、乙にその旨を伝え協力を求めるものとする。
２　乙は前項の協力を求められたときは誠意をもって対応するものとする。
（連絡窓口）
第８条　甲と乙は、この協定を実施するための連絡窓口を次のとおり定めるものとする。
甲の連絡窓口　大津市産業観光部商工労働政策課
乙の連絡窓口　大津市コンビニエンスストア協会
（変更及び廃止）
第９条　甲又は乙が、この協定を変更又は廃止しようとするときは、その３月前までに相手方に協議を申し入れなければならない。
（その他）
第 10 条　この協定に定めがない事項又は内容の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙誠意をもって協議し解決するものとする。
（旧協定書の効力）
第 11 条　平成１７年１月１３日付けで大津市と大津地区コンビニエンスストア防犯連絡協議会及び大津北地区コンビニエンスストア防災連絡協議会が締結した災害時における生活物資の調達等に関する協定は、この協定の締結をもって失効する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その１通を保有する。

平成２７年　４月２７日

滋賀県大津市御陵町３番１号
甲　　大津市
市　長

滋賀県大津市木下町１８番２３号
乙　　大津市コンビニエンスストア協会
会　長

（別紙）

緊急物資調達等要請書

年　　月　　日

大津市コンビニエンスストア協会　会長　様

大津市長

「災害時における生活物資の調達等に関する協定」に基づき、下記のとおり物資の調達を要請します。

記

１　緊急に物資調達の必要が生じた理由

２　調達を必要とする物資の内容

必要とする物資の内容	数　　量	備　　考

３　連絡先

エ-3　災害時における生活物資の調達等に関する協定（イオンリテール株式会社東近畿カンパニー）

出典：大津市資料（平成 23 年 4 月：産業観光部）

大津市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社東近畿カンパニー（以下「乙」という。）とは、災害発生時における生活物資の調達その他の防災活動に係る協力についての協定を次のとおり締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害、大火災等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、被災者に対し避難場所を提供するとともに、大津市内で必要とされる生活物資を調達することにより、迅速に災害への対応を推進し、市民の安全確保と生活の安定に寄与することを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、災害発生時に必要と認められるときは、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

（１）　乙の保有する物資等の供給に関すること。

乙の店舗であるイオンリテール株式会社イオン西大津店の駐車場を、避難場所として提供すること。

２　前項の要請は、別紙「緊急物資調達等要請書」をもって行うものとする。ただし、書面をもって要請する暇がないときは口頭で要請し、その後速やかに同要請書を乙に提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第３条　乙は、甲から前条第 1 項の要請を受けたときは、乙の営業に支障がない範囲において、速やかに同項各号に掲げる事項の履行に努めるものとし、当該履行した事項について甲に連絡するものとする。

（物資等の範囲）

第４条　甲が乙に要請する物資等は、次に掲げるものとし、乙は要請に応じ乙の店舗であるイオンリテール株式会社イオン西大津店及び近隣の店舗から調達するものとする。

（１）　別表に掲げる物資

（２）　その他甲が指定する物資

（物資等の費用負担）

第５条　乙が物資等の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　物資等の価格は、災害発生の直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議して定める。

（物資等の引渡し）

第６条　物資等の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、甲または乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（情報連絡体制の確認）

第７条　甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年、年度始めに相互の情報連絡体制を確認するものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第８条　乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し、協力するものとする。

（１）　甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加

（２）　その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

（連絡責任者）

第９条　この協定に関する甲の連絡責任者は、産業観光部産業政策課長とする。

２　この協定に関する乙の連絡責任者は、イオンリテール株式会社イオン西大津店店長とする。

（協定の期間）

第 10 条　この協定の期間は、協定締結の日から平成 19 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の 3 か月前までに甲乙のいずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、１年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（雑則）

第 11 条　この協定に定めがない事項又は内容の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙誠意をもって協議し解決するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２３年３月１８日

大津市御陵町３番１号
甲　大津市
大津市長

大阪市福島区海老江１丁目１番２３号
乙　イオンリテール株式会社東近畿カンパニー
執行役員支社長

≪別紙≫

緊急物資調達等要請書

年　　月　　日

イオンリテール株式会社東近畿カンパニー執行役員支社長　様

大津市長

災害時における生活物資の調達等に関する協定第２条第２項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

１　要請する事項

２　緊急に物資調達の必要が生じた理由（物資等の供給を要請した場合）

３　調達を必要とする物資の内容（物資等の供給を要請した場合）

必要とする物資の内容	数　　量	備　　考

４　連絡先

別表（第４条関係）
災害時の主な必要物質一覧

災害発生直後に必要な物資	その後に必要な物資
食料品	食料品
おにぎり パン類 カップ麺 飲料水 牛乳 粉ミルク 缶詰(イージーオープン)	精米 即席麺 食パン レトルト食品 漬物 梅干 野菜 調味料 肉類 菓子類 果物 お茶
生活必需品	生活必需品
毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶、ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン、使い捨て食器類、ラップ、固形燃料、ウェットティッシュ、ゴミ袋、蚊取り線香（夏季）、使い捨てカイロ（冬季)	タオル、肌着、履物、作業服、軍手、鍋、炊飯用具、簡易コンロ、カセットボンベ、石鹸、歯ブラシ、ティッシュペーパー、常備薬、救急セット、防水シート

エ-4　災害時における生活物資の調達等に関する協定（大津商工会議所、大津北商工会、瀬田商工会）

出典：大津市資料（平成 24 年 1 月：産業観光部）

大津市（以下「甲」という。）、大津商工会議所（以下「乙」という。）、大津北商工会（以下「丙」という。）及び瀬田商工会（以下「丁」という。）は、災害発生時における生活物資の調達に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）
第１条　この協定は、地震、風水害、大火災等の災害（以下「災害」という。）が発生し、一時的に生活物資の流通に支障が生じた場合に、大津市内で必要とされる生活物資を円滑に調達し、市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（供給の要請）
第２条　甲は、大津市内において災害が発生し、又はその恐れがあり、生活物資の流通に支障が生じてその調達の必要があると認めたときは、乙、丙及び丁（以下「乙等」という。）に対して必要な情報を提供するとともに、乙等の会員の所有する生活物資の供給を要請することができる。

２　前項に定める要請は、別紙「緊急物資調達要請書（以下「要請書」という。）」をもって行うものとする。ただし、書面による速やかな要請が困難と判断させる場合等は口頭で要請し、後刻、要請書を提出するものとする。
（要請に基づく生活物資の確保）
第３条　乙等は、甲から前項の要請を受けたときは、それぞれ速やかに加盟会員と連携し、必要な生活物資の供給に努めるものとものとする。

２　この場合、乙等は、それぞれの会員に対し、必要な情報の提供と必要な指導を行うものとする。
（生活物資）
第４条　甲が乙等に要請する災害時の生活物資は、被災状況に応じて、別表の品目の中から指定するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲、乙等協議の上、別表以外の品目を指定できるものとする。
（費用）
第５条　前条の規定により、乙等の会員が供給した生活物資の対価は、甲が負担するものとする。

２　前項に要する費用は、要請を受けた直近の平常時における適正な価格を基準として、甲、乙等協議の上定めるものとする。
（生活物資の引渡し）
第６条　甲は、乙等に搬入場所を指定し、生活物資を引取るものとする。この場合において、甲は乙等に対し必要に応じて引き渡し後の生活物資の運搬について協力を求めることができる。

２　この場合、乙等は、それぞれの会員に必要な情報を提供し、指示するものとする。
（代金の請求及び支払）
第７条　乙等は、それぞれ第４条の規定により定めた価格に基づき、引き渡した生活物資の代金の支払請求書を甲に提出するものとする。

２　甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から３０日以内に代金を乙等にそれぞれ支払うものとする。ただし、支払期日については、甲、乙等協議の上、変更することができる。
（広域的支援体制の整備）
第８条　乙等は、乙等相互並びに乙等以外の商工会議所及び商工会等との連携を推進する等して、災害発生時における広域的な支援体制の整備に努めるものとする。

（情報の提供）
第９条　甲は、災害時において、市民に対し生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙等はそれに協力するものとする。

２　甲と乙等は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。
３　甲と乙等は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対し、迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。
４　甲と乙等は、平常時から災害時の生活物資等についての調査研究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。
（連絡窓口）
第１０条　甲と乙等は、この協定を実施するための連絡窓口を次のとおり定めるものとする。
甲の連絡窓口　大津市産業観光部産業政策課長
乙の連絡窓口　大津商工会議所専務理事
丙の連絡窓口　大津北商工会事務局長

丁の連絡窓口　瀬田商工会事務局責任者

（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項又は内容の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙誠意をもって協議し、解決するものとする。

（旧協定の効力）

第１２条　平成２３年７月11 日付けで大津市と大津北商工会と締結した災害救助に必要な物資等の調達等に関する協定は、この協定の締結をもって失効する。

この協定の締結を証するため、本書４通を作成し、甲、乙、丙及び丁記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２４年１月１３日

大津市御陵町３番１号
甲　大 津 市
大津市長

大津市打出浜２番１号コラボしが２１　９階
乙　大津商工会議所
会　頭

大津市本堅田三丁目７番１４号
丙　大津北商工会
会　長

大津市大江四丁目１８番１０号
丁　瀬田商工会
会　長

エ-5　災害時相互応援に関する協定（地方卸売市場）

出典：大津市資料（平成 24 年 12 月：産業観光部）

この協定は、地方卸売市場（以下「市場」という。）を開設する都市において、地震等による災害が発生し、災害を受けた場合、市場が生鮮食料品等を被災地域の住民に供給する場合において、災害を受けていない都市の市場が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、緊急・応急措置として、被災地域における生鮮食料品等の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）
第１条　応援の種類は、次のとおりとする。
（１）被災地域の住民に供給する生鮮食料品等の提供
（２）被災地域の住民に供給する生鮮食料品等の提供に係る搬送
（３）人的応援は搬送に伴う範囲とし、物的応援は入場業者が取り扱う物品にとどめ、市場独自で対応できる範囲とする。
（応援要請の手続き）
第２条　応援を要請する市場は、次の事項を明らかにし、口頭、電話又は電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。
（１）被害の状況
（２）前条第１号に掲げる応援を要請する場合においては、その品名及び数量
（３）前条第２号に掲げる応援を要請する場合においては、被害の状況に応じた有効な搬送手段
（４）人的応援を要請する場合においては、宿泊施設等の確保
（５）前各号に掲げるもののほか、市場が迅速に対応できる情報等
（応援の期間）
第３条　応援の期間は、一週間程度とし、長期に及ぶ場合は、市場間で調整のうえ対応する。
（協定の順守）
第４条　応援を要請された市場は、速やかにこれに応じ、極力その要請内容の実現に努めるものとする。
（応援に要する経費負担等）
第５条　応援に要した経費（生鮮食料品等の対価・搬送に要した費用・物的、人的応援費用）は、応援を要請する市場が負担する。
その経費の負担については、次のとおりとする。ただし応援する市場が自主的に行う救援物資に伴う費用は無償とする。
（１）応援を要請した市場が負担する経費の額は、応援をした市場が定める規定により算出した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
（２）応援職員が応援業務により負傷又は疾病等にかかった場合に要する経費は、応援市場の負担とする。
（応援経費の請求等）
第６条　前条に定める応援に要する経費を応援市場が支払った場合、応援を要請した市場にその経費を請求する。
（連絡担当者）
第７条　この協定を締結する市場は、あらかじめ相互応援のための連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をするものとする。
（定めのない事項）
第８条　協定の実施に関し、この協定に定めのない事項は、市場間で協議して定めるものとする。
（効力の発生）
第９条　この協定は、平成１１年３月２６日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本協定書５通を作成し、各市場は記名・押印のうえ、各１通を保有する。

平成１１年３月２６日

長浜地方卸売市場株式会社　代表取締役
彦根総合地方卸売市場株式会社　代表取締役
八日市市公設地方卸売市場　開設者
大津市公設地方卸売市場　開設者
（立会人）
滋賀県地方卸売市場活性化協議会　会長
大津市公設地方卸売市場　市場長

エ-6　全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定書（全国公設地方卸売市場協議会）

全国公設地方卸売市場協議会各会員は、別紙１「全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定書」に基づき、協定を締結する。

なお、この協定は、別紙２「災害時相互応援に関する協定同意市場・開設者一覧」に記載された会員間で実施するものとする。

この協定は、平成２９年９月１日から施行する。

平成２９年９月１日

全国公設地方卸売市場協議会会長
豊田市公設地方卸売市場
開設者　豊田市長　　太　田　稔　彦

（別紙１－１）

（趣旨）
第１条　全国公設地方卸売市場協議会各会員（以下「会員」という。）は、いずれかの開設市の区域において、地震等による大規模な災害が発生し、被災した開設市（以下「被災市」という。）が、独自では十分な生鮮食料品の確保ができない場合において、災害を受けていない会員開設市が友愛的精神に基づき、救援協力し、緊急・応援措置として、被災市における生鮮食料品の確保及び市場機能の復旧対策を図ることを目的に、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）
第２条　応援の種類は、次のとおりとする。
⑴　被災者に供給する生鮮食料品の提供
⑵　被災者に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送
⑶　被災市の市場事業の継続のために必要な資機材、物資等の斡旋又は提供
⑷　前各号に掲げるもののほか、特に要請があったもの

（応援要請の手続き）
第３条　被災市は、応援の要請をしようとする場合、次に掲げる事項を明らかにして、全国公設地方卸売市場協議会会長（以下「会長」という。）に電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。
⑴　被害の状況
⑵　前条第１号に掲げる応援を要請するときは、その品名、数量
⑶　前条第２号に掲げる応援を要請するときは、被害の状況に応じた有効な搬送手段
⑷　前条第３号に掲げる応援を要請するときは、資機材、物資等の品名、数量等
⑸　連絡窓口
⑹　応援の期間
⑺　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援体制）
第４条　会長は、被災市から応援の要請を受けたときは、速やかに会員による応援体制を整えるものとする。
２　会長が、被災市となったときは、全国公設地方卸売市場協議会副会長が、代理を務める。

（応援の実施）
第５条　会長から要請された会員は、速やかにこれに応じ、可能な限り応援に努めるものとする。
（応援経費の負担）
第６条　応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、被災市と応援を実施した会員間の協議によっては、この限りでない。
２　応援の要請をした被災市が前項に規定する経費を支弁する時間的余裕がなく、かつ、応援の要請をした被災市からの要請があった場合は、応援を実施した会員は、一時、立替支弁するものとする。
３　応援を実施した会員が、前項の規定に基づく経費の負担をした場合には、この協定に基づき、負担した経費の精算をするものとする。

（連絡担当部局）
第７条　会員は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（協議）
第８条　この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度、会員が協議して定めるものとする。

（協定の効力）
第９条　この協定は，全国公設地方卸売市場協議会に加盟する会員を前提に締結するものである。よって、会員から脱退したときは、協定の効力は当然に失うものとする。

附則
１　この協定の締結は、会長への同意書の提出をもって成立したものとみなす。
２　この協定は、平成２９年９月１日から施行する。

別紙1－2

大規模災害時における生鮮食料品の供給に係る市場間の応援系統図

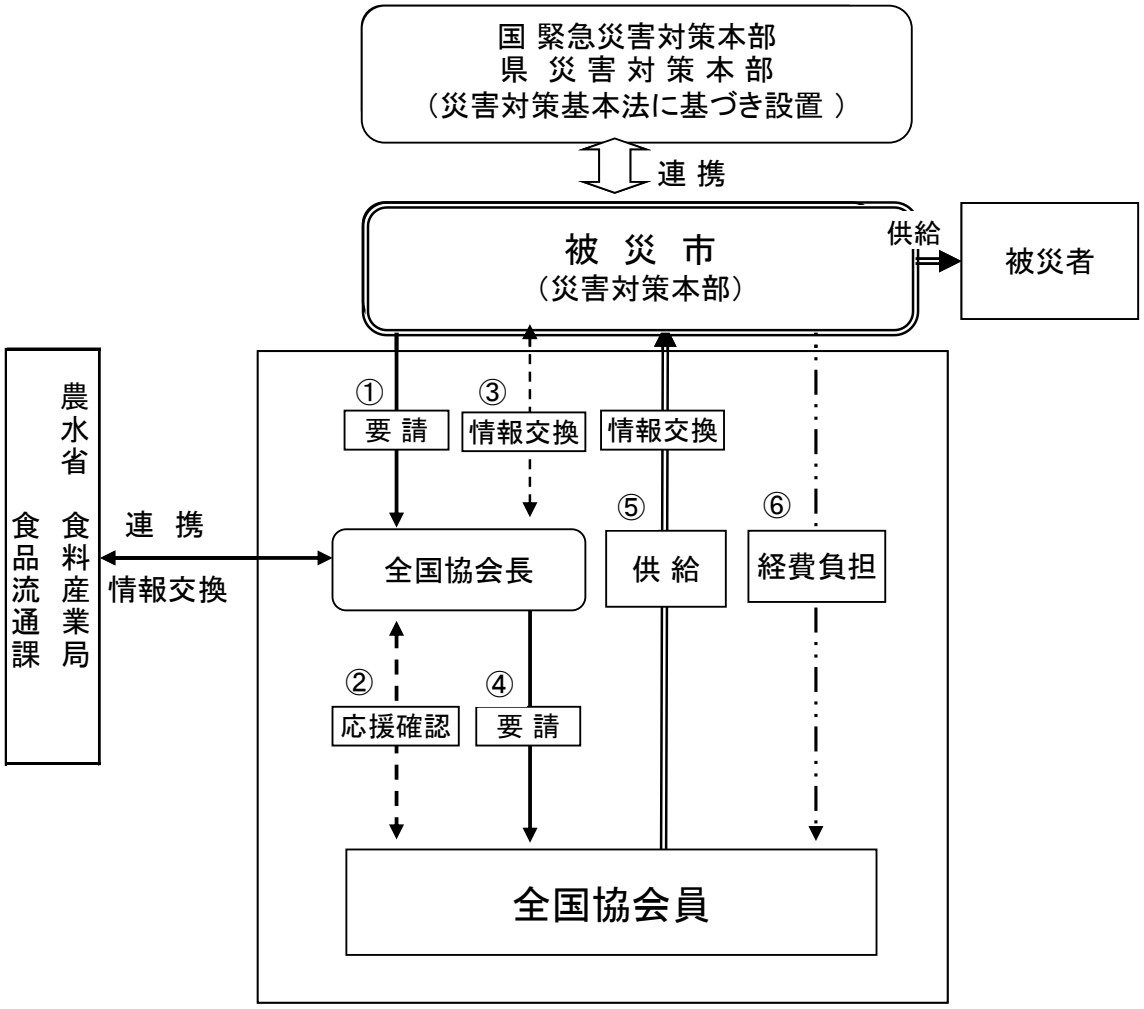

【 応援手順の概要 】

要　請	①食料供給について、種類及び数量を明示して全国協会長に要請 被害の状況、搬送手段及び経路、供給場所、連絡窓口等の情報を提供
⇩	
全国協会長	②被災市からの要請に応じて、全国協会員に対し応援の可否を確認 ③全国協会員の応援状況を収集し、被災市と要請する全国協会員及び供給方法等について調整
要　請	④被災市との調整後、正式に全国協会員へ要請
⇩	
供　給	⑤要請を受けた全国協会員は、速やかに生鮮食料品を確保し、被災市へ供給
⇩	
経費負担	⑥要請した被災市は、全国協会員の応援に要した経費を負担

（別紙２－１）

災害時相互応援に関する協定同意市場・開設者一覧

令和７年４月１日現在

【東日本ブロック】

NO	市場名	開設者名	部類
1	千歳市公設地方卸売市場	千歳市長　横田　隆一	青果・水産
2	苫小牧市公設地方卸売市場	苫小牧市長　金澤　俊	青果・水産・花き
3	函館市水産物地方卸売市場	函館市長　大泉　潤	水産
	函館市青果物地方卸売市場		青果
4	地方卸売市場八戸市第一魚市場	八戸市長　熊谷　雄一	水産
	地方卸売市場八戸市第二魚市場		
	地方卸売市場八戸市第三魚市場		
5	秋田市公設地方卸売市場	秋田市長　沼谷　純	青果・水産
6	公設庄内青果物地方卸売市場	庄内広域行政組合理事長　矢口　明子	青果
7	米沢市青果物地方卸売市場	米沢市長　近藤　洋介	青果
8	山形市公設地方卸売市場	山形市長　佐藤　孝弘	青果・水産
9	郡山市総合地方卸売市場	郡山市長　椎根　健雄	青果・水産・花き
10	福島市公設地方卸売市場	福島市長　木幡　浩	青果・水産・花き
11	水戸市公設地方卸売市場	水戸市長　高橋　靖	青果・水産・花き
12	公設鹿島地方卸売市場	鹿島地方事務組合管理者　石田　進	青果
13	黒磯那須公設地方卸売市場	黒磯那須公設地方卸売市場事務組合 組合長　渡辺　美知太郎	青果・水産
14	鹿沼市公設地方卸売市場	鹿沼市長　松井　正一	青果・水産
15	秩父市公設地方卸売市場	秩父市長　清野　和彦	青果・水産
16	柏市公設総合地方卸売市場	柏市長　太田　和美	青果・水産・花き
17	成田市公設地方卸売市場	成田市長　小泉　一成	青果・水産
18	千葉市地方卸売市場	千葉市長　神谷　俊一	青果・水産
19	船橋市地方卸売市場	船橋市長　松戸　徹	青果・水産
20	三浦市三崎水産物地方卸売市場	三浦市長　吉田　英男	水産
21	平塚水産物地方卸売市場	平塚市長　落合　克宏	水産
21	小田原市公設青果地方卸売市場	小田原市長　加藤　憲一	青果
	小田原市公設水産地方卸売市場		水産
22	川崎市地方卸売市場南部市場	川崎市長　福田　紀彦	青果・水産・花き
23	松本市公設地方卸売市場	松本市長　臥雲　義尚	青果・水産 食肉・花き
24	飯田市地方卸売市場	飯田市長　佐藤　健	青果・水産
25	甲府市地方卸売市場	甲府市長　樋口　雄一	青果・水産

（別紙２－２）

災害時相互応援に関する協定同意市場・開設者一覧

令和７年４月１日現在

【西日本ブロック】

NO	市場名	開設者名	部類
1	南加賀公設地方卸売市場	南加賀広域圏事務組合 管理者　　宮橋　勝栄	青果・水産
2	七尾市公設地方卸売市場	七尾市長　茶谷　義隆	青果・水産
3	高山市公設地方卸売市場	高山市長　田中　明	青果・水産
4	中濃公設地方卸売市場	関市長　　山下　清司	青果
5	豊田市公設地方卸売市場	豊田市長　太田　稔彦	青果・水産
6	富山市公設地方卸売市場	富山市長　藤井　裕久	青果・水産・花き
7	東近江市八日市公設地方卸売市場	東近江市長　小椋　正清	青果・水産・花き
8	大津市公設地方卸売市場	大津市長　佐藤　健司	青果・水産
9	新宮広域圏公設地方卸売市場	新宮周辺広域市町村圏事務組合 管理者　　田岡　実千年	青果・水産
10	明石市公設地方卸売市場	明石市長　丸谷　聡子	青果・水産
11	尼崎市公設地方卸売市場	尼崎市長　松本　眞	青果・水産
12	鳥取市公設地方卸売市場	鳥取市長　深澤　義彦	青果・水産・花き
13	岩国市地方卸売市場	岩国市長　福田　良彦	青果・水産
14	下関市地方卸売市場唐戸市場	下関市長　前田　晋太郎	水産
	下関市地方卸売市場南風泊市場		
	下関市地方卸売市場特牛市場		
	下関市地方卸売市場新下関市場		青果
15	北九州市公設地方卸売市場	北九州市長　武内　和久	水産
16	飯塚市地方卸売市場	飯塚市長　武井　政一	青果・水産・花き
17	大分市公設地方卸売市場	大分市長　足立　信也	青果・水産
18	別府市公設地方卸売市場	別府市長　長野　恭紘	青果・水産・花き
19	佐伯市公設水産地方卸売市場 （葛港市場）	佐伯市長　冨高　国子	水産
	佐伯市公設水産地方卸売市場 （鶴見市場）		
20	都城市公設地方卸売市場	都城市長　池田　宜永	青果・水産・花き

エ-7　災害時における物資の供給に関する協定（レンゴー株式会社滋賀工場）

出典：大津市資料（平成 28 年 7 月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）とレンゴー株式会社滋賀工場（以下「乙」という。）とは、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大津市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災者等の支援のため次条に定める物資を乙が甲に対して供給するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（物資の範囲）

第２条　甲が乙に対して供給を要請することのできる物資は、次に掲げるとおりとする。

⑴　段ボール製品（段ボールシート及び段ボールケース）

⑵　段ボール製簡易ベッド

⑶　その他乙の取り扱う商品

（協力要請及び手続）

第３条　甲は、災害等で必要があると認めたときは、乙に対して前条に定める物資の供給を要請することができるものとする。

２　甲は、前項に基づく要請を行う場合は、対象となる品目、数量、引渡場所、その他必要な事項を記載した要請文書（様式第１号）を作成の上、乙に交付してこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に速やかに要請文書を交付するものとする。

３　乙は、前項の要請を受けたときは、特段の事情がない限り、これに応じるものとする。なお、前項の要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、要請のあった物資の供給の見込みについて、甲に通知するものとする。

（物資の引渡し）

第４条　乙は、前条第２項により甲が指定した場所に物資を運搬するものとし、甲は当該指定の場所に職員を派遣し、物資を確認の上、これを引き取るものとする。なお、甲は、乙が物資の運搬に使用する車両が優先的に通行できるよう、配慮するものとする。

２　乙は、物資の運搬終了後、速やかに様式第２号により、甲にその旨を報告するものとする。

（代金及び費用負担）

第５条　前２条の規定により甲が乙より供給を受けた物資の代金の額は、災害発生の直前における価格を基準として、甲乙協議の上定めるものとする。また、甲は、当該物資の代金のほか、乙の指定場所までの物資の運搬費用その他の経費を負担するものとする。

２　甲は、乙から請求を受けたときは、物資の代金及び経費を、速やかに乙に支払うものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、平成２８年７月２５日から１年間とする。ただし、期間満了の２か月前までに甲及び乙のいずれからも特段の申し出がない場合は、本協定は更に１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

（協議解決）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙誠実に協議の上、これを解決するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各１通を保有する。

平成２８年７月２５日

甲　大津市御陵町３番１号
大津市
大津市長

乙　滋賀県栗東市辻５６５
レンゴー株式会社
滋賀工場長

エ-8　災害時における物資の調達等に関する協定（株式会社アヤハディオ）

出典：大津市資料（平成 28 年 10 月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）、株式会社アヤハディオ（以下「乙」という。）は、災害発生時における物資の調達に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害、大火災等の災害（以下「災害」という。）が発生し、一時的に物資の流通に支障が生じた場合に、大津市内で必要とされる物資を円滑に調達し、市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（供給の要請）

第２条　甲は、大津市内において災害が発生し、又はその恐れがあり、物資の流通に支障が生じてその調達の必要があると認めたときは、乙に対して必要な情報を提供し、乙が所有する物資の供給を要請することができる。

２　前項に定める要請は、別紙「緊急物資調達要請書（以下「要請書」という。）」をもって行うものとする。ただし、書面による速やかな要請が困難と判断される場合等は口頭で要請し、後刻、要請書を提出するものとする。

（要請に基づく物資の確保）

第３条　乙は、甲から前項の要請を受けたときは、特別の理由のない限り、必要な物資の供給に優先的に努めるものとものとする。

２　この場合、乙は、必要な情報の提供と必要な指導を行うものとする。

（物資）

第４条　甲が乙に要請する災害時の物資は、被災状況に応じて、別表の品目の中から指定するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲、乙協議の上、別表以外の品目を指定できるものとする。

（費用）

第５条　前条の規定により、乙が供給した物資の対価は、甲が負担するものとする。

２　前項に要する費用は、要請を受けた直近の平常時における適正な価格を基準として、甲、乙協議の上定めるものとする。

（生活物資の引渡し）

第６条　甲は、乙に搬入場所を指定し、物資を引取るものとする。この場合において、甲は乙に対し必要に応じて引き渡し後の物資の運搬について協力を求めることができる。

２　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先できるよう配慮するものとする。

（代金の請求及び支払）

第７条　乙は、それぞれ第４条の規定により定めた価格に基づき、引き渡した物資の代金の支払請求書を甲に提出するものとする。

２　甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から３０日以内に代金を乙にそれぞれ支払うものとする。ただし、支払期日については、甲、乙協議の上、変更することができる。

（情報の提供）

第８条　甲は、災害時において、市民に対し物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

２　甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

３　甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対し、迅速かつ的確な物価等の情報の提供に努めるものとする。

４　甲と乙は、平常時から災害時の物資等についての調査研究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（連絡窓口）

第８条　甲と乙は、この協定を実施するための連絡窓口を次のとおり定めるものとする。

甲の連絡窓口　大津市産業観光部商工労働政策課長

乙の連絡窓口　株式会社アヤハディオ大津店長

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項又は内容の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙誠意をもって協議し、解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２８年１０月１２日

大津市御陵町３番１号
甲　大 津 市
大津市長　越　直　美

大津市におの浜１－１－３
乙　株式会社　アヤハディオ
代表取締役　新居　伸之

エ-9　災害救助に必要な物資の調達に関する協定（株式会社平和堂）

出典：大津市資料（平成 28 年 12 月：産業観光部）

大津市（以下「甲」という。）と株式会社　平和堂（以下「乙」という。）の間に、災害救助に必要な物資の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要であると認めるときは、乙に対し、乙の所有物資の供給について協力を要請することができる。

大津市内において地震、風水害、大火災等の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。

（調達物資の範囲）

第２条　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

（１）別表１に掲げる物資

（２）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第３条　第１条に定める要請は、別表２「緊急物資調達要請書」をもって行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第４条　第１条による要請を受けたときは、所有物資の優先供給に可能な範囲で努めるものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第５条　物資の運搬は、甲が指定する物資供給拠点までとし、甲は該当指定場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

２　物資供給拠点までの運搬は、乙又は乙が指定するものが行うものとし、各避難所等への運搬については、甲又は甲が指定するものが行うものとする。

（車両通行の確保）

第６条　甲は、災害時において乙が物資を運搬および供給する車両を優先できるように配慮するものとする。

（価　格）

第７条　第３条の規定により、乙が供給した物資の代金は、甲が負担するものとする。

２　物資の納入価格は、災害等発生直前における小売価格等を基準とし、甲及び乙は協議のうえ、速やかに決定するものとする。

（費用の支払）

第８条　甲が供給を受けた物資の代金は、物資の納入を受けた後、乙から請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静した後、速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第９条　この協定に関わる連絡要請等についての責任者は、次の通りとし、両者は責任をもって連絡調整をするものとする。また、連絡窓口に変更があった場合は、速やかに報告するものとする。

（１）甲　滋賀県大津市　　産業観光部　商工労働政策課長

（２）乙　株式会社平和堂　総務部総務課長

（協　議）

第１０条　この協定に定めのない事項について又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙は協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、この有効期間の満了日の１か月前までに甲及び乙いずれからも協定解除の意思表示がない場合は、協定を更に１か年延長させるものとし、その後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２８年１２月２０日

甲　　滋賀県大津市御陵町３番１号
大津市
大津市長　　越　　直　美

乙　　滋賀県彦根市小泉町３１番地
株式会社平和堂
代表取締役社長　　夏　原　平　和

エ-10　災害時における機材の提供に関する協定（株式会社東海大阪レンタル）

出典：大津市資料（平成 30 年 5 月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）と株式会社東海大阪レンタル（以下「乙」という。）とは、災害発生時における機材（乙が所有する機材であって、レンタル事業の用に供するもの。以下「機材」という。）の貸し出しについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、大津市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙が甲に機材を貸し出すに当たり、必要な事項を定めるものとする。
（機材の範囲）
第２条　乙が貸し出す機材は、災害により被災した建物、道路、河川その他の工作物の修復、解体、避難所の運営、その他災害対応に必要な機材とする。
（協力要請及び手続）
第３条　甲は、災害等で必要があると認めたときは、乙に対して前条に定める機材の貸し出しを要請するものとする。
２　甲は、前項の要請を行うときは、機材名、数量、引渡場所、その他必要な事項を記載した要請書（様式第１号）を作成の上、乙に提出するものとする。
ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請することができる、この場合、要請後速やかに要請書を提出するものとする。
３　乙は、前項の要請を受けたときは、特段の事情がない限り、これに応じるものとする。なお、前項の要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、要請のあった機材の貸し出しの見込みについて、甲に通知するものとする。
（機材の引渡し）
第４条　乙は、前条第２項により甲が指定した場所に機材を運搬し、甲に引き渡すものとする。ただし、乙が被災した等の理由で運搬できないときは、甲が運搬するものとする。
２　甲は、乙が機材の運搬に使用する車両が優先的に通行できるよう、配慮するものとする。
３　乙は、機材の運搬終了後、報告書（様式第２号）を作成のうえ甲に提出するものとする。
（費用負担）
第５条　前２条の規定により甲が乙より借り受けた機材の代金は、災害発生の直前における価格を基準として、甲乙協議の上定めるものとする。また、甲は、借り受けた機材の代金のほか、乙が負担した機材の運搬費用その他の経費を負担するものとする。
２　甲は、乙から請求を受けたときは、機材の代金及び経費を、速やかに乙に支払うものとする。
（有効期間）
第６条　この協定の有効期間は、平成３０年５月１７日から１年間とする。ただし、期間満了の２か月前までに甲及び乙のいずれからも特段の申し出がない場合は、本協定は更に１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。
（連絡窓口）
第７条　甲と乙は、この協定を実施するための連絡窓口を次のとおり定めるものとする。
甲の連絡窓口　大津市　危機・防災対策課長
乙の連絡窓口　株式会社東海大阪レンタル　大津営業所長
（協議解決）
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙誠実に協議の上、これを解決するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各１通を保有する。

平成３０年５月１７日

大津市御陵町３番１号
甲　大津市
大津市長　越　直美

大阪府茨木市目垣二丁目３４番２１号
乙　株式会社東海大阪レンタル
取締役社長　濱田　喜代巳

エ-11　災害時における物資供給に関する協定書（NPO 法人コメリ災害対策センター）

出典：大津市資料（令和 2 年 8 月：産業観光部）

大津市（以下、「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下、「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第３条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第４条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち乙が調達可能な物資とする。

⑴別表に掲げる物資

⑵その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第５条　第３条の要請は、調達する物資名、数量、規格及び引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第６条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第７条　物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その引渡場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　第６条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第９条　物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第12条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自１通を保有する。

令和２年８月１８日

甲　大津市御陵町３番１号
大津市
大津市長　佐藤　健司

乙　新潟県新潟市南区清水４５０１番地１
NPO法人コメリ災害対策センター
理事長　捧　雄一郎

別表
　災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、 ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て） バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭､木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

エ-12　災害時における物資の供給等に関する協定（中部薬品株式会社）

出典：大津市資料（令和２年８月：産業観光部）

大津市（以下「甲」という。）と中部薬品株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に規定する地震、風水害その他の災害が生じた場合又は生じる恐れがある場合における被災者の生活支援に必要な物資の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）
第１条　甲は、災害時において、物資の供給を必要とするときは、当該供給について、乙に協力を要請することができる。
２　前項の規定による協力の要請は、別記様式１をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後に別記様式１を提出するものとする。

（協力の実施）
第２条　乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な限り協力するものとする。
２　乙は、要請に対する可否を決定した後、速やかに甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）
第３条　甲が乙に供給を要請する物資等は、次に掲げるもののうち、乙が調達することができる物資とする。
⑴　別記様式２に掲げる物資
⑵　前号に掲げるもののほか、甲が指定する物資

（物資の引渡し）
第４条　物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その引渡場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が運搬することが困難である場合は、甲、乙協議の上対応することとする。
２　甲は、必要に応じて乙の店舗で直接被災者に物資を供給できるものとする。
３　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書等により甲に報告するものとする。

（費用の負担）
第５条　乙が供給した物資の対価及びその運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。
２　前項に規定する物資の対価は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。
３　甲は、第１項の規定により負担すべき対価又は費用について請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（連絡体制の整備）
第６条　この協定の円滑な実施を図るため、連絡体制を別記様式３のとおり定めるものとし、変更があったときは、速やかにその旨を報告するものとする。

（協議）
第７条　この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

（協定の期間と効力）
第８条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年８月１８日

甲　　大津市御陵町３番１号
　　大津市
　　大津市長　佐藤　健司

乙　　岐阜県多治見市高根町四丁目２９番地
　　中部薬品株式会社
　　代表取締役社長　高巣　基彦

別記様式１（第１条関係）

災害時における物資の供給等に関する要請書

年　　月　　日

中部薬品株式会社　御中

印

災害時における物資の供給等に関する協定第１条第１項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

<table>
<tr><td>要請担当者</td><td colspan="2">職名</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">氏名</td><td>電話</td></tr>
<tr><td>メール</td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ</td></tr>
<tr><td>要請日時</td><td colspan="2">年　　月　　日（　）　　時　　分頃</td></tr>
<tr><td>要請理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">要請内容</td><td>品目</td><td>数量</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>引渡日時</td><td colspan="2">年　　月　　日（　）　　時　　分頃</td></tr>
<tr><td>引渡場所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">引取担当者</td><td colspan="2">職名</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td>電話</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

別記様式２（第３条関係）

食料品 米、粉乳、漬物、梅干、つくだに、味噌、醤油、塩、おにぎり、 パン類、カップ麺、飲料水、お茶、粉ミルク、液体ミルク、 ベビーフード、缶詰（イージーオープン）、ご飯パック、 レトルト食品、菓子類など
衣料 毛布、テント、シャツ、下着類、作業衣、タオル、軍手、サラシなど
日用品等 雨具、紙おむつ（成人用・乳児用）、おむつカバー、 生理用品、石鹸、洗剤、ちり紙、トイレットペーパー、ティッシュ、 ウェットティッシュ、鍋、飯ごう、やかん、バケツ、皿、茶わん、 箸、スプーン、哺乳ビン、歯ブラシ、歯磨き粉、ラップ、 カセット式コンロ、カセットガスボンベ、ごみ袋、使い捨てカイロ、 ガムテープ、軍手、マッチ・ライター、懐中電灯、ラジオ、乾電池、 運動靴、スリッパ、蚊取り線香、殺虫剤、ビニールシートなど
医薬品及び医療用品 一般用医薬品、マスク、消毒液、体温計、包帯、ガーゼ、綿花、 三角巾、救急絆創膏など

別記様式３（第６条関係）

連絡体制表

１　連絡先

	大津市	中部薬品株式会社
部署名	産業観光部商工労働政策課	総務部
ＴＥＬ	０７７－５２８－２７５４	（０５７２）２７－３９１１
ＦＡＸ	０７７－５２３－４０５３	（０５７２）２７－３９１２

２　勤務時間及び休日

	大津市	中部薬品株式会社
部署名	産業観光部商工労働政策課	総務部
勤務時間	午前８時４０分から 午後５時２５分まで	午前８時３０分から 午後６時００分まで
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日及び１２月２９日から１月３日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日、１月１日、２日及び３日

エ-13　災害時における物資供給に関する協定（大東建託株式会社滋賀支店）

出典：大津市資料（令和 6 年 11 月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）と大東建託株式会社 滋賀支店（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。
（要請）
第２条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができる。
（調達物資の範囲）
第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。
(1)「供給要請対象物資一覧」（別表）に掲げる物資
(2) その他甲が指定する物資
（要請の方法）
第４条　第２条の要請は、「物資発注書（様式１）」をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。
（協力）
第５条　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。
２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資供給報告書（様式２）」により甲に報告するものとする。
（費用の負担）
第６条　乙が供給した物資及び消耗品の代金については乙が負担することとし、物資の運搬に要した経費は、運搬を行った者が負担するものとする。
２　乙が供給した使用後継続利用可能な物資については、甲から乙に返却するものとする。
（運搬及び引渡し）
第７条　乙は、物資の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。
２　物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲及び乙が協議して決定するものとする。
（連絡責任者）
第８条　甲と乙は、この協定の運用にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。
（平常時の連携）
第９条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。
２　乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。
（協議）
第 10 条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。
（有効期間）
第 11 条　この協定の有効期限は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間終了の 1 か月前までに、甲乙いずれからも、協定の解除又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で１年間更新されるものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和６年１１月７日

甲　　滋賀県大津市御陵町３番１号
　　大津市
　　大津市長　佐藤　健司

乙　　滋賀県大津市一里山二丁目 1 番 22 号
　　大東建託株式会社
　　滋賀支店　支店長　岡﨑　好幸

別表（第３条関係）

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
水関係	トレローム（生活用水ろ過装置）
工具類（作業関係）	軍手 コードレス充電式投光器 救命ロープ ブルーシート
食料，飲料水	保存食（アルファ米・パン・スーパーバランス・味噌汁） 保存水（ペットボトル）
生活用品	粉ミルク 食器類 ラップ ゴミ袋 カセットコンロ カセットガス 救急セット ウェットボディタオル エアマット 簡易トイレ 使い捨てカイロ ウェットティッシュ 生理用ナプキン アルミブランケット 携帯電話用充電器 給水タンク ポータブル電源

（様式１）第４条関係

物 資 発 注 書

年　月　日

大東建託株式会社
　滋賀支店長　　様

大 津 市 長

災害発生により，下記のとおり要請します。

記

要請する物資

要請日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

特記事項

問い合わせ先
担当部署　　課
担 当 者　　担当
電　　話　　－　　－
ＦＡＸ　　－　　－
メ ー ル

（様式２）第５条関係

物 資 供 給 報 告 書

年　月　日

（あて先）
大 津 市 長　様

大東建託株式会社
担当部署

　　年　　月　　日付で要請のあった物資については、下記のとおり供給したので報告します。

記

供給した物資

品　目	数　量	搬入場所	搬入日時・時刻

特区事項

担　当　者

所　属	氏　名	電話・ＦＡＸ	メールアドレス

エ-14　災害時における生活物資の調達等に関する協定（スギホールディングス株式会社）

出典：大津市資料（令和7年2月：産業観光部）

大津市（以下「甲」という。）とスギホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時における生活物資の調達に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害、大火災等の災害（以下「災害」という。）が発生し、一時的に生活物資の流通に支障が生じた場合に、大津市内で必要とされる生活物資を円滑に調達し、市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（供給の要請）

第２条　甲は、大津市内において災害が発生し、又はその恐れがあり、生活物資の流通に支障が生じてその調達の必要があると認めたときは、乙に対して必要な情報を提供するとともに、乙の所有する生活物資の供給を要請することができる。

２　前項に定める要請は、別記様式１「災害時における物資の供給等に関する要請書（以下「要請書」という。）」をもって行うものとする。ただし、書面による速やかな要請が困難と判断される場合等は口頭で要請し、後刻、要請書を提出するものとする。

（要請に基づく生活物資の確保）

第３条　乙は、甲から前項の要請を受けたときは、速やかに必要な生活物資の供給に努めるものとする。ただし、乙が被災した場合はこの限りではない。

２　乙は、前項の発注に応じることが困難な場合は、その旨を甲に連絡するとともに、今後の出荷見通しを連絡するものとする。

（生活物資）

第４条　甲が乙に要請する災害時の生活物資は、被災状況に応じて、別記様式２（以下「別表」という。）の品目の中から指定するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲、乙協議の上、別表以外の品目を指定できるものとする。

（費用）

第５条　前条の規定により、乙が供給した生活物資の対価及び第６条に基づく運搬に要した経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に要する費用は、要請を受けた直近の平常時における適正な価格を基準として、甲、乙協議の上定めるものとする。

（生活物資の引渡し）

第６条　甲は、乙に搬入場所を指定し、生活物資を引取るものとする。この場合において、甲は乙に対し必要に応じて引き渡し後の生活物資の運搬について協力を求めることができる。

２　この場合、甲は、乙又は乙があっせんする者が物資を運搬する車両を緊急通行車両として通行できるように努めるものとする。

（代金の請求及び支払）

第７条　乙は、それぞれ第５条の規定により定めた価格に基づき、引き渡した生活物資及び運搬費用の代金の支払請求書を甲に提出するものとする。

２　甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から３０日以内に代金を乙に支払うものとする。ただし、支払期日については、甲、乙等協議の上、変更することができる。

（連絡体制の整備）

第８条　この協定の円滑な実施を図るため、連絡体制を別記様式３のとおり定めるものとし、変更があったときは、速やかにその旨を報告するものとする。

（協定の効力）

第９条　この協定の有効期間は、この協定締結の日から１年とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前１か月までに、甲、乙いずれからもこの協定の延長に対して異義の申立てがないときは、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（その他）

第１０条　この協定に定めのない事項又は内容の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙誠意をもって協議し、解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和７年２月２８日

滋賀県大津市御陵町３番１号
甲　大津市
大津市長　佐藤　健司

愛知県大府市横根町新江６２番地の１
乙　スギホールディングス株式会社
代表取締役社長　杉浦　克典

別記様式１（第２条関係）

災害時における物資の供給等に関する要請書

年　　月　　日

スギホールディングス株式会社　御中

印

災害時における物資の供給等に関する協定第２条第１項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

<table>
<tr><td>要請担当者</td><td colspan="2">職名</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">氏名</td><td>電話</td></tr>
<tr><td>メール</td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ</td></tr>
<tr><td>要請日時</td><td colspan="2">年　　月　　日（　）　　時　　分頃</td></tr>
<tr><td>要請理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">要請内容</td><td>品目</td><td>数量</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>引渡日時</td><td colspan="2">年　　月　　日（　）　　時　　分頃</td></tr>
<tr><td>引渡場所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">引取担当者</td><td colspan="2">職名</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td>電話</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

別記様式２（第４条関係）

物資関係

種類	品目
調剤薬を除く医薬品・医療用品	一般用医薬品、医療用品、救急絆創膏、内服薬、外用薬、外用消炎鎮痛剤、目薬、鼻薬、座薬、公衆衛生用剤（医薬品殺虫剤、虫よけスプレー、哺乳びん消毒剤、防疫用消毒剤）　等
排泄ケア用品	紙おむつ（成人用・乳児用）、紙パンツ、尿とりパット　生理用品　等
日用消耗品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポケットティッシュ、乾電池、ガムテープ、軍手、ライター、洗剤、ごみ袋　哺乳瓶、紙皿、紙コップ、懐中電灯、ローソク、歯ブラシ、歯磨き、ラップ、石鹸、雨具、マッチ、ライター、携帯トイレ、使い捨てカイロ、冷却商品　等
食料品	米、パン、缶詰、インスタント食品、レトルト食品、容器入飲料水、粉・液体ミルク、　離乳食　等
衣類	下着類、タオル、軍手、　靴下　　等

別記様式３（第８条関係）

連絡体制表

１　連絡先

	大津市	スギホールディングス株式会社
部署名	産業観光部商工労働政策課	コーポレートブランディング部 行政連携推進課
ＴＥＬ	０７７－５２８－２７５４	【大阪事務所】　06-6398-3500 【本社】0562-45-2701
ＦＡＸ	０７７－５２３－４０５３	【大阪事務所】06-6398-3502 【本社】0562-45-2702

２　勤務時間及び休日

	大津市	スギホールディングス株式会社
部署名	産業観光部商工労働政策課	コーポレートブランディング部 行政連携推進課
勤務時間	午前８時４０分から 午後５時２５分まで	午前９時００分から 午後６時００分まで
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日及び１２月２９日から１月３日	―

エ-15　災害時におけるレンタル機械の提供に関する協定書（株式会社アクティオ西日本支社京滋支店）

出典：大津市資料（令和７年５月：企業局）

大津市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ西日本支社京滋支店（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の自然災害及び漏水等の事故（以下「災害等」という。）の発生時におけるレンタル機材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、他に優先し物資を迅速かつ円滑に甲が維持管理する施設へ供給し、早期復旧に資するために必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条 甲は、災害時における応急処置のため、レンタル機材の調達が必要となった場合は、文書をもって乙にその供給の要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により次の各号に掲げる事項を明らかにして要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

(1)　要請の理由
(2)　必要とする物品の名称及びその数量
(3)　物品を供給する場所及び期間
(4)　その他必要な事項

（供給物資）

第３条 甲が、乙に供給を要請する物資は、乙が取り扱う調達可能な物資とする。前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２ 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第４条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては企業局企業戦略・危機対策室、乙においては株式会社アクティオ西日本支社京滋支店滋賀営業所とする。

２ 前項の甲及び乙の連絡責任者に変更があった場合は、速やかに相互に連絡を行うものとする。

（引渡し等）

第５条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

２ 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第６条 第３条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

２ 前項に規定する費用は、災害等発生直前における価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第７条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２ 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第８条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

２ 乙は、甲が実施する防災訓練への参加依頼については、可能な限り協力するものとする。

（協議）

第９条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第１０条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和７年５月２９日

甲　大津市御陵町３番１号
大津市
大津市公営企業管理者
南堀　弘

乙　滋賀県栗東市辻 488-1
株式会社アクティオ西日本支社
支社長
鈴木　純也

エ-16　災害時における生活物資の供給協力に関する協定（株式会社カインズ）

出典：大津市資料（令和7年9月：産業観光部）

大津市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に規定する地震、風水害その他の災害が生じた場合、又は生じる恐れがある場合（以下、「災害時」という。）における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第２条　災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

⑴日用品等の生活必需品

⑵災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第４条　甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

２　甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

２　乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第６条　生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

２　甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第７条　乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第８条　生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第９条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和７年９月１日

甲　　滋賀県大津市御陵町３番１号
大津市
大津市長　　佐藤　健司

乙　　埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目２番１号
株式会社　カインズ
代表取締役社長　　高家　正行

エ-17　災害時における物資の供給に関する協定書（コーナン商事株式会社）

出典：大津市資料（令和8年2月：産業観光部）

大津市（以下「甲」という。）とコーナン商事株式会社（以下「乙」という。）との間において、災害時等における応急物資（以下「物資」という。）の確保・供給に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第１条　この協定は、大津市内に災害対策基本法第２条第１号に規定する災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）、甲乙が相互に協力して、災害時の住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（物資の要請等）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部等を設置し、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対して物資の供給を要請するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたとき、速やかに物資を調達し適切な措置をとるとともに優先的供給に努めるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

３　乙は、要請による物資と数量について、応じ難いときは可能な範囲内で供給するものとする。

（供給物資）

第３条　甲が乙に要請する災害時の物資は、別表１の品目を基準とする。ただし、別表１以外の物資に関しても、甲と乙が協議し、乙は可能な範囲で甲に対して災害時に必要な物資の供給に協力するものとする。

（要請方法）

第４条　甲は、乙に協力を要請する場合は、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において書面を提出するものとする。

（物資の引取）

第５条　物資の引取り場所は、別表２に記載のとおりとし、甲は乙の提出する納品書等により確認のうえ物資を引き取るものとする。

２　甲は、必要に応じて乙に物資の運搬の協力を求めることができるものとする。

（経費の負担）

第６条　乙が、甲に供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費（以下「物資の代金等」という。）は、甲が負担するものとする。

２　物資の代金等の額は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（経費の請求及び支払）

第７条　乙は、物資の納入が完了したときは、物資の代金等について、請求書をもって甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（情報交換及び提供）

第８条　甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう必要に応じ相互に情報交換を行うものとし、平素から災害発生時に備えるものとする。

２　甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報について、必要に応じ相互に提供し合うものとする。

（連絡窓口）

第９条　この協定の窓口は、別紙「連絡体制表」のとおりとする。

（協定の期間及び更新）

第１０条　この協定は、締結の日から適用し、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一内容でもって継続するものとする。

（要請の優先順位）

第１１条　この協定は甲と乙が締結するものであるが、甲からの要請が滋賀県からの要請と重複した場合は、乙は滋賀県からの要請を優先するものとする。

２　甲からの要請が、同様の協定を締結している地方公共団体の要請と重複した場合は、個別に協議するものとする。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書２通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和８年２月９日

「甲」　滋賀県大津市御陵町３番１号
大津市
大津市長　佐藤　健司

「乙」　大阪府堺市西区鳳東町４丁４０１番地１
コーナン商事株式会社
代表取締役社長　疋田　直太郎

別表１　（第３条関係）

災害時における供給物資

種　類	物資名
作業用品等	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、長靴、土のう袋
日用品等	毛布、タオル、ポリ袋、割り箸、使い捨て食器、ホイル、ラップ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウエットティシュ、生理用品
食品等	飲料水、カップラーメン、菓子、水缶
冷暖房器具等	サーキュレーター、ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光機、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係	非常用トイレ・携帯トイレ

別表２　（第５条関係）

物資引渡場所一覧

店舗名	所在地
ホームセンターコーナン大津瀬田川店	滋賀県大津市瀬田１丁目１番１号

オ-1　災害時における供給協力に関する協定（株式会社いずみ二一）

出典：大津市資料（平成28年2月：企業局）

大津市（以下「甲」という。）と株式会社いずみ二一（以下「乙」という。）は、災害時に必要となる飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、大津市内で大規模な災害（地震災害、風水害等すべての災害）が発生した場合に、甲の要請に基づき、甲が実施する災害応急対策に対する乙の協力のうち飲料水等の供給について、必要な事項を定めることを目的とする。
（要請）
第２条　甲は、大津市内で災害が発生した場合において、市民生活に必要な飲料水等の確保ができないおそれがあるときは、乙に対して飲料水等の供給協力を要請することができるものとする。
２　前項の規定による要請は、甲が乙に対し、供給協力要請書（様式第１号。以下「協力要請書」という。）により要請を行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日、協力要請書の提出をもって処理するものとする。
３　乙は、前項の規定による甲からの要請に対し、特別の理由がない限り、乙の対応可能な範囲内で、甲へ飲料水等を供給するものとする。
（供給場所等）
第３条　飲料水等の供給場所は、大津市真野二丁目１７番１号とする。
２　乙が甲の要請に基づき飲料水等を供給する場合は、前項に規定する供給場所において安全が確保された場所とし、甲は、当該場所に甲の職員を派遣し、給水内容を確認の上、乙より引渡しを受けるものとする。
（費用等負担）
第４条　甲の要請に基づく乙による飲料水等の供給協力に係る費用は、乙の負担とする。ただし、停電時において地下水を汲み上げる際に必要となる非常用発電機の燃料については甲が負担するものとする。
２　前項に規定のない費用のうち疑義を生じたものについては、甲、乙協議のうえ負担者を決定するものとする。
（協議）
第５条　この協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。
（有効期間）
第６条　この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の３月３１日を初年度の最終日とし、以後は４月１日から翌年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、本協定は同一の条件で１年間更新されるものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成２７年１２月１８日

甲　大津市御陵町３番１号
大津市
大津市公営企業管理者

乙　草津市大路３丁目５番６４号
株式会社いずみ二一
代表取締役社長

様式第１号（第２条関係）

大企危第　　号
年　　月　　日

様

大津市公営企業管理者

供給協力要請書

災害時における供給協力に関する協定書第２条第２項の規定に基づき、災害応急対策に対する飲料水等の供給協力について、下記のとおり要請します。

記

要請の理由	
業務内容	
協力を要する期間	平成　　年　　月　　日　　時　　分から 平成　　年　　月　　日　　時　　分まで
その他	

【担当】大津市企業局企業総務部危機管理室
担当
電話

オ-2　災害時における供給協力に関する協定書（東洋紡株式会社総合研究所）

出典：大津市資料（令和7年12月：企業局）

大津市（以下「甲」という。）と東洋紡株式会社総合研究所（以下「乙」という。）は、災害時に必要となる飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、大津市内で大規模な災害（地震災害、風水害等すべての災害）が発生した場合に、甲の要請に基づき、甲が実施する災害応急対策に対する乙の協力のうち飲料水等の供給について、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）
第２条　甲は、大津市内で災害が発生した場合において、市民生活に必要な飲料水等の確保ができないおそれがあるときは、乙に対して飲料水等の供給協力を要請することができるものとする。
２　前項の規定による要請は、甲が乙に対し、供給協力要請書（様式第１号。以下「協力要請書」という。）により要請を行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日、協力要請書の提出をもって処理するものとする。
３　乙は、前項の規定による甲からの要請に対し、特別の理由がない限り、乙の対応可能な範囲内で、甲へ飲料水等を供給するものとする。

（供給場所等）
第３条　飲料水等の供給場所は、大津市堅田二丁目１番１号とする。
２　乙が甲の要請に基づき飲料水等を供給する場合は、前項に規定する供給場所において安全が確保された場所とし、甲は、当該場所に甲の職員を派遣し、給水内容を確認の上、乙より引渡しを受けるものとする。

（費用等負担）
第４条　甲の要請に基づく乙による飲料水等の供給協力に係る費用は、乙の負担とする。
２　前項に規定のない費用のうち疑義を生じたものについては、甲、乙協議のうえ負担者を決定するものとする。

（協議）
第５条　この協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）
第６条　この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の３月３１日を初年度の最終日とし、以後は４月１日から翌年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、本協定は同一の条件で１年間更新されるものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成２７年１２月１８日
（令和７年１０月２２日一部変更）

甲　　大津市御陵町３番１号
大津市
大津市公営企業管理者
南堀　弘

乙　　大津市堅田二丁目１番１号
東洋紡株式会社総合研究所
所長
森元　修

様式第１号（第２条関係）

大企危第　　号
年　　月　　日

様

大津市公営企業管理者

供給協力要請書

災害時における供給協力に関する協定書第２条第２項の規定に基づき、災害応急対策に対する飲料水等の供給協力について、下記のとおり要請します。

記

要請の理由	
業務内容	
協力を要する期間	平成　　年　　月　　日　　時　　分から 平成　　年　　月　　日　　時　　分まで
その他	

【担当】大津市企業局企業総務部危機管理室
担当
電話

オ-3　災害時における浴場の使用及び井戸水の提供に関する協定（滋賀県公衆浴場業生活衛生同業組合大津支部）

出典：大津市資料（平成 23 年 4 月：健康保険部）

大津市（以下「甲」という。）と滋賀県公衆浴場業生活衛生同業組合大津支部（以下「乙」という。）とは、災害時における乙の組合員（以下「組合員」という。）が所有する浴場の使用及び井戸水の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大津市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲からの要請に応じて、乙が実施する被災者（災害による家屋の倒壊、焼失等により自宅において入浴が困難な者として甲が認めた者をいう。以下同じ。）等の支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において必要と認めるときは、乙に対して次に掲げる支援を要請するものとする。

（１）　組合員所有の浴場に被災者又は救援活動に従事する者を無料で入浴させること。

（２）　組合員所有の井戸の井戸水を甲及び生活用水を必要とする近隣住民に無料で提供すること。

（３）　災害により営業を中断している間において、脱衣場等を一時的な応急活動スペースとして提供すること。

２　甲は、前項第３号に掲げる支援を要請する場合にあっては、あらかじめ乙との協議により、使用目的、使用内容、使用期間等を定めるものとし、乙から営業再開についての申し入れがあった場合は、速やかに原状回復の上、使用を終了するものとする。

（要請の手続）

第３条　甲は、乙に前条第１項各号に掲げる支援（以下「支援」という。）を要請する場合は、乙に対し、災害時入浴支援等要請書（様式第１号）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭によるものとし、事後速やかに災害時入浴支援等要請書を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請を受諾するときは、甲に対し、災害時入浴支援等要請受諾書（様式第２号）により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭によるものとし、事後速やかに災害時入浴支援等要請受諾書を提出するものとする。

（経費負担）

第４条　乙及び組合員が支援の実施に要した経費は、原則として乙及び組合員が負担するものとする。

（損害の補填）

第５条　この協定による支援の実施により乙又は組合員に損害が生じたときは、その補填について甲乙協議して定めるものとする。

（災害補償）

第６条　甲の要請に基づき、支援に従事した組合員等が、当該支援の実施により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における補償については、甲乙協議して決定するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。

２　前項の期間満了の１か月前までに甲乙いずれからも申し入れがないときは、この協定を更に１年間延長するものとし、以後の期間についても、また同様とする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２３年３月２４日

大津市御陵町３番１号
甲　大津市
大津市長

大津市打出浜１３番２２号
乙　滋賀県公衆浴場業生活衛生同業組合大津支部
支部長

オ-4　災害時における供給協力等に関する協定書（株式会社サンデリカ滋賀事業所）

出典：大津市資料（令和 3 年 12 月：企業局）

大津市（以下「甲」という。）と株式会社サンデリカ滋賀事業所（以下「乙」という。）は、災害時に必要となる飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大津市内で大規模な災害（地震災害、風水害等全ての災害）が発生した場合に、甲の要請に基づき、甲が実施する災害応急対策に対する乙の協力のうち飲料水等の供給への支援について、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請等）

第２条　甲は、大津市内で災害が発生した場合において、市民生活に必要な飲料水等の確保ができないおそれがあるときは、乙に対して飲料水等の供給協力を要請することができるものとする。

２　前項の規定による要請は、甲が乙に対し、供給協力要請書（様式第１号。以下「協力要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日、協力要請書の提出をもって処理するものとする。

３　乙は、前項の規定による甲からの要請に対し、特別の理由がない限り、乙の対応可能な範囲内で、甲へ飲料水等を供給するものとする。

（供給場所等）

第３条　飲料水等の供給場所は、株式会社サンデリカ滋賀事業所（大津市大江八丁目７０番地）とする。

２　乙が甲の要請に基づき飲料水等を供給する場合は、前項に規定する供給場所において安全が確保された場所とし、甲は、当該場所に甲の職員を派遣し、給水内容を確認の上、乙より引渡しを受けるものとする。

（費用等負担）

第４条　甲の要請に基づく乙による飲料水等の供給協力に係る費用は、乙の負担とする。ただし、飲料水として供給を受ける場合の水質検査は甲が行う。

２　前項に規定のない費用のうち、疑義を生じたものについては、甲、乙協議の上負担者を決定するものとする。

（協議）

第５条　この協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の３月３１日までを初年度の期間とし、以後は４月１日から翌年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で１年間更新されるものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上各自１通を保有する。

令和３年１２月２２日

甲　　大津市御陵町３番１号
　　大津市
　　大津市公営企業管理者

乙　　大津市大江八丁目７０番地
　　株式会社サンデリカ滋賀事業所
　　事業所長

オ-5　災害時における供給協力等に関する協定書（日本酪農協同株式会社滋賀工場）

出典：大津市資料（令和３年１月：企業局）

大津市（以下「甲」という。）と日本酪農協同株式会社滋賀工場（以下「乙」という。）は、災害時に必要となる飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の供給協力及び地域住民等への支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大津市内で大規模な災害（地震災害、風水害等全ての災害）が発生した場合に、甲の要請に基づき、甲が実施する災害応急対策に対する乙の協力のうち飲料水等の供給及び地域住民等への支援について、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請等）

第２条　甲は、大津市内で災害が発生した場合において、市民生活に必要な飲料水等の確保ができないおそれがあるときは、乙に対して飲料水等の供給協力を要請することができるものとする。

２　前項の規定による要請は、甲が乙に対し、供給協力要請書（様式第１号。以下「協力要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日、協力要請書の提出をもって処理するものとする。

３　乙は、前項の規定による甲からの要請に対し、特別の理由がない限り、乙の対応可能な範囲内で、甲へ飲料水等を供給するものとする。

４　乙は、飲料水等の供給協力に加えて、次条に規定する供給場所において、地域住民等への支援として、携帯電話の充電拠点としての提供及び乙の従業員の一斉帰宅抑制措置を行うものとする。

（供給場所等）

第３条　飲料水等の供給場所は、日本酪農協同株式会社滋賀工場（大津市あかね町３番１号）とする。

２　乙が甲の要請に基づき飲料水等を供給する場合は、前項に規定する供給場所において安全が確保された場所とし、甲は、当該場所に甲の職員を派遣し、給水内容を確認の上、乙より引渡しを受けるものとする。

３　携帯電話の充電拠点としての提供及び乙の従業員の一斉帰宅抑制措置に係る場所は、第１項に規定する供給場所において、安全が確保された場所とする。

（費用等負担）

第４条　甲の要請に基づく乙による飲料水等の供給協力に係る費用は、乙の負担とする。ただし、停電時において地下水を汲み上げる際に必要となる非常用発電機等の燃料については甲が負担するものとする。

２　携帯電話の充電拠点としての提供及び乙の従業員の一斉帰宅抑制措置に係る費用は、乙の負担とする。

３　前２項に規定のない費用のうち疑義を生じたものについては、甲、乙協議の上負担者を決定するものとする。

（協議）

第５条　この協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の３月３１日までを初年度の期間とし、以後は４月１日から翌年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で１年間更新されるものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上各自１通を保有する。

令和３年１月２１日

甲　大津市御陵町３番１号
大津市
大津市公営企業管理者

乙　大津市あかね町３番１号
日本酪農協同株式会社
滋賀工場長

カ-1　災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定（社団法人日本福祉用具供給協会）

出典：大津市資料（平成 24 年 3 月：健康保険部）

大津市（以下「甲」という。）と社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉用具等物資の供給等協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、大津市内の避難所等において必要とされる福祉用具等物資を確保することに関して、必要な事項を定めるものとする。
（要請）
第２条　甲は大津市内において災害が発生し、緊急に福祉用具等物資を調達する必要があるときは、乙に対してその保有する別表に記載する福祉用具等物資の供給について協力を要請することができる。
２　前項に定める要請は、別紙「福祉用具等物資供給要請書（以下「要請書」という。）」をもって行うものとする。ただし、書面による要請が困難な場合は、口頭で要請し、その後速やかに要請書を乙に提出するものとする。
（要請に基づく乙の措置）
第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、積極的かつ速やかにその保有する福祉用具等物資の供給に努めるものとする。
（価格）
第４条　甲が乙に要請した福祉用具等物資の取引価格は、直近の平常時における適正な価格を基準とし、甲、乙協議のうえ定めるものとする。
（引渡し）
第５条　福祉用具等物資の引渡し場所は、甲、乙協議のうえ定めるものとし、当該場所において甲が確認の上、引き取るものとする。
（代金の請求及び支払）
第６条　乙は、引き渡した福祉用具等物資の代金を第４条の規定に基づき算定した額をもって甲に請求する。
２　甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から３０日以内に代金を乙に支払うものとする。ただし、支払期日については、甲、乙協議のうえ、変更することができる。
（連絡窓口）
第７条　甲と乙は、この協定を実施するための連絡窓口を次のとおり定めるものとする。
甲の連絡窓口　　大津市健康保険部健康長寿課長
乙の連絡窓口　　社団法人日本福祉用具供給協会近畿支部滋賀ブロック長
（情報連絡体制の確認）
第８条　甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年、年度始めに相互の情報連絡体制を確認するものとする。
（平常時の防災活動への協力）
第９条　乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し、協力するものとする。
（１）　甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加
（２）　その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力
（有効期限）
第１０条　この協定書の有効期限は毎年度末とする。ただし、期間満了の１か月前までに甲、乙異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。
（疑義の決定）
第１１条　この協定に疑義を生じたとき、又は変更する必要が生じた場合は、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成２４年３月１９日

大津市御陵町３番１号
甲　大津市
大津市長　越　直美

東京都千代田区三崎町三丁目６番１３号
乙　社団法人　日本福祉用具供給協会
理事長　山下　一平

カ-2,3,4,5　災害時に要援護者の避難施設として看護学校を使用することに関する協定

出典：大津市資料（平成 25 年 1 月：健康保険部）

［大津赤十字看護専門学校］

大津市（以下「甲」という。）と大津赤十字看護専門学校（以下「乙」という。）との間に、乙の施設を災害時に要援護者の避難施設として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、避難施設として看護学校の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第２条　この協定において、「要援護者」とは、次に掲げるもののうち、災害時に何らかの援護を必要とする者をいう。
（１）　妊産婦
（２）　新生児
（施設使用の要請及び受託）
第３条　甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第２３条第１項第１号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。
２　乙は甲からの協力の要請があった場合は、できる限り受諾するよう努めるものとする。
（手続き等）
第４条　甲は、前条第１項の規定により施設の使用について協力を要請する場合は、乙に対して、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
（１）　要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
（２）　身元引受人の氏名、連絡先等
（３）　施設を使用する見込み期間
（４）　その他必要と認める事項
（物資の調達及び職員等の配置）
第５条　甲は、要援護者に係る日常生活用品、食糧及び医薬品・衛生材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。
２　甲は要援護者を適切に支援するため、職員１名を施設に配置するものとする。また、助産師の確保に努めるものとする。
（経費の負担）
第６条 甲は、要援護者が利用期間内に要した経費の全てを負担するものとする。
（受け入れ可能人員等）
第７条　甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。
（有効期限）
第８条　この協定書の有効期限は毎年度末とする。ただし、甲、乙異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。
（疑義の決定）
第９条　この協定に疑義が生じたとき、又は変更する必要が生じた場合は、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成２５年１月３１日

大津市御陵町３番１号
甲　大　津　市
大津市長　越　直　美

大津市小関町５番２３号
乙　大津赤十字看護専門学校
学 校 長　廣　瀬　邦　彦

［(公社)滋賀県私立病院協会］

大津市（以下「甲」という。）と社団法人滋賀県私立病院協会(以下「乙」という。)との間に、乙の運営する社団法人滋賀県私立病院協会立滋賀県堅田看護専門学校を災害時に要援護者の避難施設として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、避難施設として滋賀県堅田看護専門学校の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第２条　この協定において、「要援護者」とは、次に掲げるもののうち、災害時に何らかの援護を必要とする者をいう。
（１）　妊産婦
（２）　新生児

（施設の使用の要請及び受託）
第３条　甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法(昭和２２年法律第１１８号)第２３条第１項第１号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。
２　乙は甲からの協力の要請があった場合は、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（手続き等）
第４条　甲は、前条第１項の規定により施設の使用について協力を要請する場合は、乙に対して、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
（１）　要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
（２）　身元引受人の氏名、連絡先等
（３）　施設を使用する見込み期間
（４）　その他必要と認める事項

（物資の調達及び職員等の配置）
第５条　甲は、要援護者に係る日常生活用品、食糧及び医薬品・衛生材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。
２　甲は要援護者を適切に支援するため、職員１名を施設に配置するものとする。また、助産師の確保に努めるものとする。

（経費の負担）
第６条 甲は、要援護者が利用期間内に要した経費の全てを負担するものとする。

（受け入れ可能人員等）
第７条　甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）
第８条　この協定書の有効期限は毎年度末とする。ただし、甲、乙異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

（疑義の決定）
第９条　この協定に疑義が生じたとき、又は変更する必要が生じた場合は、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成２５年１月３１日

大津市御陵町３番１号
甲　大　津　市
大津市長　越　直　美

大津市真野一丁目１２番３０号
乙　社団法人滋賀県私立病院協会
会　長　間　嶋　孝

［(公社)大津市医師会］

大津市（以下「甲」という。）と公益社団法人大津市医師会(以下「乙」という。)との間に、乙の運営する大津市医師会立看護専修学校を災害時に要援護者の避難施設として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、避難施設として大津市医師会立看護専修学校の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第２条　この協定において、「要援護者」とは、次に掲げるもののうち、災害時に何らかの援護を必要とする者をいう。
（１）　妊産婦
（２）　新生児

（施設の使用の要請及び受託）
第３条　甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法(昭和２２年法律第１１８号)第２３条第１項第１号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。
２　乙は甲からの協力の要請があった場合は、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（手続き等）
第４条　甲は、前条第１項の規定により施設の使用について協力を要請する場合は、乙に対して、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
（１）　要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
（２）　身元引受人の氏名、連絡先等
（３）　施設を使用する見込み期間
（４）　その他必要と認める事項

（物資の調達及び職員等の配置）
第５条　甲は、要援護者に係る日常生活用品、食糧及び医薬品・衛生材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。
２　甲は要援護者を適切に支援するため、職員１名を施設に配置するものとする。また、助産師の確保に努めるものとする。

（経費の負担）
第６条 甲は、要援護者が利用期間内に要した経費の全てを負担するものとする。

（受け入れ可能人員等）
第７条　甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）
第８条　この協定書の有効期限は毎年度末とする。ただし、甲、乙異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

（疑義の決定）
第９条　この協定に疑義が生じたとき、又は変更する必要が生じた場合は、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成２５年１月３１日

大津市御陵町３番１号
甲　大　津　市
大津市長　越　直　美

大津市本宮二丁目９番９号
乙　公益社団法人大津市医師会
会　長　吉　徳　克　仁

［華頂看護専門学校］

大津市（以下「甲」という。）と華頂看護専門学校(以下「乙」という。)との間に、乙の施設を災害時に要援護者の避難施設として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、避難施設として看護学校の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、「要援護者」とは、次に掲げるもののうち、災害時に何らかの援護を必要とする者をいう。

（１）　妊産婦

（２）　新生児

（施設の使用の要請及び受託）

第３条　甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法(昭和２２年法律第１１８号)第２３条第１項第１号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

２　乙は甲からの協力の要請があった場合は、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（手続き等）

第４条　甲は、前条第１項の規定により施設の使用について協力を要請する場合は、乙に対して、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（１）　要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）　身元引受人の氏名、連絡先等

（３）　施設を使用する見込み期間

（４）　その他必要と認める事項

（物資の調達及び職員等の配置）

第５条　甲は、要援護者に係る日常生活用品、食糧及び医薬品・衛生材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は要援護者を適切に支援するため、職員１名を施設に配置するものとする。また、助産師の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第６条 甲は、要援護者が利用期間内に要した経費の全てを負担するものとする。

（受け入れ可能人員等）

第７条　甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）

第８条　この協定書の有効期限は毎年度末とする。ただし、甲、乙異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

（疑義の決定）

第９条　この協定に疑義が生じたとき、又は変更する必要が生じた場合は、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成２５年１月３１日

大津市御陵町３番１号
甲　大　津　市
大津市長　越　直　美

大津市大萱七丁目７番２号
乙　華頂看護専門学校
学 校 長　後　藤　多 美 子

カ-6　災害時に要援護者の避難施設として高齢者福祉施設を使用することに関する協定（滋賀県老人福祉施設協議会）

出典：大津市資料（平成 24 年 1 月：健康保険部）

大津市（以下「甲」という。）と滋賀県老人福祉施設協議会（以下「乙」という。）との間に、乙に加入する大津市域内の高齢者福祉施設を災害時に要援護者の避難施設として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、避難施設として高齢者福祉施設の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「要援護者」とは、次に掲げるもののうち、避難しようとする施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を必要とする者をいう。

（１）　介護保険の要介護認定者

（２）　上記に準じる者

（施設の使用の要請及び受諾）

第３条　甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第２３条第１項第１号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

２　乙は甲からの協力の要請があった場合は、速やかに避難施設として使用できる施設を調整のうえ、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第４条　避難する施設は、次に掲げる施設とする。

（１）　特別養護老人ホーム近江舞子しょうぶ苑

（２）　特別養護老人ホーム榛原の里

（３）　特別養護老人ホーム真盛園

（４）　特別養護老人ホームケアタウンからさき

（５）　特別養護老人ホーム長等の里

（６）　特別養護老人ホーム千寿の郷

（７）　特別養護老人ホームリバプール

（８）　特別養護老人ホーム桐生園

（９）　特別養護老人ホーム福寿荘

（10）　特別養護老人ホームカーサ月の輪

（11）　養護老人ホーム真盛園

（12）　養護老人ホーム大津老人ホーム

（13）　ケアハウス松の浦湯治の郷

（手続き等）

第５条　甲は、第３条の規定により施設の使用について協力を要請する場合は、乙及び避難する施設に対して、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（１）　要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）　身元引受人の氏名、連絡先等

（３）　施設を使用する見込期間

（４）　その他必要と認める事項

（避難者の移送）

第６条　甲は、避難が必要な要援護者の移送を行うよう努め、避難する施設は甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第７条　甲は、要援護者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、避難する施設が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第８条　甲は、要援護者が利用期間内に要した経費の全てを負担するものとする。

（受入れ可能人員等）

第９条　甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）
第１０条　この協定書の有効期限は毎年度末とする。ただし、甲、乙異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。
（疑義の決定）
第１１条　この協定に疑義を生じたとき、又は変更する必要が生じた場合は、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成２４年１月１２日

大津市御陵町３番１号
甲　大　津　市
大津市長

草津市笠山七丁目８番１３８号
乙　滋賀県老人福祉施設協議会
会　長

カ-7 災害時に要援護者の避難施設として障害福祉サービス事業所等を使用することに関する協定（特定非営利活動法人おおつ「障害者の生活と労働」協議会）

出典：大津市資料（平成 27 年 3 月：福祉子ども部）

大津市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人おおつ「障害者の生活と労働」協議会（以下「乙」という。）との間に、乙が加入する大津市域内の障害福祉サービス事業所等（以下「事業所」という。）を災害時に要援護者の避難施設として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、避難施設として事業所の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、避難しようとする事業所が受入れ可能で、災害時に何らかの援護を必要とする者をいう。

（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者とその家族及び関係者

（２）　上記に準じる者

（事業所の使用の要請及び受諾）

第３条　甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第２３条第１項第１号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に要請できるものとする。

２　乙は甲からの協力の要請があった場合は、速やかに避難施設として使用できる事業所を調整のうえ、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第４条　避難する事業所は、別表に掲げる施設とする。

（手続き等）

第５条　甲は、第３条の規定により施設の使用について協力を要請する場合は、乙及び避難する事業所に対して、予め電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（１）　要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）　身元引受人の氏名、連絡先等

（３）　事業所を使用する見込期間

（４）　その他必要と認める事項

（避難者の移送）

第６条　甲は、避難が必要な要援護者の移送を行うよう努め、避難する事業所は甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

（物資の調達及び支援員の確保）

第７条　甲は、要援護者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、避難する事業所が要援護者を適切に介助できるよう看護職員、生活支援員及びボランティア等支援員の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第８条　甲は、乙に対し、要援護者が利用期間内に要した経費を負担するものとする。

（受入れ可能人員等）

第９条　甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、支援員、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）

第１０条　この協定の有効期限は毎年度末とする。ただし、甲、乙異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

（疑義の決定）

第１１条　この協定に疑義を生じたとき、又は変更する必要が生じた場合は、甲、乙協議のうえ、定めるものとする

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成２７年３月３０日

大津市御陵町３番１号
甲　大津市
大津市長　越　直　美

大津市京町三丁目５番１２号　森田ビル５階
乙　特定非営利活動法人
おおつ「障害者の生活と労働」協議会
理事長

カ-8　災害時に福祉避難所として北大津養護学校を使用することに関する協定（県立北大津養護学校）

出典：大津市資料（平成 30 年 5 月：総務部）

大津市（以下甲という）と滋賀県立北大津養護学校（以下乙という）は、大津市内において災害対策基本法（昭和３６年１１月１５日法律第２２３号第２条第１項）に定める災害（以下「災害」という。）が発生または発生のおそれのある場合における甲が行う災害対策への乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、大津市内に発生した災害時において、甲の地域に居住する要配慮者およびその関係者（以下「要配慮者等」という。）が利用する福祉避難所および防災の活動拠点等（以下「福祉避難所等」という）として、乙の管理する施設の一部を使用することおよび甲が行う災害対策に乙が積極的に協力し、要配慮者等の安全確保を図ることを目的として必要な事項を定めるものとする。

（使用の申請等）
第２条　乙は、甲が実施する災害対策により、乙が管理する施設を甲が福祉避難所等として使用する必要があると認めるときは、甲の申請により、乙の管理する次の施設の一部または全部の提供に関して、乙の運営に支障のない範囲で協力するものとする。
（１）体育館
（２）保健室
（３）駐車場
（４）その他乙が使用を認めた場所
（協力の内容）
第３条　乙が甲に対し行う施設の提供に関する協力の内容は、次のとおりとする。
（１）要配慮者等が利用する福祉避難所
（２）福祉避難所等にかかる防災関係機関の活動拠点等
（福祉避難所の開設）
第４条　甲は、要配慮者等に避難の必要があると予想されるときは、要配慮者等の受入れについて乙に予め連絡をし、第２条に掲げる施設を福祉避難所等として利用することについて協力を得るものとする。
２　福祉避難所の開設期間は、災害が発生した日から 7 日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上決定するものとする。
（福祉避難所の管理運営）
第５条　福祉避難所等の管理運営は、甲が行うものとする。ただし、発災直後、直ちに避難所運営の体制を整えることが困難なときは、乙は可能な範囲で避難所の管理運営に協力を行うものとする。
２　施設の鍵の開閉は、甲が責任をもって行うものとし、学校運営中は乙が実施する。
（物資等の備蓄）
第６条　甲は、甲が所有する防災用備蓄食料、飲料水および簡易トイレ等の日常生活用品を乙の管理する施設の一部に保管することができるものとする。
（許可の取消しまたは変更等）
第７条　乙は、次の各号に該当するときは、第２条の使用を取消しまたは変更することができるものとする。ただし、この場合において、甲に損害が生じても、乙は、その補償は行わないものとする。
（１）乙が、本来の目的に供する必要が生じたとき
（２）甲に、この協定に違反する行為が認められるとき
（使用時の注意事項）
第８条　甲は、第２条で申請した施設を使用する者に対し、申請した施設以外の場所に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。
（乙への報告）
第９条　甲は、福祉避難所等の使用によって、設備、施設または土地が損壊した場合は、乙に対し、速やかに届け出るものとする。
（原状回復義務）
第 10 条　甲は、避難所の運営及び終了時において、乙が早期に通常業務を再開できるように努めるものとする。
２　甲は、施設の使用を終了するときは、乙に報告し、使用した施設を原状に復し、乙に引き渡すものとする。
３　前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。
（経費等の負担）
第 11 条　福祉避難所等の提供において必要な費用のうち無償とするのは、施設の利用料のみとし、第３条に規定する協力において要した経費については、甲の負担とする。
２　前項以外の協力に要した経費の負担については、甲および乙が協議の上、決定するものとする。
３　甲は、福祉避難所等の運営に関して、止むを得ず乙の所有する備品等を使用した場合に要した経費については、甲の負担とする。
４　甲は、第２条で申請した施設を使用する者が乙の施設および設備を破損または汚損あるいは紛失したときは、乙の損害を賠償しなければならない。
５　前項の規定による賠償額について、疑義が生じたときは甲乙双方が協議の上決定するものとする。
（情報の交換）

第 12 条　甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第 13 条　甲および乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

（個人情報の保護）

第 14 条　甲および乙は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

（協議）

第 15 条　この協定に定めがない事項またはこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 16 条　この協定の有効期間は，協定締結の日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間終了の１か月前までに，甲および乙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは，この協定の有効期間終了の日の翌日から更に１年間同一の条件をもって更新されるものとし，以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため，本協定書２通を作成し，甲乙押印の上，各自１通を保有する。

平成３０年５月１日

滋賀県大津市御陵町３番１号
甲　大津市
　大津市長

滋賀県大津市伊香立向在地町２５番地
乙　滋賀県立北大津養護学校
　校長

カ-9　災害時に避難施設として救護施設を使用することに関する協定（社会福祉法人滋賀同仁会 滋賀保護院）

出典：大津市資料（令和元年 11 月：福祉子ども部）

大津市（以下「甲」という。）と社会福祉法人滋賀同仁会滋賀保護院（以下「乙」という。）との間に、乙が管理運営する救護施設（以下「救護施設」という。）を災害時に要配慮者の避難施設として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、避難施設としての救護施設の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第２条　この協定において「要配慮者」とは、次に掲げるもののうち、救護施設が受け入れ可能で、災害時に特別な配慮を必要とする者をいう。
⑴　身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者とその家族及び関係者
⑵　上記に準じる者
（救護施設の使用の要請及び受諾）
第３条　甲は、居宅が居住困難となった要配慮者及びあらかじめ指定する避難所（昭和 22 年法律第 118 号）第 23 条第１項第１号の収容施設をいう。）では対応が困難な要配慮者のために、救護施設を使用することについて、乙に要請できるものとする。
２　乙は甲からの協力の要請があった場合は、速やかに避難施設として救護施設を使用できるよう調整し、できる限り受諾するよう努めるものとする。
（手続き等）
第４条　甲は、第３条の規定により救護施設の使用について協力を要請する場合は、乙に対して、予め電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
⑴　要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
⑵　身元引受人の氏名、連絡先等
⑶　救護施設を使用する見込期間
⑷　その他必要と認める事項
（避難者の移送）
第５条　甲は、避難が必要な要配慮者の移送を行うよう努め、乙は甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。
（物資の調達及び支援員の確保）
第６条　甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。
２　甲は、乙が要配慮者を適切に介助できるよう看護職員、生活支援員及びボランティア等支援員の確保に努めるものとする。
（経費の負担）
第７条　甲は、乙に対し、要配慮者が利用期間内に要した経費を負担するものとする。
（受入れ意可能人員等）
第８条　甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、支援員、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。
（有効期限）
第９条　この協定の有効期限は毎年度末とする。ただし、甲、乙異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。
（疑義の決定）
第 10 条　この協定に疑義を生じたとき、又は変更する必要が生じた場合は、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和元年１１月７日

大津市御陵町３番１号
甲　大津市
大津市長　越　直　美

大津市本宮二丁目６番 45 号
乙　社会福祉法人滋賀同仁会
滋賀保護院　所長　結　城　慶　一

カ-10 災害時に福祉避難所として草津養護学校を使用することに関する協定（滋賀県立草津養護学校）

出典：大津市資料（令和７年３月：福祉部）

大津市（以下「甲」という。）と滋賀県立草津養護学校（以下「乙」という。）は、大津市内において発生した風水害、地震災害、武力攻撃災害その他による災害緊急時（以下「災害緊急時」という）の福祉避難所の開設・運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、大津市内に発生した災害緊急時において、甲の地域に居住する乙に通学する児童生徒及びその関係者（以下「通学児童生徒等」という。）が利用する福祉避難所として、乙が開設運営し、通学児童生徒等の安全確保を図ることを目的として必要な事項を定めるものとする。
（協力の内容）
第２条　乙が甲に対し行う施設の提供に関する協力の内容は、次のとおりとする。
（１）福祉避難所の開設および運営

滋賀県立草津養護学校	草津市笠山八丁目３番１１１号

（２）福祉避難所への人材派遣および物資供給・貸与
（３）福祉避難所への送迎
（４）その他の協力事項
２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、可能な項目について協力に努めるものとする。ただし、やむを得ない事情により当該要請に応じられない場合は、この限りではない。
３　第１項の要請は、通学児童生徒等の住所、氏名、心身の状況、連絡先等を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
４　福祉避難所の円滑な運営を行うため、甲は、必要な物資の調達および人材の確保ならびに情報収集に努め、乙は、協力体制の整備および各種情報の収集・報告に努めるものとし、甲乙相互に緊密な連携のもと通学児童生徒等への支援にあたるものとする。
（経費の負担）
第３条　甲は、前条の協力に要した乙の経費について、災害救助法（昭和２２年法律第１０号）その他関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。
（福祉避難所の開設期間）
第４条　福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内を原則とする。ただし、甲が期間の延長をする必要があると認めるときは、当該施設管理者と協議のうえ、開設期間の延長を行うことができるものとする。
（情報の交換）
第５条　甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い緊急時に備えるものとする。
（連絡責任者）
第６条　甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。
（協議）
第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。
（個人情報の保護）
第８条　甲及び乙は、福祉避難所の開設運営にあたり、業務上知り得た通学児童生徒等の個人情報を漏らしてはならない。
（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和８年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間終了の１か月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、この協定の有効期間終了の日の翌日から更に１年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため，本協定書２通を作成し，甲乙押印の上，各自１通を保有する。

令和７年３月２４日

甲　　滋賀県大津市御陵町３番１号
大津市
大津市長　　佐藤　健司

乙　　滋賀県草津市笠山八丁目３番１１１号
滋賀県立草津養護学校
校　長　　稲葉　芳子

キ-1 大津市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定（大津市社会福祉協議会）

出典：大津市資料（令和４年４月：福祉子ども部）

大津市（以下「甲」という。）と社会福祉法人大津市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大津市地域防災計画に基づき、大津市内で発生した災害時の被災者支援及び平常時の災害予防対策等において、甲と乙が協力して行う災害ボランティア活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定書において、「災害ボランティア」とは、災害発生後に行政や防災関係機関等が行う応急対策の支援及び被災者の生活、自立を支援することを目的に、自発的に能力や時間を提供する個人・団体をいう。

２　「災害」とは、地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水、その他災害で市民生活に甚大な支障が生じる災害をいう。

３　この協定書において、センターの「平常時」、「災害時」の体制の定義は次のとおりとする。

（１）「平常時」大津市内で災害が発生していない状況、または災害が発生しても災害時体制への移行に至らない場合をいう。

（２）「災害時」大津市内で第２条第２項の災害により相当規模の災害が発生し相当規模の被害が予測される場合をいう。

（災害ボランティアセンターの設置）

第３条　乙は、常設型のセンターを設置するものとする。

２　平常時におけるセンターは、乙の事務所とする。

３　センターを災害時体制に移行決定したときは、市役所庁舎新館１階２１１会議室をセンターとする。ただし、災害規模等の状況で市役所庁舎に設置することが適当でない場合、設置場所について、甲乙協議するものとする。

（体制の移行）

第４条　次の各号に該当するときは、甲乙協議のうえ、センターの平常時体制を災害時体制に移行する。なお、災害時体制の解除の判断は、災害の復旧状況、特に地域組織の立ち直りや再生の状況、被災地の自立を考慮し、甲乙が協議のうえ決定するものとする。

（１）市災害対策本部が設置され、災害対応の必要が生じたとき。

（２）甲が災害対応上、必要であると判断し、乙に要請したとき。

（３）大規模災害が発生し、明らかに災害対応が必要であると乙が判断したとき。

（災害ボランティアセンターの運営）

第５条　センターは、「大津市災害ボランティアセンター災害対応ガイドライン」に基づき、外部からのボランティア、他の社会福祉協議会及び地域の各種団体等の協力のもと、乙が主体的に運営するものとする。

（連携及び協力）

第６条　甲は、乙がセンターを運営する上で必要な情報を、乙に提供するものとする。

２　乙は、センター運営に支障があるときは、甲に必要な協力を求めることができる。

（災害ボランティアセンターの業務）

第７条　センターが実施する業務は、以下に掲げるとおりとする。

２　平常時は次の業務を行うものとする。

（１）災害ボランティア活動の調査、研究及び訓練の実施

（２）災害ボランティア活動の広報・啓発

（３）甲をはじめとする関係機関、団体や市民との意見・情報交換及びネットワーク体制の整備

（４）災害ボランティア及びコーディネーターの育成

（５）市内で相当規模の被害には至らない災害が発生した場合の対応

（６）災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達・保管（保管場所は、浜大津一丁目１３番６、１３番１５、普通河川、浜町９番１０、９番１４）

（７）大津市外で発生した災害における情報発信や情報収集及び災害ボランティアセンター支援ほか、必要と認められる活動

３　災害時は次の業務を行うものとする。

（１）災害ボランティアの募集、受入及びコーディネートの実施

（２）被害状況及び必要な災害ボランティア活動の内容等の把握

（３）災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達

（４）災害ボランティアの安全管理

（５）甲をはじめとする関係機関や団体との連絡調整

（６）その他、必要と認められる活動

（費用負担）

第８条　第７条第２項に規定する業務に関し、必要な費用負担は甲乙協議のうえ決定する。

２　第７条３項に規定する業務に関し、必要な経費は甲が負担する。ただし、当該災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

（損害補償）
第９条　災害ボランティア活動に関し、災害ボランティアが被った被害、及び災害ボランティア活動中の損害の補償は、ボランティア保険の範囲の中で対応するものとする。
２　前項のボランティア保険に係る費用は、第８条第２項に準ずる。
（報告）
第１０条　甲は、乙にセンター運営状況について報告を求めることができる。
（個人情報の取扱い）
第１１条　乙は、本協定に基づき設置するセンターの運営に関して発生する個人情報の取扱いについては、社会福祉法人大津市社会福祉協議会個人情報保護規定により、適切に管理するものとする。
（協議）
第１２条　この協定の実施に関し必要な事項、またはこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。
（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、この期間満了の日の３か月前までに、甲乙それぞれから別段の意思表示がないときは、さらに１年間継続するものとし、それ以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれが署名押印のうえ各自１通を保管するものとする。

平成２８年４月１日
令和４年４月１日一部改正

大津市御陵町３番１号
甲　大津市
大津市長　佐　藤　健　司

大津市浜大津四丁目１番１号
乙　社会福祉法人　大津市社会福祉協議会
会　長　竹　内　俊　彦

ク-1　防災への取り組みに関する協定（Google Ireland Limited）

出典：大津市資料（平成 25 年 11 月：総務部）

大津市（以下「甲」といいます）と Google Ireland Limited（以下「乙」といいます）は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる大規模災害時への準備および対応についての甲と乙およびその関係会社（以下「Google」といいます）の協力に関連する両当事者の合意を証するため、本協定書を締結します。なお、本協定書は、甲および乙の双方が本書に署名または記名押印した日（以下「効力発生日」といいます）からその効力を発生するものとします。

第１条（災害対応サービス）

1.　本協定書において、「災害対応サービス」とは、Google が提供する、自然災害や人道的危機（総称して、以下「災害等」といいます）に際して、重要な情報をよりアクセスしやすい形で提供することを目的とする製品およびサービスをいいます。本協定書の効力発生日における災害対応サービスの例には、別紙１に記載するものがあります。なお、災害対応サービスの内容は、随時、追加、中止または変更されることがあります。

2.　Google は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる災害等が生じた場合、その裁量により、災害対応サービスを提供するか否か、および、その具体的な活動内容を決定します。

第２条（本件協力）

1.　甲は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる災害等に関連する Google による災害対応サービスの開発および実施に協力すること（以下「本件協力」といいます）ができます。本件協力の例として、以下に列挙する項目があります。

(1)　甲が保有または管理する、災害対応サービスに関連する情報　（以下「本件情報」といいます）を提供すること。

(2)　災害対応サービスに関連する技術的な協力を行うこと。

(3)　災害対応サービスについての広報に協力すること。

(4)　その他、災害対応サービスの提供、改善、周知など、Google による災害対応サービスの開発および実施に関連する事項を行うこと。

2.　甲が本件協力を行うか否か、また、本件協力の対象とする項目については、甲の裁量により決定します。甲は、本件協力を開始する場合でも、本件協力を特定の項目について実施および継続する義務を Google に対して負うことはなく、また、その裁量により本件協力を随時、変更、中止または終了することができます。ただし、本件協力の実施の方法については、Google と協議し同意を得るものとします。

3.　本協定書に基づき甲が乙に本件情報を提供する場合、別途当事者が合意する場合を除き、別紙２の条件に従います。

第３条（秘密保持義務及び広報等）

本協定書に関連して相互に開示する非公開の情報の取り扱いについては、本協定書別紙３の条件に従うものとします。

第４条（費用等）

本協定書に関連して各当事者に生じる費用（甲については本件協力の実施のための費用を含み、乙については災害対応サービスの提供のための費用を含みます）については、別途両当事者が書面で同意する場合を除き、甲および乙がそれぞれ自ら負担するものとします。

第５条（期間等）

1.　本協定書は、効力発生日よりその効力を生じ、１年間（以下、「当初期間」といいます）その効力を有します。ただし、当初期間の末日から 30 日前までに両当事者のいずれかが相手方に対して書面により終了の通知をしない限り、同一の条件で１年間自動的に更新されるものとし、以後、同様とします。

2.　両当事者は、いずれも、相手方に対する書面による 30 日前の通知により、理由の如何を問わず、本協定書を相手方に対する責任を負わずに終了することができます。

3.　本協定書が終了した後も、 第３条、第４条、本項および第６条ならびに別紙２第３条および第４条の規定は引き続きその効力を有するものとします。なお、本協定書が終了した後も、Google は、その裁量により災害対応サービスの提供を行うことができるものとします。

第６条（準拠法および裁判管轄）

本協定書は日本法を準拠法とします。本協定書に関する紛争については、東京地方裁判所が専属的裁判管轄を有するものとします。

以上の合意を証するため、両当事者は本協定書を締結します。

Google Ireland Limited		大津市
(Authorized Signature)	（署名）	（省略）
(Name)	（氏名）	越　直　美
(Title)	（肩書）	大津市代表　大津市長
(Date)	（日付）	平成 25 年 11 月 27 日

ク-2　災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

出典：大津市資料（平成 25 年 12 月：総務部）

大津市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第 1 条（本協定の目的）

本協定は、大津市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、大津市が大津市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ大津市の行政機能の低下を軽減させるため、大津市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第 2 条（本協定における取組み）

1.　本協定における取組みの内容は次の中から、大津市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

(1)　ヤフーが、大津市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、大津市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

(2)　大津市が、大津市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(3)　大津市が、大津市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(4)　大津市が、災害発生時の大津市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(5)　大津市が、大津市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(6)　ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスおいて大津市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。

(7)　大津市が、大津市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2.　大津市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3.　第 1 項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、大津市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第 3 条（費用）

前条に基づく大津市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第 4 条（情報の周知）

ヤフーは、大津市から提供を受ける情報について、大津市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第 5 条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、大津市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第 6 条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から 1 年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに 1 年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第 7 条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、大津市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、大津市とヤフー両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

2013 年 12 月 2 日

大津市：滋賀県大津市御陵町 3 番 1 号
大津市
大津市長　　越　　直　美

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
ヤフー株式会社
代表取締役　　宮　坂　学

ク-3　災害時の放送に関する協定（株式会社ＺＴＶ）

出典：大津市資料（平成 27 年 2 月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）と株式会社ＺＴＶ（以下「乙」という。）とは、災害時の放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　本協定は、甲が災害時に防災対策又は応急対策等を実施する上で、放送が有効な手段となり得る場合に、乙に対して放送を依頼することを目的とする。
（放送依頼の手続き）
第２条　甲は、乙に対して、次の事項を明確にして放送を依頼する。
（１）放送依頼の理由
（２）放送の内容
（３）希望する放送の日時
（４）その他放送に必要な事項
（放送の実施等）
第３条　前条により、乙は甲から放送を依頼された場合、乙の放送基準及び施設の機能等に応じて、乙の判断により、放送チャンネル、形式、内容、及び時刻を決定し、放送を実施する。
２　乙は甲に対して、前項の実施に必要な資料等の提供を要求することができる。
３　乙は放送の実施に際して、決定した内容について甲へ事前に連絡するものとする。但し、急を要する場合や連絡手段が確保できない等、何らかの事由により事前に報告ができない場合はこの限りではない。
（費用の負担）
第４条放送の実施により発生する費用は原則として乙が負担する。
（放送不能の措置）
第５条　甲は、第３条に関わらず、災害により乙自ら被災する等、何らかの事由により乙が放送を実施することが困難であると甲へ申し出た場合は、乙が放送を行わないことを承諾する。
（連絡責任者）
第６条　甲及び乙は、本協定を実施するための連絡責任者を定めることとし、連絡責任者を定めた際、または変更のあった際は直ちに相手方に通知しなければならない。
（協定の期間）
第７条　本協定は、締結の日の属する年度の 3 月 31 日をもって終了するものとする。ただし、終了前 30 日までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、本協定は 1 年間更新されたものとみなす。また、更新された協定をさらに更新する場合も同様とする。
（協議）
第８条　本協定に定めがない事項が生じた場合、又は本協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲、乙誠意をもって協議し解決する。
２　前項の協議による決定、又は本協定の内容の変更については書面によるものとし、書面によらないものは無効とする。
（原協定の失効）
第９条　平成１６年１２月１６日付けで甲と乙が締結した協定書は、この協定書の締結の日をもって、その効力を失う。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成２７年　２月　２日

甲　　滋賀県大津市御陵町 3 番 1 号
大津市
大津市長

乙　　滋賀県草津市野路町 683 番地 1
株式会社ＺＴＶ
取締役 滋賀放送局長

ケ-1　災害時の避難所におけるインターネット回線提供に関する協定（株式会社ＺＴＶ）

出典：大津市資料（平成 27 年 7 月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）と株式会社ＺＴＶ（以下「乙」という。）とは、災害時の避難所におけるインターネット回線の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 本協定は、甲が災害時に避難所を開設する場合に、乙が当該避難所におけるインターネット回線（以下「回線」という。）を提供することにより、市民の情報収集の一助とすることを目的とする。

（対象となる避難所）

第２条 災害時に回線を提供する避難所については、市内避難所のうち乙の提供する地域 BWA 回線の電波が届く避難所とする。

２　対象となる避難所を追加・削除または変更する場合は、甲乙間で協議のうえ決定する。

（回線提供の実施等）

第３条 甲は、乙が大津市内を対象に行う地域 BWA 無線局の免許申請に同意する。

２　前条にて対象となった避難所に対しては、乙が予定している地域 BWA 回線（無線回線）の開局対象地域の拡大に併せて、令和 2 年度末までに順次提供を開始する。

３　避難所でのインターネット回線への接続方法は Wi-Fi 回線（無線 LAN）を使用するものとし、利用者はアクセスのための端末（PC、スマートフォン等）を用意する事を前提とする。

４　乙は、対象となった避難所に対して、地域 BWA 回線受信端末および Wi-Fi アクセスポイントを設置し運用する。

５　甲は乙に対して、前項の実施に必要となる Wi-Fi アクセスポイント用地域 BWA 回線受信端末の設置場所および電源を提供する。

６　地形または経済的条件による条件不利地に立地する避難所については、甲乙間で協議のうえ対応を行うものとする。

７　乙は、甲がおこなう本回線を利用した防災その他の公共の福祉の増進に寄与する情報伝達に対して協力するものとする。

８　甲は、乙が地域 BWA 回線送信基地局を甲の土地または建物に設置を希望する場合は、甲乙間で協議のうえ協力するものとし、乙は必要となる経費を甲に支払うものとする。

（費用の負担）

第４条 回線敷設と運用にかかる費用および災害時の利用料は、原則として乙が負担する。

２　甲が災害時以外に当該回線の利用を希望する場合は、別途乙に対して料金を支払うことで利用できるものとする。

（回線提供不能の措置）

第５条 甲は、第３条に関わらず、災害により乙自ら被災する等、何らかの事由により乙が回線提供を実施することが困難であると甲へ申し出た場合は、乙が回線提供を行わないことを承諾する。

（連絡責任者）

第６条 甲及び乙は、本協定を実施するための連絡責任者を定めることとし、連絡責任者を定めた際、または変更のあった際は直ちに相手方に通知しなければならない。

（協定の期間）

第７条 本協定は、平成 33 年 3 月 31 日をもって終了するものとする。ただし、終了前 30 日までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、本協定は 1 年間更新されたものとみなす。また、更新された協定をさらに更新する場合も同様とする。

（協議）

第８条 本協定に定めがない事項が生じた場合、又は本協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲、乙誠意をもって協議し解決する。

２　前項の協議による決定、又は本協定の内容の変更については書面によるものとし、書面によらないものは無効とする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成２７年７月６日

甲　滋賀県大津市御陵町 3 番 1 号
大津市
大津市長

乙　滋賀県草津市野路町 683 番地 1
株式会社ＺＴＶ
取締役 滋賀放送局長

ケ-2 災害時における応急危険度判定の協力に関する協定（公益社団法人滋賀県建築士会大津地区委員会、湖西滋賀地区委員会）

出典：大津市資料（平成 29 年 3 月：建設部）

大津市（以下「甲」という。）と公益社団法人滋賀県建築士会大津地区委員会（以下「乙」という。）及び同湖西滋賀地区委員会（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、地震等による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が大津市地域防災計画に基づく防災拠点となる消防署、庁舎及び市民センター並びに医療活動拠点となる病院並びに避難所となる学校等（以下「避難施設等」という。）または市内の建築物等において行う被災建築物応急危険度判定（「以下「応急危険度判定」という。）について、乙及び丙に協力を求めることに関し基本事項を定める。

（応急危険度判定）

第２条　応急危険度判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」により行うものとする。

（派遣の要請）

第３条　甲は、災害時において、応急危険度判定を実施する必要が生じたときは、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、乙及び丙に所属する建築士の派遣を要請することができる。

（１）　災害の状況及び派遣を必要とする事由

（２）　要請内容

（３）　その他必要な事項

２　前項の規定による要請は、文書（様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出するものとする。

（協力の内容）

第４条　甲が乙及び丙に要請する応急危険度判定の内容は、次の各号に掲げるものとする。

（１）　甲が指定する避難施設等の応急危険度判定（セーフティチェック）

（２）　市内被災建築物等の応急危険度判定

（協力の実施）

第５条　乙及び丙は、第３条の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由がない限り、建築士の派遣及び応急危険度判定を実施するものとする。

２　乙及び丙は、第３条の要請を受けたときは、速やかに派遣する者の氏名及び人員等を甲に報告するものとする。

３　乙及び丙は、応急危険度判定に必要となる機材等の提供について、可能な限り協力するものとする。

（報告）

第６条　乙及び丙は、応急危険度判定に従事したときは、速やかに次の各号に掲げる事項を文書（様式第２号）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって報告し、事後において文書を提出するものとする。

（１）　従事内容及び従事した人員等

（２）　応急危険度判定結果

（３）　従事によって知り得た災害情報

（４）　その他必要な事項

（事前計画）

第７条　乙及び丙は、災害時の応急危険度判定の円滑な実施を図るため、組織体制及び連絡体制（以下「組織体制等」という。）をあらかじめ定め、甲に文書で報告するものとする。

２　乙及び丙は、組織体制等を変更したときは、その内容を速やかに甲に報告するものとする。

（情報共有）

第８条　甲、乙及び丙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

（連絡体制）

第９条　甲、乙及び丙は、この協定に定める事項の確実な実施を期するため、それぞれ連絡責任者を置くものとする。

２　連絡責任者は、甲においては、第４条第１項１号については建築課長、同項２号については建築指導課長、乙及び丙においては、それぞれ地区委員会委員長をもって充てるものとする。

（経費の負担）

第１０条　この協定に基づく応急危険度判定に要した経費は無償とする。ただし、乙及び丙が派遣した判定士が携行する機材等が、その責に帰すことができない事由により損傷した場合は、甲が現物弁償するものとする。

（補償等）

第１１条　この協定に基づき災害時に応急危険度判定に従事した者が、その責に帰すことができない事由により死亡、負傷若しくは疾病にかかり、または障害の状態となった場合の補償については、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領を適用するものとする。

（第三者に対する損害）

第１２条　この協定に基づき、災害時に応急危険度判定に従事した者が、第三者に損害を与えた場合の補償については、その責に帰すべき理由によるものを除き、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度を適用するものとする。

（協定の期間）

第１３条　この協定の期間は、施行の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに甲、乙及び丙のいずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは更に１年間延長するものとし、以後この例による。

２　前項に規定する協定の解除及び変更の申出は、書面をもって行う。

（守秘義務）

第１４条　乙及び丙は、この協定に基づく応急危険度判定の従事中に知り得た情報を、甲の許可なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（細目）

第１５条　この協定を実施するために必要な手続等に係る事項については、甲、乙及び丙が協議して別に定める。

（その他）

第１６条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定める。

附　則

（施行期日）

１　この協定書は、平成２９年４月１日から施行する。

（災害時における避難施設等のセーフティチェックに関する協定書等の廃止）

２　災害時における避難施設等のセーフティチェックに関する協定書（平成２０年９月２日締結）及び災害時における避難施設等のセーフティチェックに関する覚書（平成２５年２月２０日締結）は、平成２９年３月３１日をもって廃止する。

以上、この協定の締結の証として、本書３通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成 29 年 3 月 27 日

滋賀県大津市御陵町３番１号

甲　大津市

大津市長　越　直 美

滋賀県大津市仰木の里東一丁目１２番８号

乙　公益社団法人　滋賀県建築士会大津地区委員会

委 員 長　森 川　和 彦

滋賀県大津市伊香立下在地町９６７

丙　公益社団法人　滋賀県建築士会湖西滋賀地区委員会

委 員 長　坂 田　徳 一

様式第１号

平成　　年　　月　　日

応急危険度判定士派遣要請書

公益社団法人滋賀県建築士会大津地区委員会　　様
公益社団法人滋賀県建築士会湖西滋賀地区委員会　　様

大津市長
（　　課長）

災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書第３条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

１　災害の状況及び派遣を必要とする事由

２　要請内容

区　　分	内　　容
要　請　期　間	年　　月　　日から　　年　　月　　日
要　請　場　所	（住　所）　大津市
	（施設名）
	（区域等）　別添による

３　その他

様式第２号

平成　　年　　月　　日

応急危険度判定完了報告書

大津市長　様
（　　課長）

公益社団法人滋賀県建築士会大津地区委員会
公益社団法人滋賀県建築士会湖西滋賀地区委員会

災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書第６条の規定に基づき、下記のとおり完了しましたので報告します。

記

１　従事内容及び従事した人員等

区　　分	内　　容
従　事　期　間	年　　月　　日から　　年　　月　　日
従　事　場　所	（住　所）　大津市
	（施設名）
	（区域等）　別添による
従事した人員等	（人数）　　名
	（氏名）

２　応急危険度判定結果
別添のとおり

３　従事によって知り得た災害情報

４　その他

ケ-3 災害時における大津市食品衛生協会による支援に関する協定（大津市食品衛生協会）

出典：大津市資料（平成 26 年 3 月：健康保険部）

大津市（以下「甲」という。）と大津市食品衛生協会（以下「乙」という。）は、大津市内において大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の被災者支援業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　災害時においては、帰宅困難者の発生や、多くの市民が長期間にわたり避難所等における避難生活を余儀なくされること等が想定されることから、甲及び乙が連携し災害支援活動を行うにあたって、必要な事項を定め、帰宅困難者に対する支援と避難所等における食品衛生の確保等、被災者の支援と負担軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　前条に定める「災害時」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害が市内で発生している状況をいい、「帰宅困難者」とは、災害時に公共交通機関等が機能停止したことに伴い、帰宅が困難となった者をいう。また、「避難所等における避難生活」とは、甲が設置する避難所において生活を行う場合をいう。

（業務の内容）

第３条　業務の内容は、次の各号にあげるとおりとする。

１　帰宅困難者に対する支援

２　避難所における食品衛生指導

３　生活用水の提供

４　食品関係事業者に対する食料品の供出呼びかけ

（業務の提供を受けることができる者）

第４条　業務の提供を受けることができる者は、第２条に定める帰宅困難者又は避難所等の住民に限る。ただし、第３条第３項の「生活用水の提供」についてはこの限りでない。

（要請）

第５条　甲は、業務の必要があると認めるときは、乙に対し支援業務提供要請書（別記様式１）により依頼するものとする。

２　乙は、甲からの依頼を受けた際には可能な範囲において速やかに対応を行う。

（業務の提供及び報告）

第６条　乙は、甲から第５条に定める要請があったときは、可能な限り会員等を避難所等へ派遣するものとする。

２　乙は、業務が完了したときは、支援業務提供結果報告書（別記様式２）により甲に報告するものとする。

（連絡体制）

第７条　効率的かつ迅速に業務が実施できるよう、乙は毎年６月１日現在の甲及び乙の業務の提供に関する実施責任者の確認を行うとともに、支援体制連絡簿を作成して各々に配付するものとする。

（業務の経費）

第８条　乙の業務の提供に係る経費については、原則として乙の負担とする。

（損害発生時の対応）

第９条　甲は、甲の責に帰すべき事由により乙又はこれらの会員等に損害を与えた場合は、乙又はこれらの組合員等に対して当該損害を賠償するものとする。

２　乙は業務の実施中に、自らの責に帰すべき事由により甲及び乙の会員又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに書面をもって甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

３　乙は、前項の賠償責任に対応するため、役務を伴う業務の実施前にボランティア保険に加入するものとする。

（実施細目）

第 10 条　この協定を実施するために必要な細目は、別に定める。

（協議事項）

第 11 条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

付　則

１　この協定の有効期間は、協定の日から平成 27 年３月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間が終了する日の１ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも何らかの意思表示がないときは、期間終了の日から１年間この協定は更新され、以降も同様とする。

２　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が各々記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

３　この協定の実行力を確保するために、乙は甲が実施する防災訓練等に可能な範囲で参加するように努めるものとする。

平成 26 年３月 17 日

甲　大津市御陵町３番１号
　　大津市長

乙　大津市におの浜四丁目４番５号
　　大津市食品衛生協会
　　会　　長

ケ-4 災害時の被災者施術活動についての協定（大津鍼灸マッサージ師会）

出典：大津市資料（平成 28 年 10 月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）と大津鍼灸マッサージ師会（以下「乙」という。）とは、災害時の被災者施術活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条 本協定は、甲が災害発生時に避難所を開設する場合に、甲の要請に基づき、乙が設置された避難所に乙の会員を派遣することについて、必要な事項を定めるものとする。

（支援要請）
第２条　甲は、災害発生時において必要があると認めるときは、乙に対し、甲が指定する避難所での支援を要請するものとする。
２　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。
３　第１項の要請は、要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により口頭で要請できるものとし、事後、速やかに要請書を送付するものとする。

（支援内容）
第３条　この協定における支援内容は避難所における鍼・灸・あん摩マッサージ指圧及び療養上の相談とする。

（支援期間）
第４条　支援期間は、原則として、避難所開設時から解散するまでの間で、甲、乙が協議し決定する。

（経費負担等）
第５条　乙の施術費用については無料とする。また、鍼、艾、テープ、衛生材料、薬剤等施術にかかる費用については原則として乙の負担とする。

（連絡体制等）
第６条　甲、乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し、あらかじめ定めておくものとする。

（協定の期間）
第７条　本協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。ただし、有効期間満了の日の一ヶ月前の日までに、甲、乙のいずれからも協定の更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、更に１年間同一の条項で更新するものとし、以後の期間についても同様とする。

（協議）
第８条　本協定に定めがない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙が協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成２８年１０月２６日

甲　　滋賀県大津市御陵町３番１号
大津市
大津市長

乙　　滋賀県大津市本丸町６番２８号
大津鍼灸マッサージ師会
会　長

ケ-5 災害発生時における相互協力に関する協定（京都刑務所及び大津少年鑑別所）

出典：大津市資料（令和５年３月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）と京都刑務所（以下「乙」という。）及び大津少年鑑別所（以下「丙」という。）は、大津市内において災害対策基本法（昭和３６年１１月１５日法律第２２３号）第２条第１項に定める災害（以下「災害」という。）が発生又は発生のおそれのある場合における甲が行う災害対策への乙及び丙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大津市内に発生した災害時において、甲が地域に居住する住民などの避難所及び防災関係の活動拠点等（以下「避難所等」という。）として、乙及び丙がそれぞれ管理する施設の一部を使用すること及び甲が行う災害対策に乙及び丙が協力し、市民等の安全確保を図ることを目的として必要な事項を定めるものとする。

（使用の申請等）

第２条　乙及び丙は、甲が実施する災害対策により、乙及び丙が指定する施設を甲が避難所等として使用する必要があると認めるときは、甲の申請により、乙及び丙の管理する次の施設の一部又は全部の提供に関して、乙及び丙それぞれにおいて、その運営に支障のない範囲でこれに協力するものとする。

（１）滋賀拘置支所鍛錬場

（２）滋賀拘置支所駐車場

（３）大津少年鑑別所職員待機所

（４）その他乙又は丙が使用を認めた場所

２　甲は、前項の使用申請を行うときは、使用する施設に対応する国有財産使用許可申請書（別紙様式１－１～２）を乙又は丙に提出する。ただし、当該申請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等で申請することができるものとし、その後、速やかに当該申請書を提出するものとする。

（協力の内容）

第３条　乙及び丙それぞれが甲に対し行う施設の提供に関する協力は、次のとおりとする。

（１）地域に居住する住民などの避難所

（２）防災関係機関の活動拠点等

（申請に基づく措置等）

第４条　乙及び丙は、甲からの第２条第２項の使用申請に基づき、施設の使用が必要と認めるときは、それぞれ国有財産使用許可書（別紙様式２－１～２）を甲に交付し、甲は、当該許可書記載の使用条件に基づき使用するものとする。

２　乙及び丙は、前項の申請を許可する場合は、国有財産法第１９条において準用する同法第２２条第１項第３号の規定に基づき、使用料を無償とする。

３　乙及び丙は、施設の使用を許可した後、速やかに施設開錠等の措置を講じるものとする。

４　使用許可施設への避難誘導は甲が行うものとする。

（許可の取消し又は変更等）

第５条　乙及び丙は、次の各号に該当するときは、前条の許可を取消し又は変更することができるものとする。ただし、この場合において、甲に損害が生じても、乙及び丙は、その補償は行わないものとする。

（１）乙及び丙それぞれにおいて、本来の目的に供するため必要が生じたとき

（２）甲に、この協定に違反する行為が認められるとき

（使用時の注意事項）

第６条　甲は、 第２条第２項で申請した施設を使用する者に対し、申請した施設以外の場所に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

（乙又は丙への報告）

第７条　甲は、避難所等の使用によって、設備、施設又は土地が損壊した場合は、これを管理する乙又は丙に対し、速やかに届け出るものとする。

（原状回復義務）

第８条　甲は、乙及び丙が早期に通常業務を再開できるように努めるものとする。

２　甲は、避難者の減少等により施設の使用を終了するときは、使用した施設を原状に復し、施設ごとに乙又は丙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

３　前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

（経費等の負担）
第９条　第３条に規定する協力において要した経費については、第４条第２項に規定する施設使用料を除いて甲の負担とする。
２　前項及び第８条第２項に規定する経費を除き、協力に要した経費の負担については、甲乙丙が協議の上、決定するものとする。

（情報の交換）
第１０条　甲、乙及び丙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）
第１１条　甲、乙及び丙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは速やかに相互に連絡を取るものとする。

（協議）
第１２条　この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙丙協議して定めるものとする。

（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和５年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間終了の１か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、この協定の有効期間終了の日の翌日から更に１年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書３通を作成し、甲乙丙押印の上、各自１通を保有する。

令和５年３月３日

甲　大津市御陵町３番１号
　　大津市
　　大津市長　佐　藤　健　司

乙　京都市山科区東野井ノ上町２０
　　京都刑務所
　　京都刑務所長　小　嶌　一　平

丙　大津市大平一丁目１－２
　　大津少年鑑別所
　　大津少年鑑別所長　松　田　芳　政

ケ-6 災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書(一般社団法人　滋賀県建築士事務所協会)

出典：大津市資料（令和７年３月：建設部）

大津市（以下「甲」という。）と一般社団法人滋賀県建築士事務所協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、地震等による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が大津市地域防災計画に基づく防災拠点となる消防署、庁舎及び市民センター並びに医療活動拠点となる病院並びに避難所となる学校等（以下「避難施設等」という。）または市内の建築物等において行う被災建築物応急危険度判定（「以下「応急危険度判定」という。）について、乙に協力を求めることに関し基本事項を定める。

（応急危険度判定）
第２条　応急危険度判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」により行うものとする。

（派遣の要請）
第３条　甲は、災害時において、応急危険度判定を実施する必要が生じたときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、乙の大津支部に所属する建築士事務所に対し建築士の派遣を要請することができる。
（１）　災害の状況及び派遣を必要とする事由
（２）　要請内容
（３）　その他必要な事項
２　前項の規定による要請は、文書（様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出するものとする。

（協力の内容）
第４条　甲が乙に要請する応急危険度判定の内容は、次の各号に掲げるものとする。
（１）　甲が指定する避難施設等の応急危険度判定（セーフティチェック）
（２）　市内被災建築物等の応急危険度判定

（協力の実施）
第５条　乙は、第３条の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由がない限り、建築士の派遣及び応急危険度判定を実施するものとする。
２　乙は、第３条の要請を受けたときは、速やかに派遣する者の氏名及び人員等を甲に報告するものとする。
３　乙は、応急危険度判定に必要となる機材等の提供について、可能な限り協力するものとする。

（報告）
第６条　乙は、応急危険度判定に従事したときは、速やかに次の各号に掲げる事項を文書（様式第２号）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって報告し、事後において文書を提出するものとする。
（１）　従事内容及び従事した人員等
（２）　応急危険度判定結果
（３）　従事によって知り得た災害情報
（４）　その他必要な事項

（事前計画）
第７条　乙は、災害時の応急危険度判定の円滑な実施を図るため、組織体制及び連絡体制（以下「組織体制等」という。）をあらかじめ定め、甲に文書で報告するものとする。
２　乙は、組織体制等を変更したときは、その内容を速やかに甲に報告するものとする。

（情報共有）
第８条　甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

（連絡体制）
第９条　甲及び乙は、この協定に定める事項の確実な実施を期するため、それぞれ連絡責任者を置くものとする。
２　連絡責任者は、甲においては、第４条第１項１号については建築課長、同項２号については建築指導課長、乙においては、大津支部長をもって充てるものとする。

（経費の負担）
第１０条　この協定に基づく応急危険度判定に要した経費は無償とする。ただし、乙が派遣した判定士が携行する機材等が、その責に帰すことができない事由により損傷した場合は、甲が現物弁償するものとする。

（補償等）
第１１条　この協定に基づき災害時に応急危険度判定に従事した者が、その責に帰すことができない事由により死亡、負傷若しくは疾病にかかり、または障害の状態となった場合の補償については、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領を適用するものとする。

（第三者に対する損害）
第１２条　この協定に基づき、災害時に応急危険度判定に従事した者が、第三者に損害を与えた場合の補償については、その責に帰すべき理由によるものを除き、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度を適用するものとする。

（協定の期間）
第１３条　この協定の期間は、協定の締結の日から令和８年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに甲及び乙のいずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは更に１年間延長するものとし、以後この例による。
２　前項に規定する協定の解除及び変更の申出は、書面をもって行う。

（守秘義務）
第１４条　乙は、この協定に基づく応急危険度判定の従事中に知り得た情報を、甲の許可なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（細目）
第１５条　この協定を実施するために必要な手続等に係る事項については、甲及び乙が協議して別に定める。

（その他）
第１６条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定める。

以上、この協定の締結の証として、本書２通を作成し、甲及び乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

令和７年３月１７日

滋賀県大津市御陵町３番１号
甲　大津市
　　大津市長

滋賀県大津市におの浜一丁目１番１８号建設会館３階
乙　一般社団法人　滋賀県建築士事務所協会
　　会　　長

様式第１号

年　　月　　日

応急危険度判定士派遣要請書

一般社団法人　滋賀県建築士事務所協会
　会　長　　様

大津市長
（　　課長）

　災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書第３条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

１　災害の状況及び派遣を必要とする事由

２　要請内容

区　　分	内　　容
要　請　期　間	年　　月　　日から　　年　　月　　日
要　請　場　所	（住　所）　大津市
	（施設名）
	（区域等）　別添による

３　その他

様式第２号

年　　月　　日

応急危険度判定完了報告書

大津市長　様
（　　課長）

一般社団法人　滋賀県建築士事務所協会
会　長

災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書第６条の規定に基づき、下記のとおり完了しましたので報告します。

記

１　従事内容及び従事した人員等

区　　分	内　　容
従　事　期　間	年　　月　　日から　　年　　月　　日
従　事　場　所	（住　所）　大津市
	（施設名）
	（区域等）　別添による
従事した人員等	（人数）　　名
	（氏名）

２　応急危険度判定結果
　別添のとおり

３　従事によって知り得た災害情報

４．その他

コ-1 災害発生時における一時滞在施設の提供に関する協定（おごと温泉旅館協同組合）

出典：大津市資料（平成 27 年 7 月：産業観光部）

大津市（以下「甲」という。）とおごと温泉旅館協同組合（以下「乙」という。）とは、災害発生時において公共交通機関が運行停止するなどの理由により帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、乙の組合員がその所有する施設を一時滞在施設として提供すること（以下「一時滞在施設の提供」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害発生時において、帰宅困難者に対する一時滞在施設の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第２条　この協定の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、乙の組合員が所有する施設（別表）とする。

２　乙は、乙の組合員に変更が生じた場合は、その都度甲に報告するものとする。

（協力要請）

第３条　甲は、災害発生時において必要があると認めるときは、乙に対し、一時滞在施設の提供の協力を要請するものとする。

２　乙が、前項の要請があったときは、直ちに対象施設の被災状況及び一時滞在施設の提供の協力の可否について調査の上、甲に協力可能な施設名及び受入可能人数を報告するとともに、対象施設を一時滞在施設として帰宅困難者に提供するものとする。

３　第１項の要請は、要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により口頭で要請できるものとし、事後、速やかに要請書を送付するものとする。

（一時滞在施設の提供の内容）

第４条　乙の組合員は、可能な限り次に掲げるところに従い、一時滞在施設の提供を行うものとする。

⑴　一時滞在施設である旨の表示を行うこと。

⑵　帰宅困難者を受け入れたときは、その状況を乙に報告すること。

⑶　帰宅困難者のために水道水及びトイレを提供すること。

⑷　甲から提供される災害対応状況その他の情報を帰宅困難者に提供すること。

⑸　帰宅困難者のうち、高齢者や障がい者、乳幼児、妊婦、遠距離通学の小中学生等の要配慮者に対しては施設の提供に特に配慮すること。また、外国人旅行客などへの対応についても、必要に応じて配慮すること。

（一時滞在施設の提供期間）

第５条　一時滞在施設の提供は、原則として公共交通機関が運行を再開した時点で終了するものとする。

（経費負担）

第６条　一時滞在施設の提供に伴う経費は、原則として乙の負担とする。

（連絡責任者）

第７条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては大津市産業観光部観光振興課長とし、乙においては理事長とする。

（協定の効力及び更新）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１か月前の日までに、甲、乙のいずれからも協定を更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、更に１年間同一の条項で更新するものとし、以後の期間についても同様とする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

（災害発生時における一時滞在施設の提供に関する協定書の廃止）

第１０条　災害災害発生時における一時滞在施設の提供に関する協定書（平成２７年７月２８日締結）は廃止する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成３１年３月２６日

大津市御陵町３番１号
甲　大津市
大津市長　越　直 美

大津市雄琴六丁目５番１号
乙　おごと温泉旅館協同組合
理事長　金 子　博 美

別表

施設の名称	所在地
びわこ緑水亭	大津市雄琴六丁目１番６号
里湯昔話　雄山荘	大津市雄琴一丁目９番２８号
湖畔の宿　雄琴荘	大津市雄琴六丁目１番２４号
びわ湖　花街道	大津市雄琴一丁目１番３号
湯元館	大津市苗鹿二丁目３０番７号
天然温泉の宿　ことゆう	大津市苗鹿三丁目９番５号
暖灯館　きくのや	大津市雄琴六丁目１番２９号
湯の宿　木もれび	大津市苗鹿二丁目３０番１号
琵琶湖グランドホテル	大津市雄琴六丁目５番１号

コ-2 災害発生時における一時滞在施設の提供に関する協定（株式会社いずみ二一）

出典：大津市資料（平成 28 年 7 月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）と株式会社いずみ二一（以下「乙」という。）とは、災害発生時において公共交通機関が運行停止するなどの理由により帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、乙が所有する施設を一時滞在施設として提供すること（以下「一時滞在施設の提供」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害発生時において、帰宅困難者に対する一時滞在施設の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第２条　この協定の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地　大津市真野２丁目１７番１号

施設名　堅田イトマンスポーツクラブ

（協力要請）

第３条　甲は、災害発生時において必要があると認めるときは、乙に対し、一時滞在施設の提供の協力を要請するものとする。

２　乙が、前項の要請があったときは、直ちに対象施設の被災状況及び一時滞在施設の提供の協力の可否について調査の上、甲に協力可能な施設名及び受入可能人数を報告するとともに、対象施設を一時滞在施設として帰宅困難者に提供するものとする。

３　第１項の要請は、要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により口頭で要請できるものとし、事後、速やかに要請書を送付するものとする。

（一時滞在施設の提供の内容）

第４条　乙は、可能な限り次に掲げるところに従い、一時滞在施設の提供を行うものとする。

（１）　一時滞在施設である旨の表示を行う

（２）　帰宅困難者を受け入れたときは、その状況を甲に報告する

（３）　帰宅困難者のために水道水及びトイレを提供する

（４）　甲から提供される災害対応状況その他の情報を帰宅困難者に提供する

（一時滞在施設の提供期間）

第５条　一時滞在施設の提供は、原則として公共交通機関が運行を再開した時点で終了するものとする。

（搬送支援）

第６条　乙は、可能な限り所有するバス等を活用し、帰宅困難者を搬送支援するものとする。

（経費負担）

第７条　一時滞在施設の提供および帰宅困難者の搬送支援に伴う経費は、原則として乙の負担とする。

（連絡体制等）

第８条　甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し、あらかじめ定めておくものとする。

（協定の効力及び更新）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１か月前の日までに、甲、乙のいずれからも協定を更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、更に１年間同一の条項で更新するものとし、以後の期間についても同様とする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２８年７月２５日

甲　大津市御陵町３番１号
大津市
大津市長

乙　草津市大路３丁目５番６４号
株式会社いずみ二一
代表取締役社長

コ-3 災害発生時における一時滞在施設の提供に関する協定（株式会社平和堂）

出典：大津市資料（平成 28 年 12 月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）と株式会社平和堂（以下「乙」という。）とは、災害発生時において公共交通機関が運行停止するなどの理由により帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、乙が所有する施設を一時的に利用して、帰宅困難者のための一時滞在施設（以下「一時滞在施設」という。）として提供することに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害発生時において、帰宅困難者に対する一時滞在施設の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第２条　この協定の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、乙が所有する施設（別表）とする。

２　乙は、対象施設に変更が生じた場合は、その都度甲に報告するものとする。

（協力要請）

第３条　甲は、災害発生時において必要があると認めるときは、乙に対し、一時滞在施設の提供の協力を要請するものとする。

２　乙が、前項の要請があったときは、直ちに対象施設の被災状況及び一時滞在施設の提供の協力の可否について調査の上、甲に協力可能な施設名及び受入可能人数を報告するとともに、対象施設を一時滞在施設として帰宅困難者に提供するものとする。

３　第１項の要請は、要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により口頭で要請できるものとし、事後、速やかに要請書を送付するものとする。

（一時滞在施設の提供の内容）

第４条　乙は、可能な限り次に掲げるところに従い、一時滞在施設の提供を行うものとする。

（１）　一時滞在施設内に受入場所を確保する。

（２）　一時滞在施設である旨の表示を行う。

（３）　帰宅困難者を受け入れたときは、その状況を甲に報告する。

（４）　帰宅困難者のために水道水及びトイレを提供する。

（５）　甲から提供される災害対応状況その他の情報を帰宅困難者に提供する。

（一時滞在施設の提供期間）

第５条　一時滞在施設の提供は、原則として公共交通機関が運行を再開した時点で終了するものとする。

（経費負担）

第６条　一時滞在施設の提供に伴う経費は、原則として乙の負担とする。

（連絡体制等）

第７条　甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し、あらかじめ定めておくものとする。

（協定の効力及び更新）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに、甲及び乙いずれからも協定解除の意思表示がない場合は、協定を更に１か年延長させるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２８年１２月２０日

甲　滋賀県大津市御陵町３番１号
大津市
大津市長

乙　滋賀県彦根市小泉町３１番地
株式会社平和堂
代表取締役社長

コ-4　災害発生時における帰宅困難者への支援に関する協定（一般社団法人大津市商店街連盟）

出典：大津市資料（平成 28 年 10 月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）と一般社団法人　大津市商店街連盟（以下「乙」という。）とは、災害発生時において公共交通機関が運行停止するなどの理由により帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対して支援することに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、災害が発生し、帰宅困難者が発生した場合に、甲の要請に基づき、乙が帰宅困難者に対し実施する支援について、必要な事項を定めるものとする。

（支援要請）
第２条　甲は、災害発生時において必要があると認めるときは、乙に対し、帰宅困難者への支援を要請するものとする。
２　乙は、甲からの要請を受けたときは、乙の加盟会員と連携し、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（帰宅困難者支援の内容）
第３条　乙の加盟会員は次に掲げる事項に関して、可能な限り帰宅困難者への支援を行うものとする。
（１）　一時滞在施設として帰宅困難者を受け入れる。
（２）　帰宅困難者のために水道水、トイレ及び物資を提供する
（３）　通行可能な道路等の情報を帰宅困難者に提供する
２　乙は、前項の支援を実施した場合は、その旨を甲に報告するものとする。

（支援期間）
第４条　帰宅困難者への支援は、原則として公共交通機関が運行を再開した時点で終了するものとする。
（経費負担）
第５条　帰宅困難者への支援に伴う経費は、原則として乙の負担とする。

（連絡体制等）
第６条　甲、乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し、あらかじめ定めておくものとする。

（協定の効力及び更新）
第７条　この協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１か月前の日までに、甲、乙のいずれからも協定を更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、更に１年間同一の条項で更新するものとし、以後の期間についても同様とする。
（協議）
第８条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２８年１０月２６日

甲　大津市御陵町３番１号
大津市
大津市長

乙　大津市打出浜２番１号
一般社団法人　大津市商店街連盟
理 事 長

サ-1　災害時の医療救護活動についての協定（社団法人滋賀県大津市医師会）

出典：大津市資料（平成 18 年 2 月：健康保険部）

大津市を「甲」とし、社団法人滋賀県大津市医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）
第 1 条　この協定は、大津市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
（医療救護班の派遣）
第 2 条　甲は、大津市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要が生じた場合は乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。
２　乙は前項の定めにより、甲から医療救護班の派遣の要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき医療救護班を編成し、現地の医療救護所等に派遣するものとする。
３　乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、第１項に規定する要請をまたずに医療救護所等に医療救護班を派遣した場合は、直ちに甲に報告するものとする。
４　甲は、前項の派遣報告があったときは、第１項に規定する派遣要請があったものとみなす。
５　医療救護班は、１班当たり医師２名で構成する。
（災害医療救護計画の策定及び提出）
第 3 条　乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。
（医療救護班の活動場所）
第４条　乙所属の医療救護班は、原則として甲が設置する医療救護所等において、医療活動を実施するものとする。ただし、災害の状況によっては第６条の指揮命令に従い被災地を巡回し、医療救護活動を実施するものとする。
（医療救護班の業務）
第 5 条　医療救護班の業務は、次のとおりとする。
（１）　傷病者に対する応急処置
（２）　後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
（３）　医療救護所等における転送困難な患者及び軽易な患者に対する医療
（４）　避難所等における被災者等のカウンセリング
（５）　傷病の程度に応じた医療機関への紹介
（６）　救護所等でのリハビリテーションの指導
（７）　死亡の確認
（指揮命令）
第６条　医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。
（医療救護班の輸送）
第 7 条　乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。
（医薬品等の備蓄・輸送）
第８条　乙所属の医療救護班は、原則として甲が備蓄又は供給する医薬品等を使用するものとする。
２　医療救護所等において医療救護班が必要とする給食及び給水は、原則として甲が行う。
３　備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。
（医療費）
第９条　医療救護所等における医療費は、無料とする。
（合同訓練）
第 10 条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の際に傷病者が発生した場合の医療救護を併せて担当するものとする。
（費用弁償等）
第 11 条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。
（１）　医療救護班の編成・派遣に要する経費
（２）　医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
（３）　医療救護班の医師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
（４）　医療救護班の医師による医療救護活動において発生した医事紛争に係る費用（医師による重大な過失によるものは除く。）
２　前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。
（協定の期間）
第 12 条　この協定の期間は、協定締結の日から平成１９年３月３１日までとする。ただし、期間満了の３ヶ月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときには、更に１年間延長するものとし、以後この例によるものとする。
（細目）

第 13 条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。
（協議）
第 14 条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成１８年２月１６日

大津市御陵町３番１号
甲　大津市
　　市長

大津市浜大津四丁目 1-1 明日都１階
乙　社団法人滋賀県大津市医師会
　　会長

サ-2　災害時の歯科医療救護活動についての協定（社団法人大津市歯科医師会）

出典：大津市資料（平成 24 年 12 月：健康保険部）

大津市を「甲」とし、社団法人大津市歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、大津市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
（歯科医療救護班の派遣）
第２条　甲は、大津市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要が生じた場合は乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。
２　　乙は前項の定めにより、甲から歯科医療救護班の派遣の要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、現地の医療救護所等に派遣するものとする。
３　　乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、第１項に規定する要請をまたずに医療救護所等に歯科医療救護班を派遣した場合は、直ちに甲に報告するものとする。
４　甲は、前項の派遣報告があったときは、第１項に規定する派遣要請があったものとみなす。
５　歯科医療救護班は、１班当たり歯科医師２名で構成する。
（災害医療救護計画の策定及び提出）
第３条　乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。
（歯科医療救護班の活動場所）
第４条　乙所属の歯科医療救護班は、原則として甲が設置する医療救護所等において、歯科医療活動を実施するものとする。ただし、災害の状況によっては第６条の指揮命令に従い被災地を巡回し、歯科医療救護活動を実施するものとする。
（歯科医療救護班の業務）
第５条　歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。
（１）　歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
（２）　後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
（３）　医療救護所等における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
（４）　傷病の程度に応じた医療機関への紹介
（５）　検死・検案に際しての法歯学上の協力
（指揮命令）
第６条　歯科医療救護班に係る指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。
（歯科医療救護班の輸送）
第７条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。
（医薬品等の備蓄・輸送）
第８条　乙所属の歯科医療救護班は、原則として甲が備蓄又は供給する医薬品等を使用するものとする。
２　医療救護所等において歯科医療救護班が必要とする給食及び給水は、原則として甲が行う。
３　備蓄歯科医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。
（医療費）
第９条　医療救護所等における医療費は、無料とする。
（合同訓練）
第 10 条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の際に傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せて担当するものとする。
（費用弁償等）
第 11 条　甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。
（１）　歯科医療救護班の編成・派遣に要する経費
（２）　歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
（３）　歯科医療救護班の歯科医師が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
（４）　歯科医療救護班の歯科医師による歯科医療救護活動において発生した医事紛争に係る費用（歯科医師による重大な過失によるものは除く。）
２　前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（協定の期間）
第 12 条　この協定の期間は、協定締結の日から平成１９年３月３１日までとする。ただし、期間満了の３ヶ月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときには、更に１年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（細目）
第 13 条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。
（協議）
第 14 条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成１８年２月１６日

大津市御陵町３番１号
甲　大津市
市長

大津市京町四丁目３番２８号
乙　社団法人大津市歯科医師会
会長

サ-3　災害時の医療救護活動についての協定（社団法人大津市薬剤師会）

出典：大津市資料（平成 24 年 12 月：健康保険部）

大津市を「甲」とし、社団法人大津市薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、大津市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師班の派遣）

第２条　甲は、大津市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要が生じた場合は乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。

２　乙は前項の定めにより、甲から薬剤師班の派遣の要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき薬剤師班を編成し、現地の医療救護所及び医薬品の集積場所等に派遣するものとする。

３　乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、第１項に規定する要請をまたずに医療救護所等に薬剤師班を派遣した場合は、直ちに甲に報告するものとする。

４　甲は、前項の派遣報告があったときは、第１項に規定する派遣要請があったものとみなす。

５　薬剤師班は、１班当たり薬剤師２名で構成する。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第３条　乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（薬剤師班の活動場所）

第４条　乙所属の薬剤師班は、原則として甲が設置する医療救護所等において、医療活動を実施するものとする。ただし、災害の状況によっては第６条の指揮命令に従い被災地を巡回し、医療救護活動を実施するものとする。

（薬剤師班の業務）

第５条　薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

（１）　救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導、相談

（２）　救護所等における医薬品の仕分け、管理

（指揮命令）

第６条　薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（薬剤師班の輸送）

第７条　乙所属の薬剤師班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄・輸送）

第８条　乙所属の薬剤師班は、原則として甲又は乙が備蓄、供給する医薬品等を使用するものとする。

２　医療救護所等において薬剤師班が必要とする給食および給水は、原則として甲が行う。

３　備蓄医薬品等の輸送は、原則として乙が行う。

（医療費）

第９条　医療救護所等における調剤費は、無料とする。

（合同訓練）

第 10 条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の際に傷病者が発生した場合の服薬指導等を併せて担当するものとする。

（費用弁償等）

第 11 条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

（１）　薬剤師班の編成・派遣に要する経費

（２）　薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

（３）　薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

（４）　薬剤師班の薬剤師による医療救護活動において発生した医事紛争に係る費用（薬剤師による重大な過失によるものは除く。）

２　前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（協定の期間）

第 12 条　この協定の期間は、協定締結の日から平成１９年３月３１日までとする。ただし、期間満了の３ヶ月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときには、更に１年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（細目）

第 13 条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第 14 条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成１８年２月１６日

大津市御陵町３番１号
甲　大津市
市　長

大津市皇子が丘二丁目９番２２号
乙　社団法人大津市薬剤師会
会　長

サ-4　災害時における犬猫救護活動の協力に関する協定（大津開業獣医師会長）

出典：大津市資料（平成 31 年 1 月：保健所）

大津市（以下「甲」という。）及び大津開業獣医師会長（以下「乙」という。）は、大津市域において地震等による災害が生じたとき（以下「災害時」という。）に実施する犬猫救護活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、災害時に放浪犬猫の保護収容その他の活動（以下「犬猫救護活動」という。）を円滑かつ効果的に実施するため、甲に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
（対象）
第２条　犬猫救護活動の対象は、被災により放浪している犬猫及び被災者が飼育する犬猫（以下「被災犬猫」という。）とする。
（犬猫救護活動の内容）
第３条　犬猫救護活動は、次に掲げる事項の全部又は一部とする。
（１）被災犬猫の保護収容、飼養管理、譲渡等に関すること。
（２）傷病状態にある被災犬猫の応急処置、治療に関すること。
（３）被災犬猫を飼養する者に対する飼養の支援等に関すること。
（４）被災犬猫の救護に必要な施設、設備、物資等の提供又は貸与に関すること。
（協力要請の手続）
第４条　甲は、災害時の必要に応じ、前条の犬猫救護活動への協力を乙に要請するものとする。
２　前項の協力要請は、次の事項を記載した文書によるものとする。ただし急を要するときは、口頭等で協力要請した後に、その要請についての文書を送付することで足りるものとする。
（１）犬猫救護活動の目的及び内容
（２）犬猫救護活動を実施する日時又は期間
（３）犬猫救護活動を実施する場所
（４）その他必要な事項
（活動の実施）
第５条　乙は、前条第１項の協力要請を受けたときは、可能な限り、その犬猫救護活動の実施に努めるものとする。
２　甲及び乙は、犬猫救護活動の実施にあたっては、適宜情報交換に努めるものとする。
（活動の終了）
第６条　乙は、第４条第１項の協力要請を受けて実施していた犬猫救護活動について、その目的を達成し、又はその必要がなくなったときは、要請者甲と協議して活動を終了するものとする。
（費用負担）
第７条　活動の実施にあたり必要な物資等の経費については、甲と乙が協議の上、甲又は乙が負担するものとする。
（連絡体制）
第８条　この協定の運用に関する連絡窓口は、甲にあっては、大津市保健所衛生課動物愛護センター、乙にあっては、大津開業獣医師会会長宅とする。
（個人情報の保護）
第９条　乙は、犬猫救護活動の実施にあたり、個人情報（個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものをいう。）を取り扱う場合は、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。
（協定の有効期間及び更新）
第１０条　この協定の有効期間は、協定を締結した日の属する年度の末日までとする。ただし、甲、乙のいずれかがこの協定を更新しない旨をあらかじめ相手方に文書で通知した場合を除き、この協定は、有効期間が満了した日の翌日から１年間更新されるものとし、以降も同様とする。
（地位の承継）
第１１条　乙は、乙の団体内における役員変更により会長の職が第三者に異動した場合に限り、この協定上の地位を乙から当該第三者に承継させることができる。当該第三者から更に他の者に会長の職が異動した場合も同様とする。
２　前項の場合において、乙は、協定上の地位を承継する旨を当該第三者との連署により記した書面を甲に提出するものとする。
（その他）
第１２条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成３１年１月２４日

大津市御陵町３番１号
甲　大津市
大津市長

大津市今堅田二丁目２６番１６号
乙　大津開業獣医師会
会長

シ-1　災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定（滋賀県ペストコントロール協会）

出典：大津市資料（平成 24 年 12 月：健康保険部）

大津市（以下「甲」という。）と滋賀県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）は、大津市域において地震及び風水害その他の災害又は感染症（以下「災害等」という。）の発生があった場合において、地域の衛生状態の悪化を防ぎ、感染症のまん延を防止し、市民生活の安定を図るために行う防疫活動の相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は、災害等の発生に際し、甲のみでは被災地等における防疫活動を十分に実施することが困難であると認めるときは、乙に対し、次に掲げる活動（以下「防疫活動」という）の実施について、協力を要請することができる。

（１）災害等の発生時における消毒活動

（２）災害等の発生時におけるねずみ族、昆虫等の駆除活動

（３）前号に掲げるもののほか、特に甲が必要と認める活動

（協力）

第２条　乙は、甲から前条各号の防疫活動の実施について協力の要請を受けたときは、薬剤の調達並びに車両その他防疫活動に必要な物品及び労力の提供（以下、薬剤、労力等）を可能な限り行うものとする。

（会員名簿の作成等）

第３条　乙は、災害等の発生時における防疫活動態勢を速やかに整えるため、防疫活動に協力する乙の会員名簿を作成し、甲に提出するものとする。

（防疫活動要請手続き）

第４条　甲は、乙に対し、防疫活動を要請するときは、防疫活動協力要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときには、口頭で要請し、事後に当該要請書を提出することができる。

（防疫活動の実施）

第５条　乙は、前条の規定により甲から防疫活動の要請を受けたときは、防疫活動に従事するのに適当な者を選出し、直ちに要請された防疫活動の実施場所に出動させ、甲の職員の指示により防疫活動を実施させるものとする。

２　前項の場合において、防疫活動に従事する者は、防疫活動場所に甲の職員が出動できない場合は、甲からの要請事項に従い、自らの判断により防疫活動を開始するものとする。

（防疫活動の実施報告）

第６条　乙は、前条の規定に基づき防疫活動を実施したときは、防疫活動実施報告書（第２号様式）を甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第７条　乙が防疫活動を実施するのに要した薬剤、労務等の費用は、甲の負担とする。

２　前項の費用は、災害等の発生の直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（費用の支払方法）

第８条　甲は、第６条に規定する防疫活動実施報告書が提出されたときは、その内容を確認し、適正と認めたときは、乙の請求により前条第１項に規定する費用を支払うものとする。

（個人情報の保護）

第９条　乙は、防疫活動の実施にあたり、個人情報（個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものをいう。）を取り扱う場合は、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

（平時からの連携）

第１０条　甲及び乙は、災害等の発生時における連絡先や連絡方法を確認するなど、平時から相互の連携に努めるものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、この協定締結の日から１年間とする。ただし、当該有効期間が完了する日までに甲、乙何れからも異議の申出がないときは、この協定は更に１年間延長するものとし、以降も同様とする。

（地位の承継）

第１２条　乙は、乙の団体内における役員変更により会長の職が第三者に異動した場合に限り、この協定上の地位を乙から当該第三者に承継させることができる。当該第三者から更に他の者に会長の職が異動した場合も同様とする。

２　前項の場合において、乙は、協定上の地位を承継する旨を当該第三者との連署により記した書面を甲に提出するものとする。

（その他）

第１３条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２７年６月２日

甲　　大津市御陵町３番１号
大津市
大津市長

乙　　滋賀県彦根市鳥居本町４２５
滋賀県ペストコントロール協会
会　長

ス-1　災害時における応急救援活動への応援に関する協定（社団法人滋賀県建設業協会大津支部）

出典：大津市資料（平成 24 年 12 月：建設部）

大津市（以下「甲」という。）と、社団法人滋賀県建設業協会大津支部（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要となる応急救援活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大津市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て行う迅速かつ円滑な応急救援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時における応急救援活動として、公共土木建築施設(市が管理する道路、河川、建築物、工作物等をいう。以下同じ。)の応急復旧、人命救助、被災住宅の応急修理等に土木資機材、労力等を活用する必要があるときは、乙に必要な協力を要請することができる。

（連絡責任者）

第３条　前条に規定する要請に関する事項の連絡責任者として、甲においては大津市建設部長を、乙においては社団法人滋賀県建設業協会大津支部事務長をそれぞれ指定するものとする。

（協力）

第４条　乙は、第２条の規定による甲の要請があったときは、その趣旨に従い乙の所属会員が所有する土木資機材、労力等の提供について、可能な限り甲に協力するものとする。ただし、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用されたときは、乙は、法令の定めるところに従って、応急救援活動に従事するものとする。

（要請の手続）

第５条　甲は、災害時における応急救援活動を実施するため乙の応援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し、災害応急救援活動要請書（様式第１号）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに災害応急救援活動要請書を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請を受託するときは、甲の連絡責任者に対し、災害応急救援活動要請受託書(様式第２号)により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により通知し、事後速やかに災害応急救援活動受託書を提出するものとする。

３　乙は、滋賀県と社団法人滋賀県建設業協会が締結している災害時における応急救援活動への応援に関する協定書による応援要請があったときは、地理的条件、被災状況その他の条件を勘案して判断し、応援に応じるものとする。

（応急救援活動の指示）

第６条　前条の規定による要請を受けた乙の所属会員は、当該応急救援活動の内容に応じて、応援要請の際に別途定める市現場指揮者の指示を受け、迅速に活動に当たるものとする。

（応急救援活動の実施等）

第７条　応急救援活動の実施に当たっては、次に定めるところにより行うものとする。

(1)　乙は、人命救助のための土木資機材及び労力の提供に当たっては、甲の要請事項を的確に把握し、迅速に対応するものとする。

(2)　公共土木建築施設の応急復旧工事については、甲及び乙の所属会員の間において工事請負契約を締結した後に行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は口頭で指示し、事後速やかに乙の所属会員と契約締結を行うものとする。

（情報の提供等）

第８条　甲は、応急救援活動が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対して常に必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第９条　乙は、人命救助のための土木資機材、労力等の提供をしたときは、土木資機材、労力等応援完了報告書(様式第 3 号)により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で甲に報告し、事後速やかに土木資機材、労力等応援完了報告書を提出するものとする。

（費用の負担）

第１０条　応急救援活動に要した費用は、甲の負担とし、その額については、災害発生時における地域の通常の取引事例を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（損害の補填）

第１１条　この協定による応急救援活動の実施により乙に損害が生じたときは、その補填について甲乙協議して定めるものとする。

（災害補償）

第１２条　この協定に基づき乙が実施した応急救援活動により、乙の所属会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償については、甲乙協議して決定するものとする。

（連絡会議の設置）

第１３条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するために、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努めるものとする。なお、会議の開催時期は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（総合防災訓練等への参加）

第１４条　乙は、この協定に基づく応援活動を円滑に実施するため、甲が行う総合防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

（有効期限）

第１５条　この協定の有効期限は、協定締結の日から１年間とする。
２　前項の期間満了の日の１か月前までに甲乙いずれからも申し入れがないときは、この協定を更に１年間延長するものとし、以後の期間についても、また同様とする。
（その他）
第１６条　この協定は、平常時及び災害時における乙との優先的な契約を担保するものではない。
２　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２０年１１月２８日

大津市御陵町３番１号
甲　大津市
　大津市長

大津市島の関１２番２号
乙　社団法人滋賀県建設業協会大津支部
　支部長

様式第１号（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

災害応急救援活動要請書

社団法人滋賀県建設業協会大津支部
支部長　　様

大津市長

災害時における応急救援活動への応援に関する協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

１　応援の区分
(1)人命救助のための土木資機材労力
(2)公共土木建築施設の応急復旧
(3)応急仮設住宅にかかる敷地整備

２　災害の状況および応援を必要とする事由

３　応援要請内容

区　分	内　容
活動内容	
活動期間	
活動場所	
機械の種類、数量	
資機材等の種類、数量	
労力の内容	
その他	

４　市現場指揮者

所属	
役職	
氏名	
連絡先	

様式第２号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

災害応急救援活動要請受託書

（あて先）
大津市長

社団法人滋賀県建設業協会大津支部
支部長　　㊞

　　年　　月　　日付け　　第　　号で要請のありました災害時における応急救援活動への応援に関する協定に基づく応急救援活動について、下記のとおり受託します。

記

１　応援の区分
(1)人命救助のための土木資機材労力
(2)公共土木建築施設の応急復旧
(3)応急仮設住宅にかかる敷地整備

２　応援受託内容

区　分	内　容
活動内容	１　要請書のとおり　２　変更点
活動期間	１　要請書のとおり　２　変更点
活動場所	１　要請書のとおり　２　変更点
機械の種類、数量	１　要請書のとおり　２　変更点
資機材等の種類、数量	１　要請書のとおり　２　変更点
労力の内容	１　要請書のとおり　２　変更点
その他	１　要請書のとおり　２　変更点

３　現場における責任者

会社名	
役職	
氏名	
連絡先	

４　その他

様式第３号(第９条関係)

土木資機材労力等応援完了報告書

活　動　内　容	
活　動　期　間	
活　動　場　所	
機械の種類、数量	
資機材等の種類、数量	
労力等の職種、人数	
備　考	

上記のとおり完了したので届けます。

年　月　日

（あて先）
大津市長

社団法人滋賀県建設業協会大津支部

支　部　長

㊞

ス-2　災害時における応急救援活動への応援に関する協定（社団法人滋賀県造園協会西地区）

出典：大津市資料（平成 24 年 12 月：都市計画部）

大津市（以下「甲」という。）と、社団法人滋賀県造園協会西地区（以下「乙」という。）は、災害救助に必要となる応急救援活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大津市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て行う迅速かつ円滑な応急救援活動等について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し、応急救援活動として、必要な協力を要請することができる。

(1)　甲が管理する公園施設及びその近接する区域(以下「公園施設等」という。)における応急復旧、人命救助等に土木資機材、労力等を活用する必要があるとき。

(2)　公園施設等のうち、大津市地域防災計画に基づく広域避難場所及び避難場所（以下「避難場所等」という。）の安全確認のための作業について、乙の協力が必要と認めるとき。

（連絡責任者）

第３条　前条に規定する要請に関する事項の連絡責任者として、甲においては大津市都市計画部長を、乙においては社団法人滋賀県造園協会西地区長をそれぞれ指定するものとする。

（協力）

第４条　乙は、第２条の規定による甲の要請があったときは、その趣旨に従い乙の所属会員が所有する土木資機材、労力等の提供について、可能な限り甲に協力するものとする。ただし、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用されたときは、乙は、法令の定めるところに従って、応急救援活動に従事するものとする。

（要請の手続）

第５条　甲は、災害時における応急救援活動を実施するため乙の応援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し、災害応急救援活動要請書（様式第１号）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに災害応急救援活動要請書を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請を受諾するときは、甲の連絡責任者に対し、災害応急救援活動要請受諾書(様式第２号)により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により通知し、事後速やかに災害応急救援活動受諾書を提出するものとする。

（応急救援活動の指示）

第６条　前条の規定による要請を受けた乙の所属会員は、当該応急救援活動の内容に応じて、応援要請の際に別途定める市現場指揮者の指示を受け、迅速に活動に当たるものとする。

２　前項の活動に当たった者は、公園施設等に係る調査点検結果を公園施設等点検調査表（様式第３号。以下「調査表」という。）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により行い、事後速やかに調査表を提出するものとする。

（応急救援活動の実施等）

第７条　応急救援活動の実施に当たっては、次に定めるところにより行うものとする。

(1)　乙は、人命救助のための土木資機材及び労力の提供に当たっては、甲の要請事項を的確に把握し、迅速に対応するものとする。

(2)　公園施設等の応急復旧工事については、甲及び乙の所属会員の間において工事請負契約を締結した後に行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は口頭で指示し、事後速やかに乙の所属会員と契約を締結するものとする。

（情報の提供等）

第８条　甲は、応急救援活動が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対して常に必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第９条　乙は、人命救助のための土木資機材、労力等の提供をしたときは、土木資機材、労力等応援完了報告書(様式第 4 号)により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で甲に報告し、事後速やかに土木資機材、労力等応援完了報告書を提出するものとする。

（費用の負担）

第１０条　応急救援活動に要した費用は、甲の負担とし、その額については、災害発生時における地域の通常の取引事例を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（損害の補填）

第１１条　この協定による応急救援活動の実施により乙に損害が生じたときは、その補填について甲乙協議して定めるものとする。

（災害補償）

第１２条　この協定に基づき乙が実施した応急救援活動により、乙の所属会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償については、甲乙協議して決定するものとする。

（連絡会議の設置）

第１３条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するために、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努めるものとする。なお、会議の開催時期は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（災害予防への取組）

第１４条　甲及び乙は、災害（大津市総合防災計画に定める災害及びこれに準じる災害をいう。）に強いまちづくりを推進するため、次に掲げる事項を行うものとする。
（１）　防災機能を強化した公園のあり方についての検討及び情報交換
（２）　避難場所等の安全確認のための点検
（３）　緊急時を想定した初動訓練の実施
（総合防災訓練等への参加）
第１５条　乙は、この協定に基づく応援活動を円滑に実施するため、甲が行う総合防災訓練等に参加するよう努めるものとする。
（有効期間）
第１６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。
２　前項の期間満了の日の１か月前までに甲乙いずれからも申し入れがないときは、この協定を更に１年間延長するものとし、以後の期間についても、また同様とする。
（その他）
第１７条　この協定は、平常時及び災害時における乙との優先的な契約を担保するものではない。
２　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２１年１月１５日

大津市御陵町３番１号
甲　大津市
大津市長

大津市島の関１２番２号
乙　社団法人滋賀県造園協会西地区
地区長

ス-3　災害時における大津市所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定（一般社団法人関西地質調査業協会）

出典：大津市資料（令和 6 年 12 月建設部）

大津市（以下「甲」という。）と、一般社団法人関西地質調査業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における大津市所管施設等の緊急的な災害応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条 この協定は、地震・風水害等異常な自然現象及び予期できない災害等が発生した場合において、甲が管理又は委託管理する施設等（工事中の施設を含め、以下「所管施設等」という。）において発生した災害の緊急的な応急対策のための地質調査を実施するにあたり、甲及び乙は協力して被害の拡大の防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第２条 業務の実施範囲は、甲の所管施設等における災害発生箇所とする。

（業務の内容）

第３条 甲は所管施設等が被災し、必要と認めるときは、「業務要請書」（様式-１）により乙に出動を要請するものとする。ただし、文書により要請する時間がないときは、電話その他の方法により要請し、事後において速やかに業務要請書を提出するものとする。

２　乙の会員は、甲からの出動要請を受けた乙の指示に基づき、できる限り速やかに所管施設等の被害状況を把握し、当該災害の応急対策調査を実施するものとする。

３　乙又は乙の会員は、前項の規定により業務を実施したときは、業務の終了後速やかに「業務報告書」（様式-２）によりその状況を報告するものとする。ただし、文書により報告する時間がないときは、電話その他の方法により報告し、事後において速やかに業務報告書を提出するものとする。

４　乙は、災害応急対策調査を迅速に遂行できるよう日頃から体制の整備や必要な技術者等の確保に努めるとともに、乙の会員による連絡系統図及び連絡一覧表からなる実施体制表を作成しておくものとする。

（業務の実施体制）

第４条 前条第４項に定める所管施設等の災害応急対策調査の実施体制表は、あらかじめ、乙から甲に提出しておくものとする。

なお、実施体制表に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第５条 第３条に基づく業務費用は、甲が負担するものとする。

（有効期間）

第６条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和７年３月３１日までとする。

２　前項に規定する期間満了の１箇月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を期間の満了の日より１年間継続するものとし、当該期間が満了したときも同様とする。

３　本協定は、甲乙いずれかから申し出があった場合、双方の協議により廃止することができる。なお、申し出は、廃止しようとする日の３０日前までに書面により行わなければならない。

（損害の負担）

第７条 業務の実施に伴い甲、乙又は乙の会員双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は派遣した技術者等及び各種資機材に損害が生じた場合には、乙又は乙の会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告するものとし、その措置については甲と乙又は乙の会員が協議して定めるものとする。

（関係機関・関連団体等との調整）

第８条 甲が別途要請する関係機関や関連団体等と連携して業務を遂行する場合は、常に相互の立場を尊重して効率的に対応するものとする。

（連絡責任者の報告）

第９条 甲及び乙は、本協定締結後速やかに連絡責任者を定めるものとする。

２　前項の規定により連絡責任者を定めたときは、「連絡責任者届」（様式-３）により相手方に報告するものとする。連絡責任者に変更があった場合も同様とする。

（その他）

第10条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定書は２通作成し、甲乙が各１通を保有する。

令和６年７月１７日

（甲）滋賀県大津市御陵町３番１号
大津市
大津市長

（乙）大阪府大阪市西区靭本町一丁目１４番１５号
一般社団法人 関西地質調査業協会
理 事 長

様式－１【協定書第３条第１項】

第　　号
令和　年　月　日

業 務 要 請 書

一般社団法人 関西地質調査業協会　理事長　様

大津市長

令和　　年　　月　　日付けで貴協会と締結した「災害時における大津市所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書」第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

１　災害の状況及び要請の事由

２　応援要請内容

区　　分	内　　容
活　動　期　間	
活　動　場　所	
資材の種類、数量	
労 力 の 内 容	
そ　　の　　他	

３　その他参考となる事項

様式－２【協定書第３条第３項】

令和　年　月　日

業 務 報 告 書

大津市長 様

一般社団法人 関西地質調査業協会　理事長

令和　　年　　月　　日付けで貴市と締結した「災害時における大津市所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書」第３条第３項の規定に基づき、実施した業務の内容を下記のとおり報告します。

記

１　実施した業務の内容

区　　分	内　　容
活　動　期　間	
活　動　場　所	
資材の種類、数量	
労 力 の 内 容	
そ　　の　　他	

２　その他参考となる事項

様式－３【協定書第９条】（甲）

第　　号
令和　年　月　日

連 絡 責 任 者 届

【 大津市 】
１ 連絡責任者
　　役職・氏名
　　ＴＥＬ
　　携 帯
　　ＦＡＸ
　　E-Mail

２ 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第１連絡先	第２連絡先
役職・氏名		
ＴＥＬ		
携 帯		
ＦＡＸ		
E-Mail		

３ 勤務時間及び休日
・勤務時間：
・休 日：

様式－３【協定書第９条】（乙）

令和　年　月　日

連 絡 責 任 者 届

【 一般社団法人 関西地質調査業協会 】

１ 連絡責任者

役職・氏名
ＴＥＬ
携 帯
ＦＡＸ
E-Mail

２ 時間外及び休日の場合の連絡先

第１連絡先　　第２連絡先

役職・氏名
ＴＥＬ
携 帯
ＦＡＸ
E-Mail

３ 勤務時間及び休日

・勤務時間：
・休 日：

ス-4　災害時における大津市所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定（大津測量設計協議会）

出典：大津市資料（令和 6 年 12 月建設部）

大津市（以下「甲」という。）と、大津測量設計協議会（以下「乙」という。）とは、災害時における大津市所管施設等の緊急的な災害応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条 この協定は、地震・風水害等異常な自然現象及び予期できない災害等が発生した場合において、甲が管理又は委託管理する施設等（工事中の施設を含め、以下「所管施設等」という。）において発生した災害の緊急的な応急対策のための測量・調査・設計を実施するにあたり、甲及び乙は協力して被害の拡大の防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第２条 業務の実施範囲は、甲の所管施設等における災害発生箇所とする。

（業務の内容）

第３条 甲は所管施設等が被災し、必要と認めるときは、「被害状況調査要請書」（様式-１）により乙に出動を要請するものとする。ただし、文書により要請する時間がないときは、電話その他の方法により要請し、事後において速やかに被害状況調査要請書を提出するものとする。

２　乙の会員は、甲からの出動要請を受けた乙の指示に基づき、できる限り速やかに所管施設等の被害状況を把握し、必要に応じて「被害箇所状況調査票」（様式-２）及び「被害状況報告書」（様式-３）を作成して、甲に結果を報告するよう努めるものとする。

３　乙の会員は、甲の指示により当該災害の応急対策のための測量・調査・設計を実施するよう努めるものとする。ただし、文書により報告する時間がないときは、電話その他の方法により報告し、事後において速やかに被害箇所状況調査票及び被害状況報告書を提出するものとする。

４　乙は、前二項の被害状況の把握や災害応急対策のための測量・調査・設計業務を迅速に遂行できるよう日頃から体制の整備や必要な技術者等の確保に努めるとともに、乙の会員による連絡系統図及び連絡一覧表からなる実施体制表を作成しておくものとする。

（業務の実施体制）

第４条 前条第４項に定める被害状況の把握及び災害応急対策のための測量・調査・設計業務の実施体制表は、あらかじめ、乙から甲に提出しておくものとする。

なお、実施体制表に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第５条 第３条第２項に掲げる被害状況の把握に要する経費は乙が負担する。

２　第３条第３項の実施に際しては、出動した乙の会員と遅滞なく土木設計業務等委託契約を締結するものとする。

（甲、乙等の責務）

第６条 甲は、第３条第２項に掲げる乙の業務が、無償による社会貢献活動であることを理解し、その活動に対し過度な負担とならないよう十分な配慮をするものとする。

２　第３条第２項及び第３項に掲げる業務に当たる乙の会員の編成及び現場での業務の遂行は、乙の責任において行い、業務が迅速かつ効果的に実施できるよう努めるものとする。

（有効期間）

第７条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和７年３月３１日までとする。

２　前項に規定する期間満了の１箇月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を期間の満了の日より１年間継続するものとし、当該期間が満了したときも同様とする。

３　本協定は、甲乙いずれかから申し出があった場合、双方の協議により廃止することができる。なお、申し出は、廃止しようとする日の３０日前までに書面により行わなければならない。

（損害の負担）

第８条 業務の実施に伴い甲、乙又は乙の会員双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は派遣した技術者等及び各種資機材に損害が生じた場合には、乙又は乙の会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告するものとし、その措置については甲と乙又は乙の会員が協議して定めるものとする。

（関係機関・関連団体等との調整）

第９条 甲が別途要請する関係機関や関連団体等と連携して業務を遂行する場合は、常に相互の立場を尊重して効率的に対応するものとする。

（連絡責任者の報告）
第10条 甲及び乙は、本協定締結後速やかに連絡責任者を定めるものとする。
２　前項の規定により連絡責任者を定めたときは、「連絡責任者届」（様式−４）により相手方に報告するものとする。連絡責任者に変更があった場合も同様とする。

（その他）
第11条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定書は２通作成し、甲乙が各１通を保有する。

令和６年７月１７日

（甲）滋賀県大津市御陵町３番１号

大津市

大津市長

（乙）滋賀県大津市打出浜６番９号

大津測量設計協議会

会　長

様式－１【協定書第３条第１項】

第　　号
令和　　年　　月　　日

大津測量設計協議会
　会長　　様

大津市長

被害状況調査要請書

　令和　　年　　月　　日付けで貴協議会と締結した「災害時における大津市所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書」第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり、被害状況調査を要請します。

記

１　要 請 日　　令和　　年　　月　　日

２　調査箇所　　大津市　　地区

３　調査内容　　被害箇所状況調査

様式－２【協定書第３条第２項】

被害箇所状況調査票

令和　　年　　月　　日　　時現在

路線・河川名等
場　　所

（写真）

様式－３【協定書第３条第２項】

令和　　年　　月　　日

大津市長　様
（建設部長あて報告）

大津測量設計協議会
会員

被害状況報告書

令和　　年　　月　　日付け 第　　号で当協議会長あて出動要請のあった被害状況調査について、業務が完了したので、下記のとおり報告します。

記

１　路線・河川名等
２　場　　所　大津市　　地先
３　被害箇所状況　別添様式－２「被害箇所状況調査票」のとおり
４　連　絡　先　大津測量設計協議会
　　会員
　　担当
　　電話
　　メール

様式－４【協定書第１０条第２項】（甲）

第　　号
令和　　年　　月　　日

連絡責任者届

【大津市】
１　連絡責任者
　　役職・氏名
　　ＴＥＬ
　　携帯
　　ＦＡＸ
　　E-Mail

２　時間外及び休日の場合の連絡先
　　第１連絡先　　第２連絡先
　　役職・氏名
　　ＴＥＬ
　　携帯
　　ＦＡＸ
　　E-Mail

３　勤務時間及び休日
　　勤務時間
　　休　　日

様式－４【協定書第１０条第２項】（乙）

令和　　年　　月　　日

連絡責任者届

【大津測量設計協議会】

１　連絡責任者

役職・氏名
ＴＥＬ
携帯
ＦＡＸ
E-Mail

２　時間外及び休日の場合の連絡先

	第１連絡先	第２連絡先
役職・氏名		
ＴＥＬ		
携帯		
ＦＡＸ		
E-Mail		

３　勤務時間及び休日

勤務時間
休　　日

ス-5　災害時における電気設備の応急復旧等の応援に関する協定（滋賀県電気工事工業組合）

出典：大津市資料（平成 24 年 12 月建設部）

大津市（以下「甲」という。）と滋賀県電気工事工業組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、避難所等が設けられている市有施設における電気設備（以下「電気設備」という。）の状況調査、応急修理及び仮設工事等（以下「応急復旧等」という。）を甲が行うに当たり、乙の協力を求めることに関し、基本的事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、電気設備の応急復旧等を行う場合において、乙の資機材及び労力を活用する必要があると認めるときは、乙に対して必要な協力を要請することができる。

２　前項の要請は、災害時における電気設備の応急復旧等の応援要請書（様式第 1 号）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭により行うことができる。

（協力）

第３条　乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、その趣旨に従い乙の所属会員が所有する資機材及び労力の提供について可能な限り甲に協力するものとする。

（報告）

第４条　乙は、甲の要請に基づく応急復旧等に係る応援（以下「応援」という。）が終了したときは、災害時における電気設備の応急復旧等の応援終了報告書（様式第 2 号）を甲に提出するものとする。

（費用負担）

第５条　応援に要した費用のうち、資機材の費用であって災害発生時における通常の取引事例を基準として、甲乙協議して決定する額に相当する部分については甲の負担とし、その他の費用については乙の負担とする。

（損害の負担）

第６条　乙が、応援に係る業務の実施に伴い第三者に損害を与えたときは、その賠償の責については、甲乙協議して定める。

（補償）

第７条　応援に係る業務に従事した者が、その責に帰することができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲が補償するものとする。ただし、当該従事者が他に療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、これらの額を減じた額とする。

（連絡責任者）

第８条　第２条の規定による要請に関する事項の伝達及び連絡責任者として、甲においては大津市建設部長を、乙においては滋賀県電気工事工業組合事務局長をそれぞれ指定するものとする。

（連絡協議会の設置）

第９条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努める。会議の開催時期は双方協議のうえ定めるものとする。

（総合防災訓練等への参加）

第 10 条　乙は、応援が円滑に行われるよう、甲が実施する総合防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

（協定の期間）

第 11 条　この協定の期間は、締結の日から平成２１年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り更に１年間延長するものとし、以後この例による。

（その他）

第 12 条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２０年　９月　２日

滋賀県大津市御陵町３番１号
甲　大津市
大津市長

滋賀県草津市青地町２９９番地の１
乙　滋賀県電気工事工業組合
理事長

ス-6　災害時における電気設備の応急復旧等の応援に関する協定（社団法人滋賀県電業協会）

出典：大津市資料（平成 24 年 12 月：都市計画部）

大津市（以下「甲」という。）と社団法人滋賀県電業協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、避難所等が設けられている市有施設における電気設備（以下「電気設備」という。）の状況調査、応急修理及び仮設工事等（以下「応急復旧等」という。）を甲が行うに当たり、乙の協力を求めることに関し、基本的事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、電気設備の応急復旧等を行う場合において、乙の資機材及び労力を活用する必要があると認めるときは、乙に対して必要な協力を要請することができる。

２　前項の要請は、災害時における電気設備の応急復旧等の応援要請書（様式第１号）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭により行うことができる。

（協力）

第３条　乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、その趣旨に従い乙の所属会員が所有する資機材及び労力の提供について可能な限り甲に協力するものとする。

（報告）

第４条　乙は、甲の要請に基づく応急復旧等に係る応援（以下「応援」という。）が終了したときは、災害時における電気設備の応急復旧等の応援終了報告書（様式第２号）を甲に提出するものとする。

（費用負担）

第５条　応援に要した費用のうち、資機材の費用であって災害発生時における通常の取引事例を基準として、甲乙協議して決定する額に相当する部分については甲の負担とし、その他の費用については乙の負担とする。

（損害の負担）

第６条　乙が、応援に係る業務の実施に伴い第三者に損害を与えたときは、その賠償の責については、甲乙協議して定める。

（補償）

第７条　応援に係る業務に従事した者が、その責に帰することができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲が補償するものとする。ただし、当該従事者が他に療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、これらの額を減じた額とする。

（連絡責任者）

第８条　第２条の規定による要請に関する事項の伝達及び連絡責任者として、甲においては大津市建設部長を、乙においては滋賀県電業協会事務局長をそれぞれ指定するものとする。

（連絡協議会の設置）

第９条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努める。会議の開催時期は双方協議のうえ定めるものとする。

（総合防災訓練等への参加）

第 10 条　乙は、応援が円滑に行われるよう、甲が実施する総合防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

（協定の期間）

第 11 条　この協定の期間は、締結の日から平成２３年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り更に１年間延長するものとし、以後この例による。

（その他）

第 12 条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２２年　３月１０日

滋賀県大津市御陵町３番１号
甲　大津市
大津市長　目　片　　信

滋賀県大津市大江七丁目７番３７号
乙　社団法人　滋賀県電業協会
会長　福　井　　寛

ス-7,8,9,10　災害等発生時における応急対策の協力に関する協定

［扶桑建設工業株式会社］

大津市（以下「甲」という。）と扶桑建設工業株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の自然災害及び漏水等の事故等（以下「災害等」という。）の発生により、水道事業の事業継続に支障をきたす場合において、甲の所有する水道施設の速やかな復旧活動のために必要な応急措置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙の甲に対する協力に関して基本事項を定め、災害等により被災した甲が維持管理する水道施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、乙に対し災害等により被災した水道施設の応急対策に関し、協力を要請することができるものとする。

２　乙は、前項の規定により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行するものとする。

（応急対策）

第３条　この協定に基づき、乙が協力して実施する応急対策は、次のとおりとする。

（１）復旧に必要な資機材の供給

（２）その他、甲乙間で協議し、必要と認められる業務

（報告）

第４条　乙は、甲の要請により行った業務が終了したときは、速やかに甲に対し、その旨を報告するものとする。

（連絡体制）

第５条　乙は、情報の伝達を正確に行うため、連絡体制表を作成し、甲に提出する。なお、連絡体制表に変更が生じたときは、その都度、甲に通知するものとする。

（費用）

第６条　第３条各号の業務に要した費用については、甲が定める基準により甲が負担する。

２　前項に規定する費用は、甲が定める基準により積算した額に基づき、乙が業務に要した費用を請求するものとする。

（労災補償）

第７条　甲が要請した業務により乙の従業員が負傷し、疫病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

（訓練）

第８条　応援対策の円滑な実施を期するため、甲は、乙に防災訓練への参加を要請することができるものとする。

（有効期限）

第９条　この協定の有効期限は、協定締結の翌日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、期限満了の日の１ヶ月前までに、甲又は乙の一方から協定終了の意思表示をしない限り有効期限を１年延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有するものとする。

平成２６年９月１日

大津市御陵町３番１号
甲　大津市
大津市公営企業管理者

大阪府大阪市西区靭本町一丁目４番１２号本町富士ビル３Ｆ
乙　扶桑建設工業株式会社
大阪支社　支社長

［安田株式会社］

大津市（以下「甲」という。）と安田株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の自然災害及び漏水等の事故等（以下「災害等」という。）の発生により、水道事業の事業継続に支障をきたす場合において、甲の所有する水道施設の速やかな復旧活動のために必要な応急措置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、乙の甲に対する協力に関して基本事項を定め、災害等により被災した甲が維持管理する水道施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。
（要請）
第２条　甲は、乙に対し災害等により被災した水道施設の応急対策に関し、協力を要請することができるものとする。
２　乙は、前項の規定により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行するものとする。
（応急対策）
第３条　この協定に基づき、乙が協力して実施する応急対策は、次のとおりとする。
（１）復旧に必要な資機材の供給
（２）その他、甲乙間で協議し、必要と認められる業務
（報告）
第４条　乙は、甲の要請により行った業務が終了したときは、速やかに甲に対し、その旨を報告するものとする。
（連絡体制）
第５条　乙は、情報の伝達を正確に行うため、連絡体制表を作成し、甲に提出する。なお、連絡体制表に変更が生じたときは、その都度、甲に通知するものとする。
（費用）
第６条　第３条各号の業務に要した費用については、甲が定める基準により甲が負担する。
２　前項に規定する費用は、甲が定める基準により積算した額に基づき、乙が業務に要した費用を請求するものとする。
（労災補償）
第７条　甲が要請した業務により乙の従業員が負傷し、疫病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。
（訓練）
第８条　応援対策の円滑な実施を期するため、甲は、乙に防災訓練への参加を要請することができるものとする。
（有効期限）
第９条　この協定の有効期限は、協定締結の翌日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、期限満了の日の１ヶ月前までに、甲又は乙の一方から協定終了の意思表示をしない限り有効期限を１年延長するものとし、以降も同様とする。
（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有するものとする。

平成２６年９月１日

大津市御陵町３番１号
甲　大津市
大津市公営企業管理者

京都府京都市南区久世中久世町三丁目８８番１号
乙　安田株式会社
京都支店　支店長

［コスモ工機株式会社］

大津市（以下「甲」という。）とコスモ工機株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の自然災害及び漏水等の事故等（以下「災害等」という。）の発生により、水道事業の事業継続に支障をきたす場合において、甲の所有する水道施設の速やかな復旧活動のために必要な応急措置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、乙の甲に対する協力に関して基本事項を定め、災害等により被災した甲が維持管理する水道施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。
（要請）
第２条　甲は、乙に対し災害等により被災した水道施設の応急対策に関し、協力を要請することができるものとする。
２　乙は、前項の規定により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行するものとする。
（応急対策）
第３条　この協定に基づき、乙が協力して実施する応急対策は、次のとおりとする。
（１）復旧に必要な資機材の供給及びそれに附帯する業務
（２）その他、甲乙間で協議し、必要と認められる業務
（報告）
第４条　乙は、甲の要請により行った業務が終了したときは、速やかに甲に対し、その旨を報告するものとする。
（連絡体制）
第５条　乙は、情報の伝達を正確に行うため、連絡体制表を作成し、甲に提出する。なお、連絡体制表に変更が生じたときは、その都度、甲に通知するものとする。
（費用）
第６条　第３条各号の業務に要した費用については、甲が定める基準により甲が負担する。
２　前項に規定する費用は、甲が定める基準により積算した額に基づき、乙が業務に要した費用を請求するものとする。
（労災補償）
第７条　甲が要請した業務により乙の従業員が負傷し、疫病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。
（訓練）
第８条　応援対策の円滑な実施を期するため、甲は、乙に防災訓練への参加を要請することができるものとする。
（有効期限）
第９条　この協定の有効期限は、協定締結の翌日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、期限満了の日の１ヶ月前までに、甲又は乙の一方から協定終了の意思表示をしない限り有効期限を１年延長するものとし、以降も同様とする。
（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有するものとする。

平成２６年９月１日

大津市御陵町３番１号
甲　大津市
大津市公営企業管理者

大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目７番３８号新大阪西浦ビル３０５号室
乙　コスモ工機株式会社
大阪支店　支店長

［大成機工株式会社］

大津市（以下「甲」という。）と大成機工株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の自然災害及び漏水等の事故等（以下「災害等」という。）の発生により、水道事業の事業継続に支障をきたす場合において、甲の所有する水道施設の速やかな復旧活動のために必要な応急措置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、乙の甲に対する協力に関して基本事項を定め、災害等により被災した甲が維持管理する水道施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。
（要請）
第２条　甲は、乙に対し災害等により被災した水道施設の応急対策に関し、協力を要請することができるものとする。
２　乙は、前項の規定により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行するものとする。
（応急対策）
第３条　この協定に基づき、乙が協力して実施する応急対策は、次のとおりとする。
（１）復旧に必要な資機材の供給及びそれに附帯する業務
（２）その他、甲乙間で協議し、必要と認められる業務
（報告）
第４条　乙は、甲の要請により行った業務が終了したときは、速やかに甲に対し、その旨を報告するものとする。
（連絡体制）
第５条　乙は、情報の伝達を正確に行うため、連絡体制表を作成し、甲に提出する。なお、連絡体制表に変更が生じたときは、その都度、甲に通知するものとする。
（費用）
第６条　第３条各号の業務に要した費用については、甲が定める基準により甲が負担する。
２　前項に規定する費用は、甲が定める基準により積算した額に基づき、乙が業務に要した費用を請求するものとする。
（労災補償）
第７条　甲が要請した業務により乙の従業員が負傷し、疫病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。
（訓練）
第８条　応援対策の円滑な実施を期するため、甲は、乙に防災訓練への参加を要請することができるものとする。
（有効期限）
第９条　この協定の有効期限は、協定締結の翌日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、期限満了の日の１ヶ月前までに、甲又は乙の一方から協定終了の意思表示をしない限り有効期限を１年延長するものとし、以降も同様とする。
（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有するものとする。

平成２６年９月１日

大津市御陵町３番１号
甲　大津市
大津市公営企業管理者

大阪府大阪市北区梅田一丁目１番３－２７００号
乙　大成機工株式会社
代表取締役社長

ス-11　日本水道協会関西地方支部の災害時相互応援に関する指針（日本水道協会関西地方支部）

出典：大津市資料（平成24年12月：企業局）

１　趣　旨

本指針は、災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定第23条に基づき、地方支部内会員が災害を受けた場合において、災害を受けた会員が速やかに給水能力を回復できるよう地方支部内会員相互間で行う応援活動について必要な事項を定めるものである。

なお、この指針で使用する用語は、協定で使用する用語の例による。

２　組　織（協定第２条、第３条及び第６条関係）

(1)　地方支部長と府県支部長は、地方支部区域内における災害時の相互応援体制に係る情報連絡体制を確立するとともに、府県支部長と当該府県支部内会員は、情報連絡体制の確立を図る。

(2)　地方支部長が災害を受けたときは、地方支部長がその業務を代行する地方支部内会員を指名する。

(3)　府県支部は、府県支部内会員をブロックに分け、各ブロック毎に代表となる府県支部内会員（以下「代表会員」という。）を定める。

(4)　府県支部長が災害を受けたときは、応援幹事支部長が府県支部長の業務を代行する。

３　地方支部内会員の役割

(1)　平常時の役割（協定第２条、第３条及び第７条関係）

ア　地方支部内会員は、応援活動の円滑な実施を図るため、地方支部内会員相互間の情報交換及び連絡調整業務を行う。

イ　地方支部内会員は、地震発生時の応援要請に基づく迅速な応援を可能とするため、応援活動等に関する体制及びその設置基準を、別表－１のとおり定める

(2)　災害時の役割（協定第14条及び第15条関係）

ア　地方支部内会員は、地方支部内で災害が発生した場合は直ちに被害状況の把握に努めるとともに、災害を受けた地方支部内会員からの応援要請に速やかに応ずることができるよう応援体制の準備に努める。

イ　地方支部内会員が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

(ｱ)　応急給水活動
(ｲ)　応急復旧活動
(ｳ)　応急給水用資器材の提供
(ｴ)　応急復旧資機材の提供
(ｵ)　漏水調査
(ｶ)　工事業者の斡旋
(ｷ)　その他特に要請があった事項

４　連絡担当部課等の指定（協定第４条及び第 16 条関係）

(1)　地方支部内会員は、応援活動に必要な情報の交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任補助者を定める。

(2)　地方支部内会員は、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、連絡担当部課等を通じ、速やかに必要な情報を相互に交換する。

５　連絡担当部課等に関する情報交換（協定第５条関係）

(1)　府県支部内会員の連絡担当部課、連絡担当者及び連絡担当責任者補助者に関する情報は、様式１により毎年５月末日までに府県支部長に送付する。

(2)　府県支部長は、前号の規定による連絡表を取りまとめ、整理の上毎年６月末日までに地方支部長及び府県支部内会員に送付する。

(3)　府県支部内会員は、連絡表の内容に変更が生じた場合は、速やかに府県支部長に連絡する。

６　応援要請（協定第 19 条及び第 20 条関係）

(1)　応援要請の手順は、次のとおり行うことを原則とする。

ア　災害を受けた地方支部内会員は、各ブロックの代表会員に応援要請を行う。

イ　応援要請を受けた代表会員は、国、府県、府県支部長その他関係機関と調整を図った上で、ブロック内の会員に応援要請の伝達を行い、さらに必要と認めるときは、府県支部長に応援要請の伝達を行う。

ウ　応援要請の伝達を受けた府県支部長は、国、府県、地方支部長その他関係機関と調整を図った上で、府県支部内の各ブロックの代表会員に応援要請を伝達し、さらに必要と認めるときは、地方支部長に応援要請の伝達を行う。

エ　応援要請の伝達を受けた地方支部長は、国、府県、日本水道協会本部その他の関係機関と調整を図った上で、他の府県支部長に対して、応援要請の伝達を行う。

オ　応援要請を受けた地方支部長は、地方支部内での対応が困難と認めるときは、日本水道協会本部に対して応援要請の伝達を行う。

カ　災害を受けた地方支部内会員が応援要請するときは、次の事項を明らかにし、とりあえず、口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により行い、後日、速やかに応援要請文書を送付する。
(ｱ)　災害の状況
(ｲ)　必要とする応援活動内容
(ｳ)　必要とする物資の品目及び数量
(ｴ)　必要とする応援要員
(ｵ)　応援活動に場所及びその場所への経路
(ｶ)　応援活動の期間
(ｷ)その他応援活動に必要な事項

(2)　応援要員の派遣
ア　応援要請の伝達を受けた地方支部内会員は、直ちに応援体制を整え、災害を受けた地方支部内会員への協力に極力努める。
イ　地方支部内会員が応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携行電灯、カメラ、携帯電話その他必要な備品を携帯させる。
ウ　応援要員となる職員及び応援した地方支部内会員（以下「応援会員」という。）の職員とともに応援に従事する管工事業者等（以下「業者等」という。）は、水道事業体名を表示した腕章その他の標識を着け、その身分を明らかにする。

(3)　応援要員の受入れ
災害を受けた地方支部内会員は、応援活動を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定する。

7　応援本部（協定第 21 条及び第 22 条関係）
(1)　応援本部は、災害を受けた地方支部内会員からの応援要請に基づいて応援体制の整備を行い、応援活動における指揮命令系統を確立する。
(2)　応援本部は、地方支部長、応援幹事支部長、応援要請を伝達した府県支部長及び災害を受けた地方支部内会員その他必要な地方支部内会員で構成する。
(3)　応援本部の設置以降、応援会員は、その指示に基づいて応援活動を行う。
(4)　応援本部の役割は、概ね次のとおりとする。
ア　被災市町村との情報交換及び連絡調整
イ　国、府県、日本水道協会本部その他関係機関との情報交換及び連絡調整
ウ　応援受入体制の支援
エ　その他応援活動に必要な事項

8　費用負担
(1)　費用負担の基本方針
ア　応援会員が、応援を行うとき特別に要した費用（以下「応援経費」という。）は、原則として応援を要請した地方支部内会員（以下「応援要請会員」という。）が負担する。
イ　法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援会員に対して応援経費につき補填があった場合は、その金額を応援要請会員の負担額から控除する。

(2)　応援会員の職員派遣に要する経費
ア　応援経費は、応援要請会員が支弁し、応援要請会員が負担する額は、応援会員の旅費及び諸手当に関する規定により算出した当該応援会員の職員の旅費相当額及び諸手当相当額の範囲内とする。
イ　応援会員の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、応援要請会員において応急治療する場合の治療費は、応援要請会員の負担とする。
ウ　応援会員の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請会員が、応援要請会員への往復途中に生じたものについては応援会員が、それぞれ賠償の責に任ずる。
エ　アからウまでによりがたいときは、その都度調整を図る。

(3)　業者等に要する経費
ア　応援会員の職員とともに応援に従事する業者等の派遣に要する経費は、応援要請会員の負担とし、応援会員の算定基準による。
イ　アによりがたいときは、その都度調整を図る。

(4)　応援経費の繰替支弁
ア　応援会員は、応援要請会員が応援経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請会員から要請があった場合は、一時繰替支弁する。

イ　応援経費を一時繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について応援要請会員に請求する。
(ｱ)物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額
(ｲ)車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
(ｳ)機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

ウ　応援要請会員への請求は、関係書類を添付した応援会員からの請求書により行う。
エ　アからウまでによりがたいときは、その都度調整を図る。

９　物資等の調査（協定第８条関係）
(1)　府県支部内会員は、災害発生時における必要物資の相互融通及び相互応援の円滑な実施を図るため、防災関係物資の備蓄状況及び災害発生直後に従事できる職員に関する調査を実施する。
(2)　府県支部内会員は、(1)の規定による防災関係物資等の調査を、次に掲げる様式により集約し、毎年５月末日までに府県支部長に送付する。
ア　防災関係物資の備蓄状況　　様式２
イ　災害発生直後に応援活動に従事できる職員　　様式３
(3)　府県支部長は、(2)の規定による調査表を取りまとめ、整理のうえ毎年６月末日までに地方支部長及び府県支部内会員に送付する。
(4)　地方支部長及び府県支部長は、平常時から調査結果に基づき、いつでも円滑に対応できるよう防災関係物資等のデータを管理する。
(5)　府県支部内会員は、調査表の内容に変更が生じた場合は、速やかに府県支部長に連絡する。

10　物資の相互保管体制（協定第９条関係）
地方支部内会員は、防災関係物資の備蓄体制を拡充するため、災害発生時における必要物資を相互に保管できる体制の確立に努める。

11　調達可能な物資の調査（協定第 10 条関係）
地方支部内会員は、常に、災害発生時において調達できる物資に関する調査の実施に努める。

12　物資の規格の統一等（協定第 11 条関係）
地方支部内会員は、防災関係物資について、必要に応じ規格の統一化に努めるとともに、その備蓄について充分に配慮する。

13　施設等の状況に関する情報の把握（協定第 12 条関係）
(1)　府県支部内会員は、防災関係施設の状況を調査し、府県支部長に送付する。
(2)　防災関係施設の内容は、概ね次のとおりとする。
ア　水道施設の位置
イ　災害発生時における応急給水の予定場所
ウ　使用している資機材の規格
エ　その他必要な防災関係施設の状況

14　応急対策マニュアルの作成（協定第 13 条関係）
(1)　地方支部内会員は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、地域防災計画に基づく災害対策マニュアルの作成に努める。
(2)　地方支部内会員は、応援会員を受け入れたときを想定し、応援会員が速やかかつ適切に応急活動を行えるよう、概ね次の項目を明確に定めた応援の受入れに関するマニュアルの作成に努める。
ア　応急給水活動
(ｱ)　応急給水の方法
(ｲ)　応急給水の水源となる水道施設等の位置
(ｳ)　応急給水拠点の位置
(ｴ)　給水車の要請リスト
(ｵ)　作業報告要領の統一
(ｶ)　本部との連絡方法　など
イ　応急復旧活動
(ｱ)　応急復旧の方法
(ｲ)　復旧優先路線の明示
(ｳ)　応急復旧の手順
(ｴ)　資機材、残土等置き場の確保
(ｵ)　作業報告書の要領の統一
(ｶ)　本部との連絡方法　など

ウ　災害査定用資料の作成
(ｱ)　災害復旧事業の手順
(ｲ)　災害報告、災害査定及び費用支払いに必要な資料
(ｳ)　写真撮影の留意事項　など
エ　車両通行証申請
(ｱ)　緊急車及び緊急輸送車両用標章等の取得
(ｲ)　申請手順

オ　通信方法
(ｱ)　防災行政無線局配置図
(ｲ)　業務用無線局配置図
(ｳ)　無線系統図
(ｴ)　無線搭載車両一覧表
(ｵ)　無線装置接続図
(ｶ)　無線機動作確認図
(ｷ)　無線機用電源装置の操作図
(ｸ)　無線交信記録表
(ｹ)　無線通信統制方法
カ　その他応援受入れに当っての重要事項
(ｱ)　応援都市の職員及び業者等の集結場所
(ｲ)　応援時に必要となる携行品
(ｳ)　その他迅速かつ的確な応急措置の実施に必要な事項

(3)　府県支部長は、府県支部内会員が作成した災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの把握に努める。

(4)　府県支部内会員は、災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの内容に変更が生じた場合は、速やかに府県支部長に連絡する。

15　応援会員の作業報告書の整備

(1)　応援会員は、応急給水及び応急復旧の着手から完了までの一連の作業を次に掲げる様式により集約し、作業終了後速やかに応援要請会員に送付する。

ア　応援体制報告書	様式４
イ　指示及び報告書	様式５
ウ　配水管修繕報告書	様式６
エ　給水管修繕報告書（道路内）	様式７
オ　給水管修繕報告書（宅地内）	様式８
カ　黒板（撮影表示板）作成にあたって	様式９

(2)　地方支部内会員が、それぞれの地域特性及び特殊性等を加味する場合は、(1)の規定による様式を一部変更することができる。

ス-12　災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定（日本水道協会関西地方支部）

出典：大津市資料（平成 24 年 12 月：企業局）

日本水道協会関西地方支部（以下「地方支部」という。）は、水道事業における災害対策の重要性に鑑み、地方支部区域内の会員の経営する水道事業において災害が発生した際、友愛的精神に基づいて会員相互が円滑かつ迅速な応援活動を図り、また、恒久の相互応援の基礎とするため、飲料水の供給、施設の応援復旧等に必要な物資の提供その他の必要な事項について、日本水道協会関西地方支部長（以下「地方支部長」という。）、日本水道協会大阪府支部長、京都府支部長、兵庫県支部長、奈良県支部長、滋賀県支部長及び和歌山県支部長（以下「府県支部長」という。）の間で、この協定を締結する。

第１章　　平常時の活動

（用語）
第１条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する災害及び渇水等により生ずる被害をいう。

（地方支部長の活動）
第２条　地方支部長は、この協定の円滑な実施を図るため、平常時において府県部長との情報交換及び連絡調整を行う。

（府県支部長の活動）
第３条　府県支部長は、この協定の円滑な実施を図るため、平常時において日本水道協会大阪府支部、京都府支部、兵庫県支部、奈良県支部、滋賀県支部及び和歌山県支部（以下「府県支部」という。）のうち、その府県支部長が属する府県支部の区域内の日本水道協会の会員（以下「府県支部内会員」という。）並びに地方支部長との情報交換及び連絡調整を行う。

（連絡担当部課等の指定）
第４条　地方支部長及び府県支部長は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者（以下「連絡担当部課等」という。）を定める。

（連絡担当部課等に関する情報の交換）
第５条　連絡担当部課等に関する情報は、様式１による連絡表により、毎年６月末日までに交換する。

２　府県支部長は、前項の規定による連絡表の内容に変更が生じた場合は、速やかに地方支部長へ連絡する。
３　地方支部長及び府県支部長は、その連絡担当責任者で構成する協議会を設け、情報の交換を行う。
（応援幹事支部長の指定）
第６条　地方支部区域内の社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）の会員（以下「地方支部内会員」という。）の経営する水道事業において災害が発生し、その地方支部内会員が属する府県支部の長の活動を補佐する応援幹事支部長を、別表１のとおり定める。

（地震発生時における応援活動体制等）
第７条　地震発生時における相互応援の円滑な実施を図るため、応援活動等に関する体制及びその設置基準を、別表２のとおり定める。

（物資等の調査）
第８条　地方支部長及び府県支部長は、災害発生時における必要物資の相互融通及び相互応援の円滑な実施を図るため、防災関係物資の備蓄状況及び災害発生直後に応援活動に従事できる職員に関する調査を実施する。

２　前項の規定による調査の結果は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に掲げる様式により集約し、毎年６月末日までに交換する。
⑴　防災関係物資の備蓄状況　様式２

⑵　災害発生直後に応援活動に従事できる職員　様式３

３　府県支部長は、前項の規定により集約した調査結果の内容に変更が生じた場合は、速やかに地方支部長へ連絡する。
（物資の相互保管体制）
第９条　地方支部長及び府県支部長は、防災関係物資の備蓄体制を拡充するため、災害発生時における必要物資を相互に保管できる体制の確立に努める。

（調達可能な物資の調査）

第10条　地方支部長及び府県支部長は、常に、災害発生時において調達できる物資に関する調査の実施に努める。

（物資の規格の統一等）
第11条　防災関係物資については、必要に応じて規格の統一化に努めるとともに、その備蓄について充分に配慮する。

（施設等の状況に関する情報の把握）
第12条　　府県支部長は、災害発生時における相互応援の円滑な実施に必要な事前情報を収集及び管理するため、当該府県支部内会員の経営する水道事業に関する防災関係施設の状況を把握するよう努める。

２　前項の規定により把握すべき防災関係施設の状況は、次の各号に掲げるものとする。
(1) 水道施設の位置

(2) 災害発生時における応急給水の予定場所

(3) 使用している資機材の規格

(4) その他必要な防災関係施設の状況

（応急対策マニュアルの把握）
第13条　府県支部長は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第10項に規定する地域防災計画をいう。）に基づく府県支部内会員の災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの把握に努める。

第２章　　災害発生時の活動

（地方支部長の活動）
第14条　地方支部長は、災害を受けた会員が属する府県支部の長又は応援幹事支部長との連絡調整に基づき、災害発生時において次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 地方支部内会員の経営する水道事業の被災状況の把握

(2) 応援要請の伝達に関する府県支部長との連絡調整

(3) 応援本部の設置

(4) 応援本部員の派遣

(5) 国、府県、日本水道協会本部その他関係機関との連絡調整

(6) その他災害発生時において必要な業務

（府県支部長の活動）
第15条　府県支部長は、災害発生時において次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 府県支部内会員の経営する水道事業の被災状況の把握

(2) 応援要請の伝達に関する地方支部長との連絡調整

(3) その他災害発生時において必要な業務

（連絡担当部課間の情報交換）
第16条　地方支部長及び府県支部長は、災害発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、連絡担当部課等を通じ、速やかに必要な情報を相互に交換する。

（応援幹事支部長の活動）
第17条　応援幹事支部長は、第６条の規定により、災害を受けた府県支部の長と連携し、災害発生時において次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 府県支部内会員の経営する水道事業の被災状況の把握

(2) 応援要請の伝達その他地方支部長との連絡調整

(3) 応援本部役員の派遣

(4) その他災害発生時において必要な業務

（被害状況の早期把握）
第18条　府県支部長及び応援幹事支部長は、災害発生後、直ちにそれぞれの活動の対象となる府県支部内会員の経営する水道事業の被災状況を把握するよう努め、地方支部長に連絡する。この場合において、情報通信手段が途絶しているときは、応援幹事支部長は、必要に応じて地方支部長と調整の上、被災した府県支部の区域内に出動する。

（応援要請の実施）
第19条　府県支部長は、災害を受けた府県支部内会員から応援要請があり、当該府県支部内での対応が困難と認めるときは、地方支部長に対し、他の府県支部内会員への応援要請を伝達することができる。

２　府県支部長が災害を受け、前項の規定による府県支部長の応援要請が困難と認められるときは、応援幹事支部長が、応援要請の伝達を代行することができる。
３　第１項又は前項の規定による応援要請の伝達にあたっては、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。
(1) 災害の状況

(2) 必要とする応援活動の内容

(3) 必要とする物資の品目及び数量

(4) 必要とする応援要員

(5) 応援活動の場所及びその場所への経路

(6) 応援活動の期間

(7) その他応援活動に必要な事項

４　第１項又は第２項の規定による応援要請は、口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により行い、後日、速やかに文書を送付する。
（応援要請への対応）
第20条　前条の規定による応援要請の伝達を受けた地方支部長は、国、府県、日本水道協会その他関係機関と調整の上、応援を要請した地方支部内会員に代わって、直ちに他の府県支部長に対して応援要請を伝達する。

２　地方支部長は、地方支部内での対応が困難と認められるときは、日本水道協会本部に対して応援要請の伝達を行う。
３　第１項の規定により応援要請の伝達を受けた府県支部は、できる限りこれに応じ、救援に努める。
（応援本部の設置）
第21条　地方支部長は、災害を受けた府県支部内会員の市町村（以下「被災市町村」という。）に法第23条の規定による災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの間、国、府県、日本水道協会本部その他関係機関と協議の上、応援活動に関する事務を担当する応援本部を暫定的に設置することができる。

２　前項の規定による応援本部は、被災市町村の依頼により、次の各号に掲げる業務を行う。
(1)　被災市町村との情報交換及び連絡調整

(2)　国、府県、日本水道協会本部その他関係機関との情報交換及び連絡調整

(3)　応援受入体制の支援

(4)　その他応援活動に必要な業務

３　前項各号に掲げる業務は、地方支部長が総括する。
４　第１項の規定により応援本部を設置した場合、地方支部長及び応援幹事支部長は、応援本部員を派遣し、被災市町村の依頼に基づき円滑な応援活動の実施に努める。
（応援本部の解散）
第22条　被災市町村に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務が円滑に遂行できるようになったときは、被災市町村の判断により、応援本部は、その事務を速やかに災害対策本部に引き継ぐ。

２　前条第４項の規定により派遣された応援本部員は、前項の規定による引継ぎがあった場合において、災害対策本部から引き続き協力の要請があったときは、できる限りこれに応じる。

第３章　　補則

（指針）

第23条　地方支部長は、この協定の実施に関して必要な指針を別に定める。

２　地方支部長は、前項の規定による指針により、応援活動に関する地方支部内会員相互間の調整に努める。

（実施細目）

第24条　この協定の実施に関して必要な細目事項は、別に協議して定める。

（協議）

第25条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

附　則

第26条　この協定は、平成９年７月10日から適用する。

別表１（第６条関係）

災害を受けた府県支部の長	応援幹事支部長	
	第１順位	第２順位
大阪府支部	兵庫県支部長	和歌山県支部長
京都府支部	滋賀県支部長	奈良県支部長
兵庫県支部	大阪府支部長	滋賀県支部長
奈良県支部	和歌山県支部長	京都府支部長
滋賀県支部	京都府支部長	兵庫県支部長
和歌山県支部	奈良県支部長	大阪府支部長

注）第１順位の応援幹事支部長が災害を受け、応援幹事支部長としての業務に支障が生じた場合、第２順位の応援幹事支部長が第１順位の応援幹事支部に代わり応援幹事支部長の業務を遂行する。

別表２（第７条関係）

種別	発令の時期	体制
注意体制	震度５（弱）の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を主として行うが、状況によりさらに高度な配備に迅速に移行し得る体制とする。
警戒体制	震度５（強）の地震が発生し、かつ災害が発生したとき	情報収集及び連絡活動を行うとともに、被災市町村の要請に応じて出動できる体制とする。
非常体制	震度６（弱）以上の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を密に行うとともに、救援活動の準備完了後、被災市町村の要請に応じて直ちに出動できる体制とする。

（震度階級は気象庁の「計測震度」による）

ス-13　地震・洪水等非常事態における救援措置要綱（日本ガス協会）

出典：大津市資料（平成30年11月：企業局）

１　目的

地震・洪水等の非常事態の発生により、ガスの供給に支障を生じた場合は、すみやかに復旧し、もってガスの供給を再開し、被災地住民の人心及び生活の安定に積極的に寄与する必要がある。

ガス事業者は、保安規程、保安業務規程、ガス漏えい及びガス事故等処理要領等により、災害復旧活動の組織、人員及び機材の整備を図り、迅速な復旧をなしうる体制を定めている。

しかし、地震等災害や、社会的な大きな影響のある重大事故に対し、社会からの早期の復旧・正常化に向けた対応について、当該事業者及び当該事業者からの個別の協力要請だけの対応では難しい事象には、日本ガス協会組織を挙げての救援活動を行い、適確な対応を図る必要がある。

このため、非常事態が発生し広範囲な供給停止となった場合における被災事業者（一般ガス導管事業者（正会員に限る）又はガス小売事業者（特別会員に限る）に限る、以下同じ）、当該地方部会、日本ガス協会相互間の緊急連絡体制及び救援体制等を定めるものである。

なお、本要綱に関わる地震対策開連の要領、手引等については、最新のものを参照すること。

【参考：地震・洪水等非常事態における救援措置要綱制定の経緯】

日本ガス協会は昭和 39 年（1964 年）の新潟地震による北陸ガスを中心とした大きな被害（供給停止件数約 5 万 6,000 件）と、その際自主的に行われた救援活動の経験を踏まえて、昭和 43 年（1968 年）6 月 20 日の理事会で「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」を決定、地震や洪水など将来の非常事態発生に対処する救援体制を整備した。

２　対策本部設置

(1)　出動基準及び対策本部設置基準

地震・洪水等の災害が発生した場合、被災事業者、当該地方部会及び日本ガス協会は、あらかじめ定められた社員・職員が自動出勤するとともに、以下の基準に従い対策本部を設置（※１※２）する。

① 気象庁発表の震度５強以上の地震が発生し、供給区域（市、町又は村）がある場合に対策本部を設置（※１※２）する。

② 気象庁発表の震度５弱以下の地震が発生し、供給区域において、広範囲にわたる供給停止等の被害が発生した場合に対策本部を設置（※１※２）する。

③ 気象庁発表の大津波警報が発令された沿岸に供給区域を持つ事業者、当該地方部会及び日本ガス協会は、津波到達予測時刻を考慮し、速やかに体制を確立できる適切な時刻に対策本部を設置（※１※２）する。ただし、津波からの避難を優先させる。

④ その他非常事態（洪水、気象庁発表の特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）の発令、サイバー攻撃、弾道ミサイル等による武力攻撃等）が発生し、供給区域において、広範囲にわたる供給停止等の被害が発生した場合に対策本部を設置（※１※２）する。

※１）　被災事業者には、保安規程、保安業務規程に基づくものや、事業者によっては災害対策基本法の防災業務計画に基づく、対策本部設置基準がある。

※２）　原則として、あらかじめ定められた対策本部設置場所に指定社員・職員が到着し、情報収集等の活動を開始した時点で対策本部が設置されたものとする。

(2)　対策本部となるべき場所の設定

事業者、地方部会及び日本ガス協会は、あらかじめ対策本部となるべき場所を定め、その場所を社員・職員及び関連会社社員に周知徹底するとともに、インターネットに接続可能なパソコンと周辺機器及び一斉同報機能を有したＦＡＸ、衛星携帯電話等の通信機器、被害状況報告書や需要家名簿、導管図等、対策本部に必要となる所要の設備及び資料を設置する。

(3)　対策本部長代行のルール化

事業者、地方部会及び日本ガス協会は、対策本部長が出社困難な場合を想定し、あらかじめ本部長代行者を定める。

３　緊急連絡体制

非常事態が発生した場合は、その災害状況に関する情報が適確かつ統一的に連絡される必要がある。この情報連絡は、以後の適確な対応を図る基礎となるものであり、迅速に行われる必要がある。

(1)　非常通信手段の確保

事業者、地方部会及び日本ガス協会は、災害発生時に情報を迅速かつ的確に伝達できるように災害時優先電話、災害時優先携帯電話等に加入するとともに、通信設備の停電対策を実施する等、非常通信手段の確保に努める。

※　なお、災害時等の通信障害を考慮すると、衛星携帯電話の利用も有効である。

(2)　連絡基準

地震・洪水等の災害が発生した場合、当該事業者は当該地方部会及び日本ガス協会並びに行政当局（本省管轄の事業者は本省を含む）へ、以下の基準に従い被害状況についての連絡を行う。

① 気象庁発表の震度５強以上の地震が発生し、供給区域（市、町又は村）がある場合に連絡を行う（被害の有無に関わらず連絡を行う）。

② 気象等発表の震度５弱以下の地震が発生し、供給区域において、広範囲にわたる供給停止等の被害が発生した場合に連絡を行う。
③ 供給区域の沿岸に気象庁発表の大津波警報が発令され、対策本部を設置した後、速やかに連絡を行う。ただし、津波からの避難を優先させる。
④ その他非常事態（洪水、気象庁発表の特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）の発令、サイバー攻撃、弾道ミサイル等による武力攻撃等）が発生し、供給区域において、広範囲にわたる供給停止等の被害が発生した場合に連絡を行う。

(3) 連絡方法

事業者の被害状況等についての連絡は、次のとおりとする。

① 被害状況報告システム
事業者から地方部会及び日本ガス協会への被害状況等の連絡は、被害状況報告システムにて行う（被害状況報告システム操作マニュアル参照）。

② ＦＡＸ
事業者から行政当局への被害状況等の連絡をＦＡＸにて行う（被害状況報告システムから出力される様式、または所定の様式１、様式２）。
事業者は、システム通信障害を考慮して、地方部会及び日本ガス協会に被害状況等の連絡をＦＡＸにて行う。

③ Ｇ－Ｒｅａｃｔ
事業者から地方部会、日本ガス協会及び行政当局への、単位・統合ブロックの供給情報等の連絡は、Ｇ－Ｒｅａｃｔにて行う（Ｇ－Ｒｅａｃｔ操作マニュアル参照）。
※ 震度５弱未満の地震及び地震以外の非常事態の場合では登録不要（Ｇ－Ｒｅａｃｔが「地震モード」に切り替わらないため）

④ 電話、衛星携帯電話
事業者は、詳細情報等がある場合、地方部会および行政当局へ電話連絡を行う。
地方部会は、事業者の詳細情報等を日本ガス協会に電話連絡を行う。
日本ガス協会は、被害状況等を行政当局に電話連絡を行う。

日本ガス協会災害時連絡先一覧表（本部及び地方部会）

	電話	ＦＡＸ	衛星携帯電話	E-mail
本部（日本ガス協会本部）	03-3502-0136	03-3502-0370	090-3022-2663	saigai@gas.or.jp
北海道部会	011-712-5566	011-712-5567	090-3023-4619	
東北部会	022-266-0246	022-224-7255	090-3022-3665	
関東中央部会(東京)	03-3504-3531	03-3504-3530	080-8730-8536	
関東中央部会(新潟)	025-245-2219	025-245-3050	080-8878-8225	
関東中央部会(静岡)	054-284-7984	054-283-1729	080-7742-5320	
東海北陸部会	052-872-9292	052-872-9464	090-3023-8374	
近畿部会	06-6205-4687	06-6204-1669	090-3022-3430	
中国・四国部会	082-252-3080	082-252-1453	090-3024-3080	
九州部会	092-451-0274	092-451-0275	090-3022-0984	

(4) 連絡経路

被害状況報告システムは、ＦＡＸおよびＧ－Ｒｅａｃｔによる連絡内容および連絡目安時間を下表に示す。なお、連絡目安時間は平日昼間の非常事態発生を前提とするものであり、夜間休日の場合はこれに準じて可及的速やかに連絡するものとする。

（地震による報告）

被害状況連絡 連絡種別	連絡目安時間	連絡内容	
		被害状況報告システム 及びＦＡＸ	Ｇ－Ｒｅａｃｔ※５
第１報	・供給停止の有無を確認した時点（非常事態発生から 30 分～１時間を目安）	・発生日時・被害の規模 ・被害状況（ガス施設等） ・対策本部設置状況・動員状況 ・緊急停止有無・特記事項※１	・単位、統合ブロックの供給情報※２
第２報 （以降）	・全体の状況がある程度把握できた後、即刻	・発生日時・被害の規模 ・被害状況（ガス施設等）・通報状況 ・対策本部設置状況・動員状況 ・緊急停止等・復旧の見通し ・救援の要否・特記事項	（救援を要請した場合）※３ ・単位、統合ブロックのＳＩ観測地 ・高中圧導管図※４ ・低圧導管情報※４

※１ 第１次緊急停止基準値以上の地震が発生した場合において、第１次緊急停止を行なわず特例措置を適用したときは、第１報の特記事項欄に特例措置を適用した旨およびそのブロックの第１次緊急停止基準値を明記する。

※２　震度５強以上の地震の場合、供給停止の有無に関わらず、単位・統合ブロックの供給停止・供給継続の登録を行う。また、震度５弱で供給停止した単位・統合ブロックがある場合においても、単位・統合ブロックの供給停止・供給継続の登録を行う。
※３　供給停止した単位・統合ブロックがあり、救援を必要とする場合に「単位・統合ブロックのＳＩ観測値」「高中圧導管図」「低圧導管情報」の登録を行う。
※４　「高中圧導管図」および「低圧導管情報」は、平時にあらかじめ登録しておくことも可能。
※５　震度５弱未満の地震ではＧ－Ｒｅａｃｔが「地震モード」に切り替わらないため、被害状況報告システムで停止ブロック名称を報告する。

第３報以降のＧ－Ｒｅａｃｔ連絡について
・被害が更に拡大した場合には、単位・統合ブロックの供給停止の追加登録を行う。
・更に大きな被害を観測した場合には「単位・統合ブロックＳＩ観測値」を登録する。
（大津波警報による報告）

被害状況連絡 連絡種別	連絡目安時間	連絡内容	
		被害状況報告システム 及びＦＡＸ	Ｇ－Ｒｅａｃｔ
第１報	・対策本部設置後、即刻	・警報発令日時・津波の規模 ・対策本部設置状況・動員状況 ・緊急停止有無・停止ブロック名称 ・特記事項※１	・無し （Ｇ－Ｒｅａｃｔは地震以外では地震モードにならないため）
第２報 （以降）	・津波到達後、被害把握次第	・警報発令日時・津波の規模 ・設備の被害状況 ・対策本部設置状況・動員状況 ・緊急停止有無等 ・停止ブロック名称・通報状況 ・復旧の見通し・救援の要否 ・特記事項	

※ただし、津波からの避難を優先すること。
（その他非常事態による報告）
被害情報報告システムおよびＦＡＸにて連絡可能な被害情報を可能な限り報告する。

(5)　連絡経路
「連絡方法」および「連絡内容」を踏まえた連絡経路は下表のとおり
〔第１報〕

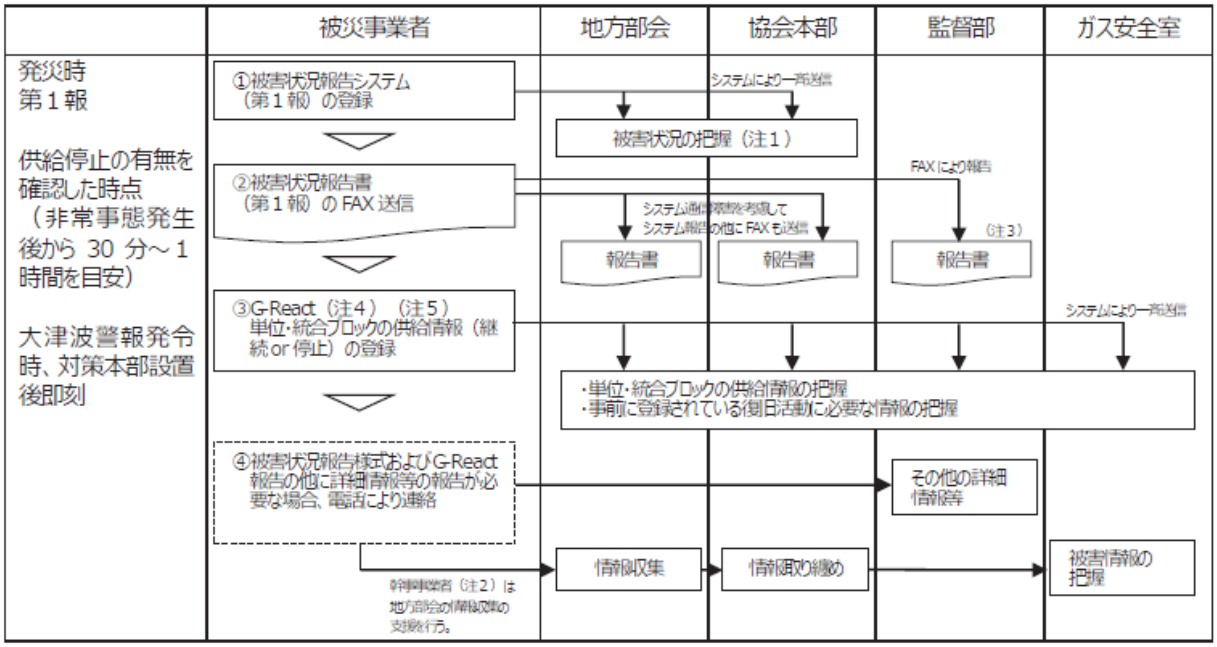

〔第２報（以降）〕

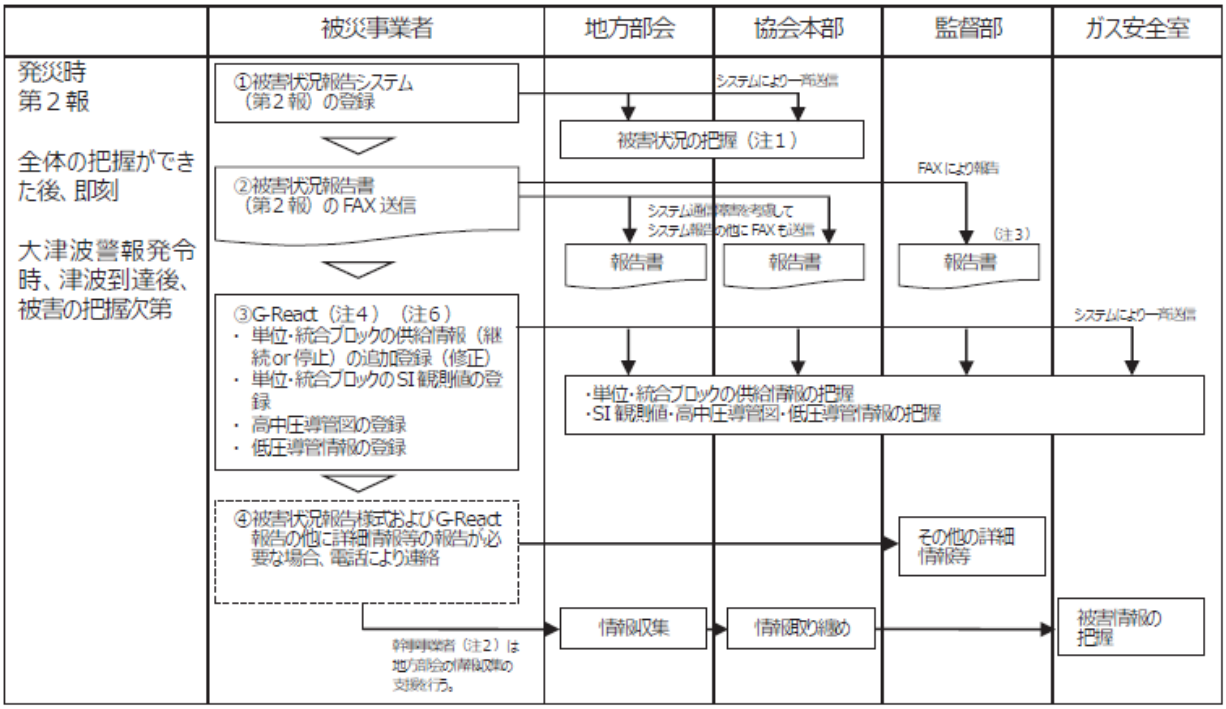

（注１）　被害状況報告システムを利用した場合は、幹事事業者・当該地方部会・日本ガス協会は同時に報告内容を確認できるため、被災事業者は一斉連絡をしたかたちとなる。

（注２）　各地方部会が定める「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」に記載された幹事事業者に示す（以下、幹事事業者）。幹事事業者は、地方部会対策本部における技術総括の情報収集活動を支援する。

（注３）　ガス関係報告規則第４条に該当する事故が発生した場合には、本要綱の連絡基準による報告とは別に行政当局へ報告を行う必要があることに留意する。

（注４）　震度５弱未満の地震及び地震以外の非常事態の場合では登録不当（Ｇ－Ｒｅａｃｔが「地震モード」に切り替わらないため）

（注５）　震度５強以上の地震の場合、供給停止の有無に関わらず、単位・統合ブロックの供給停止・供給継続の登録を行う。また、震度５弱で供給停止した単位・統合ブロックがある場合においても、単位・統合ブロックの供給停止・供給継続の登録を行う。

（注６）　供給停止した単位・供給ブロックがあり、救援を必要とする場合に「単位・統合ブロックのＳＩ観測値」「高中圧導管図」「低圧導管情報」の登録を行う。
　なお、「高中圧導管図」および「低圧導管情報」は、平時にあらかじめ登録しておくことも可能。

第３報以降のＧ－Ｒｅａｃｔ連絡について
・被害が更に拡大した場合には、単位・統合ブロックの供給停止の追加登録を行う。
・更に大きな地震を観測した場合には「単位・統合ブロックのＳＩ観測値」を登録する。

(6)　連絡責任者
①　各事業者（一般ガス導管事業者（正会員に限る）及びガス小売事業者（特別会員に限る）に限る）は、夜間・休日を含め情報連絡責任者又はその代理者をあらかじめ定める。
②　日本ガス協会は、夜間・休日を含め情報連絡責任者又はその代理者をあらかじめ定め、各地方部会に連絡する。

４　先遣隊

(1)　先遣隊の派遣
日本ガス協会は、被災事業者が供給停止した場合、「先遣隊業務要領」に基づき、大手事業者、地方部会幹幹事事業者、近隣事業者及び日本ガス協会からなる先遣隊を編成し、現地に派遣する。

(2)　先遣隊の業務範囲
先遣隊の業務範囲は、原則として６の救援体制が整備されるまでの間の以下の内容とする。
①　現地における被害状況等の調査、把握
②　被災事業者と協議の上、復旧基本計画を策定し、款援隊の所要規模を算定するとともに、被災事業者対策本部長に救援隊派遣要請等についての意見具申
③　救援要請実施時の救援隊受入準備
④　必要に応じ、被災事業者の報道対応等の広報活動支援
⑤　その他必要な事項

５　技術調査隊

(1)　技術調査隊の派遣
　日本ガス協会は、被災事業者が供給停止した場合等で、被害状況等の技術的な調査が必要なときは、「技術調査隊業務要領」に基づき、大手事業者及び日本ガス協会からなる技術調査隊を編成し、現地に派遣する。
(2)　技術調査隊の業務範囲
　技術調査隊の業務範囲は、原則として以下の内容とする。
　①　現地における被害状況等の技術的な調査。
　②　救援隊と協力し、ガス設備の被害・修理状況調査。
　③　その他必要な事項

６　救援体制
(1)　救援派遣の要請
　①　救援が必要な場合は、被災事業者代表者が当該地方部会長に対し、救援要請（様式３）を行う。当該地方部会長は日本ガス協会長に対し、救援要請（様式３）を行い。日本ガス協会長は救援要請に基づき、救援を行う。
　②　日本ガス協会長は、地方部会長（当該地方部会長を含む）に対し救援隊の派遣要請（様式４）を行う。
　③　要請を受けた地方部会長（当該地方部会長を含む）は、部会内事業者（一般ガス導管事業者（正会員に限る）及びガス小売事業者（特別会員に限る）に限る、④においても同じ）に対し協力を要請※（様式４）し、救援隊を派遣する。
　④　要請を受けた部会内事業者は、託送供給を実施しているガス小売事業者に対し、必要に応じて協力を要請※し、救援隊を派遣する。
　⑤　日本ガス協会は、技術スタッフ等を派遣して、復旧のための支援を行う。
　※　経済産業省が作成した「ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン」では、「被災区域外の一般ガス導管事業者は、「導管対策隊」や「顧客対策隊」に参画し、引き続き被災事業者と一体となって大規模災害時対応を行うことが望ましい。」、「被災区域外のガス小売事業者に関しても、可能な限り、被災区域内のガス小売事業者と同様に、「顧客対策隊」に参画し、保安開閉栓に従事することで、早期の復旧作業の実施に対して連携・協力していくことが望ましい。」とされている。

【救援派遣のイメージ図】

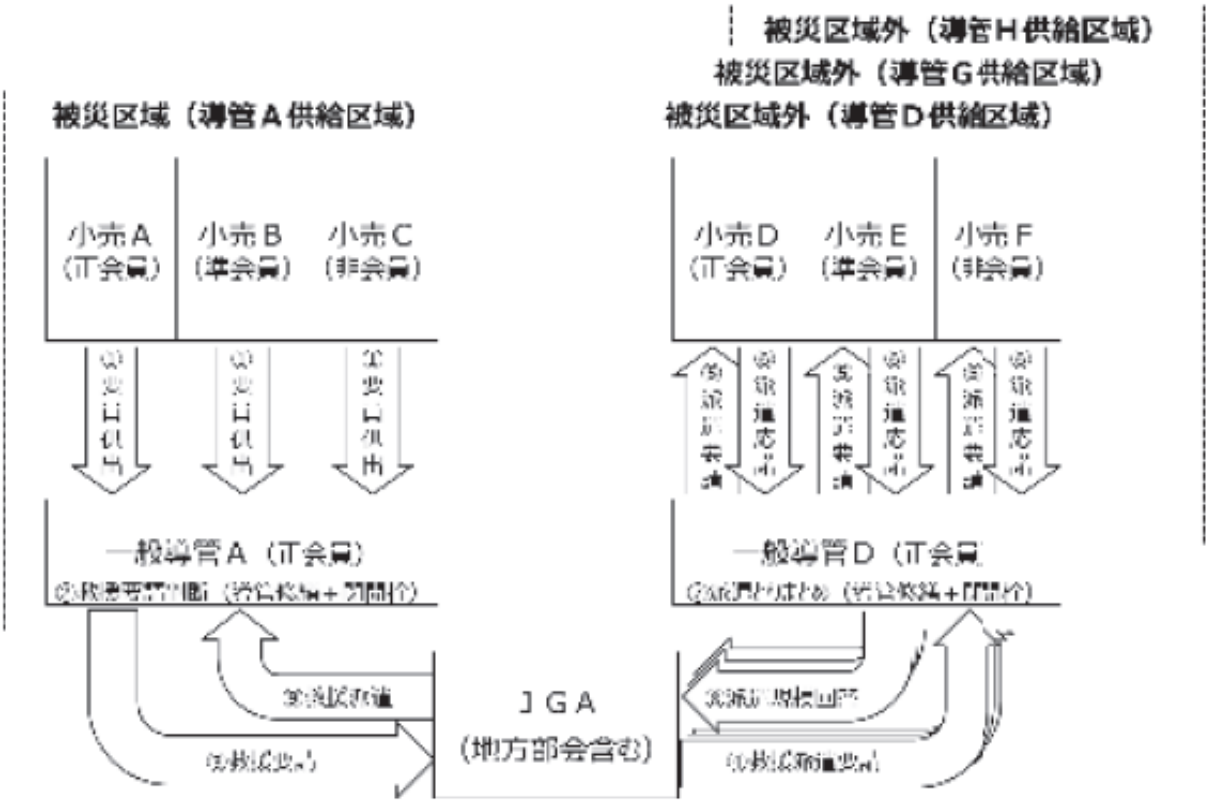

※　被災区域内の復旧体制（①要員供出）は一般ガス導管事業者Ａとガス小売事業者（Ａ・Ｂ・Ｃ）との間で、締結される覚書等による。

(2)　救援隊の規模・救援資機材の必要量
　救援隊の規複･救援資機材の必要量は、供給停止戸数、復旧に当たっての特殊要因を考慮し、日本ガス協会が別に定めた「地震時ガス復旧の手引」に基づき決定する。
(3)　各対策本部の設置と役割
　①　日本ガス協会対策本部

・　日本ガス協会は、日本ガス協会対策本部を日本ガス協会内に設置し、協会長を本部長とする。
・　復旧計画の総合調整、及び救援隊の派遣、現地救援対策本部の設置を行い、被災事業者との協議を踏まえた復旧完了の判断等、救援活動を総合的に推進する役割を担う。
・　経済産業省産業保安グループガス安全室、資源エネルギー庁ガス市場整備課への災害対策本部設置及び被害の報告等を行い、連携を図る。
・報道機関に対して、被災事業者と連携した被災・復旧状況等の広報活動を行う。

② 地方部会対策本部（被災地当該地方部会）
・　地方部会は、地方部会対策本部を地方部会内に設置し、部会長を本部長とする。
・　日本ガス協会対策本部と連携し、初動の情報収集と派遣要請の連絡、救援派遣元事業者への連絡と支援、救援を受けない事業者の自主の復旧等の支援、現地救援対策本部との連携による被救援事業者の支援、現地救援対策本部の救援活動全般の支援を行う。
・　所轄産業保安監督部保安課への災害対策本部設置及び被害の報告等を行い、連携を図る。

③ 現地救援対策本部
・　救援隊を派遣する場合には、日本ガス協会対策本部は現地救援対策本部を設置し、日本ガス協会対策本部長より任命された者を本部長とする。
・　現地にて、行政・報道機関等への対応を行う。
・　被災事業者と連携して全体計画の立案と進捗管理及び事業者間の調整等を行い、現地組織全体を統括し、適宜現地の状況を日本ガス協会及び地方部会の両対策本部に連絡する。

④ 被災事業者対策本部
・　被災事業者内に設置し、事業者代表者を本部長とする。
・　自社要員、託送供給を実施しているガス小売事業者要員及び救援要員を統括し、緊急措置、復旧作業、需要家広報・報道対応等の復旧活動全般において、保安責任等、実作業の責任を持って復旧実務を行う。
・　現地救援対策本部が設置される場合には、救援を受けている被災事業者対策本部はその指揮下に入り、その基本計画の下、復旧実務に当たるとともに、現地救援対策本部に報告を実施する。

【対策本部の指揮命令系統モデル図（例示）】

地震・洪水等の非常事態が発生し、広範囲にわたり供給停止が発生した場合の救援体制は、被災事業者の数・事業者規模・事業形態（公営・私営）・停止戸数等の状況から様々なケースが想定される。参考となる指揮命令系統モデル図（例示）を以下に示す。

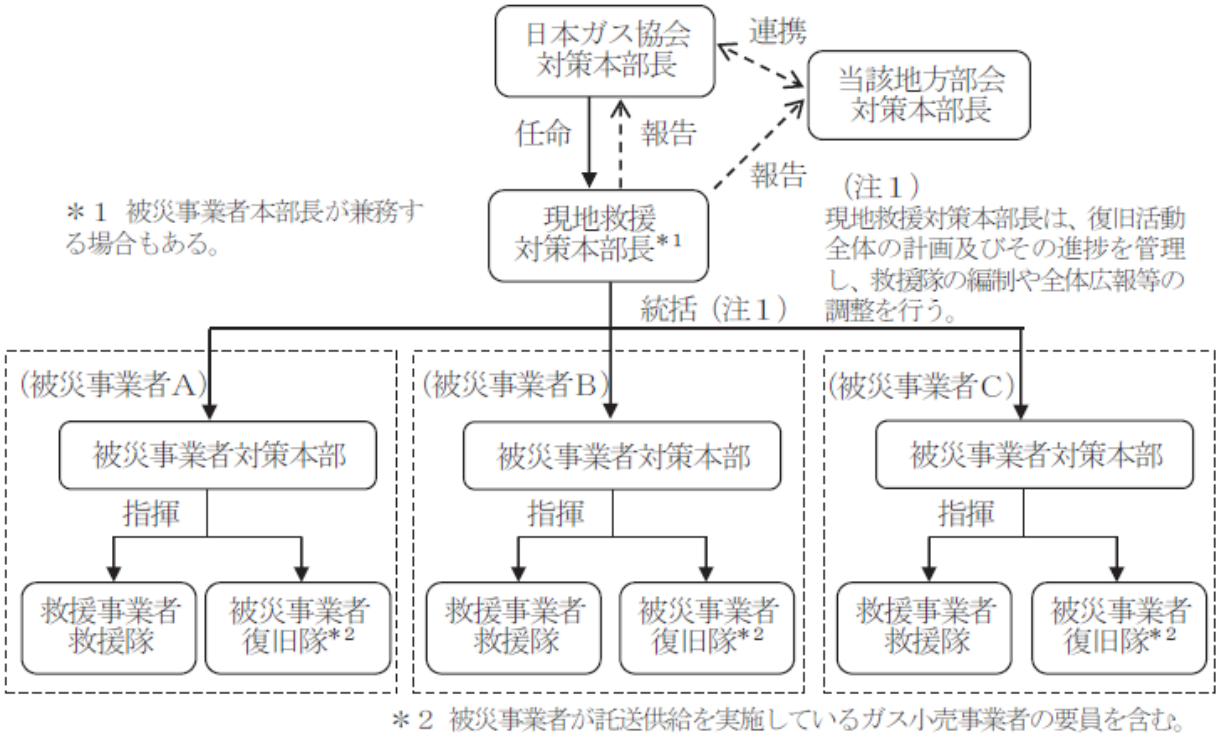

（4）　救援派遣の終了

① 復旧が進み、救援隊の派遣を終了する場合は、被災事業者代表者が当該地方部会長に対し、救援隊の派遣終了要請（様式５）を行う。当該地方部会長は日本ガス協会長に対し、救援隊の派遣終了要請（様式５）を行い、日本ガス協会長は救援隊の派遣終了要請に基づき、救援隊を解散する。

② 日本ガス協会長は、地方部会長（当該地方部会長を含む）に対し、救援隊の解散を要請（様式６）する。

③ 要請を受けた地方部会長（当該地方部会長を含む）は、救援隊を派遣している部会内事業者に対し救援隊の解散（様式６）を要請する。

④　要請を受けた部会内事業者は、救援隊を派遣しているガス小売事業者に対し、救援隊の解散を要請する。
⑤　日本ガス協会は、救援隊解散の支援を行う。

【救援派遣終了のイメージ図】

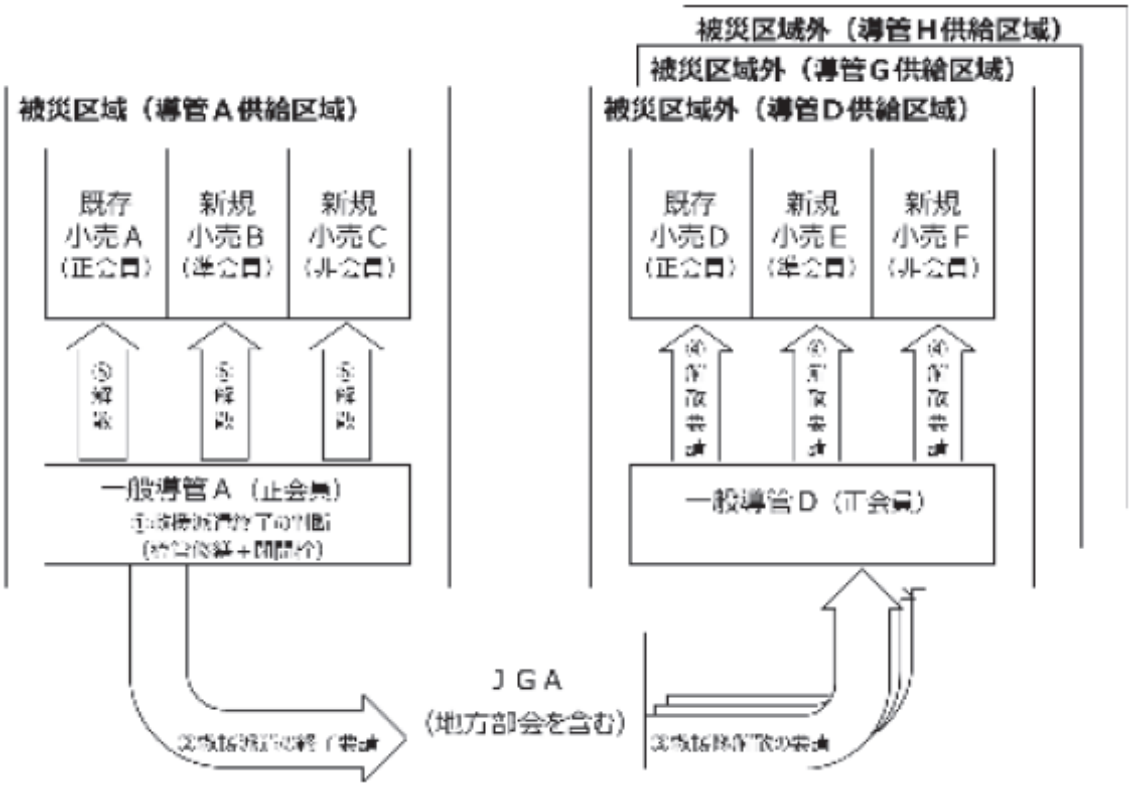

※　被災区域内の復旧体制（⑤解散）は一般ガス導管事業者Ａとガス小売事業者（Ａ・Ｂ・Ｃ）との間で、締結される覚書等による。
※　⑤解散（被災区域内の解散）は救援隊派遣終了とタイミングが異なることがある。

７　救援活動
⑴　救援要請内容
救援隊の派遣要請にあたっては、以下の内容について依頼する。
①　救援に必要な人員及びその作業内容
②　救援に必要な資材、機工具、車両
③　救援隊の出動日時、集結場所
④　その他必要事項
⑵　救援隊派遣
救援隊派遣にあたっては、各事業者は以下の準備をしておくこと。
①　救援先において復旧応援波を実装した無線機を使用する場合には、事前に自社の区域を管轄する総合通信局に対し、所要の手続き（免許申請）をしておくこと。
②　救援先において現場作業をする場合に、救援隊であることが明確となるよう車両への横幕、派遣要員への腕章等を持参すること。
③　作業員の健康・安全面に配慮した派遣計画とすること。
④　その他必要に応じ、自らの食糧、通信機器（衛星携帯電話等）、パソコン・プリンター等のＯＡ機器、カメラ、夜間照明等の資材、機工具を持参すること。
⑶　救援活動
①　救援活動の範囲
先遣隊が担務する業務を引き継ぎ応急供給措置完了までとする。
②　救援活動の内容
ａ　現地救援対策本部
(ｲ) 応急復旧計画の策定に関する協力
(ﾛ) 応急復旧人員及び資機材の動員に関する協力
(ﾊ) 災害情報の積極的収集に関する協力
(ﾆ) 災害状況の実態調査に関する協力
(ﾎ) 救援隊と被災事業者間の庶務的事項の調整
(ﾍ) 原料・燃料の調達支援
(ﾄ) 広報活動に関する協力

（ｲ）その他必要な事項

ｂ　救援隊

応急復旧活動への協力

③　応急復旧活動の展開方法

原則として、被災事業者の復旧計画に従い、被災事業者の復旧隊と協力して、応急復旧活動を行う。

なお、臨時製造の用に供するため、必要に応じて広域融通対象のＬＮＧ気化器を活用する。

また、臨時供給の用に供するため、必要に応じて移動式ガス発生設備を地方部会間において相互活用する。

④　情報連絡

災害復旧状況及び救援隊の活動状況に関する日本ガス協会対策本部への情報連絡は、現地救援対策本部が行う。

また、経済産業省産業保安グループガス安全室への上記情報報告は、日本ガス協会対策本部が行い、所轄産業保安監督部へは地方部会対策本部が行う。

⑤　作業員の健康・安全確保

各事業者と現地救援対策本部等は連携して、作業時、待機時、宿泊時等において、警戒宣言発令時或いは余震発生時の作業員の安全確保について配慮すること。

また、長期に渡り復旧作業に従事する作業員の健康・安全面に配慮し、救援派遣に際しては、産業医の同行等、医療体制の確保についても検討すること。

８　費用の負担

７　救援活動を行った場合、救援事業者が要した費用については、以下のとおりに支払うものとする。

その場合の費用の算定は「救援費用算定要鎖」（要領６参照）によるものとする。

なお､先遣隊及び技術調査隊が要した費用については日本ガス協会及び派遣事業者が負担する。ただし、先遣隊要員が被災事業者の要請を受け、救援隊員として復旧活動にあたった場合はこの限りではない。

⑴　救援一般ガス導管事業者が要した費用

救援一般ガス導管事業者が要した費用については、その事業者の社員・職員の人件費（基準外給与を含む）を除き、救援を受けた一般ガス導管事業者が支払う（救援を受けたガス小売事業者が導管を維持・運用している場合は当該ガス小売事業者が支払う）。

⑵　救援ガス小売事業者が要した費用

正会員・準会員・非会員の区別なく救援を派遣した全てのガス小売事業者が要した費用については、その事業者の社員・職員の人件費（基準外給与を含む）を含めて、救援を受けた一般ガス導管事業者が託送供給を実施しているガス小売事業者（以下、被災ガス小売事業者という）が支払う（救援を受けたガス小売事業者が導管を維持・運用している場合は当該ガス小売事業者が支払う）。被災ガス小売事業者は、正会員・準会員・非会員の区別なく、各事業者のシェアに応じて按分された費用を負担する。※

※　被災ガス小売事業者は、被災事業者の判断で派遣された救援ガス小売事業者の費用を負担することとなるため、一般ガス導管事業者は、託送供給を実施するガス小売事業者との間で、その旨を記載した覚書等をあらかじめ締結しておくことが望ましい。

９　災害救援金の給付

日本ガス協会は、８に定める被救援事業者が負担すべき救援費用の負担を軽減するために、別に定める「日本ガス協会　災害救援金制度規程」に基づき被救援事業者に救援金を給付する。

１０　附則

この要綱は２０１８年１１月１５日より実施する

ス-14 災害時における応急救援活動への応援に関する協定（社団法人滋賀県エルピーガス協会大津連合支部）

出典：大津市資料（平成 23 年 2 月：企業局）

大津市（以下「甲」という。）と社団法人滋賀県エルピーガス協会大津連合支部（以下「乙」という。）は、災害救助に必要となる応急救援活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、大津市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て行う迅速かつ円滑な応急救援活動等について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）
第２条　甲は、災害時において次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し、必要な協力を要請することができる。
（１）救急告示病院及び避難場所等における応急救援活動にエルピーガス設備に係る資機材、労力及びエルピーガス等を活用する必要があるとき。
（２）その他エルピーガス設備に係る資機材、労力及びエルピーガス等を活用する必要があるとき。
（３）乙の所管するエルピーガス供給区域内におけるガス施設の被災及び復旧に関する情報を把握する必要があるとき。

（連絡責任者）
第３条　前条に規定する要請に関する事項の連絡責任者として、甲においては大津市公営企業管理者を、乙においては社団法人滋賀県エルピーガス協会大津連合支部長とそれぞれ指定するものとする。

（協力）
第４条　乙は、第２条の規定による甲の要請があったときは、速やかに応急救援を行うための体制を確立の上、可能な限り甲に協力するものとする。

（要請の手続）
第５条　甲は、乙に第２条に規定する応援を要請する場合は、乙の連絡責任者に対し、災害応急救援活動要請書（様式第１号）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに災害応急救援活動要請書を提出するものとする。
２　乙は、前項の要請を受諾するときは、甲の連絡責任者に対し、災害応急救援活動要請受諾書（様式第２号）により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により通知し、事後速やかに災害応急救援活動受諾書を提出するものとする。

（応急救援活動の指示）
第６条　第４条の規定により出動した乙の会員及び所属員は、大津市公営企業管理者の指示により応急救援活動に従事するものとする。
（情報の提供等）
第７条　甲は、応急救援活動が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対して常に必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）
第８条　乙は、応急救援活動が終了した場合は、甲に災害応急救援活動終了報告書（様式第３号）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で甲に報告し、事後速やかに応急救援活動終了報告書を提出するのもとする。

（経費の負担）
第９条　応急救援活動に要した費用は、甲の負担とし、その額については、災害発生時における地域の通常の取引事例を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（損害の補填）
第１０条　この協定による応急救援活動の実施により乙に損害が生じたときは、その補填について甲乙協議して定めるものとする。

（災害補償）
第１１条　この協定に基づき乙が実施した応急救援活動により、乙の会員及び所属員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償については、甲乙協議して決定するものとする。
（連絡会議の設置）
第１２条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するために、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努めるものとする。なお、会議の開催時期は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（総合防災訓練等への参加）

第１３条　乙は、この協定に基づく応援活動を円滑に実施するため、甲が行う総合防災訓練に参加するよう努めるものとする。

（有効期間）
第１４条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。
２　前項の期間満了の１か月前までに甲乙いずれからも申し入れがないときは、この協定を更に１年間延長するものとし、以後の期間についても、また同様とする。

（その他）
第１５条　この協定は、平常時及び災害時における乙との優先的な契約を担保するものではない。
２　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２２年　６月１７日

大津市御陵町３番１号
甲　大津市
大津市長

大津市際川一丁目６番５号
乙　社団法人滋賀県エルピーガス協会
大津連合支部
支部長

ス-15　災害時における応急、復旧対策活動に関する応援協定（大津市水道瓦斯工事店協同組合）

出典：大津市資料（平成24年12月：企業局）

大津市と大津市水道瓦斯工事店協同組合(以下「組合」という。)とは、大津市に大規模な風水害、地震、その他の災害が発生した場合(以下「災害等」という。)または発生の恐れがある場合において、市民の生命と財産を守り市民生活の安全を図るため、企業局災害防災要綱(以下「要綱」という。)に基づき相互に協力して災害応急、復旧対策活動を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

(応援要請)

第1条　大津市は、災害等に際して大津市のみで応急、復旧対策活動が実施できないと認めるときは、組合に対し、水道、ガス施設の被害状況に応じた応急、復旧対策活動について、応援を要請することができるものとする。

(応援)

第2条　組合は、大津市から応急、復旧対策活動の実施について応援要請があったときは、組合員の斡旋、建設機材および労力の提供、その他可能な限りの応援を行うものとする。

(活動要請の手続き)

第3条　大津市は、組合に対し応急、復旧対策活動を要請するときは、日時、場所、活動業務を指定して文書または電話等の方法により要請を行うものとする。

2　大津市は、災害等の状況により前項の活動要請が直接できない場合には、組合または組合員に対し、公共放送を通じて要請を行うものとする。

(活動の実施)

第4条　組合は、前条の規定に基づき活動要請を受けたときは、ただちに指定場所に組合員を出動させ、大津市の職員の指示に基づき応急、復旧対策活動を実施するものとする。ただし、指定場所に職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い自らの判断により応急、復旧対策活動を開始するものとする。

2　組合員は、指定場所に出動したときは、速やかに現場責任者、出動時間、建設資機材等を大津市に報告するものとする。

3　組合は、活動業務が完了したときは、速やかに活動状況の概要を企業局災害対策本部長に報告するものとする。

(費用の負担)

第5条　組合が応急、復旧対策活動に要した費用は、大津市が負担する。

2　大津市は、組合活動業務終了後、これを検査または確認したときは、組合の請求により、前項の費用を速やかに支払うものとする。

(公務災害補償)

第6条　大津市は、組合員の業務従事者がこの規定に基づく業務の実施により死亡、負傷し、または疾病にかかったときは、大津市非常勤消防団員公務災害補償条例(昭和41年10月1日大津市条例第33号)の規定に準じ、これを補償するものとする。

(連絡)

第7条　組合は、毎年1回、組合員名簿および災害時に対応可能な建設資機材の状況を大津市に対して連絡するものとする。

(訓練)

第8条　大津市と組合は、災害等の発生時に要綱を有効に機能させ応急、復旧対策活動が迅速かつ適切に実施できるよう毎年1回以上実践的な災害訓練を実施するものとする。

(協議)

第9条　この協定の実施について必要な事項は、その都度、大津市と組合とが協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成12年8月25日

大津市御陵町3番1号
大津市
　大津市水道、ガス事業管理者

大津市松山町9番11号
大津市水道瓦斯工事店協同組合
　理事長

ス-16　自然災害時における下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定（一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会）

出典：大津市資料（令和2年4月：企業局）

滋賀県（以下「甲」という。）と滋賀県内の１９市町（以下「乙」という。）および一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会（以下「丙」という。）は、甲および乙の所管する流域下水道管渠施設および公共下水道管渠施設（以下「下水道管渠施設」という。）が地震、大雨等の自然災害により被災した場合に関して、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第１５条の２の規定に基づく協定を締結する。

なお、甲および丙との間で締結した「地震災害時における下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定書（平成２４年２月１０日変更）」は本協定に置き換えるものとする。

（目的）

第１条 この協定は、丙による甲および乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、円滑な復旧支援の実施を図り、災害等により被災した下水道管渠施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（対象）

第２条 この協定の対象となる災害は、次に掲げるものとする。

（１）地震、暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地滑りその他異常な自然現象

（２）その他甲および乙と丙の協議により定めるもの

（復旧支援協力の要請）

第３条 甲および乙は、第２条に記載の対象について、丙に対し次の業務の支援を要請することができる。

（１）下水道事業における「災害時支援に関するルールの解説（公益社団法人日本下水道協会）」に定める緊急点検、緊急調査および緊急措置

（２）被災した下水道管渠施設の応急復旧のために必要な業務

（３）その他、甲、乙および丙間で協議し必要とされる業務

２ 甲および乙の丙に対する支援協力要請は、第１０条に規定する甲の事務局が甲および乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、別紙様式第１の要請書により第１０条に規定する丙の事務局へ要請する。ただし、緊急時等で書面により難いときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

（復旧支援の実施）

第４条 丙は、第３条の規定による復旧支援協力要請を受けたときは、必要な人員、機材等をもって復旧支援協力を行うものとする。

２ 災害の規模が甚大等の場合において、丙が人員、機材等を調達するために相当の時間を要すると認められる場合にあっては、支援の実施は、甲、乙および丙による協議の上で決定する。

（費用）

第５条 甲および乙が丙に対し要請した復旧支援協力に係る費用は、支援を受けた甲および乙の個々による負担とする。なお、地震災害により甲が丙に第３条（１）の支援要請をした際に要した費用は丙が負担する。

（報告）

第６条 丙は、前条の規定に基づき支援協力を実施したときは、別紙様式第２の実施報告により甲および乙に報告する。

（情報の保護）

第７条 甲、乙および丙は、この協定による活動を行うため、個人情報および行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（災害補償）

第８条 この協定に基づく支援協力に従事した者が、その責に帰することができない理由により負傷し、もしくは疾病にかかりまたは死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例（昭和３８年滋賀県条例第１０号）」等の規定に準じて、甲および乙が補償するものとする。

ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたときは、甲および乙は、同一事故についてはこれらの額の限度において補償の責を免れるものとする。

（広域災害）

第９条 甲および乙が管轄する地域において公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部（以下「対策本部」という。）が設置された場合、丙は対策本部の指揮による活動を優先し、これに従うものとする。

２ 甲または乙は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会および他の協会、業者等に支援要請した範囲と丙へ支援要請する範囲は明確に区別を行うものとする。

（事務局および連絡体制）

第１０条 甲および丙の復旧支援協力に係る事務局および連絡体制は、次のとおりとする。

（１）甲の事務局は、滋賀県琵琶湖環境部下水道課とする。

（２）丙の連絡窓口は、一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会とする。

（３）その他の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。

（４）連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、乙および丙に伝えることとする。

（合同訓練）

第１１条 甲、乙および丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

２ 前項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙および丙の協議により定める。

（協定の有効期間）

第１２条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙または丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（その他）

第１３条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙および丙による協議の上で決定するものとする。この協定に定めのある事項について、疑義が生じたときも、また同様とする。

２ 甲、乙および丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙および丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲および丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自１通を保有する。また、乙は甲および丙に提出する記名押印された同意書をもって本協定の締結を証する。

令和２年４月１７日

甲　滋賀県大津市京町四丁目１番１号
滋賀県知事 三日月 大造

乙　滋賀県大津市御陵町３番１号
大津市公共下水道管理者
大津市公営企業管理者 山極 正勝

滋賀県彦根市元町４番２号
彦根市長 大久保 貴

滋賀県長浜市八幡東町６３２番地
長浜市長 藤井 勇治

滋賀県近江八幡市桜宮町２１４番地１０
近江八幡市公共下水道管理者
近江八幡市長 小西 理

滋賀県東近江市八日市緑町１０番５号
東近江市長 小椋 正清

滋賀県草津市草津三丁目１３番３０号
草津市長 橋川 渉

滋賀県守山市吉身二丁目５番２２号
守山市公共下水道管理者
守山市長 宮本 和宏

滋賀県栗東市安養寺一丁目１３番３３号
栗東市長 野村 昌弘

滋賀県甲賀市水口町水口６０５３番地
甲賀市公共下水道管理者
甲賀市長 岩永 裕貴

滋賀県野洲市小篠原２１００番地１
野洲市長 山仲 善彰

滋賀県湖南市中央一丁目１番地
湖南市長 谷畑 英吾

滋賀県高島市新旭町北畑５６５番地
高島市公共下水道事業
高島市長 福井 正明

滋賀県米原市下多良三丁目３番地
米原市長 平尾 道雄

滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目１番地
日野町公共下水道管理者
日野町長 藤澤 直広

滋賀県蒲生郡竜王町大字小口３番地
竜王町公共下水道管理者
竜王町長 西田 秀治

滋賀県愛知郡愛荘町愛知川７２番地
愛荘町公共下水道管理者
愛荘町長 有村 国知

滋賀県犬上郡豊郷町石畑３７５番地
豊郷町長 伊藤 定勉

滋賀県犬上郡甲良町在土３５３番地１
甲良町公共下水道管理者
甲良町長 野瀬 喜久男

滋賀県犬上郡多賀町多賀３２４番地
多賀町公共下水道管理者
多賀町長 久保 久良

丙　滋賀県大津市大江二丁目１番８号
一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会
会長 田中 健晴

ス-17　災害時における応援に関する協定（ヴェオリア・ジェネッツ株式会社）

出典：大津市資料（令和４年４月：企業局）

大津市（以下「甲」という。）とヴェオリア・ジェネッツ株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、停電その他水道、下水道及びガスに関する災害等（以下「災害等」という。）の発生時における応援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害等の発生により水道、下水道及びガスの施設が被災した場合、速やかな復旧を目的として、甲の要請に基づき、乙が実施する応援業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第２条　甲は、災害等が発生した場合で緊急に作業を必要とするときは、乙に応援要請するものとする。

（応援要請の方法）

第３条　前条の規定による応援は、次の事項を明らかにし「災害緊急応援要請書」（第１号様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請を行うことができるものとし、後日速やかに文書を送付するものとする。

（１）　災害等の状況
（２）　必要とする人員
（３）　応援の期間
（４）　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援要請の受諾）

第４条　乙は、前条の規定により応援の要請を受け受諾するときは、甲に対し「災害緊急応援要請受諾書」（第２号様式）により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により通知できるものとし、後日速やかに文書を送付するものとする。

（要員の派遣）

第５条　前条の規定による応援業務を行うにあたり、乙は、速やかに応援業務を行うための体制を整え、必要な人員を出動させ、甲の指示に従い協力するものとする。

（応援の内容）

第６条　乙が行う応援作業は、概ね次のとおりとする。

（１）　電話の応対作業及び受付リスト作成作業
（２）　水道・下水道・ガス開閉栓リスト作成作業
（３）　前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（経費の負担）

第７条　この協定に基づき、乙が行った応援業務に要した費用については、甲が定める基準により甲が負担する。

２　前項に規定する費用は、甲が定める基準により積算した額に基づき、乙が応援業務に要した費用を請求するものとする。

（労災補償）

第８条　乙の応援従業員が応援業務により負傷し、疫病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

（連絡担当者）

第９条　甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、別表のとおり連絡担当者を定めるものとする。

（報告）

第 10 条　乙はこの協定による応援業務に協力できる人員の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

（訓練）

第 11 条　応援作業の円滑な実施を期するため、乙は、甲の行う防災訓練に参加することとする。

（期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、令和４年４月１日から令和９年３月３１日までとする。

（協議）

第 13 条　この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの覚書に定めのない事項については、その都度甲乙協議するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有するものとする。

令和４年４月１日

大津市御陵町３番１号
甲　大津市
大津市公営企業管理者　國松　睦生

東京都港区海岸三丁目２０番２０号ヨコソーレインボータワー
乙　ヴェオリア・ジェネッツ株式会社
代表取締役　内野　一尋

ス-18　災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定（公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部）

出典：大津市資料（令和２年４月：企業局）

滋賀県（以下「甲」という。）と滋賀県内の１９市町（以下「乙」という。）および公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部（以下「丙」という。）は、甲および乙の所管する流域下水道施設および公共下水道施設（以下、「下水道施設」という。）が地震、風水害その他の大規模災害により被災した場合（以下「災害時」という。）の災害復旧に係る支援業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、災害時における丙の技術支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

（対象）

第２条 この協定の対象となる災害は、次に掲げるものとする。

（１）地震、暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地滑りその他異常な自然現象

（２）その他甲および乙と丙の協議により定めるもの

（技術支援協力の内容および範囲）

第３条 丙の技術支援協力の内容は、甲または乙が実施した被害状況の調査結果に基づき、復旧のための災害査定資料の作成および修正を行うものとする。

２ 支援業務の範囲は、施設に被害が発生した箇所または発生する恐れのある箇所に対して、甲または乙が要請した範囲を基本とする。

（技術支援協力の要請）

第４条 甲および乙の丙に対する技術支援協力の要請は、第９条に規定する甲が、甲および乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により、第９条に規定する丙に行う。

２ 丙は、甲または乙から要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を書面により甲または乙に通知する。

３ 甲および乙は、丙から通知を受けた後、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を特定し、甲および乙は書面により技術支援協力を要請する。

４ なお、災害の状況等やむを得ない状況により前項によりがたい場合は、口頭、電話、その他の適切な手段で行うものとし、支援業務着手後、速やかに書面により通知する。

（支援業務の費用）

第５条 甲または乙は、業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

２ 技術支援協力に係る費用は、支援を受けた甲または乙の個々による負担とし、それぞれが業務実施者と協議するものとする。

３ 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を甲または乙に請求するものとする。甲または乙は業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支
払う。

（支援業務の実施）

第６条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

２ 大規模災害等において、丙が人員等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、技術支援協力の実施は甲、乙および丙にて協議の上で決定する。

（支援業務の報告）

第７条 業務実施者は技術支援協力が終了したときは、速やかに甲または乙に書面をもって報告する。

（労災および損害補償など）

第８条 支援業務において、労務災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用するものとする。

２ 技術支援協力の実施に伴い、甲、乙および業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合または業務実施者等に損害が生じた場合は、業務実施者はその事実の発生後速やかにその状況を書面により甲または乙に報告しなければならない。また、甲または乙および業務実施者は、その措置の内容について、協議して定めるものとする。

３ 業務実施者が行った技術支援協力において瑕疵があった場合、甲または乙は、業務実施者に修補等を請求することができる。

４ 前項の請求は甲または乙と業務実施者が締結した委託契約における契約約款等の瑕疵担保条項に基づくものとし、瑕疵担保条項によらない場合は、甲または乙および業務実施者が協議して定めるものとする。

（連絡体制）

第９条 甲および丙の連絡体制は、次のとおりとする。

（１）甲の連絡先は、滋賀県琵琶湖環境部下水道課とする。

（２）丙の連絡先は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部とする。

（３）その他の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。

（４）連絡先に変更があった場合は、速やかに甲に連絡し、甲は別表を変更し、乙および丙に伝えることとする。

（情報の保護）
第１０条 甲、乙および丙は、この協定による活動を行うため、個人情報および行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。
（合同訓練）
第１１条 甲、乙および丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。
２ 前項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙および丙の協議により定める。
（協定の期間）
第１２条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙または丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。
（補足）
第１３条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙および丙による協議のうえ定める。
２ 甲、乙および丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙および丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。
本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲および丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自１通を保有する。また、乙は、甲および丙に提出する記名押印された同意書をもって本協定の締結を証する。

令和２年４月１７日

甲　滋賀県大津市京町四丁目１番１号
滋賀県知事 三日月 大造

乙　滋賀県大津市御陵町３番１号
大津市公共下水道管理者
大津市公営企業管理者 山極 正勝

滋賀県彦根市元町４番２号
彦根市長 大久保 貴

滋賀県長浜市八幡東町６３２番地
長浜市長 藤井 勇治

滋賀県近江八幡市桜宮町２１４番地１０
近江八幡市公共下水道管理者
近江八幡市長 小西 理

滋賀県東近江市八日市緑町１０番５号
東近江市長 小椋 正清

滋賀県草津市草津三丁目１３番３０号
草津市長 橋川 渉

滋賀県守山市吉身二丁目５番２２号
守山市公共下水道管理者
守山市長 宮本 和宏

滋賀県栗東市安養寺一丁目１３番３３号
栗東市長 野村 昌弘

滋賀県甲賀市水口町水口６０５３番地
甲賀市公共下水道管理者
甲賀市長 岩永 裕貴

滋賀県野洲市小篠原２１００番地１
野洲市長 山仲 善彰

滋賀県湖南市中央一丁目１番地
湖南市長 谷畑 英吾

滋賀県高島市新旭町北畑５６５番地
高島市公共下水道事業
高島市長 福井 正明

滋賀県米原市下多良三丁目３番地
米原市長 平尾 道雄

滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目１番地
日野町公共下水道管理者
日野町長 藤澤 直広

滋賀県蒲生郡竜王町大字小口３番地
竜王町公共下水道管理者
竜王町長 西田 秀治

滋賀県愛知郡愛荘町愛知川７２番地
愛荘町公共下水道管理者
愛荘町長 有村 国知

滋賀県犬上郡豊郷町石畑３７５番地
豊郷町長 伊藤 定勉

滋賀県犬上郡甲良町在土３５３番地１
甲良町公共下水道管理者
甲良町長 野瀬 喜久男

滋賀県犬上郡多賀町多賀３２４番地
多賀町公共下水道管理者
多賀町長 久保 久良

丙　大阪府大阪市北区中之島六丁目２番４０号
公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会
関西支部長 北 秀文

同 意 書

●●市（町）は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部との「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」を、令和　　年　　月　　日をもって締結し、

発効させることに同意します。

令和　　年　　月　　日

〇〇市（〇〇町）公共下水道管理者

〇〇 〇〇

別表

市町名	部署名	担当者	電話	ＦＡＸ	Email

ス-19　災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

出典：大津市資料（令和２年４月：企業局）

滋賀県（以下「甲」という。）と滋賀県内の１９市町（以下「乙」という。）および公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「丙」という。）は、地震、大雨等の自然災害により、甲および乙が管理する下水道管路施設が被災した場合に広域的な支援として行う復旧支援協力に関して、以下のとおり協定を締結する。

なお、本協定の対象となる下水道管路施設とは、甲および乙の管理する下水道法上の下水道管路施設および集落排水の管路施設であり、下水道法に定められた施設については、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第１５条の２の規定に基づくものとし、その他についてもそれに準じるものとする。

（目的）

第１条 この協定は、丙による甲および乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、円滑な復旧支援の実施を図り、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（対象）

第２条 この協定の対象となる災害は、次に掲げるものとする。

（１）地震、暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地滑りその他異常な自然現象

（２）その他甲および乙と丙の協議により定めるもの（復旧支援協力の要請）

第３条 甲および乙は、災害等により被災した下水道管路施設の復旧に関し、各々では十分な緊急対応を実施することができない場合において、丙に対し次の業務の支援協力を要請することができる。

（１）被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃および修繕）

（２）その他、甲、乙および丙の間で協議し必要とされる業務

２ 甲および乙の丙に対する復旧支援協力の要請は、第１１条に規定する甲の事務局が甲および乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により第１１条に規定する丙の事務局へ要請する。ただし、緊急時等で書面により難いときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

（復旧支援の実施）

第４条 丙は、第３条の規定による復旧支援協力要請を受けたときは、必要な人員、機材等をもって復旧支援協力を行うものとする。

２ 災害の規模が甚大等の場合において、丙が人員、機材等を調達するために相当の時間を要すると認められる場合にあっては、支援の実施は、甲、乙および丙による協議の上で決定する。

（費用）

第５条 甲および乙が丙に対し要請した復旧支援協力に要する費用は、支援を受けた甲および乙の個々による負担とする。

（報告）

第６条 丙は、甲および乙の要請により行った復旧支援協力の業務が終了したときは、速やかに要請した者に対し、書面をもって報告を行うものとする。

２ 丙は、災害時の支援に備えて、復旧支援協力が可能な会社、提供可能な車両等の機器および人員等について、甲の事務局に報告するものとする。また、その内容に変更があった場合には、適宜、甲の事務局に書面で報告するものとし、甲の事務局は乙に対し、書面で通知するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第７条 甲および乙は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をＰＤＦ等の電子データとして、丙に提供する。甲および乙は、下水道台帳に大幅な変更があった場合には、適宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。

２ 丙は、甲および乙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

（下水道台帳データの開示）

第８条 丙は、甲および乙から復旧支援協力要請があったとき、支援出動する丙の会員に対し、甲および乙から提供を受けた電子データを開示することができる。

２ 支援出動する丙の会員は、甲および乙から開示された電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

（情報の保護）

第９条 甲、乙および丙は、この協定による活動を行うため、個人情報および行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（広域被災）

第１０条 甲および乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に定める下水道対策本部が設置された場合、丙は、下水道対策本部による活動を優先するものとする。

２ 甲または乙は、一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会および他の協会、業者等に支援要請した範囲と丙へ支援要請する範囲は明確に区別を行うものとする。

（事務局および連絡体制）

第１１条 甲および丙の復旧支援協力に係る事務局および連絡体制は、次のとおりとする。

（１）甲の事務局は、滋賀県琵琶湖環境部下水道課とする。

（２）丙の連絡窓口は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関西支部とする。

（３）その他の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。
（４）連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、乙および丙に伝えることとする。
（合同訓練）
第１２条 甲、乙および丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。
２ 前項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙および丙の協議により定める。
３ 第１項の合同訓練を実施する場合も、第８条第１項および第２項を準用する。
（協定の有効期間）
第１３条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙または丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。
（その他）
第１４条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙および丙による協議の上で決定するものとする。この協定に定めのある事項について、疑義が生じたときも、また同様とする。
２ 甲、乙および丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙および丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。
本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲および丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自１通を保有する。また、乙は甲および丙に提出する記名押印された同意書をもって本協定の締結を証する。

令和２年４月１７日

甲　滋賀県大津市京町四丁目１番１号
滋賀県知事 三日月 大造

乙　滋賀県大津市御陵町３番１号
大津市公共下水道管理者
大津市公営企業管理者 山極 正勝

滋賀県彦根市元町４番２号
彦根市長 大久保 貴

滋賀県長浜市八幡東町６３２番地
長浜市長 藤井 勇治

滋賀県近江八幡市桜宮町２１４番地１０
近江八幡市公共下水道管理者
近江八幡市長 小西 理

滋賀県東近江市八日市緑町１０番５号
東近江市長 小椋 正清

滋賀県草津市草津三丁目１３番３０号
草津市長 橋川 渉

滋賀県守山市吉身二丁目５番２２号
守山市公共下水道管理者
守山市長 宮本 和宏
滋賀県栗東市安養寺一丁目１３番３３号
栗東市長 野村 昌弘

滋賀県甲賀市水口町水口６０５３番地
甲賀市公共下水道管理者
甲賀市長 岩永 裕貴

滋賀県野洲市小篠原２１００番地１
野洲市長 山仲 善彰

滋賀県湖南市中央一丁目１番地
湖南市長 谷畑 英吾

滋賀県高島市新旭町北畑５６５番地
高島市公共下水道管理者
高島市長 福井 正明

滋賀県米原市下多良三丁目３番地
米原市長 平尾 道雄

滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目１番地
日野町公共下水道管理者
日野町長 藤澤 直広

滋賀県蒲生郡竜王町大字小口３番地
竜王町公共下水道管理者
竜王町長 西田 秀治

滋賀県愛知郡愛荘町愛知川７２番地
愛荘町公共下水道管理者
愛荘町長 有村 国知

滋賀県犬上郡豊郷町石畑３７５番地
豊郷町長 伊藤 定勉

滋賀県犬上郡甲良町在土３５３番地１
甲良町公共下水道管理者
甲良町長 野瀬 喜久男

滋賀県犬上郡多賀町多賀３２４番地
多賀町公共下水道管理者
多賀町長 久保 久良

丙　東京都千代田区岩本町２丁目５番１１号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会長 長谷川 健司

同 意 書

●●市（町）は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会との

「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」

を、令和　　年　　月　　日をもって締結し、

発効させることに同意します。

令和　　年　　月　　日

〇〇市（〇〇町）公共下水道管理者

〇〇 〇〇

※ただし、農業集落排水施設および林業集落排水施設の管理者が上記と異なる場合は「〇〇市長 〇〇 〇〇」とすること。

別表

市町名	部署名	担当者	電話	ＦＡＸ	Email

ス-20　大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力（関西電力送配電株式会社滋賀支社）

出典：大津市資料（令和５年３月：建設部）

大津市（以下「甲」という。）と関西電力送配電株式会社滋賀支社（以下「乙」という。）は、大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関して、次のとおり協定書を締結する。
（※）大規模災害時とは、大津市・関西電力送配電㈱滋賀支社双方に「災害対策本部」（ないしはこれに準ずる体制）以上が設置される場合とする。

（目的）
第１条　本協定書は、道路啓開や電気設備等の復旧に係る応急措置の支障となる障害物の除去等を実施するため、甲乙間における連携・協力の基本的事項を定め、もって、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（適用範囲）
第２条　本協定は、大規模災害時において甲が管理する道路の啓開を行う際に乙の電気設備が支障となる場合、甲および乙が電気設備等の復旧を行う際に道路啓開が必要となる場合に適用する。
２　本協定は甲乙双方の災害対策本部設置の連絡を協定先へ実施して以降、いずれかの対策本部閉鎖まで適用するものとする。
ただし、復旧作業継続中は協定範囲内として対応する。

（甲が管理する道路における応急措置の連携）
第３条　甲および乙は、孤立集落の解消に資する道路および重要な電気設備復旧に資する等の優先的に通行を確保すべき道路の応急措置を優先して行うものとする。

２　甲は、乙の現場着手等が遅れ、乙の電気設備が道路の通行に支障を来すと判断したときは、乙による安全確認を実施した上で、乙に代わり通行の支障となる乙の電気設備等の除去を実施することができる。

３　甲は前項の乙の電気設備等の除去に先立ち、【様式１】により乙に対し技術員の派遣を要請し、乙は可能な範囲で速やかに当該技術員を派遣し電気的安全措置を実施するものとする。

４　前項の電気的安全措置の完了後、甲および乙で確認書【様式２】をもとに安全確認を行うとともに、乙の電気設備等の除去に当たっては乙の技術員立ち合いのもと実施することとする。

５　乙が電気設備等の復旧を行う場合、甲が管理する道路において障害物の除去が必要となったときは、【様式３】により甲に対し障害物除去を要請し、甲は障害物の除去を可能な範囲で実施するものとする。その際、甲からの依頼があれば、乙は可能な範囲で協力する。

６　第３項および第５項の場合において、緊急を要するときは、相手方に対する要請を口頭または電話等で行うことができる。ただし、除去の実施後、遅滞なく本協定書に定める要請手続きを行うものとする。

（甲が管理する道路以外における連携）
第４条　作業区間が国道、県道等の甲が管理する道路以外に及ぶときで、「滋賀県地域防災計画」に位置付けられている「災害時ライフライン関係機関調整所」が設置されている場合には、甲および乙は、関係機関と被害情報などの共有化を図るとともに、応急復旧などの調整を行うものとする。

（費用負担）
第５条　第３条に基づき実施した除去に要した費用のうち、本来甲または乙が行うべき障害物除去に係る費用は、甲乙協議の上、相手方に請求できるものとする。

（損失補償）
第６条　甲および乙は、その責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、それぞれの責任において処理解決に当たるものとする。

２　本協定書に基づく道路啓開の実施に起因する障害物等の所有者等との紛争について、明らかに実施者の責めに帰するもの以外は、甲乙協議の上、解決に当たるものとする。

（通信手段の確保）

第７条　甲および乙は、災害時の各種通信手段の途絶に備え、非常時の通信手段確保について協力を行うものとする。
なお、甲乙で連絡可能なことを１年に１回程度確認する。

（秘密保持）
第８条　甲乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報および第三者の個人情報を他人に開示し、または漏えいしてはならない。

（安全管理）
第９条　この協定の実施にあたっては、甲乙それぞれの責任において、安全の確保に万全を期して行うものとする。

（期　間）
第 10 条　この協定は、令和５年３月３１日までの間効力を有する。ただし、期間満了日の１ケ月前までに甲または乙から書面による終了の申し出がないときには、効力を有する期間を期間満了の日の翌日から１年間延長することとし、以降も同様とする。

（その他）
第 11 条　本協定書に定めのない事項、または本協定書に関して疑義が生じた事項は、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定書の締結を証するため、本通２通を作成し、甲乙は記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和４年１１月　１日

甲　滋賀県大津市御陵町３番１号
大津市
大津市長　　佐藤　健司

乙　滋賀県大津市におの浜４丁目１番５１号
関西電力送配電株式会社
滋賀支社長　　松田　善和

セ-1　災害時における物資等の輸送に必要な漁船の応援に関する協定（志賀町漁業協同組合）［旧志賀町］

志賀町（以下「甲」という。）と志賀町漁業協同組合（以下「乙」という。）は、志賀町内において、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、迅速かつ円滑な災害応急対策を行うために必要な漁船の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は、災害応急対策として物資等の輸送に漁船を活用する必要があるときは、乙に対して、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６５条第１項により、次の各号に掲げる事項を記した緊急物資等輸送要請書（様式第１号）により応援を要請するものとする。ただし、当該要請書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに当該要請書を交付するものとする。

（１）　災害および応援を必要とする状況

（２）　応援を必要とする期間および輸送区間

（３）　輸送する物資の種類および量

（４）　応援に必要な漁船数・規模（トン数）

（５）　その他必要な事項

（協力）

第２条　乙は、甲から前条の規定により漁船の応援の要請があったときは、他に優先して、乙の所属組合員が所有する漁船を甲の利用に供することができるようにするものとする。ただし、災害対策基本法（第６５条の規定を除く。）、災害救助法その他の法令の規定により、甲以外の者からの要請等があった場合は、この限りでない。

２　甲の要請に基づき漁船を運航させるときは、甲と乙は協力して次の各号に掲げる状況を把握し、運行の可否を判断するものとする。

（１）　被災地の港湾の損傷状況

（２）　被災地までの航路状況

（３）　船舶の損傷状況

（４）　気象状況

（報告）

第３条　乙は、前条第１項の規定に基づき、漁船を甲の利用に供したときは、甲に対し、速やかに緊急物資等輸送実施報告書（様式第２号）により次の各号に掲げる事項を報告するものとする。ただし、当該報告書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後速やかに当該報告書を提出するものとする。

（１）　輸送期日および輸送区間

（２）　輸送物資の種類および量

（３）　輸送に従事した漁船名、漁船の規模（トン数）、漁船の所有者および従事者数

（４）　その他必要な事項

（経費の負担）

第４条　漁船による物資等の輸送に要した費用は、甲の負担とし、その額については、災害発生直前時における通常の取引事例を基準に、甲、乙協議して定める。

（損害の負担）

第５条　漁船による物資等の輸送に伴い乙の責に帰することができない事由により、第三者に与えた損害は、甲がその責を負う。

（補償）

第６条　甲の要請により、この協定に基づいて漁船による物資等の輸送に従事した者が、その責に帰することができない事由により負傷し、もしくは疾病にかかりまたは死亡した場合は、志賀町消防団員等公務災害補償条例（昭和４２年志賀町条例第２３号）の規定により、甲が補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたときまたは事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの額の限度において補償の責を免れるものとする。

（通知）

第７条　乙は、この協定の締結の日の後速やかに、災害時における物資等輸送協力漁船名簿（様式第３号）により、この協定の実施に協力できる漁船の係留漁港名、漁船名、種類・規模（トン数）、所有者名その他必要な事項を甲に通知するものとする。

２　前項の災害時における物資等輸送協力漁船名簿に記載された内容に変更があった場合は、乙は変更があった後速やかに変更後の災害時における物資等輸送協力漁船名簿により甲に通知するものとする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その１通を保有する。

平成１６年９月９日

甲　滋賀県滋賀郡志賀町大字木戸５８番地
志　賀　町　長

乙　滋賀県滋賀郡志賀町大字中浜官有地
志賀町漁業協同組合
代表理事組合長

セ-2　災害時における物資等の輸送に関する協定（滋賀県トラック協会大津支部）

大津市（以下「甲」という。）と滋賀県トラック協会大津支部（以下「乙」という。）は、災害時における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害等が発生し、甲が乙に対して要請する物資等の輸送に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、その手続き等について定めるものとする。

（対象とする災害）
第２条　この協定が対象とする事案は次のとおりとする。
⑴ 大津市内で大津市災害対策本部または大津市災害警戒本部が設置される地震、風水害その他の災害が発生したとき。
⑵ 大津市外で地震、風水害その他の災害が発生し、甲が災害時相互応援に関する協定を締結している自治体等への応援を実施するとき。
⑶ 大津市国民保護対策本部または緊急事態連絡本部が設置される武力攻撃事態等が発生したとき。
⑷ その他、市長が必要と認めるとき。

（物資の輸送に関する要請）
第３条　甲は、前条に掲げる事案が生じ物資等の輸送が必要と認めるときは、別記第１号様式により乙に対し物資等の輸送を要請する。ただし、文書により要請できないときは口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の輸送に関する協力）
第４条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、他の業務に優先してこれに協力し、物資等の輸送の業務を請け負う。この場合において、乙は物資等の輸送を乙の指定する会員事業者（以下「乙会員事業者」という。）に行わせるものとする。

（調整）
第５条　乙は、第３条の規定による要請により物資等の輸送の業務を請け負った場合は、大津市役所または甲が指定する場所へ乙もしくは乙が指定する者を派遣する。
２　前項の場合において、乙は大津市役所または甲が指定する場所に設置する輸送調整所にて、甲との連絡および調整等を行い、輸送業務を行う。ただし、輸送調整所が設置されないときは甲の指示に従う。

（報告）
第６条　乙は、第３条の規定による要請により物資等の輸送を行った場合は、別記第２号様式により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告をするいとまが無いときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。
２　乙は、第５条の派遣を行った場合には、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。
⑴ 派遣した者の所属および氏名
⑵ 派遣期間および派遣場所
⑶ その他参考となる事項

（経費の負担）
第７条　物資等の輸送に要した費用は、甲が負担する。この場合において、運賃および料金等（以下「運賃等」という。）の算出方法については、災害発生時直前において乙会員事業者の届出運賃、料金を参考として、甲乙協議して決定するものとする。

（運賃等の支払い）
第８条　乙は、前条の規定により甲が負担する費用を甲に請求するものとし、甲は、乙より請求があった場合には、速やかに支払うものとする。

（事故発生時の取扱い）
第９条　事故の発生により会員事業者による物資等の輸送の継続が困難な事由が発生した場合は、乙は速やかに別記第３号様式によりその状況を甲あて報告するとともに、会員事業者から代替する事業者を選定し、業務の継続に努めなければならない。
２　前項の場合において、乙の努力にかかわらず、なお物資等の輸送の継続が困難な場合は、乙は、速やかに別記第３号様式によりその状況を甲あて報告し、指示を受けなければならない。

３　第１項および第２項に規定する報告について、文書をもって報告するいとまが無いときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（損害の補填）
第10条　この協定による物資等の輸送活動により乙に損害が生じたときは、その補填について甲乙協議して定めるものとする。

（災害補償）
第11条　この協定に基づき乙が実施した物資等の輸送活動により、乙会員事業者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償については、甲乙協議して決定するものとする。

（総合防災訓練等への参加）
第12条　乙は、この協定に基づく物資等の輸送活動を円滑に実施するため、甲が行う総合防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

（連絡責任者）
第13条　甲および乙は、本協定に基づく物資等の輸送に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任する。
２　甲および乙は、前項の規定により担当部署および連絡責任者を定めた場合は、相互に通知するものとする。

（有効期間）
第14条　この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の１ヶ月前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしないときは、さらに１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）
第15条　この協定に定めがない事項または新たに必要となった事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保管する。

平成２９年１０月１８日

甲　大津市御陵町３番１号
大津市
大 津 市 長

乙　大津市瀬田大江町３２番７号
滋賀県トラック協会大津支部
支部長

セ-3　災害時における燃料の提供に関する協定（大津貨物輸送協同組合）

大津市（以下「甲」という。）と大津貨物輸送協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における燃料の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害等が発生し、甲が使用する燃料を乙が提供することに関し、適正かつ円滑な運営を期するため、その手続き等について定めるものとする。
（対象とする災害）
第２条　この協定が対象とする事案は次のとおりとする。
⑴ 大津市内で災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用される、又はこれと同等以上の被害が認められる災害が発生し、甲が災害対応に必要な燃料を確保することが著しく困難であるとき。
⑵ その他、市長が必要と認めるとき。
（燃料の提供に関する要請）
第３条　甲は、前条に掲げる事案が生じ、甲が燃料の提供を要請する車輌に対して燃料の調達が必要と認めるときは、別記第１号様式により乙に対し燃料の提供を要請する。ただし、文書により要請できないときは口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。
（車輌の種類）
第４条　甲が燃料の提供を要請する車輌は甲が災害応急対策を行うために必要な公用車とする。
（燃料の種類）
第５条　甲の要請により乙が提供する燃料は、次のとおりとする。
⑴ レギュラーガソリン
⑵ 軽油
（燃料の提供場所）
第６条　甲の要請により乙が燃料を提供する場所は、次のとおりとする。
所在地　大津市瀬田大江町３２番７号
施設名　大津貨物輸送協同組合（給油取扱所）
（費用の負担）
第７条　甲の要請により乙が提供した燃料の費用は、甲が負担するものとする。この場合において、費用の算出方法については、災害発生時直前において乙が定める単価を参考として、甲乙協議して決定するものとする。
（費用の支払い）
第８条　乙は、前条の規定により甲が負担する費用を甲に請求するものとし、甲は、乙より請求があった場合には、速やかに支払うものとする。
（損害の補填）
第９条　この協定に基づく業務により乙に損害が生じたときは、その補填について甲乙協議して定めるものとする。
（連絡責任者）
第10条　甲および乙は、本協定に基づく燃料の提供に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任する。
２　甲および乙は、前項の規定により担当部署および連絡責任者を定めた場合は、相互に通知するものとする。
（有効期間）
第11条　この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の１ヶ月前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしないときは、さらに１年間更新されるものとし、その後も同様とする。
（協議）
第12条　この協定に定めがない事項または新たに必要となった事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保管する。

平成３０年３月１５日

甲　大津市御陵町３番１号
大津市
大津市長

乙　大津市瀬田大江町３２番７号
大津貨物輸送協同組合
代表理事

ソ-1　滋賀県広域消防相互応援協定（湖南広域消防局、甲賀広域行政組合、高島市消防本部、東近江行政組合消防本部、彦根市消防本部、湖北地域消防本部）

出典：大津市資料（平成24年12月：消防局）

（目的）
第１条　この協定は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条の規定に基づき、滋賀県内の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立して、大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）に対処することを目的とする。
（ブロック区分）
第２条　滋賀県内消防本部を次の２ブロックに区分するものとする。
(1) 南ブロック
大津市消防局、湖南広域消防局、甲賀広域行政組合消防本部及び
高島市消防本部
(2) 北ブロック
東近江行政組合消防本部、彦根市消防本部及び湖北地域消防本部
（災害対象）
第３条　この協定において、広域消防相互応援の対象とする災害は、消防組織法第１条に規定する災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第９７条第７項の規定により消防が対処する武力攻撃災害で、災害の発生した市町の消防力及び当該市町と消防相互応援協定を締結している隣接市町の消防力をもってしても、防除困難又は困難が予想される大規模災害等とする。
（応援要請の手続）
第４条　応援要請は、被災した場所を管轄する市町等（以下「要請側市町等」という。）の長が行うものとする。ただし、災害の規模等により要請側市町等の長の要請を待たずに応援出動した場合には、要請があったものとみなす。
２　要請は、要請側市町等の長が、あらかじめ定められた代表消防本部を通じて、応援を求めようとする市町等の長に対し、電話、ファクシミリで行うものとするが、有線途絶、輻輳(ふくそう)等を考慮して、消防無線県内共通波及び衛星電話等の連絡方法も確保しておくものとする。
３　応援の要請に際しては、次に定める事項を連絡するものとする。
(1) 災害の発生場所及び概要
(2) 必要とする車両、人員及び資機材
(3) 集結場所及び活動内容
(4) その他応援に必要な事項
４　応援要請を行った市町等は、その旨を滋賀県消防主管課に対して通報するものとする。
（応援隊の手続）
第５条　前条の規定により応援要請を受けた市町等の長は、応援に応ずることができるか否かを、要請側市町等の長に対してその旨を連絡するものとする。
（応援の中断）
第６条　応援を行った市町等（以下「応援市町等」という。）に応援隊を帰還させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援市町等の長は、要請側市町等の長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。
（応援隊の指揮）
第７条　応援隊は、消防組織法第４７条の規定に基づき、要請市町等の長の指揮の下に行動するものとする。
２　前項の規定により、要請側市町の長の指揮の下に応援隊が活動する期間は、応援隊の長が要請側市町の長に現場到着の報告を行ったときから現場引き揚げの報告を行ったときまでとする。
（応援経費）
第８条　この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次に定めるところによるものとする。
(1) 応援市町等において負担する経費
ア　公務災害補償に要する経費
イ　旅費及び出動手当
ウ　当該応援のために特別に必要になった車両及び機械器具の修理費
エ　要請側市町等との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
オ　被服の損料等
カ　上記以外の人件費その他の経費
(2) 要請側市町等において負担する経費
ア　車両及び機械器具の燃料費（応援活動中に調達したものに限る。）
イ　宿泊費及び食料費
ウ　化学消火薬剤等の資機材費
エ　賞じゅつ金
オ　応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市町等に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額）
ただし、応援市町等の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援市町等の負担とする。

２　前項に定める以外の経費が発生した場合は、その都度、応援側市町及び要請側市町が協議のうえ決定するものとする。
（防災航空隊の要請）

第９条　滋賀県防災航空隊を要請する場合は、滋賀県防災ヘリコプター運航管理要綱によるものとする。
（協議）
第10条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等が協議のうえ決定するものとする。
（委任）
第11条　この協定の実施に関し、必要な事項については市町等の消防長等が協議して定めるものとする。
（廃止）
第12条　滋賀県広域消防相互応援協定（平成１９年３月１５日締結）は、廃止する。

本協定の成立を証するため、協定書７通を作成し、市町等の長が記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成２５年　２月１５日
大津市長　　越　直美
湖南広域
行政組合管理者　　橋川　渉
甲賀広域
行政組合管理者　　中嶋 武嗣
東近江
行政組合管理者　　冨士谷 英正
彦根市長　　獅山 向洋
湖北地域
消防組合管理者　　泉　峰一
高島市長　　福　井　　正　明

ソ-2　消防相互応援協定

出典：大津市資料（平成28年4月：消防局）

［大津市・湖南広域行政組合消防相互応援協定］

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和２２ 年法律第２２６号。以下「法」という。）第３９条の規定に基づき、大津市（以下「甲」という。）と湖南広域行政組合（以下「乙」という。）間において、各管轄区域内で発生した火災、水災又はその他の災害（以下「災害等」という。）の防御のため、業務に重大な支障がない限り、甲乙相互の消防力を活用し、応急対策活動の万全を期するための事項について定めるものとする。

（応援要請）

第２条　応援要請は、応援を要請しようとする市又は広域行政組合（以下「受援側」という。）が、災害等の概況、出動を求める部隊種別及び隊数等を明示し、応援しようとする市又は広域行政組合（以下「応援側」という。）に行うものとする。

（応援の種別）

第３条　相互応援は、次の区分によるものとする。

(1)　通常応援

甲乙それぞれの管轄区域の別途定める隣接地域において、応援側が災害等の発生を覚知した場合は、直ちに管轄する消防局へ通知するとともに、消防隊、救助隊、指揮隊若しくは救急隊（以下「消防隊等」という。）を派遣するものとする。

(2)　特別応援

甲乙それぞれの管轄区域の全域において、受援側の要請に基づき消防隊等を派遣するものとする。ただし、災害等の状況により、応援側の判断で現場出動した場合、受援側から要請があったものとみなすものとする。

（応援の方法）

第４条　前条第１号の場合において、応援側は受援側隣接地域に派遣する旨を受援側に通知するとともに、その災害等に応じた消防隊等を派遣し必要な措置を行うものとする。

２　前条第２号の場合において、応援側は受援側の要請に応じて消防隊等を派遣するものとする。ただし、応援側の管轄区域内で災害等が発生しているため要請に応えられない場合は、その旨を速やかに通知するものとする。

（相互通報）

第５条　甲又は乙は、相手方管轄区域で災害等が発生したことを覚知した場合には直ちに通報するものとする。

（消防隊等の指揮）

第６条　第３条の規定により派遣された消防隊等の指揮は、法第４７条の規定に基づき、受援側の現場最高指揮者が行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、指揮体制が整うまでの間、応援側の責任において活動するものとする。

２　災害等が発生した場所に係る甲又は乙の管轄が明らかでない場合は、甲及び乙の現場最高指揮者の協議により指揮者を定めるものとする。

（消防隊等の報告）

第７条　消防隊等の長は、現場到着、消防活動及び引き揚げ時等の状況を受援側の現場最高指揮者に報告するものとする。

（経費負担）

第８条　この協定に基づく活動において要した経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

(1)　応援側が負担する経費

ア　消防機械器具の修理費（受援側の重大な過失によるものを除く。）

イ　機関の燃料費等

ウ　人件費（職員の出動手当及び被服等についての諸経費）

エ　公務災害補償費

(2)　受援側が負担する経費

ア　化学消火に要した薬剤費、食料費等の経費

イ　建築物、工作物又は、土地に対する補償費

ウ　一般協力者の死傷等に伴う災害補償費等

(3)　救急業務に要した経費負担については、前２号の規定を準用する。

(4)　その他前各号以外に多額の経費を要する場合及び必要な経費の負担については、甲乙協議の上、その都度定めるものとする。

（平常時における相互協力）

第９条　甲及び乙は，平常時における火災予防その他防災対策の充実を図るため、次に掲げる事業について共同して実施し、又は相互に協力するものとする。

(1)　防火対象物等に係る資料及び情報の提供（個人に関する情報を除く。）に関すること。

(2)　消防・救助訓練等への参加に関すること。

(3)　消防通信の運用及び調査研究に関すること。

(4)　研修会、講演会等に関する催事の開催協力に関すること。

(5)　前各号に掲げるもののほか、この協定の目的達成のため必要な事項に関すること。

（運用の細目）

第１０条　この協定に定めるもののほか、消防相互応援協定の実施について、必要な事項は、大津市消防局長及び湖南広域消防局長が協議の上、定めるものとする。

（協議）

第１１条　この協定について疑義又は変更の必要が生じたときは、甲乙協議の上、その都度決定するものとする。

（保管）

第１２条　本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

附　則

１　この協定は、平成２８年４月１日から施行する。

２　大津市・湖南消防組合消防本部消防相互応援協定書（昭和５３年４月２８日締結）は、平成２８年３月３１日をもって廃止する。

大津市・湖南広域行政組合消防相互応援協定書に係る運用細目

（趣旨）

第１条　この運用細目は、大津市・湖南広域行政組合消防相互応援協定書（以下「協定」という。）第１０条の規定に基づき、運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害等の種別）

第２条　協定第１条に掲げる災害等は、次のいずれかに該当するものとする。

⑴　多数の死傷者が発生又は発生するおそれがある災害

⑵　危険物施設、高圧ガス保有施設等の大規模火災又は爆発事故

⑶　異常気象等により延焼が拡大すると認められる火災

⑷　救急事案

⑸　前各号に掲げるもののほか、特に社会的影響が大きいと考えられる災害

２　協定第３条第１号の隣接地域とは、別表に定める区域とする。

（応援要請の方法）

第３条　被災地の市長又は組合管理者は、災害の状況等を考慮し、次に掲げる事項を応援側に電話連絡し、応援要請するものとする。

⑴　災害等の種別、概要

⑵　災害等の発生日時、場所

⑶　応援消防力の指定

⑷　受援の理由

⑸　その他必要な事項

２　受援側は、事後、速やかに前項各号の事項について、文書により応援側の市長等（以下「応援側市長等」という。）に提出するものとする。ただし、協定第３条第１号の場合は、この限りでない。

（応援派遣の方法）

第４条　応援側市長等は、受援側から応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り、直ちに応援消防隊又は応援救急隊（以下「応援消防隊等」という。）を派遣するものとする。また、次に掲げる事項を受援側に電話連絡するものとする。

⑴　応援消防隊等の出発時刻

⑵　応援消防隊等の到着（予定）時刻

⑶　応援消防隊等の消防力

⑷　その他必要な事項

２　応援側は、事後、速やかに前項各号の事項について文書により受援側に提出するものとする。

（連携研究会）

第５条　協定事務の円滑な推進を図るため、必要に応じて、大津・湖南消防連携研究会を開くものとする。

（連携研究会の協議事項）

第６条　連携研究会は、次の各号について行うものとする。

⑴　消防相互応援に関すること。

⑵　協定機関の消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料に関すること。

⑶　協定機関間の消防演習に関すること。

⑷　予防実務に関すること。

⑸　警防技術に関すること。

⑹　消防通信の運用等に関すること。

⑺　その他必要な事項

（協議）

第７条　この運用細目について疑義又は変更の必要が生じたときは、甲乙協議の上、その都度決定するものとする。

（保管）

第８条　この運用細目の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

附　則

１　この運用細目は、平成２８年４月１日から施行する。

２　大津市・湖南消防組合消防本部消防相互応援協定書に係る運用細目（昭和５３年４月２８日締結）は、平成２８年３月３１日をもって廃止する。

別表（運用細目第２条第２項関係）

隣接地域に係る通常応援出動区分表

甲の出動区域	乙の出動区域	出動隊
荒張、馬場町、岡本町、若草七丁目、若草八丁目、岡本町、野路東一丁目、笠山二丁目、笠山三丁目、笠山六丁目、笠山七丁目、笠山八丁目、南笠東二丁目、南笠東三丁目、南笠東四丁目、南笠町、新浜町、琵琶湖大橋、近江大橋、琵琶湖（乙の管轄区域）	上田上大鳥居町、上田上桐生町、桐生三丁目、青山一丁目、青山五丁目、松が丘一丁目、松が丘四丁目、松が丘六丁目、平野二丁目、上田上中野町、上田上芝原町、上田上牧町、瀬田月輪町、月輪五丁目、月輪三丁目、月輪四丁目、栗林町、大将軍一丁目、大将軍二丁目、大萱七丁目、琵琶湖大橋、近江大橋、琵琶湖（甲の管轄区域）	消防隊等１分隊

注）災害の規模により甲乙の消防力では対応困難な場合には、滋賀県広域消防相互応援協定により滋賀県内の消防本部からの出動を要請するものとする。

［大津市・田辺町消防相互応援協定］

大津市（以下「甲」という。）及び田辺町（以下「乙」という。）は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第２１条第２項の規定に基づき、大津市及び田辺町の相互応援に関して次のように協定する。

（相互応援）

第１条　大津市及び田辺町は、大津市の区域内及び田辺町消防本部の管轄する宇治田原町の区域内において、火災又は救急事故若しくは救助事故（以下「災害」という。）が発生したときは、次の各号に定めるところにより相互に応援するものとする。

（１）大津市と宇治田原町との境界付近で災害が発生した場合において、これを覚知したとき、又は応援の要請を受けたときは、当該災害の状況に応じ、必要と認める数の消防隊、救急隊若しくは救助隊（以下「消防隊等」という。）を派遣する。

（２）前号に掲げる地域以外の地域で災害が発生した場合において、災害の規模その他特別の事情により応援の要請を受けたときは、当該要請に応じ、必要と認める数の消防隊等を派遣する。

（応援隊の指揮）

第２条　前条の規定により派遣された消防隊等（以下「応援隊」という。）の火災防御活動、救急活動及び救助活動の実施については、受援側の消防長の指揮の下に行動するものとする。

２　前項の規定による応援隊の受援側の消防長の指揮の下の行動は、応援隊の長が受援側の消防長に現場到着の旨の報告を行ったときから、現場引き揚げの旨の報告を行ったときまで行うものとする。

（応援の費用）

第３条　この協定に基づく応援に要する費用は、次の各号に定めるところによるものとする。

（１）応援側が負担する経費

ア　公務上の災害補償

イ　旅費及び出動手当

ウ　車両及び機械器具等の燃料費（現地で調達したものを除く。）

エ　車両及び機械器具の修理費

オ　被服の損料等

カ　交通事故における損害賠償費等

（２）受援側が負担する経費

ア　車両及び機械器具等の燃料費（現地で調達したもの）

イ　宿泊費及び食料費

ウ　化学消火薬剤等資機材費

エ　現場活動中に発生した第三者に対する損害補償費及び損失補償費

２　前項に定める経費負担のほか、多額の経費を必要とする場合は、その都度、甲乙が協議のうえ決定するものとする。

（協議）

第４条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙間で協議のうえ決定するものとする。

（委任）

第５条　この協定の実施に関し、必要な事項については大津市及び田辺町の消防長が協議して定めるものとする。

（協定書の保有）

第６条　この協定を証するため、本書２通を作成し、記名押印のうえ、各自１通を保有する。

（協定の効力）

第７条　この協定は、平成６年１月１日から効力を有するものとする。

［大津市・甲賀郡消防本部　消防相互応援協定］
　消防組織法（昭和２２年法律第２２６号以下「法」という。）第２１条の規定に基づき、消防相互応援について、次のとおり協定を締結する。
（目的）
第１条　この協定は、災害時の発生に際し、これの鎮圧ならびに被害の軽減を図るため、法第９条に規定する消防本部消防署ならびに消防団（以下「消防機関」という。）間における消防の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。
（協定区域）
第２条　この協定の実施区域は、大津市消防本部と甲賀郡消防本部が管轄する地域（以下「協定区域」という。）とする。
（災害等）
第３条　この協定において「災害等」とは、大規模火災、爆発その他の特殊な災害であって消防相互応援協定に係る運用細目（以下「運用細目」という。）で定めるもの、または協定区域相互の境界付近に発生した火災（以下「近隣火災」という。）をいう。
（応援）
第４条　協定区域内において災害等が発生した場合、被災地の消防機関の管理者（以下「管理者」という。）は他の管理者に応援消防隊の派遣を要請することができる。
２　応援要請を受けた管理者は、その管轄する地域の消防の任務に重大な支障を及ぼさない範囲において、要請に基づき必要な応援を迅速にしなければならない。
３　管理者が近隣火災を覚知し、消防隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援とみなす。
４　応援の要請及び派遣の方法は運用細目で定める。
（経費の負担）
第５条　この協定を実施するために要した経費は、次により負担するものとする。
（１）人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償費は、応援した管理者の負担とする。
（２）前号以外の消火薬剤、食料費等の経費は、応援を要請した管理者の負担とする。
（３）その他多額の経費を要する場合は、その都度関係管理者が協議の上、定める。
（改廃等）
第６条　この協定を改正し、または廃止する場合は、すべての管理者が協議の上、定める。
（運用）
第７条　この協定に定めるもののほか、必要な事項については、運用細目で定める。
（施行日）
第８条　この協定は、昭和５３年５月１日から実施する。
この協定の成立を証するため、この協定書を作成し、管理者は記名押印のうえ、各自１通を保持するものとする。

消防相互応援協定に係る運用細目
　消防相互応援協定第７条の規定に基づき、消防機関の管理者（以下「管理者」という。）は運用の細目について、次のとおり締結する。
（災害等の種別）
第１条　消防相互応援協定第３条の運用細目で定める災害等は、次の各号のいずれかに該当するものであり、被災地を管轄する消防機関の消防力のみによっては、防ぐことが著しく困難なものとする。
（１）ビル火災等で多数の人命救助が必要と認められる災害
（２）危険物、高圧ガス等の大規模な火災
（３）異常気象等により延焼が拡大すると認められる建物火災
（４）前各号の他特に社会的影響が大きいと考えられる災害
２　協定第３条の協定区域相互の境界付近とは、別表に定める区域とする。
（応援要請の方法）
第２条　被災地の管理者は、燃焼の状況等を考慮し、次の事項を明らかにして、応援を要請しなければならない。
（１）災害等の種別、概要
（２）災害等の発生日時、場所
（３）応援消防力の指定
（４）その他必要な事項
２　応援消防隊の派遣を要請した管理者は、事後、速やかに前各号の事項を明記した文書を応援消防隊を派遣した管理者に提出しなければならない。
（応援派遣の方法）
第３条　管理者は、被災者の管理者から応援要請を受けたときは、直ちに応援消防隊を派遣しなければならない。また、次の各号の事項を明らかにして被災地の管理者に通報するものとする。
（１）応援消防隊の出発時刻
（２）応援消防隊の到着（予定）時刻
（３）応援消防隊の消防力
（４）その他必要な事項
２　応援消防隊を派遣した管理者は、事後、速やかに前項各号を明記した文書を応援消防隊の派遣を要請した管理者に提出しなければならない。
（改廃等）
第４条　この運用細目を改正し、または廃止する場合は、すべての管理者が協議の上、定める。
（施行日）
第５条　この運用細目は、昭和５３年５月１日から実施する。この運用細目の成立を証するため、この協定書を作成し、管理者は記名押印の上、各自１通を保持するものとする。

［大津市、志賀町、湖西広域消防本部　消防相互応援協定］
　消防組織法（昭和２２年法律第２２６号以下「法」という。）第２１条の規定に基づき、消防相互応援について、次のとおり協定を締結する。
（目的）
第１条　この協定は、災害等の発生に際し、これの鎮圧ならびに被害の軽減を図るため、法第９条に規定する消防本部消防署ならびに消防団（以下「消防機関」という。）間における消防の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処する事を目的とする。
（選定区域）
第２条　この協定の実施区域は、大津市消防本部（志賀町を含む）と湖西広域消防本部が管轄する地域（以下「協定区域」という。）とする。
（災害等）
第３条　この協定において「災害等」とは、大規模火災、爆発その他の特殊な災害であって消防相互応援協定に係る運用細目（以下「運用細目」という。）で定めるもの、または協定区域相互の境界付近に発生した火災（以下「近隣火災」という）をいう。
（応援）
第４条　協定区域内において災害等が発生した場合、被災地の消防機関の管理者（以下「管理者」という）は他の管理者に応援消防隊の派遣を要請することができる。
２　応援要請を受けた管理者は、その管轄する地域の消防の任務に重大な支障を及ぼさない範囲において、要請に基づき必要な応援を迅速にしなければならない。
３　管理者が近隣火災を覚知し、消防隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援とみなす。
４　応援の要請及び派遣の方法は運用細目で定める。
（経費の負担）
第５条　この協定を実施するために要した経費は、次により負担するものとする。
　（１）人件費、消防燃料等の経常的経費、公務災害補償費は、応援した管理者の負担とする。
　（２）前号以外の消火薬剤、食料費等の経費は、応援を要請した管理者の負担とする。
　（３）その他多額の経費を要する場合は、その都度関係管理者が協議のうえ、定める。
（改廃等）
第６条　この協定を改正し、または廃止する場合は、すべての管理者が協議の上、定める。
（運用）
第７条　この協定に定めるもののほか、必要な事項については、運用細目で定める。
（施行日）
第８条　この協定は、昭和５３年５月１日から実施する。
この協定の成立を証するため、この協定書を作成し、管理者は記名押印のうえ、各自１通を保持するものとする。

消防相互応援協定に係る運用細目
　消防相互応援協定第７条規定に基づき、消防機関の管理者（以下「管理者」という。）は運用の細目について、次の通り締結する。
（災害等の種別）
第１条　消防相互応援協定第３条の運用細目で定める災害等は、次の各号のいずれかに該当するものであり、被災地を管轄する消防機関の消防力のみによっては、防ぐことが著しく困難なものとする。
　（１）ビル火災等で多数の人命救助が必要と認められる災害
　（２）危険物、高圧ガス等の大規模な火災
　（３）異常気象等により延焼が拡大すると認められる建物火災
　（４）前各号の他特に社会的影響が大きいと考えられる災害
２　協定第３条の協定区域相互の境界付近とは、別表に定める区域とする。
（応援要請の方法）
第２条　被災地の管理者は、災害の状況等を考慮し、次の事項を明らかにして、応援を要請しなければならない。
　（１）災害等の種別、概要
　（２）災害等の発生日時、場所
　（３）応援消防力の指定
　（４）その他必要な事項
２　応援消防隊の派遣を要請した管理者は、事後、速やかに前各号の事項を明記した文書を応援消防隊を派遣した管理者に提出しなければならない。
（応援派遣の方法）
第３条　管理者は、被災地の管理者から応援要請を受けたときは、直ちに応援消防隊を派遣しなければならない。また、次の各号の事項を明らかにして被災地の管理者に通報するものとする。
　（１）応援消防隊の出発時刻
　（２）応援消防隊の到着（予定）時刻
　（３）応援消防隊の消防力
　（４）その他必要な事項
２　応援消防隊を派遣した管理者は、事後、速やかに前項各号を明記した文書を応援消防隊の派遣を要請した管理者に提出しなければならない。
（改廃等）

第４条　この運用細目を改正し、または廃止する場合は、すべての管理者が協議の上、定める。
（施行日）
第５条　この運用細目は、昭和５３年５月１日から実施する。

この運用細目の成立を証するため、この協定書を作成し、管理者は記名押印の上、各自１通を保持するものとする。

出勤区域	応援出動分隊
大津市のうち 伊香立途中町の一部、同上竜華町、同下竜華町、真野普門町及び真野町のうち浜、沢、北村の地区	志賀町 消防１個分隊（消防団）
志賀町のうち 八屋戸、北船路、南船路、北浜、中浜、南浜、高城、和邇中、栗原、小野及び今宿の地域	大津市 消防１個分隊（消防団）

出勤区域	応援出動分隊
大津市のうち 葛川地区の一部、細川町、貫井町、梅の木町、町居町、坊村町、中村町	湖西広域 消防１個分隊
朽木村のうち 栃生、村井、大野地区及び小川、平良、桑原地区	大津市 消防１個分隊

出勤区域	応援出動分隊
志賀町のうち 旧北小松地区のうち滝川以北の地域	湖西広域 消防１個分隊
高島町のうち 鵜川地域	志賀町 消防１個分隊（消防団）

［大津市、宇治市消防相互応援協定］
　大津市長（以下「甲」という。）及び宇治市長（以下「乙」という。）は、消防組織法の規定に基づく大津市及び宇治市の相互応援に関し、次のように協定する。
（相互応援）
第１条　大津市及び宇治市は、それぞれ他方の区域内において、火災又は救急事故若しくは救助事故（以下「災害」という。）が発生したときは、次の各号に定めるところにより相互に応援するものとする。
（１）大津市と宇治市との境界付近又は別表に掲げる地域内で災害が発生した場合において、これを覚知したとき、又は応援の要請を受けたときは、当該災害の状況に応じ、必要と認める数の消防隊、救急隊、救助隊若しくは指揮隊（以下「消防隊等」という。）又は消防分団を派遣する。
（２）前号に掲げる地域以外の地域で災害が発生した場合において、災害の規模その他特別の事情により応援の要請を受けたときは、当該要請に応じ、必要と認める数の消防隊等を派遣する。
（応援隊の指揮）
第２条　前条の規定により派遣された消防隊等及び消防分団（以下「応援隊」という。）の火災防御活動、救急活動及び救助活動については、受援側の消防長が指揮するものとする。
（経費の負担）
第３条　応援に要した経費の負担は、次の各号に定めるところによる。
（１）応援隊員の諸手当、車両等の燃料費その他の経常的な経費及び応援隊員の公務災害に係る諸経費は、応援側の負担とする。
（２）受援地において発生した一般人の死傷及び建物、工作物の破損等の事故に対する補償費その他の経費は、原則として受援側の負担とする。
（３）前２号に掲げる経費のほか、必要な経費の負担については、甲乙協議のうえ、その都度定めるものとする。
（実施の細目）
第４条　この協定に定めるもののほか、消防相互応援協定の実施について必要な事項は、大津市及び宇治市の消防長が協議のうえ、定めるものとする。
（有効期間）
第５条　この協定の有効期間は、平成１８年８月１日から平成１９年３月３１日までとする。
２　前項の期間満了の１箇月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、１年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。
（その他）
第６条　この協定について疑義又は変更の必要が生じたときは、甲乙協議のうえ、その都度決定するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成１８年８月１日

甲　　大津市長
乙　　宇治市長

別表（第１条関係）

甲の派遣地域	宇治市東笠取、西笠取、二尾、池尾、炭山
乙の派遣地域	大津市大石曽束町、石山外畑町、石山内畑町

［京都市・大津市消防相互応援協定］

京都市長（以下「甲」という。）及び大津市長（以下「乙」という。），消防組織法の規定に基づく京都市及び大津市の消防相互応援に関し、次のように協定する。

（相互応援）

第１条　京都市及び大津市は、それぞれ他方の区域内において、火災又は救急事故若しくは救助事故（以下「災害」という。）が発生したときは、次に掲げるところにより相互に応援するものとする。

（１）京都市と大津市との境界付近又は別表に掲げる地域内で災害が発生した場合において、これを覚知したとき、又は応援の要請を受けたときは、当該災害の状況に応じ、必要と認める数の消防隊、救急隊、救助隊若しくは指揮隊（以下「消防隊等」という。）又は消防分団を派遣する。

（２）前号に掲げる地域以外の地域で災害が発生した場合において、災害の規模その他特別の事情により応援の要請を受けたときは、当該要請に応じ、必要と認める数の消防隊等を派遣する。

（応援隊の指揮）

第２条　前条の規定により派遣された消防隊等及び消防分団（以下「応援隊」という。）の火災防御活動、救急活動及び救助活動の実施については、受援側の消防長が指揮するものとする。

（経費の負担）

第３条　応援に要した経費の負担は、次に掲げるところによる。

（１）応援隊員の諸手当、車両等の燃料費その他の経常的な経費及び応援隊員の公務災害に係る諸経費は、応援側の負担とする。

（２）受援地において発生した一般人の死傷及び建物、工作物の破損等の事故に対する補償費その他の経費は、原則として受援側の負担とする。

（３）前２号に掲げる経費のほか、必要な経費の負担については、甲乙協議のうえ、そのつど定めるものとする。

（実施の細目）

第４条　この協定に定めるもののほか、消防相互応援協定の実施について必要な事項は、京都市及び大津市の消防長が協議のうえ、定めるものとする。

（有効期間）

第５条　この協定の有効期間は、平成１８年７月１日から平成１９年３月３１日までとする。

２　前項の期間満了の１箇月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、１年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（その他）

第６条　この協定について疑義又は変更の必要が生じたときは、甲乙協議のうえ、そのつど決定するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成１８年７月１日
甲　京都市長
乙　大津市長

別表（第１条関係）

甲の派遣地域	大津市大谷町、追分町、横木一丁目、横木二丁目、茶戸町、稲葉台、藤尾奥町 大津市山中町、比叡平 比叡山頂のうち大津市の地域 大津市伊香立途中町 大津市葛川地域
乙の派遣地域	京都市左京区久多 京都市山科区四ノ宮小金塚 京都市伏見区醍醐一ノ切町、二ノ切町、三ノ切 比叡山頂一帯のうち京都市の地域

ソ-3　名神高速道路消防応援協定（湖南広域行政組合、大津市、京都市、乙訓消防組合、島本町、高槻市、茨木市）

出典：大津市資料（平成24年12月：消防局）

消防組織法の規定に基づき、湖南広域行政組合、大津市、京都市、乙訓消防組合、島本町、高槻市及び茨木市（以下「協定市等」という。）は、高速自動車国道中央自動車道西宮線（以下「名神高速道路」という。）の栗東インターチェンジから茨木インターチェンジまでの間における消防の応援に関し、次のとおり協定する。

（応援）

第１条　大津市及び京都市（以下「応援市」という。）は、次に掲げる場合には、別表に掲げる出動区分に基づき、消防隊、救急隊等（以下「応援消防隊等」という。）を出動させるものとする。

(1)　火災、救急事故等（以下「火災等」という。）が発生した地域を管轄する協定市等（以下「受援市等」という。）の長から応援の要請があったとき。

(2)　応援市の長が、別表に掲げる出動区域における火災等の発生を覚知し、応援を必要と認めたとき。

（指揮）

第２条　応援消防隊等に対する指揮は、原則として、受援市等の消防長が行うものとする。

（経費の負担）

第３条　応援消防隊等が使用した燃料、資器材及び機械器具の小破損の修理並びに応援消防隊等の隊員の給与及び公務災害補償に要した経費は、応援市の負担とする。

２　前項に掲げる経費以外の経費の負担については、応援市及び受援市等が、そのつど協議のうえ、定めるものとする。

（この協定に定めのない事項等）

第４条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市等が、そのつど協議のうえ、決定するものとする。

（実施の細目）

第５条　この協定の実施に関し必要な細目は、協定市等の消防長が、協議のうえ、定めるものとする。

（有効期間等）

第６条　この協定の有効期間は、平成１８年７月１日から平成１９年３月３１日までとする。

２　前項の期間が満了する日の１箇月前までに、協定市等のいずれからもこの協定を改定する旨の意思表示がないときは、この協定の有効期間は、さらに１年間延長されるものとし、その後も同様とする。

３　協定市等は、この協定の有効期間中であっても、協議のうえ、この協定を改定することができる。

この協定の成立を証するため、本書７通を作成し、協定市等の長が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成１８年７月１日
湖南広域行政組合管理者
大津市長
京都市長
乙訓消防組合管理者
島本町長
高槻市長
茨木市長

別表（第１条関係）

応援市	出動区分	
	出動区域	受援市等
大津市	栗東インターチェンジから京都東インターチェンジまでの間	湖南広域行政組合及び京都市
京都市	栗東インターチェンジから茨木インターチェンジまでの間	湖南広域行政組合、大津市、乙訓消防組合、島本町、高槻市及び茨木市

ソ-4　新名神高速道路消防応援協定（甲賀広域行政組合、湖南広域行政組合）

出典：大津市資料（平成24年12月：消防局）

消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条の規定に基づき、甲賀広域行政組合、湖南広域行政組合及び大津市（以下「協定市等」という。）は消防の相互応援に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、協定市等の地域内の新名神高速道路（以下「高速道路」という。）において火災、救急及び救助の業務を必要とする事故その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した際に、協定市等が相互の消防力を活用して災害等による被害の軽減を図ることを目的とする。

（応援隊の出動等）

第２条　協定市等の長は、高速道路における災害等の処理のため応援の要請があった場合は、相互に消防隊、救急隊又は救助隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

（応援隊の指揮）

第３条　前条の規定により応援のため出動した消防隊等は、災害等が発生した地域を管轄する協定市等（以下「受援市等」という。）の長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第４条　第２条の規定により応援のため出動した消防隊等に要した経費の分担は、次の区分によるものとする。

（１）　応援のため出動した消防隊等の使用した燃料、消火用資材、救急用資材、救助用資材等の通常経費は、応援を行った協定市等の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合の現地における燃料の補給、消防隊等の隊員の給食等に要する経費については、受援市等の負担とする。

（２）　応援のため出動した消防隊等の隊員の給与及び公務災害補償等に要する経費は、応援のため出動した協定市等の負担とする。

（３）　消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、施設、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊等の隊員に対する賞じゅつ金その他諸経費の負担については、その都度協定市等の長が協議して定めるものとする。

（委任）

第５条　この協定の実施について必要な事項は、協定市等の消防長が協議して定めるものとする。

（疑義）

第６条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協定市等の長が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本協定書３通を作成し、協定市等の長が記名押印のうえ各自１通を保有するものとする。

平成２０年２月２３日

甲賀広域行政組合管理者
湖南広域行政組合管理者
大津市

〔新名神高速道路消防応援協定に基づく覚書〕

新名神高速道路消防応援協定書（平成２０年２月２３日締結。以下「協定書」という。）第５条の規定に基づき、甲賀広域行政組合、湖南広域消防局及び大津市（以下「協定市等」という。）は次のとおり覚書を定める。

（目的）

第１条　この覚書は、新名神高速道路（以下「高速道路」という。）における消防、救急及び救助の業務（以下「消防業務」という。）を迅速かつ適切に実施するため、必要な事項について定めるものとする。

（出動消防隊）

第２条　高速道路における消防業務のため出動する消防隊、救急隊及び救助隊（以下「消防隊等」という。）は、別表に掲げる区分により出動するものとする。

（応援の要請）

第３条　協定書第２条に規定する応援の要請は、災害が発生した地域を管轄する協定市等の消防長が他の協定市等の消防長に対し行うものとする。

（調査）

第４条　火災の調査は、火災が発生した地域を管轄する協定市等の消防長が行う。

（情報交換）

第５条　高速道路における消防業務のため出動したときは、災害発生地の消防長に即報するとともに、災害の処理後、その概要を報告するものとする。ただし、災害の状況等により、災害の処理後概要報告のみとすることができる。

２　火災の原因及び損害の調査について、災害発生地の消防長が必要と認める場合は、出動した消防隊等の属する消防長に対して災害の状況及びその他必要な事項等について、情報を求めることができる。

（補則）

第６条　この覚書は、協定市等の消防長の協議により改訂することができる。

２　この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市等の消防長が協議のうえその都度決定するものとする。

３　この覚書の成立を証するため本書３通を作成し、協定市等の消防長が記名押印のうえ各自１通を保有するものとする。

附　則

この覚書は、平成２０年２月２３日から施行する。

附　則

（施行期日）
この覚書は、新名神高速道路亀山西ＪＣＴが供用開始した日から施行する。

平成３１年３月１３日

甲賀広域行政組合消防本部
消 防 長　　本　田　修　二

湖南広域消防局
消防局長　　木　村　政　行

大津市消防局
消防局長　　伊　藤　善　紀

別表（第２条関係）

消防隊等の出動区分		第１次担当消防機関	第２次担当消防機関
草津田上ＩＣ から 信楽ＩＣ	上り線	湖南広域消防局	大津市消防局
			甲賀広域行政組合消防本部
	下り線	甲賀広域行政組合消防本部	湖南広域消防局
			大津市消防局
信楽ＩＣ から 甲賀土山ＩＣ	上り線	甲賀広域行政組合消防本部	湖南広域消防局
			大津市消防局
	下り線	甲賀広域行政組合消防本部	湖南広域消防局
			大津市消防局

ソ-5　一般国道１号京滋バイパス消防応援協定（湖南広域行政組合、宇治市、久御山町）

出典：大津市資料（平成 24 年 12 月：消防局）

消防組織法の規定に基づき湖南広域行政組合、大津市、宇治市、久御山町（以下「協定市等」という。）は、一般国道１号京滋バイパス（以下「バイパス」という。）における消防の相互応援に関し、次のとおり協定する。

（相互応援）

第１条　協定市等は、バイパスにおいて次に掲げる場合には消防隊、救急隊、救助隊若しくは指揮隊（以下「消防隊等」という。）を出動させるものとする。

(1)　火災又は救急事故若しくは救助事故等（以下「災害等」という。）が発生した地域を管轄する協定市等の長から応援の要請を受けたとき。

(2)　協定市等の長が管轄する地域以外における災害等の発生を覚知し、応援の必要があると認めたとき。

（指揮）

第２条　応援消防隊等に対する指揮は、原則として受援側の消防長が行うものとする。

（経費の負担）

第３条　応援に要した費用の負担は、次に掲げるところによるものとする。

(1)　応援隊員の諸手当、車両等の燃料費その他の経常的な経費及び応援隊員の公務災害に係る諸経費は応援側の負担とする。

(2)　受援地において発生した一般人の死傷並びに建物及び工作物の破損等の事故に対する補償費その他の経費は、原則として受援側の負担とする。

(3)　前２号に掲げる経費のほか、必要な経費の負担については応援側と受援側が協議のうえ、その都度定めるものとする。

（この協定に定めのない事項等）

第４条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、協定市等が協議のうえ、その都度決定するものとする。

（実施の細目）

第５条　この協定の実施に関し必要な細目は、協定市等の消防長が協議のうえ定めるものとする。

（有効期間等）

第６条　この協定の有効期間は、平成１８年８月１日から平成１９年３月３１日までとする。

２　前項の期間が満了する日の１箇月前までに、協定市等のいずれからも改正又は廃止をする旨の意思表示がないときは、この協定の有効期間を１年間延長するものとし、その後も同様とする。

３　協定市等は、この協定の有効期間中であっても協議のうえこの協定を改正することができる。

この協定の成立を証するため、本書４通を作成し、協定市等の長が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成１８年８月１日

湖南広域行政組合管理者

大津市長

宇治市長

久御山町長

ソ-6　滋賀県下消防団広域相互応援協定（県内消防団）

出典：大津市資料（平成24年12月：消防局）

滋賀県下の消防団を設置する市町（以下「市町」という。）相互間において消防組織法（昭和２２年法律第２２６号。以下「組織法」という。）第３９条の規定に基づき、滋賀県内に大規模災害等が発生した場合における県内の消防団の広域相互応援協定について、次のとおり協定する。

（広域相互応援体制の確立）

第１条　市町は、滋賀県内に大規模災害等が発生した場合に相互に応援するため、以下の条項に定めるところにより、滋賀県下消防団広域相互応援体制を確立する。

（広域相互応援体制の組織）

第２条　応援時の消防機関相互の情報連絡および応援要請を迅速かつ円滑に行うため、第３条に規定する災害対応に関しては、本協定に限り、滋賀県下消防団を４つのブロックに区分し、それぞれブロック幹事およびブロック幹事代行を置く。

２　ブロック幹事およびブロック幹事代行は消防本部をもって充てることとし、その選任および任務等必要な事項については市町間で協議して第１０条の規定に基づく「滋賀県下消防団広域相互応援協定実施細目」に定めるものとする。

（対象とする災害）

第３条　この協定により消防団の広域相互応援の対象とする災害は次のとおりとし、災害の発生した市町の消防力および当該市町と消防相互応援協定を締結している隣接市町の消防力をもってしても防ぎょ困難な大規模災害等とする。

（１）大規模な地震・風水害等の自然災害

（２）大規模な火災、林野火災および高層建築物火災

（３）航空機事故、列車事故等の大規模な事故等

（４）武力攻撃等による災害

（応援の要請）

第４条　この協定に基づく応援の要請は、第３条に規定する災害が発生した市町（以下「要請側市町」という。）の長が他の市町（以下「応援側市町」という。）の長に対して行うものとする。

２　前項に規定する応援要請は、第１０条の規定に基づく「滋賀県下消防団広域相互応援協定実施細目」に定めたブロック幹事消防本部もしくはブロック幹事代行消防本部を通じて、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（１）災害の発生場所および概要

（２）必要とする人員、車両等

（３）集結場所、活動内容および連絡責任者

（４）その他必要事項

（応援隊の派遣）

第５条　前条に規定する応援側市町の長は、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとし、応援を行うことが可能と判断した場合は、要請側市町の長に対し、その旨連絡するものとする。また、応援要請に応ずることができない場合も、その旨速やかに連絡するものとする。

２　前項に規定する「業務に重大な支障」とは、応援側市町の長が次に掲げる場合で応援隊の派遣が著しく困難と認める場合をいう。

（１）応援側市町において大規模災害が発生し、又はその恐れがある場合

（２）他の応援協定により応援出動している場合

（３）市町の特別な事情がある場合

（４）その他やむを得ない事情がある場合

（応援の中断）

第６条　応援側市町の都合で応援隊を復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町は要請側市町と協議の上、応援を中断することができるものとする。

（応援隊の指揮）

第７条　応援隊は、組織法第４７条の規定に基づき、要請側市町の長の指揮の下に行動するものとする。

２　前項に規定する「要請側市町の長の指揮の下」とは、応援隊の長が要請側市町の長に現場到着の旨の報告を行ったときから、現場引き揚げの旨の報告を行ったときまでをいう。

（経費の負担）

第８条　この協定に基づく応援に要する費用は、次の各号に定めるところによるものとする。

（１）応援側市町が負担する経費

ア　公務上の災害補償費

イ　旅費および出動手当

ウ　車両等の燃料費（現地で調達したものを除く。）

エ　車両等の修理費

オ　被服の損料等

カ　交通事故における損害賠償費等

（２）要請側市町が負担する経費
ア　車両等の燃料費で現地で調達したもの
イ　宿泊費および食糧費
ウ　応援活動中の第三者に対する損害賠償費および損失補償費
エ　その他応援活動中に要した諸経費
２　前項に規定する事項の他、経費の負担に疑義が生じた場合は、その都度、応援側市町および要請側市町が協議の上、決定するものとする。
（事前計画等）
第９条　大規模災害等に対して、迅速かつ適正で効率的な活動を実施するため、各市町長は応援出動可能な人員および車両等の計画をあらかじめ定めておくものとする。
２　前項の計画の策定等この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に提供するものとする。
（実施細目）
第１０条　この協定に基づく応援要請および応援隊の派遣等の運用に関する必要な事項について、別途：「滋賀県下消防団広域相互応援協定実施細目」を定めるものとする。
（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度、市町間で協議の上、決定するものとする。
２　この協定を改正、廃止する場合もこれを準用する。
（委任）
第１２条　この協定の実施に関し、必要な事項については所轄消防本部消防長との連携を図りながら、市町の消防団長間で協議して定めるものとする。

（附則）
１　この協定は、平成１９年４月１日から施行する。
２　この協定を締結したことを証するため、各市町は本書２６通を作成し、記名押印の上、各一通を保有するものとする。

平成１９年３月１６日

ソ-7　警察消防相互応援協定（滋賀県警察本部）

出典：大津市資料（平成29年3月：消防局）

（目的）
第１条警察及び消防は、国民の生命、身体及び財産の保護のため共通の責を有することから、滋賀県警察本部（以下「甲」という。）と滋賀県内各消防本部（以下「乙」という。）との間に、災害現場活動等をはじめとする相互応援、協力について包括的な協定を締結し、もって県民の安全確保に資することを目的とする。
（応援・協力）
第２条甲及び乙は、地震、台風、火災等の災害活動における相互応援はもとより、あらゆる事案の発生に係る県民の安全確保に関する事項について相互に協力するものとする。
（応援等要請事項）
第３条応援等の要請は原則、文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合、又は災害現場等で相互に協力を要請する場合は口頭により行なうことができる。
（派遣の範囲等）
第４条前条の要請による応援又は協力は、甲乙の本来業務に支障がない範囲においてこれに応じなければならない。
２消防が警察を応援する場合は、当該消防機関の管轄区域内に限るものとする。ただし、広域的な対応を必要とする場合はこの限りでない。
（現場活動の調整）
第５条災害現場等で相互に活動する場合は、本協定の目的が十分図られるよう、合同調整所を設置するなどして必要な調整を行い、情報の共有及び活動にあたって、緊密に連携するものとする。
（経費の負担）
第６条この協定により甲又は乙が要した経費は活動に当たった各本部機関がそれぞれ負担することを原則とするが、疑義が生じた場合は、その都度、協議するものとする。
（運用）
第７条この協定に定めるもののほか、相互応援、協力の運用に関する事項は、甲乙それぞれが管轄する警察署及び消防本部間において、別途協議できるものとする。
（改廃等）
第８条この協定を改正し、又は廃止する場合は、甲及び乙が協議し、決定するものとする。
（保管）
第９条本協定の締結を証するため、本書８通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各１通を保有するものとする。
附則
この協定は、平成２７年１０月１９日から実施する。
附則（平成２９年３月１日）
この協定は、平成２９年３月１日から実施する。

平成２９年３月１日

甲　大津市打出浜１番１０号
　滋賀県警察本部本部長　渡邊国佳

乙　大津市御陵町３番１号
　大津市消防局消防局長　丸山忠司
栗東市小柿三丁目１番１号
　湖南広域消防局消防局長　藤村春男
甲賀市水口町水口６２１８番地
　甲賀広域行政組合消防本部消防長　荒川庄三郎
東近江市東今崎町５番３３号
　東近江行政組合消防本部消防長　樋口孝行
彦根市西今町４１５番地
　彦根市消防本部消防長河池博
長浜市平方町１１３５番地
　湖北地域消防本部消防長柏本正男
高島市今津町日置前５１５０番地
　高島市消防本部消防長笠原米和

「警察消防相互応援協定の運用に関する覚書（大津警察署）」

（目的）

第１条　この覚書は、警察消防相互応援協定書（以下「協定書」という。）第７条の規定に基づき、滋賀県大津警察署（以下「甲」という。）と大津市消防局（以下「乙」という。）との間における相互応援、協力について必要な事項を定めるものとする。

（応援等の種別）

第２条　協定書第２条に基づく相互応援、協力は次に掲げる事項とする。

（１）相互応援を必要とする事項

ア　地震、風水害等の自然災害による人命救助活動

イ　多数の要救助者を伴う各種事故による人命救助活動

ウ　その他市民の生命、身体及び財産の保護に関し相互応援により事態対処の必要があると認める事項

（２）相互協力を必要とする事項

ア　山岳遭難、水難・船舶事故、その他捜索活動等における相互協力

イ　各種災害に伴う住民の避難誘導及び要救助者等の一時的な保護

ウ　災害時等における相互の活動に関する情報交換並びに情報提供

エ　災害現場等における交通規制並びに消防活動妨害行為等の排除

オ　犯罪現場等の証拠保全、火災鎮火後の現場検証及び火災調査

カ　各種災害対応訓練における相互協力

キ　その他防犯、防火、事故防止等に関し相互協力の必要があると認める事項

（応援要請等の方法）

第３条　前条第１号に掲げる相互応援は、応援を受けようとする甲又は乙の長に対し、次に掲げる事項を明記した応援要請書（様式第１号）により応援要請することを原則とする。

（１）事案の種別、発生日時、発生場所、概要等

（２）必要とする応援隊、人員及び活動内容等

（３）出動場所その他必要な事項

２　前条第２号に掲げる相互協力は、甲又は乙の長、若しくは当該事案が発生している現場の甲乙それぞれの最高責任者間において、口頭により協力要請できるものとする。

（派遣の範囲、方法等）

第４条　協定書第４条第２項の相互応援の範囲は、甲乙それぞれの管轄する区域内とする。

２　応援隊の派遣は、次に掲げる事項を明確にして受援側に伝えるものとする。

（１）出動時刻及び現場到着予定時刻並びに出動場所

（２）人員及び部隊等の種別

（３）応援隊最高責任者の所属、氏名、及び連絡手段

（４）その他必要な事項

（個人情報の共有及び保護）

第５条　甲及び乙が共有する個人情報は、前第２条に掲げる範囲とする。

２　この覚書により知り得た個人情報は、当該機関が属する行政機関が定める個人情報保護条例に基づき保護するものとする。

（協議、改廃等）

第６条　この覚書を改正し、又は廃止する場合は、甲乙協議して決定するものとする。

（保管）

第７条　この覚書の成立を証するため、正本２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

附　則

１　この覚書は、平成２９年３月７日から実施する。

平成２９年３月７日

甲　　滋賀県大津警察署署長

乙　　大津市消防局消防局長

「警察消防相互応援協定の運用に関する覚書（大津北警察署）」

（目的）

第１条　この覚書は、警察消防相互応援協定書（以下「協定書」という。）第７条の規定に基づき、滋賀県大津北警察署（以下「甲」という。）と大津市消防局（以下「乙」という。）との間における相互応援、協力について必要な事項を定めるものとする。

（応援等の種別）

第２条　協定書第２条に基づく相互応援、協力は次に掲げる事項とする。

（１）相互応援を必要とする事項

ア　地震、風水害等の自然災害による人命救助活動

イ　多数の要救助者を伴う各種事故による人命救助活動

ウ　その他市民の生命、身体及び財産の保護に関し相互応援により事態対処の必要があると認める事項

（２）相互協力を必要とする事項

ア　山岳遭難、水難・船舶事故、その他捜索活動等における相互協力

イ　各種災害に伴う住民の避難誘導及び要救助者等の一時的な保護

ウ　災害時等における相互の活動に関する情報交換並びに情報提供

エ　災害現場等における交通規制並びに消防活動妨害行為等の排除

オ　犯罪現場等の証拠保全、火災鎮火後の現場検証及び火災調査

カ　自然災害等により被災した警察、消防庁舎の一時的な代替使用

キ　各種災害対応訓練における相互協力

ク　その他防犯、防火、事故防止等に関し相互協力の必要があると認める事項

（応援要請等の方法）

第３条　前条第１号に掲げる相互応援は、応援を受けようとする甲又は乙の長に対し、次に掲げる事項を明記した応援要請書（様式第１号）により応援要請する事を原則とする。

（１）事案の種別、発生日時、発生場所、概要等

（２）必要とする応援隊、人員及び活動内容等

（３）出動場所その他必要な事項

２　前条第２号に掲げる相互協力は、甲又は乙の長、若しくは当該事案が発生している現場の甲乙それぞれの最高責任者間において、口頭により協力要請できるものとする。

（派遣の範囲、方法等）

第４条　協定書第４条第２項の相互応援の範囲は、甲乙それぞれの管轄する区域内とする。

２　応援隊の派遣は、次に掲げる事項を明確にして受援側に伝えるものとする。

（１）出動時刻及び現場到着予定時刻並びに出動場所

（２）人員及び部隊等の種別

（３）応援隊最高責任者の所属、氏名、及び連絡手段

（４）その他必要な事項

（個人情報の共有及び保護）

第５条　甲及び乙が共有する個人情報は、前第２条に掲げる範囲とする。

２　この覚書により知り得た個人情報は、当該機関が属する行政機関が定める個人情報保護条例に基づき保護するものとする。

（協議、改廃等）

第６条　この覚書を改正し、又は廃止する場合は、甲乙協議して決定するものとする。

（保管）

第７条　この覚書の成立を証するため、正本２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

附　則

１　この覚書は、平成２８年３月１４日から実施する。

平成２８年３月１４日

甲　　滋賀県大津北警察署署長

乙　　大津市消防局消防局長

ソ-8,9　消防活動支援に関する協定

出典：大津市資料（平成26年1月：消防局）

［株式会社カネカ滋賀工場］

この協定は、大津市消防局（以下「甲」という。）と 株式会社 カネカ（以下「乙」という。）の滋賀工場付近において、火災等、その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合において、甲より消防活動支援要請を行い、要請を受けた乙が支援可能と判断した場合、人員及び保有する消防車両等を活用し、消火及び避難誘導、救護活動等を行う消防活動支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（消防活動支援の協力）
第１条　乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動支援に係る責任者（防衛隊長等）の判断により支援可能な場合、速やかに人員及び保有する消防車両等の提供について、乙の可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡責任者）
第２条　消防活動支援に関する事項の連絡責任者として、甲においては各署指揮隊長（消防隊長を含む。）を、乙においては 滋賀工場 管理グループリーダーをそれぞれ指定するものとする。

（要請手続）
第３条　甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し、口頭により要請を行うものとし、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第１号）を送付するものとする。
２　乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第２号）を提出するものとする。

（活動内容及び体制）
第４条　乙は災害現場において、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、消火及び避難誘導を主眼として行うものとする。
２　甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）
第５条　乙は、災害等のため保有する消防車両、労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る資機材・労力等支援完了報告書（様式第３号）を提出するものとする。

（経費の負担等）
第６条　この協定による消防活動支援の実施により生じた、経費の負担、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。
２　消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

（協議）
第７条　この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。

（有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、平成26年1月20日から平成27年1月19日までとする。
２　前項の期間満了の１箇月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、１年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（その他）
第９条　この協定を証するために正本２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成26年1月20日

甲　大津市御陵町３番１号
大津市消防局
消防局長

乙　大阪市北区中之島２丁目３番１８号
株式会社 カネカ
滋賀工場長

［日本精工株式会社大津工場］

この協定は、大津市消防局（以下「甲」という。）と　日本精工　株式会社（以下「乙」という。）の大津工場付近において、火災等、その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合において、甲より消防活動支援要請を行い、要請を受けた乙が支援可能な場合、人員及び保有する消防車両等を活用し、消火及び避難誘導、救護活動等を行う消防活動支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（消防活動支援の協力）
第１条 乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動支援に係る責任者(自衛消防隊長等)の判断により支援可能な場合、速やかに人員及び保有する消防車両等の提供について、乙の可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡責任者）
第２条 消防活動支援に関する事項の連絡責任者として、甲においては各署指揮隊長（消防隊長を含む。）を、乙においては 大津工場 防火管理者をそれぞれ指定するものとする。

（要請手続）
第３条 甲は、災害時において乙の消防支援活動が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し、口頭により要請を行うものとし、事後速やかに消防支援活動要請書（様式第１号）を送付するものとする。
２　乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防支援活動受託書（様式第２号）を提出するものとする。

（活動内容及び体制）
第４条 乙は災害現場において、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、消火及び避難誘導を主眼として行うものとする。
２　甲は、消防支援活動が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）
第５条　乙は、災害等のため保有する消防車両、労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る資機材・労力等支援完了報告書（様式第３号）を提出するものとする。

（経費の負担等）
第６条　この協定による消防支援活動の実施により生じた、経費の負担、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と又が協議して定めるものとする。
２　消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

（協議）
第７条　この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。

（有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、平成26年1月20日から平成27年1月19日までとする。
２　前項の期間満了の１箇月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、１年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（その他）
第９条　この協定を証するために正本２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成26年1月20日

甲　大津市御陵町３番１号
大津市消防局
消防局長

乙　大津市晴嵐一丁目１６番１号
日本精工株式会社
大津工場工場長

ソ-10,11,12,　施設等の使用に関する消防活動支援協定

出典：大津市資料（平成26年5月：消防局）

［琵琶湖グランドホテル］

この協定は、大津市消防局（以下「甲」という。）と　琵琶湖グランドホテル（以下「乙」という。）との間に、災害が発生した場合において、乙の施設を救護及び消防活動スペース等として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、甲より消防活動支援の要請を行い、要請を受けた乙が支援可能と判断した場合、所有するその施設の活用及び人員等を提供し、一時避難場所並びに消防活動スペース、湖上輸送の拠点としての使用に関して、必要な事項を定めるものとする。
（消防活動支援の協力）
第２条　乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動支援に係る責任者である防火・防災管理者の判断により支援可能な場合、速やかに施設及び人員等の提供について、乙の可能な限り甲に協力するものとする。
（連絡責任者）
第３条　消防活動支援に関する事項の連絡責任者として、甲においては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙においては自衛消防団統括管理者をそれぞれ指定するものとする。
（施設等の使用要請手続等）
第４条　甲は、災害時において乙の施設等を使用する消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し、口頭により要請を行うものとし、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第１号）を送付するものとする。
２　乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第２号）を提出するものとする。
（支援内容）
第５条　乙は、その施設等において、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、施設及び人員等の提供並びに救護活動、避難誘導等を行うものとする。
２　甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。
（実施報告）
第６条　乙は、災害等のため施設及び労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第３号）を提出するものとする。
（経費負担）
第７条　乙が提供した物品に要した経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。
（損害補償）
第８条　この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。
２　消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。
（協議）
第９条　この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。
（有効期間）
第10条　この協定の有効期間は、平成26年5月21日から平成27年5月20日までとする。
２　前項の期間満了の１か月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、１年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。
（その他）
第11条　この協定を証するために正本２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成26年5月21日

甲　　大津市御陵町３番１号
　　大津市消防局　消防局長

乙　　大津市雄琴六丁目５番１号
　　株式会社 琵琶湖グランドホテル
　　代表取締役社長

［京阪電気鉄道株式会社（浜大津アーカス）］

この協定は、大津市消防局（以下「甲」という。）と 京阪電気鉄道株式会社（以下「乙」という。）との間に、災害が発生した場合において、乙の施設である浜大津アーカス（アミューズメント棟、ホテル棟、駐車場等）を救護及び消防活動スペース等として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、甲より消防活動支援の要請を行い、要請を受けた乙が支援可能と判断した場合、所有するその施設の活用及び人員等を提供し、一時避難場所並びに消防活動スペース、湖上輸送等の拠点としての使用に関して、必要な事項を定めるものとする。
（消防活動支援の協力）
第２条　乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動支援に係る責任者を当該施設の防火管理者として、その判断により、支援可能な場合は速やかに施設及び人員等の提供について、乙の可能な限り甲に協力するものとする。
（連絡責任者）
第３条　消防活動支援に関する事項の連絡責任者として、甲においては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙においては当該施設の防火管理者をそれぞれ指定するものとする。
（施設等の使用要請手続等）
第４条　甲は、災害時において乙の施設等を使用する消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し、口頭により要請を行うものとし、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第１号）を送付するものとする。
２　乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第２号）を提出するものとする。
（支援内容）
第５条　乙は、その施設等において、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、施設及び人員等の提供並びに救護活動、避難誘導等を行うものとする。
２　甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。
（実施報告）
第６条　乙は、災害等のため施設及び労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第３号）を提出するものとする。
（経費負担）
第７条　乙が提供した物品に要した経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。
（損害補償）
第８条　この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。
２　消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。
（協議）
第９条　この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。
（有効期間）
第10条　この協定の有効期間は、平成26年5月１日から平成27年4月30日までとする。
２　前項の期間満了の１か月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、１年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。
（その他）
第11条　この協定を証するために正本２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成26年5月1日

甲　大津市御陵町３番１号
大津市消防局　消防局長　丸山　忠司

乙　大阪市中央区大手前一丁目７番３１号
京阪電気鉄道株式会社
アセット事業部長　片岡　大蔵

［株式会社 プリンスホテル（大津プリンスホテル）］

この協定は、大津市消防局（以下「甲」という。）と 株式会社 プリンスホテル（以下「乙」という。）との間に、災害が発生した場合において、乙の施設である大津プリンスホテルを救護及び消防活動スペース等として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、甲より消防活動支援の要請を行い、要請を受けた乙が支援可能と判断した場合、所有するその施設の活用及び人員等を提供し、一時避難場所並びに消防活動スペース、湖上輸送の拠点としての使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

（消防活動支援の協力）

第２条　乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動支援に係る責任者である大津プリンスホテル総支配人の判断により支援可能な場合、速やかに施設及び人員等の提供について、乙の可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡責任者）
第３条　消防活動支援に関する事項の連絡責任者として、甲においては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙においては大津プリンスホテル防火防災管理者をそれぞれ指定するものとする。

（施設等の使用要請手続等）
第４条　甲は、災害時において乙の施設等を使用する消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し、口頭により要請を行うものとし、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第１号）を送付するものとする。
２　乙の消防活動支援に係る責任者は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第２号）を提出するものとする。

（支援内容）
第５条　乙は、その施設等において、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、施設及び人員等の提供並びに救護活動、避難誘導等を行うものとする。
２　甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）
第６条　乙の消防活動支援に係る責任者は、災害等のため施設及び労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第３号）を提出するものとする。

（経費負担）
第７条　乙が提供した物品に要した経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。
（損害補償）
第８条　この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。
２　消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

（協議）
第９条　この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。

（有効期間）
第10条　この協定の有効期間は、平成26年5月21日から平成27年5月20日までとする。
２　前項の期間満了の１か月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、１年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）
第11条　この協定を証するために正本２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成26年5月21日

甲　大津市御陵町３番１号
大津市消防局　消防局長

乙　東京都豊島区東池袋３－１－５
株式会社 プリンスホテル　代表取締役

ソ-13,14,15,16,17,18,19,20　災害時における消防活動支援に関する協定

［志賀町漁業協同組合］

大津市消防局（以下「甲」という。）と志賀町漁業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における消防活動支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、甲から消防活動支援の要請を行い、要請を受けた乙が支援可能と判断した場合、乙の所属組合員が所有する漁船を活用した消防活動及び物資等の湖上輸送に関して、必要な事項を定めるものとする。
（消防活動支援の協力）
第２条　乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動支援に係る責任者である組合長が支援可能と判断した場合、速やかに漁船等の提供について、乙の可能な限り甲に協力するものとする。
（連絡責任者）
第３条　消防活動支援に関する連絡責任者として、甲においては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙においては志賀町漁業協同組合代表理事組合長をそれぞれ指定するものとする。
（要請手続）
第４条　甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し口頭により要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第１号）を送付するものとする。
２　乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第２号）を提出するものとする。
（支援内容）
第５条　乙は、湖上において、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、負傷者、避難行動要支援者等又は災害活動に必要な人員の搬送及び災害時に必要な物資の輸送を行うものとする。
２　甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。
（実施報告）
第６条　乙は、災害等のため保有する漁船、労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第３号）を提出するものとする。
（経費負担）
第７条　乙が輸送に要した費用経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。
（損害補償）
第８条　この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。
２　消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。
（協議）
第９条　この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。
（有効期間）
第10条　この協定の有効期間は、平成２７年６月１日から平成２８年５月３１日までとする。
２　前項の期間満了の１か月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、１年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。
（その他）
第11条　この協定の締結を証するため、正本２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２７年６月１日

甲　大津市消防局
　　消防局長　㊞
乙　志賀町漁業協同組合
　　代表理事組合長　㊞

［葛川漁業協同組合］

大津市消防局（以下「甲」という。）と葛川漁業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における消防活動支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、甲から消防活動支援の要請を行い、要請を受けた乙が支援可能と判断した場合、消防活動支援に関して、必要な事項を定めるものとする。
（消防活動支援の協力）
第２条　乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動支援に係る責任者である組合長が支援可能と判断した場合、速やかに、乙の可能な限り甲に協力するものとする。
（連絡責任者）
第３条　消防活動支援に関する連絡責任者として、甲においては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙においては葛川漁業協同組合代表理事組合長をそれぞれ指定するものとする。
（要請手続）
第４条　甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し口頭により要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第１号）を送付するものとする。
２　乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第２号）を提出するものとする。
（支援内容）
第５条　乙は、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、人命救助及び災害対応に必要な支援活動を行うものとする。
２　甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。
（実施報告）
第６条　乙は、災害等のため労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第３号）を提出するものとする。
（経費負担）
第７条　乙が要した費用経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。
（損害補償）
第８条　この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。
２　消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。
（協議）
第９条　この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。
（有効期間）
第 10 条　この協定の有効期間は、平成２７年６月１日から平成２８年５月３１日までとする。
２　前項の期間満了の１か月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、１年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。
（その他）
第 11 条　この協定の締結を証するため、正本２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２７年６月１日

甲　大津市消防局
消防局長　　㊞

乙　葛川漁業協同組合
代表理事組合長　　㊞

［大戸川漁業協同組合］

大津市消防局（以下「甲」という。）と大戸川漁業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における消防活動支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、甲から消防活動支援の要請を行い、要請を受けた乙が支援可能と判断した場合、消防活動支援に関して、必要な事項を定めるものとする。
（消防活動支援の協力）
第２条　乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動支援に係る責任者である組合長が支援可能と判断した場合、速やかに、乙の可能な限り甲に協力するものとする。
（連絡責任者）
第３条　消防活動支援に関する連絡責任者として、甲においては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙においては大戸川漁業協同組合代表理事組合長をそれぞれ指定するものとする。
（要請手続）
第４条　甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し口頭により要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第１号）を送付するものとする。
２　乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第２号）を提出するものとする。
（支援内容）
第５条　乙は、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、人命救助及び災害対応に必要な支援活動を行うものとする。
２　甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。
（実施報告）
第６条　乙は、災害等のため労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第３号）を提出するものとする。
（経費負担）
第７条　乙が要した費用経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。
（損害補償）
第８条　この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。
２　消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。
（協議）
第９条　この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。
（有効期間）
第 10 条　この協定の有効期間は、平成２７年６月１日から平成２８年５月３１日までとする。
２　前項の期間満了の１か月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、１年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。
（その他）
第 11 条　この協定の締結を証するため、正本２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２７年６月１日

甲　大津市消防局
消防局長　　㊞

乙　大戸川漁業協同組合
代表理事組合長　　㊞

［堅田漁業協同組合］

大津市消防局（以下「甲」という。）と堅田漁業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における消防活動支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、甲から消防活動支援の要請を行い、要請を受けた乙が支援可能と判断した場合、乙の所属組合員が所有する漁船を活用した消防活動及び物資等の湖上輸送に関して、必要な事項を定めるものとする。
（消防活動支援の協力）
第２条　乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動支援に係る責任者である組合長が支援可能と判断した場合、速やかに漁船等の提供について、乙の可能な限り甲に協力するものとする。
（連絡責任者）
第３条　消防活動支援に関する連絡責任者として、甲においては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙においては堅田漁業協同組合代表理事組合長をそれぞれ指定するものとする。
（要請手続）
第４条　甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し口頭により要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第１号）を送付するものとする。
２　乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第２号）を提出するものとする。
（支援内容）
第５条　乙は、湖上において、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、負傷者、避難行動要支援者等又は災害活動に必要な人員の搬送及び災害時に必要な物資の輸送を行うものとする。
２　甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。
（実施報告）
第６条　乙は、災害等のため保有する漁船、労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第３号）を提出するものとする。
（経費負担）
第７条　乙が輸送に要した費用経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。
（損害補償）
第８条　この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。
２　消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。
（協議）
第９条　この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。
（有効期間）
第 10 条　この協定の有効期間は、平成２７年６月１日から平成２８年５月３１日までとする。
２　前項の期間満了の１か月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、１年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。
（その他）
第 11 条　この協定の締結を証するため、正本２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２７年６月１日

甲　大津市消防局
消防局長　㊞

乙　堅田漁業協同組合
代表理事組合長　㊞

［湖南漁業協同組合］

大津市消防局（以下「甲」という。）と湖南漁業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における消防活動支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、甲から消防活動支援の要請を行い、要請を受けた乙が支援可能と判断した場合、乙の所属組合員が所有する漁船を活用した消防活動及び物資等の湖上輸送に関して、必要な事項を定めるものとする。
（消防活動支援の協力）
第２条　乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動支援に係る責任者である組合長が支援可能と判断した場合、速やかに漁船等の提供について、乙の可能な限り甲に協力するものとする。
（連絡責任者）
第３条　消防活動支援に関する連絡責任者として、甲においては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙においては湖南漁業協同組合代表理事組合長をそれぞれ指定するものとする。
（要請手続）
第４条　甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し口頭により要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第１号）を送付するものとする。
２　乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第２号）を提出するものとする。
（支援内容）
第５条　乙は、湖上において、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、負傷者、避難行動要支援者等又は災害活動に必要な人員の搬送及び災害時に必要な物資の輸送を行うものとする。
２　甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。
（実施報告）
第６条　乙は、災害等のため保有する漁船、労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第３号）を提出するものとする。
（経費負担）
第７条　乙が輸送に要した費用経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。
（損害補償）
第８条　この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。
２　消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。
（協議）
第９条　この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。
（有効期間）
第 10 条　この協定の有効期間は、平成２７年６月１日から平成２８年５月３１日までとする。
２　前項の期間満了の１か月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、１年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。
（その他）
第 11 条　この協定の締結を証するため、正本２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２７年６月１日

甲　大津市消防局
消防局長　㊞

乙　湖南漁業協同組合
代表理事組合長　㊞

［勢多川漁業協同組合］

大津市消防局（以下「甲」という。）と勢多川漁業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における消防活動支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、甲から消防活動支援の要請を行い、要請を受けた乙が支援可能と判断した場合、乙の所属組合員が所有する漁船を活用した消防活動及び物資等の湖上輸送に関して、必要な事項を定めるものとする。

（消防活動支援の協力）
第２条　乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動支援に係る責任者である組合長が支援可能と判断した場合、速やかに漁船等の提供について、乙の可能な限り甲に協力するものとする。
（連絡責任者）
第３条　消防活動支援に関する連絡責任者として、甲においては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙においては勢多川漁業協同組合代表理事組合長をそれぞれ指定するものとする。
（要請手続）
第４条　甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し口頭により要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第１号）を送付するものとする。
２　乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第２号）を提出するものとする。
（支援内容）
第５条　乙は、湖上において、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、負傷者、避難行動要支援者等又は災害活動に必要な人員の搬送及び災害時に必要な物資の輸送を行うものとする。
２　甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。
（実施報告）
第６条　乙は、災害等のため保有する漁船、労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第３号）を提出するものとする。
（経費負担）
第７条　乙が輸送に要した費用経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。
（損害補償）
第８条　この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。
２　消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。
（協議）
第９条　この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。
（有効期間）
第10条　この協定の有効期間は、平成２７年６月１日から平成２８年５月３１日までとする。
２　前項の期間満了の１か月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、１年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。
（その他）
第11条　この協定の締結を証するため、正本２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２７年６月１日

甲　大津市消防局
消防局長 ㊞

乙　勢多川漁業協同組合
代表理事組合長　㊞

［瀬田町漁業協同組合］

大津市消防局（以下「甲」という。）と瀬田町漁業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における消防活動支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、甲から消防活動支援の要請を行い、要請を受けた乙が支援可能と判断した場合、乙の所属組合員が所有する漁船を活用した消防活動及び物資等の湖上輸送に関して、必要な事項を定めるものとする。
（消防活動支援の協力）
第２条　乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動支援に係る責任者である組合長が支援可能と判断した場合、速やかに漁船等の提供について、乙の可能な限り甲に協力するものとする。
（連絡責任者）
第３条　消防活動支援に関する連絡責任者として、甲においては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙においては瀬田町漁業協同組合代表理事組合長をそれぞれ指定するものとする。
（要請手続）
第４条　甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し口頭により要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第１号）を送付するものとする。
２　乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第２号）を提出するものとする。
（支援内容）
第５条　乙は、湖上において、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、負傷者、避難行動要支援者等又は災害活動に必要な人員の搬送及び災害時に必要な物資の輸送を行うものとする。
２　甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。
（実施報告）
第６条　乙は、災害等のため保有する漁船、労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第３号）を提出するものとする。
（経費負担）
第７条　乙が輸送に要した費用経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。
（損害補償）
第８条　この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。
２　消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。
（協議）
第９条　この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。
（有効期間）
第 10 条　この協定の有効期間は、平成２７年６月１日から平成２８年５月３１日までとする。
２　前項の期間満了の１か月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、１年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。
（その他）
第 11 条　この協定の締結を証するため、正本２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２７年６月１日

甲　大津市消防局
消防局長　㊞

乙　瀬田町漁業協同組合
代表理事組合長　㊞

［大津漁業協同組合］

大津市消防局（以下「甲」という。）と大津漁業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における消防活動支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、甲から消防活動支援の要請を行い、要請を受けた乙が支援可能と判断した場合、乙の所属組合員が所有する漁船を活用した消防活動及び物資等の湖上輸送に関して、必要な事項を定めるものとする。
（消防活動支援の協力）
第２条　乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動　支援に係る責任者である組合長が支援可能と判断した場合、速やかに漁船等の提供について、乙の可能な限り甲に協力するものとする。
（連絡責任者）
第３条　消防活動支援に関する連絡責任者として、甲においては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙においては大津漁業協同組合代表理事組合長をそれぞれ指定するものとする。
（要請手続）
第４条　甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し口頭により要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第１号）を送付するものとする。
２　乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第２号）を提出するものとする。
（支援内容）
第５条　乙は、湖上において、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、負傷者、避難行動要支援者等又は災害活動に必要な人員の搬送及び災害時に必要な物資の輸送を行うものとする。
２　甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。
（実施報告）
第６条　乙は、災害等のため保有する漁船、労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第３号）を提出するものとする。
（経費負担）
第７条　乙が輸送に要した費用経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。
（損害補償）
第８条　この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。
２　消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。
（協議）
第９条　この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。
（有効期間）
第 10 条　この協定の有効期間は、平成２７年６月１日から平成２８年５月３１日までとする。
２　前項の期間満了の１か月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、１年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。
（その他）
第 11 条　この協定の締結を証するため、正本２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２７年６月１日

甲　大津市消防局
消防局長　㊞

乙　大津漁業協同組合
代表理事組合長　㊞

ソ-21　大規模災害時の一時避難場所及び消防活動拠点の提供（東レ株式会社瀬田工場）

出典：大津市資料（平成 28 年 3 月：消防局）

大津市消防局（以下「甲」という。）と、東レ株式会社瀬田工場（以下「乙」という。）は、消防活動支援について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条この協定は、大規模な地震、風水害、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が乙の協力を得て消防活動を実施することについて必要な事項を定めることにより、迅速かつ円滑な消防活動支援を行い、もって市民等の安全確保に資することを目的とする。

（要請）

第２条甲は、災害時において、乙の施設を活用する必要があるときは、乙に必要な支援を要請することができるものとする。

（協力）

第３条乙は、甲の要請を受けたときは、乙の所管する施設の提供について、可能な限り甲に協力するものとする。

（支援範囲）

第４条この協定に基づき、甲が乙に対して協力を要請する支援範囲は次に掲げる事項とする。

(1)地域住民等の一時的な避難場所の提供

(2)地域住民等の一時的な避難場所への避難誘導

(3)災害対応に必要な消防活動拠点の提供

(4)その他災害対応に必要な支援であって、乙が同意した支援

（要請の手続）

第５条甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し口頭により要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第１号）を提出するものとする。

２乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第２号）を提出するものとする。

３乙は、消防活動支援を受託後、当該支援を中断すべき事情が生じた場合には、速やかに甲に連絡するものとし、甲乙で対応を協議する。

（連絡責任者）

第６条消防活動支援に関する連絡責任者として、甲にあっては大津市消防局通信指令課長を、乙にあっては東レ株式会社瀬田工場総務課長をそれぞれ指定するものとする。

（情報の提供等）

第７条甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対して必要な情報の提供に努めるものとする。

（支援完了報告）

第８条乙は、消防活動支援を完了したときは、消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第３号）を甲に提出するものとする。

（経費の負担）

第９条乙の行う消防活動支援に要した費用は、甲乙協議して決定するものとする。

（補償）

第１０条消防活動支援の実施により乙に損害が生じたときは、その補償については原則として甲が負担することとするが、それにより難い場合は甲乙協議して処理するものとする。

２消防活動支援の実施により、乙の所属社員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償については、前項を踏まえ甲乙協議して処理するものとする。

３前項に掲げるものの他、損害を補償しなければならない事案が発生した場合は、甲乙協議して処理するものとする。

（免責事項）

第１１条甲は、乙が事情により消防活動支援の要請に応じない場合であっても、乙に何らの補償も求めることはできないものとする。

２乙は、消防活動支援中に、乙の敷地・施設内での事故等により甲、又は第三者の生命、身体及び財産に損害が生じた場合であっても、当該損害の発生原因にかかわらず、一切の責任を負わないものとする。

（協議）

第１２条この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議して決定するものとする。

（有効期間）

第１３条この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。

２本協定は、前項の規定による期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも終了の申し入れがないときは、同じ条件で更に１年間更新されるものとし、以後の期間についても同様とする。

（保管）

第１４条この協定の締結を証するため、正本２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２８年３月２９日

甲　大津市消防局
　　消防局長
乙　東レ株式会社瀬田工場
　　工場長

ソ-22　災害現場への重機等の派遣による消防活動支援（一般社団法人滋賀県建設業協会大津支部）

出典：大津市資料（平成 31 年 4 月：消防局）

大津市消防局（以下「甲」という。）と、一般社団法人滋賀県建設業協会大津支部（以下「乙」という。）は、消防活動支援について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条この協定は、大規模な地震、風水害、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生した現場において、甲が乙の協力を得て消防活動を実施することについて必要な事項を定めることにより、迅速かつ円滑な消防活動支援を行い、もって市民等の安全確保に資することを目的とする。

（要請）

第２条甲は、災害時における消防活動支援を実施する際に、乙の所属会員が提供する資機材（以下「資機材等」という。）を活用する必要があるときは、当該資機材等及び操縦者の協力を乙に要請することができるものとする。

（協力）

第３条乙は、甲の要請を受けたときは、その目的により資機材等及び操縦者の提供について、可能な限り甲に協力するものとする。

（支援範囲）

第４条この協定に基づき、甲が乙に対して協力を要請する支援範囲は次に掲げる事項とする。

（１）火災現場における消防活動

（２）救助現場における人命救助活動

（３）風水害現場における活動

（４）その他災害対応に必要な活動

（要請の手続）

第５条甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し口頭により要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第１号）を提出するものとする。

２乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第２号）を提出するものとする。

（連絡責任者）

第６条消防活動支援に関する連絡責任者として、甲にあっては大津市消防局通信指令課長を、乙にあっては一般社団法人滋賀県建設業協会大津支部長をそれぞれ指定するものとする。

（消防活動支援の指示）

第７条前条の規定による要請を受けた乙の所属会員は、当該消防活動支援の内容に応じて現場指揮者の指示を受け、迅速に活動に当たるものとする。

（情報の提供等）

第８条甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対して必要な情報の提供に努めるものとする。

（支援完了報告）

第９条乙は、消防活動支援のため資機材等及び操縦者の提供を完了したときは、消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第３号）を甲に提出するものとする。

（経費の負担）

第１０条乙の行う消防活動支援に要した費用は、甲の負担とし、その額については、災害発生時における地域の通常の取引事例を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（補償）

第１１条消防活動支援の実施により乙に損害が生じたときは、その補償について甲乙協議して処理するものとする。

２消防活動支援の実施により、乙の所属会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償については、甲乙協議して処理するものとする。

３前項に掲げるものの他、損害を補償しなければならない事案が発生した場合は、甲乙協議して処理するものとする。

（協議）

第１２条この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議して決定するものとする。

（有効期間）

第１３条この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。

２本協定は、前項の規定による期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも終了の申し入れがないときは、同じ条件で更に１年間更新されるものとし、以後の期間についても同様とする。

（保管）

第１４条この協定の締結を証するため、正本２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３１年４月２５日

甲　大津市消防局
　　消防局長

乙　一般社団法人滋賀県建設業協会大津支部
　　支部長

ソ-23　救急事故等の現場における医師等への協力要請及び協力内容に関する協定（大津赤十字病院）

出典：大津市資料（平成 17 年 11 月：消防局）

大津市（以下「甲」という。）と大津赤十字病院（以下「乙」という。）との間に、消防法（昭和２３年法律第１８６号）第３５条の７に基づき、救急事故等の現場（以下「救急事故現場」という。）における医師、看護師等（以下「医師等」という。）への協力要請及び協力内容について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、救急事故現場において、迅速な情報交換を行い、甲が乙に医師等医療班の協力を要請する場合の基準及び協力内容を明らかにすることにより、傷病者の救命を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲が乙に行う医師等の要請は、次に掲げる場合に、大津市消防局の消防職員が行うものとする。

（１）　傷病者の状態からみて生命に危険があり、救急事故現場における医師の処置が必要であると認められる場合

（２）　交通事故等で、車両に閉じ込められるなどして救出に長時間を要し、救急事故現場における医師の処置が必要であると認められる場合

（３）　多数の傷病者が発生し、現場救護所を設ける場合

（４）　救急事故現場において、医師による傷病者の状況把握及び医療機関への情報伝達が必要であると認められる場合

（協力の実施）

第３条　乙は、甲から要請を受けた場合、医師等を速やかに救急事故現場に出動させるものとし、次に掲げる事項について協力を実施するものとする。

（１）　救急事故現場での救命処置

（２）　傷病者の傷病程度の判定（現場トリアージ）

（３）　救急事故現場の医療的観点からの評価及び管理

（医師等の出動方法）

第４条　医師等が救急事故現場へ出動する場合においては、大津市消防局の救急自動車及び乙が所有する車両を使用するものとする。

（二次事故等の再発防止）

第５条　傷病者に対しての二次事故、又は医師等の負傷事故が発生した場合は、甲乙が協議し、原因の究明及び再発防止に努めるものとする。

（協議事項）

第６条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

２　この協定を改廃する場合については、前項の規定を準用するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上各自１通を保有するものとする。

平成１７年１１月２８日

大津市御陵町３番１号
甲　大津市
大津市長　目　片　　信

大津市長等一丁目１番３５号
乙　大津赤十字病院
院　長　坂　梨　四　郎

ソ-24　局地的に多数傷病者が発生した事故に対する車両の出動及び職員の派遣に関する協定（社会保険滋賀病院）

出典：大津市資料（平成 18 年 7 月：消防局）

大津市（以下「甲」という。）と社会保険滋賀病院（以下「乙」という。）との間に、局地的に多数傷病者が発生した事故（以下「集団救急事故」という。）の現場における車両及び医師、看護師その他の職員の派遣について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、集団救急事故の現場において、傷病者を早期に病院へ搬送することをもって、傷病者の被害の軽減を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第２条 甲は、平日の午前８時３０分から午後５時１５分までの時間帯において、集団救急事故により１５名以上の傷病者が発生した場合、乙に対して次に掲げる項目について協力を要請することができる。

（１） 入院の必要性がない多数の傷病者を搬送できる車両の現場出動及び搬送した傷病者の病院収容

（２） 搬送中の傷病者を管理する職員等の派遣

（協力の実施）

第３条 乙は、甲から前条の協力の要請（以下「協力要請」という。）を受けたときは、可能な限りこれに協力するものとする。

２ 乙は、甲からの協力要請がない場合において、社会的に影響が大きく、協力が必要と判断したときは、自らの判断で協力するものとする。

（協力要請の手続）

第４条 甲は、乙に協力要請を行う場合は、救急直通電話（０７７－５３７－３３７４）へ連絡するものとする。

（二次事故等の再発防止）

第５条 傷病者に対しての二次事故、又は職員等の負傷事故が発生した場合は、甲乙が協議するとともに、原因の究明及び再発防止に努めるものとする。

（協議事項）

第６条 この協定に定めのない事項若しくは疑義が生じた事項又はこの協定の改廃については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上各自１通を保有するものとする。

平成１８年７月１日

大津市御陵町３番１号
甲　大津市
大津市長　目　片　信

大津市富士見台１６番１号
乙　社会保険滋賀病院
院 長　　長尾　昌壽

ソ-25 救急事故等現場への職員派遣要請に関する協定（国立大学法人滋賀医科大学）

出典：大津市資料（平成 18 年 7 月：消防局）

大津市（以下「甲」という。）と国立大学法人滋賀医科大学（以下「乙」という。）との間に、消防法（昭和２３年法律第１８６号）第３５条の１０に基づき、救急事故等の現場（以下「救急事故現場」という。）への医師、看護師及び事務連絡員を基本とする医療チーム（以下「医療チーム」という。）の派遣要請について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が乙に救急事故現場への医療チームの派遣を要請する場合の基準を明らかにすることにより、迅速な傷病者の救命を図り、もって後遺症軽減に寄与することを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲が乙に行う医療チームの派遣要請は、次に掲げる場合に、大津市消防局の通信指令課員が乙の救急・集中治療部へ行うものとする。

（１）　傷病者の状態からみて生命に危機があり、救急事故現場における医療チームの救命処置が必要であると認められる場合

（２）　大津市消防局管内で多数の傷病者が発生し、現場救護所を設ける際に、医療チームの活動が必要であると認められる場合

（３）　救急事故現場において、医療チームによる傷病者の状態把握及び早期治療開始に伴う医療機関への情報伝達が必要であると認められる場合

（協力の実施）

第３条　乙は、甲から要請を受けた場合、可能な限り速やかに医療チームを救急事故現場に派遣するものとし、次に掲げる事項について対応するものとする。

ただし、広域にわたる大規模災害発生や乙の都合により、協力要請に応じることができない場合はこの限りでない。

（１）　救急事故現場での救命処置

（２）　傷病者の傷病程度の判定（現場トリアージ）

（３）　救命事故現場の医療的観点からの評価及び管理

（医師等の出動方法）

第４条　医療チームが救急事故現場へ出動する場合は、大津市消防局の救急自動車又は乙が保有する車両を使用するものとする。

（費用補償等）

第５条　この協定に基づく医療チームの派遣に要した費用は、乙が負担するものとする。

（災害等の事故現場における指揮及び安全管理等）

第６条　救急事故現場における指揮及び安全管理は大津市消防局が行い、医療チームはその指揮下に置かれる。

２　傷病者の二次災害又は医療チームに負傷事故が発生した場合は、その都度、補償等にかかる負担の範囲について甲乙協議の上対応するものとし、双方が協力して、その原因の究明及び再発防止に努めるものとする。

（協議事項）

第７条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

２　この協定を改廃する場合については、前項の規定を準用するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上各自１通を保有するものとする。

平成２６年８月１日

甲　大津市御陵町３番１号
大津市
大津市長　越　直　美

乙　大津市瀬田月輪町
国立大学法人滋賀医科大学
学　長　塩　田　浩　平

ソ-26 救急事故等の現場への職員派遣要請に関する協定（大津市民病院）

出典：大津市資料（平成 27 年 10 月：消防局）

大津市消防局（以下「甲」という。）と大津市民病院（以下「乙」という。）との間に、消防法（昭和２３年法律第１８６号）第３５条の１０に基づき、救急事故等の現場（以下「救急事故現場」という。）への医師、看護師及び事務連絡員を基本構成とする医療チーム（以下「医療チーム」という。）の派遣要請について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が乙に救急事故現場への医療チームの派遣を要請する場合の基準を明らかにすることにより、迅速な傷病者の救命を図り、もって後遺症軽減に寄与することを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲が乙に行う医療チームの派遣要請は、次に掲げる場合に、大津市消防局の通信指令課員が乙の救急診療科へ行うものとする。

（１）　傷病者の状態からみて生命に危険があり、救急事故現場における医療チームの救命処置が必要であると認められる場合

（２）　大津市消防局管内で多数の傷病者が発生し、現場救護所を設ける際に、医療チームの活動が必要であると認められる場合

（３）　救急事故現場において、医療チームによる傷病者の状況把握及び早期治療開始に伴う医療機関への情報伝達が必要であると認められる場合

（協力の実施）

第３条　乙は、甲から要請を受けた場合、可能な限り速やかに医療チームを救急事故現場に派遣するものとし、次に掲げる事項について対応するものとする。

（１）　救急事故現場での救命処置

（２）　傷病者の傷病程度の判定（現場トリアージ）

（３）　救急事故現場の医療的観点からの評価及び管理

（医師等の出動方法）

第４条　医療チームが救急事故現場へ出動する場合は、大津市消防局の救急自動車又は乙が所有する車両を使用するものとする。

（費用補償等）

第５条　この協定に基づく医療チームの派遣に要した費用は、乙が負担するものとする。

（災害等の事故現場における指揮及び安全管理等）

第６条　救急事故現場における指揮及び安全管理は大津市消防局が行い、医療チームはその指揮下に置かれる。

２　傷病者の二次災害又は医療チームに負傷事故が発生した場合は、その都度、補償等にかかる負担の範囲について甲乙協議の上対応するものとし、双方が協力して、その原因の究明及び再発防止に努めるものとする。

（協議事項）

第７条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

２　この協定を改廃する場合については、前項の規定を準用するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上各自１通を保有するものとする。

平成２７年１０月１日

甲　　大津市御陵町３番１号
　　大津市消防局
　　消防局長　　丸　山　　忠　司

乙　　大津市本宮二丁目９番９号
　　大津市民病院
　　院　　長　　片　岡　　慶　正

ソ-27 災害時における消防活動支援に関する協定書（株式会社杢兵衛造船所）

出典：大津市資料（平成 29 年 2 月：消防局）

大津市消防局（以下「甲」という。）と株式会社杢兵衛造船所（以下「乙」という。）は、災害時における消防活動支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模な地震、風水害、火災、水難事故その他の災害等（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が乙の協力を得て消防活動を実施することについて必要な事項を定めることにより、迅速かつ円滑な消防活動支援を行い、もって市民等の安全確保に資することを目的とする。

２　甲及び乙は、この協定に定める消防活動支援のための研修及び訓練を必要に応じて行うものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時における消防活動支援を実施する際に、船舶及び台船等の資機材並びに施設（以下「船舶等」という。）を活用する必要があるときは、当該船舶等及び操縦者の協力を乙に要請することができるものとする。

（協力）

第３条　乙は、甲の要請を受けたときは、その目的により乙が所有する船舶等及び操縦者の提供について、乙の本来業務に支障がない範囲において、可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡責任者）

第４条　消防活動支援に関する連絡責任者として、甲にあっては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙にあっては株式会社杢兵衛造船所代表取締役をそれぞれ指定するものとする。

（要請手続）

第５条　甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し口頭により要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第１号）を送付するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第２号）を提出するものとする。

３　甲は、消防活動支援のための研修及び訓練を実施する場合は、乙と事前調整の上、研修及び訓練支援要請書（様式第３号）を送付するものとする。

（支援内容）

第６条　この協定に基づき、甲が乙に対して協力を要請する支援範囲は次に掲げる事項とする。

（１）消防活動拠点又は湖上輸送時の物資集積拠点としての敷地の提供
（２）台船による車両、人員及び物資の輸送
（３）甲の保有する消防艇が運航不能に陥った際における応急支援
（４）甲の保有する消防艇を陸上輸送する際における上架及び輸送業者の確保
（５）機関及び操船技術に関する研修及び訓練
（６）船体構造及び補機類に関する研修及び訓練
（７）消火及び水難活動に関する研修及び訓練

２　甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第７条　乙は、災害のため保有する漁船、労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第４号）を提出するものとする。

（経費負担）

第８条　乙が輸送に要した費用経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第９条　この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

２　消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

３　前項に掲げるもののほか、損害を補償しなければならない事案が発生した場合は、甲と乙が協議して処理するものとする。

（個人情報の保護）

第 10 条　この協定の実施により知り得た個人情報は、大津市個人情報保護条例に基づき　保護するものとする。

（協議）

第 11 条　この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。

２　この協定は、前項の規定による期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも終了の申し入れがないときは、同じ条件で更に１年間更新されるものとし、以後の期間についても同様とする。

（その他）

第 13 条　この協定の締結を証するため、正本２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２９年２月１４日

甲　大津市消防局

消 防 局 長　　丸 山　忠 司　　㊞

乙　株式会社杢兵衛造船所

代表取締役　　仲 野　薫　　㊞

ソ-28　陸上自衛隊大津駐屯地と大津市消防局における消防活動相互支援協定書

出典：大津市資料（平成 30 年 3 月：消防局）

陸上自衛隊大津駐屯地（以下「甲」という。）と、大津市消防局（以下「乙」という。）は、消防活動支援について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大津駐屯地及びその近傍地域で火災及び水難事案が発生した場合において、甲と乙が相互に実施する消防活動支援について必要な事項を定めることを目的とする。

（適用）

第２条　この協定は、火災及び水難事案時のみ適用する。

２　地震、風水害等による災害については、自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第　　８３条の規定による。

（要請）

第３条　乙は、甲の所管する人員、施設及び資器材による支援の必要があると認めるときには、甲に必要な支援を要請することができるものとする。ただし、水難事案については、甲の施設使用の要請に限るものとする。

（協力）

第４条　甲は、乙の要請を受けたときは、甲の所管する人員、施設及び資器材の提供について、甲の本来任務（自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第６章に規定される自衛隊の行動をいう。）に支障がない範囲において、乙に協力するものとする。

２　甲が本来任務に支障があると判断した場合は、この限りではない。

３　甲の所管する施設使用に伴う外柵の開放は、甲による警備処置が可能な場合に限るものとする。

（支援要請）

第５条　乙は、支援を要請する甲の連絡責任者に対して、電話又はその他の手段により支援要請を行い、事後速やかに、消防活動支援要請書を提出するものとする。なお、甲の施設使用の要請に係るときは、併せて所定の様式による飛行場使用申請書を提出するものとする。

２　甲は、状況により緊急と認めた場合は、乙からの支援要請を待つことなく出動できるものとする。

３　甲は、乙の要請を受けた場合、乙の連絡責任者に対し受託の可否を電話等により速やかに回答し、受託した場合は事後消防活動支援受託書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第６条　消防活動支援に関する連絡責任者として、甲にあっては中部方面混成団本部訓練科長を、乙にあっては大津市消防局通信指令課長を、それぞれ指定するものとする。

２　乙は、甲の連絡責任者に対し支援を要請する際、その連絡体制を曜日、時間帯等の別に応じて構築し、甲と共通認識を図るものとする。

（現場調整本部の設置及び消防活動）

第７条　甲及び乙は、相互に緊密な連携を行うとともに、円滑な支援活動を実施するため、原則として消防局現場本部内に現場調整本部を設置するものとする。

（個人情報の保護）

第８条　この協定の実施により知り得た個人情報は、甲及び乙のそれぞれが属する機関が定める個人情報保護法令に基づき保護するものとする。

（費用負担）

第９条　支援活動に要した費用は、支援者側において負担するものとする。ただし、甲の敷地内に敷設された消火栓の使用時については、乙は甲と協議するものとする。

（賠償）

第１０条　損害を賠償しなければならない事案が発生した場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

（連携の推進）

第１１条　甲及び乙は、この協定に定める消防活動支援及び災害対応のための連携を図るものとする。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第１３条　本協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。

２　本協定は、前項の規定による期間満了の日の１か月前までに、甲、乙いずれからも改定又は廃止の申し入れがないときは、同じ条件で更に１年間更新されるものとし、以後の期間についても同様とする。

（保管）

第１４条　この協定の締結を証するため、正本２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年３月２８日

甲　　陸 上 自 衛 隊

大津駐屯地司令

乙　　大 津 市 消 防 局

消 防 局 長

ソ-29　災害時における消防活動支援に関する協定（琵琶湖汽船株式会社）

出典：大津市資料（令和２年４月：消防局）

大津市消防局（以下「甲」という。）と琵琶湖汽船株式会社（以下「乙」という。）との間に、災害時における消防活動支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模な地震、風水害、火災、水難事故、その他の災害等（以下「災害」という。）が発生した場合において、消防活動支援の実施について必要な事項を定めることにより、甲が乙の協力を得て迅速かつ円滑な消防活動を行い、もって市民等の安全確保に資することを目的とする。

２　甲及び乙は、この協定に定める消防活動支援のため、必要に応じて研修及び訓練を行うものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時における消防活動支援を求める場合に、乙が保有する船舶等の資機材及び施設（以下「船舶等」という。）を活用する必要があるときは、当該船舶等及び操縦者の協力を乙に要請することができるものとする。

（協力）

第３条　乙は、甲の要請を受けたときは、乙が保有する船舶等及び操縦者の提供について、乙の本来業務に支障がない範囲において、可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡責任者）

第４条　消防活動支援に関する連絡責任者として、甲については通信指令課長又は現場最高指揮者を、乙については琵琶湖汽船株式会社取締役社長をそれぞれ指定するものとする。

（要請手続）

第５条　甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し口頭により要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第１号）を送付するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第２号）を提出するものとする。

３　甲は、消防活動支援のための研修及び訓練を実施する場合は、乙と事前調整の上、研修及び訓練支援要請書（様式第３号）を送付するものとする。

（支援内容）

第６条　この協定に基づき、甲が乙に対して協力を要請する支援範囲は次に掲げる事項とする。

⑴　消防活動拠点、湖上輸送の物資集積拠点又は強風時等における消防艇の待避場所としての敷地、浅橋等の提供
⑵　船舶等による人員及び物資の輸送
⑶　甲の保有する消防艇が運航不能に陥った場合における応急支援
⑷　船舶の航行に影響を及ぼすことが予想される風波、障害物等に関する情報提供
⑸　機関及び操船技術に関する研修及び訓練
⑹　水難活動に関する研修及び訓練

２　甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第７条　乙は、災害のため保有する船舶、労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第４号）を提出するものとする。

（経費負担）

第８条　乙の行う消防活動支援に要した費用は、甲の負担とし、その額については、災害発生時における地域の通常の取引事例を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第９条　この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

２　消防活動支援の実施により、甲または乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

３　前項に掲げるもののほか、損害を補償しなければならない事案が発生した場合は、甲と乙が協議して処理するものとする。

（個人情報の保護）

第１０条　この協定の実施により知り得た個人情報は、大津市個人情報保護条例の規定に基づき取り扱うものとする。

（協議）

第１１条　この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。

２　この協定は、前項の規定による期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも終了の申し入れがないときは、同一の条件で１年間更新されるものとし、以後の期間についても同様とする。

（その他）

第１３条　この協定の締結を証するため、正本２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年４月２２日

甲　　大津市消防局
　　消 防 局 長

乙　　琵琶湖汽船株式会社
　　取締役社長

ソ-30　大津市消防局とびわ湖ブルーエナジー株式会社、株式会社大津ガスサービスセンターとの火災予防啓発等の連携に関する協定書

出典：大津市資料（令和３年３月：消防局）

大津市消防局（以下「甲」という。）、びわ湖ブルーエナジー株式会社（以下「乙」という。）及び株式会社大津ガスサービスセンター（以下「丙」という。）は、火災予防啓発等の連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲の運営方針に掲げる「防火安全対策の推進」と乙の事業計画に掲げる「市民の安心安全な暮らしを支える」、丙の事業計画に掲げる「お客さまの暮らしをもっと快適にもっと便利にもっと安全に」の趣旨に基づき、甲、乙及び丙（以下「本協定当事者」という。）が連携・協力して、大津市域における火災予防の啓発及び死傷者の発生につながる住宅火災の防止の推進を図ることにより、大津市民の安心・安全に資することを目的とする。

（連携事業）

第２条　本協定当事者は、前条の目的を達成するため、連携して、次に掲げる事業（以下「連携事業」という。）について取り組むものとする。

(1)　住宅用火災警報器及び消火器等（以下「住警器等」という。）の普及促進及び維持管理を啓発するための広報資料（以下「広報資料」という。）の制作、掲示及び配布等による火災予防広報活動

(2)　住警器等の設置維持管理状況の確認及び住警器等の普及促進活動

(3)　その他前条の目的を達成するため、本協定当事者の協議により実施する事業

（確認事項）

第３条　本協定当事者は、次に掲げる事項について確認する。

(1)　本協定の締結は、本協定当事者が第１条の目的を達成するために第三者と連携・協力することを妨げるものではないこと。

(2)　本協定当事者は、連携事業を効果的に実施するため定期的に協議を行うものとし、連携事業の具体的な実施内容については、本協定当事者の合意の上決定すること。

(3)　大津市域内の広報資料掲示に係る屋外広告物許可申請は、甲が行うものとし、乙及び丙は、広報資料の掲示に際し、大津市屋外広告物条例（平成２０年条例第５３号）等の関係法令等を遵守すること。

(4)　広報資料の制作は甲の承認を得て乙及び丙が行うこと。

(5)　前号の制作及び印刷に係る費用は、乙及び丙が負担すること。

(6)　広報資料の著作権は、乙及び丙に帰属すること。

（協定の改定）

第４条　本協定当事者のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、三者協議の上本協定の改定を行うものとする。

（守秘義務）

第５条　本協定当事者は、連携事業の実施に当たって知り得た他の当事者の機密情報について承認を得ないで他に漏らすことがあってはならない。

２　乙及び丙は、甲より提供されたロゴ・画像などの悪用・二次利用の禁止を徹底すること。

３　本条は、本協定の有効期間満了又は解約により本協定が終了した後も効力を有する。

（解約）

第６条　本協定当事者は、他の当事者の責めに帰すべき事由により、自己と当該当事者間の信頼関係が著しく損なわれた場合には、自己を除く本協定当事者二者に対し解約の通知をすることにより、一方的に本協定を解約することができる。

（合意管轄）

第７条　本協定に関する紛争については大津地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

（期間）

第８条　本協定の有効期間は、締結の日から2025年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了日の３か月前までに本協定当事者のいずれかから書面による別段の意思表示がない場合は、当該期間は自動的に１年間延長されるものとし、以降も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、本協定当事者のいずれかが本協定の有効期間内において解約を希望する場合は、当該解約希望日の６か月前までに書面により自己を除く本協定当事者二者へ通知し、合意のうえで本協定を解約できるものとする。

（協議）

第９条　本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、その都度本協定当事者が協議して定めるものとする。

以上、本協定の締結の証として本書３通を作成し、甲、乙、丙が記名押印のうえ各自１通を保有するものとする。

令和３年３月１８日

甲：大津市御陵町３番１号
大津市消防局
消防局長

乙：大津市浜大津四丁目１番１号　明日都浜大津２階
びわ湖ブルーエナジー株式会社
代表取締役社長

丙：大津市中央三丁目２番３号
株式会社大津ガスサービスセンター
代表取締役社長

大津市消防局とびわ湖ブルーエナジー株式会社、株式会社大津ガスサービスセンターとの火災予防啓発の連携に関する協定書に係る細目

（趣旨）

第１　この細目は、大津市消防局とびわ湖ブルーエナジー株式会社、株式会社大津ガスサービスセンターとの火災予防啓発の連携に関する協定書第３条第２号及び第９条に基づき、火災予防啓発の連携に関する必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２　この細目において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定めるところによる。

⑴　協定関係機関

本連携協定に関連する大津市消防局、びわ湖ブルーエナジー株式会社（以下、「びわ湖ブルーエナジー」という。）、及び株式会社大津ガスサービスセンター（以下、「大津ガスサービスセンター」という。）を総称する。

⑵　印刷物

掲示板及び催し物で掲示する印刷物（以下、「ポスター」という。）又は、配付する印刷物（以下、「リーフレット」という。）をいう。

⑶　ガス事業者

びわ湖ブルーエナジー及び大津ガスサービスセンターをいう。

⑷　住警器等

住宅用火災警報器のほか、住宅防火に関連してガス事業者が取り扱う住宅用消火器、ガス警報器及び安全装置付きこんろをいう。

（ポスター）

第３　ポスターについては、次に掲げる項目を遵守する。

⑴　大津市消防局とガス事業者との協定締結及び住宅用火災警報器の設置・維持管理等を広報した公共性の高い内容とし、用紙片面の印刷であること。

⑵　掲示する場所は、住宅の防火防災に関する広報を目的として、協定関係機関が管理する掲示板及び催し物会場とする。

⑶　制作したポスターの著作権については、びわ湖ブルーエナジー及び大津ガスサービスセンターに帰属するものとするが、上記⑵に記載する掲示、催し物及び協定関係機関のＷｅｂ上における広報に使用することについては制限しない。

なお、ポスター追加に係る印刷費用が発生する場合は、掲示及び催し物主催者が負担する。

（リーフレット）

第４　リーフレットについては、次に掲げる項目を遵守する。

⑴　ガス事業者が配付するリーフレット

ア　リーフレットは、片面にはポスターと同じ内容を印刷（以下、「リーフレットＡ面」という。）し、もう片面にはガス事業者において取り扱う住警器等を印刷（以下、「リーフレットＢ面」という。）した両面印刷とする。

イ　リーフレットＢ面は、営利目的となる商品の金額及び料金プランを記載しない。

ウ　配付については、ガス事業法に基づくガス小売販売、ガス設備安全点検、催し物及びお客様から依頼を受ける修繕等、お客様との対面時や問い合わせにおける配付とする。

エ　制作したリーフレットの著作権については、びわ湖ブルーエナジー及び大津ガスサービスセンターに帰属するものとする。

⑵　大津市消防局が配付するリーフレット

ア　リーフレットＡ面が印刷された片面印刷とする。

イ　配付については、住宅の防火防災に関する広報活動及び催し物において配付する。

ウ　制作したリーフレットの著作権については、びわ湖ブルーエナジー及び大津ガスサービスセンターに帰属するものとするが、上記イに記載する配付を目的とした使用については制限しない。

なお、リーフレット追加に係る印刷費用は、大津市消防局が負担する。

（配付作業時の取り組み）

第５　住宅用火災警報器の普及促進については、設置から１０年が過ぎた住宅用火災警報器の取り替え促進などに取り組むものとし、ガス事業者の取り扱い製品以外の住宅用火災警報器を設置されているお宅へも、万一の時に適切に作動するよう、維持管理や取り替えの必要性について呼びかけるもの。

（不測の事態への対応）

第６　ガス事業者において取り扱う住警器等に不測の事態が発生若しくは発生の恐れがある場合（製品不具合又はリコール等）は、直ちに掲出ポスターを撤去及びリーフレット配付を中止並びに必要に応じた是正処置を迅速かつ適切に実施するとともに、第三者に損害を与えた場合は、ガス事業者の責任及び負担において解決しなければならない。

ソ-31　災害時における消防活動支援に関する協定（アルピナＢＩ株式会社びわ湖バレイ事業所）

出典：大津市資料（令和４年10月：消防局）

大津市消防局（以下「甲」という。）とアルピナＢＩ株式会社びわ湖バレイ事業所（以下「乙」という。）は、災害時における消防活動支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模な地震、風水害、火災、山岳事故その他の災害等（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が乙の協力を得て消防活動を実施することについて必要な事項を定めることにより、迅速かつ円滑な消防活動支援を行い、もって市民等の安全確保に資することを目的とする。

２　甲及び乙は、この協定に定める消防活動支援のための研修及び訓練を必要に応じて行うものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時における消防活動支援を実施する際に、乙所有の索道及び車両等の資機材並びに施設（以下「施設等」という。）を活用する必要があるときは、施設等の使用及び車両等の操縦者の協力を乙に要請することができるものとする。

（協力）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、当該要請内容の目的に係る施設等の提供及び車両等の操縦者の派遣について、乙の本来業務に支障がない範囲において、可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡責任者）

第４条　消防活動支援に関する連絡責任者として、甲にあっては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙にあってはアルピナＢＩ株式会社びわ湖バレイ事業所業務部長をそれぞれ指定するものとする。

（要請手続）

第５条　甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し、口頭で要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第１号）を送付するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を口頭で返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第２号）を提出するものとする。

３　甲は、消防活動支援のための研修及び訓練を実施する場合は、乙と事前調整の上、研修及び訓練支援要請書（様式第３号）を送付するものとする。

（支援内容）

第６条　この協定に基づき、甲が乙に対して協力を要請する支援範囲は次に掲げる事項とする。

（１）消防活動拠点としての敷地の提供

（２）索道による人員及び物資の輸送

（３）山岳及び雪上活動技術に関する研修及び訓練

（４）消火及び救急活動に関する研修及び訓練

２　甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第７条　乙は、災害のため施設等又は労力の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第４号）を提出するものとする。

（経費負担）

第８条　乙が支援に要した費用経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第９条　この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

２　消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償を請求された場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

３　前項に掲げるもののほか、損害を補償しなければならない事案が発生した場合は、甲と乙が協議して処理するものとする。

（個人情報の保護）

第 10 条　この協定の実施により知り得た個人情報は、大津市個人情報保護条例（平成１６年条例第１号）の規定に基づき、適切に処理するものとする。

（協議）
第 11 条　この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）
第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。
２　この協定は、前項の規定による期間満了の日の１か月前までに、甲及び乙いずれからも終了の申し入れがないときは、同じ条件で更に１年間更新されるものとし、以後の期間についても同様とする。

この協定の締結を証するため、正本２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和４年１０月６日

大津市御陵町３番１号
甲　大津市消防局
消防局長　山　川　真　也　㊞

大津市木戸１５４７番地の１
乙　アルピナＢＩ株式会社　びわ湖バレイ事業所
取締役社長　俣　野　博　志　㊞

タ-1　災害廃棄物の処理等に関する基本協定書（大栄環境株式会社）

出典：大津市資料（令和２年９月：環境部）

大津市（以下「甲」という。）と大栄環境株式会社（以下「乙」という。）は、地震等災害（地震、風水害、その他特殊な災害をいう。以下同じ。）又は不測の事態が発生した場合において、甲及び甲の関連する一般廃棄物処理施設において処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大津市内において地震等災害又は不測の事態が発生した場合における災害廃棄物等の処理に関し、甲から乙に対する協力の要請、乙による支援の実施等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「災害廃棄物等」とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物並びに甲及び甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害又は不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

（協力要請）

第３条　甲は、次に掲げる業務（以下「災害廃棄物等処理業務」という。）について、乙に協力を要請することができるものとする。

(1)　災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための計画等の策定
(2)　災害廃棄物等の撤去、積込作業
(3)　災害廃棄物等の収集運搬
(4)　災害廃棄物等の処分
(5)　前各号に掲げる業務の実施に伴い必要な業務

（災害廃棄物等処理支援の実施）

第４条　乙は、甲から前条の協力要請があったときは、乙のグループ各社及び乙が指名する提携会社と協力して、甲が実施する災害廃棄物等処理業務を可能な限り支援するものとする。

２　乙は、災害廃棄物等処理業務の支援（以下「災害廃棄物等処理支援」という。）の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 支援計画及び支援体制の構築に当たっては、関係法令を遵守すること。

(2)　周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮した計画とすること。
(3)　再利用及び資源化に配慮した計画とすること。

（協議）

第５条　甲及び乙は、次に掲げる事項について定期的に協議し、情報共有を図るものとする。

(1)　想定される地震等災害及び不測の事態に関すること。
(2)　想定される災害廃棄物等の具体的な種類及び量に関すること。
(3)　協力要請の手続及び手順に関すること。
(4)　災害廃棄物等の撤去、積込作業に関すること。
(5)　災害廃棄物等の収集運搬に関すること。
(6)　災害廃棄物等の処分に関すること。
(7)　災害廃棄物等の処理費用に関すること。
(8)　その他必要な事項に関すること。

（個別契約書の締結）

第６条　甲及び乙は、この協定に基づく災害廃棄物等処理支援の実施に際し、その支援内容に応じ、個別契約書を締結するものとする。

（費用の負担）

第７条　この協定に基づく災害廃棄物等処理支援の実施に要した費用の負担については、甲と乙で協議の上決定するものとする。

（協定の解除）

第８条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)　正当な理由なく甲の協力要請に応じなかったとき、又はこの協定に違反し、協定の目的を達成することができないと認められるとき。
(2)　資力の低下等によりこの協定を履行できないおそれがあると認められるとき。
(3)　甲の信用を著しく失墜させる行為をしたと認められるとき。
(4)　乙（乙のグループ各社を含む。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
　ア　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の委託に係る契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
エ　役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
カ　この協定に基づく災害廃棄物等処理支援の実施に係る必要な物品の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
キ　乙が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの協定に基づく災害廃棄物等処理支援の実施に係る必要な物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

２　甲は、この協定に基づく災害廃棄物等処理支援を甲が必要としなくなったときは、この協定を解除できるものとする。

３　甲は、第１項の規定によりこの協定を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

４　甲は、第１項及び第２項の規定によりこの協定を解除したことにより乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（有効期間等）

第９条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間の満了する日から起算して９０日前の日までに、甲、乙いずれからも更新をしない旨の申出がないときは、更に１年間同一の条項で更新するものとする。

２　甲又は乙が前項の規定によりこの協定を更新しない旨の申出をするときは、特段の理由を必要としないものとする。

３　第１項の規定は、同項に規定する期限が経過した後に前条の規定により甲がこの協定を解除することを妨げるものではない。

（疑義の決定）

第１０条　この協定に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和２年９月１４日

滋賀県大津市御陵町３番１号
甲　大津市
大津市長　佐藤　健司

大阪府和泉市テクノステージ二丁目３番２８号
乙　大栄環境株式会社
代表取締役社長　　金子　文雄

タ-2　災害廃棄物の処理等に関する基本協定書（山﨑砂利商店）

出典：大津市資料（令和 2 年 11 月：環境部）

この協定は、大津市（以下「甲」という。）と株式会社山﨑砂利商店（以下「乙」という。）が、地震、風水害、その他特殊な災害（以下「地震等災害」という。）又は不測の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び甲の関連する一般廃棄物処理施設において処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大津市内において地震等災害又は不測の事態が発生した場合における災害廃棄物等の処理に関し、甲が乙に協力を要請するにあたって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において災害廃棄物等とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物並びに甲及び甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害又は不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

（協力要請）

第３条　甲は、次の各号の業務（以下「災害廃棄物等処理業務」という。）について、乙に協力を要請できるものとする。

⑴　災害廃棄物等の撤去、積込作業
⑵　災害廃棄物等の収集運搬
⑶　災害廃棄物等の処分
⑷　災害廃棄物等の仮置場の確保及び管理
⑸　前各号に伴う必要な業務

（災害廃棄物等処理支援の実施）

第４条　乙は、甲から前条の協力要請があったときは、乙のグループ各社及び乙が指名する提携会社と協力して、甲が実施する災害廃棄物等処理業務を可能な限り支援するものとする。

（協力要請の手続）

第５条　甲は、協力要請にあたって、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後日速やかに文書で通知するものとする。

⑴　災害状況
⑵　災害廃棄物等の具体的な内容（種類）及び状況
⑶　災害廃棄物等の処理の実施地区
⑷　災害廃棄物等の処理の実施内容
⑸　災害廃棄物等の処理の期間
⑹　その他必要な事項

（災害廃棄物等処理業務の実施）

第６条　乙は、甲からの要請があったとき、必要な人員、車両、重機、資材等を調達し、甲が実施する災害廃棄物等処理業務にできる限り協力するものとする。

２　乙は、災害廃棄物等処理業務にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

⑴　周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
⑵　災害廃棄物等の再利用及び資源化に配慮し、その分別に努めること。

（個別契約書の締結）

第７条　この協定に基づき、甲が災害廃棄物等処理業務の実施を乙に要請する場合、その支援内容に応じ、個別契約書を締結するものとする。

（費用の負担）

第８条　第３条に規定する要請に基づき、乙が実施した災害廃棄物等処理業務に要した費用については、甲と乙で協議の上決定するものとする。

（他被災市町村（都道府県）への応援）

第９条　甲が、被災した他の市町村（都道府県）に対し、災害廃棄物等処理業務の応援を行うため、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、本協定書に準じて、可能な限り協力するものとする。

（協定の解除）

第１０条　甲は、乙（乙のグループ各社を含む。以下この号において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定書を解除することができる。

⑴　正当な理由なく甲の協力要請に応じなかったとき、又はこの協定に違反し、協定の目的を達成することができないと認められるとき。
⑵　資力の低下等によりこの協定を履行できないおそれがあると認められるとき。
⑶　甲の信用を著しく失墜させる行為をしたと認められるとき。
⑷　乙（乙のグループ各社を含む。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の委託に係る契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　この協定に基づく災害廃棄物等処理支援の実施に係る必要な物品の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ　乙が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの協定に基づく災害廃棄物等処理支援の実施に係る必要な物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

２　甲は、この協定に基づく災害廃棄物等処理支援を甲が必要としなくなったときは、この協定を解除できるものとする。

３　甲は、第１項の規定によりこの協定を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

４　甲は、第１項及び第２項の規定によりこの協定を解除したことにより乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間の満了する日から起算して１ヶ月前の日までに、甲、乙いずれからも書面による解約の申出がないときは、更に１年間同一の条項で更新するものとする。

２　甲又は乙が前項の規定によりこの協定を更新しない旨の申出をするときは、特段の理由を必要としないものとする。

３　第１項の規定は、同項に規定する期限が経過した後に前条の規定により甲がこの協定を解除することを妨げるものではない。

（疑義等の決定）

第１２条　この協定に定めのない事項及び各項に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和２年１１月２６日

大津市御陵町３番１号
甲　大津市
大津市長　佐　藤　　健　司

大津市浜大津四丁目７番６号
乙　株式会社山﨑砂利商店
代表取締役　山　﨑　　公　信

タ-3　災害廃棄物の処理等に関する基本協定書(一般社団法人滋賀県産業資源循環協会)

出典：大津市資料（令和３年５月：環境部）

この協定は、大津市（以下「甲」という。）と一般社団法人滋賀県産業資源循環協会（以下「乙」という。）が、地震、風水害、その他特殊な災害（以下「地震等災害」という。）又は不測の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び甲の関連する一般廃棄物処理施設において処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大津市内において地震等災害又は不測の事態が発生した場合における災害廃棄物等の処理に関し、甲が乙に協力を要請するにあたって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において災害廃棄物等とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物並びに甲及び甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害又は不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

（協力要請）

第３条　甲は、次の各号の業務（以下「災害廃棄物等処理業務」という。）について、乙に協力を要請できるものとする。

⑴　災害廃棄物等の分別、撤去、積込作業
⑵　災害廃棄物等の収集運搬
⑶　災害廃棄物等の処分
⑷　災害廃棄物等の仮置場の確保及び管理
⑸　前各号に伴う必要な業務

（協力要請の手続）

第４条　甲は、協力要請にあたって、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書により難い場合は、口頭で要請し、後日速やかに文書で通知するものとする。

⑴　災害状況
⑵　災害廃棄物等の具体的な内容（種類）及び状況
⑶　災害廃棄物等の処理の実施地区
⑷　災害廃棄物等の処理の実施内容
⑸　災害廃棄物等の処理の期間
⑹　その他必要な事項

（災害廃棄物等処理業務の実施）

第５条　乙は、甲からの要請があったとき、必要な人員、車両、重機、資材等を調達し、甲が実施する災害廃棄物等処理業務にできる限り協力するものとする。

２　乙は、災害廃棄物等処理業務にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

⑴　周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
⑵　災害廃棄物等の再利用及び資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報の提供）

第６条　甲は、災害廃棄物等処理業務の円滑な支援が得られるよう、乙との連絡体制の整備に努めるとともに、乙に被災・復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

２　乙は、甲から第３条の協力要請があったときは、災害廃棄物等処理業務に関し、協力可能な会員の状況等、必要な情報を甲に提供するものとする。

（実施報告）

第７条　乙は、第３条に規定する要請に基づき乙の会員が災害廃棄物等処理業務を実施したときは、文書により甲に報告するものとする。

（個別契約書の締結）

第８条　この協定に基づき、甲が災害廃棄物等処理業務の実施を乙に要請する場合、その支援内容に応じ、個別契約書を締結するものとする。

（費用の負担）

第９条　第３条に規定する要請に基づき、乙が実施した災害廃棄物等処理業務に要した費用については、甲と乙で協議の上決定するものとする。

（損害賠償）

第１０条　乙は、甲の責に帰さない事由により、災害廃棄物等処理業務の実施に伴い第三者へ損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（補償）

第１１条　この協定に基づいて災害廃棄物等処理業務に従事した乙の会員の者が、これに従事したことにより死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の補償については、労働者災害補償保険法その他法令によるものとする。

（連絡窓口）

第１２条　この協定に関する連絡窓口は、甲においては大津市環境部廃棄物減量推進課、乙においては、一般社団法人産業資源循環協会事務局とする。

（協会員の状況等の報告）
第１３条　乙は、この協定に基づく災害廃棄物等処理業務が円滑に行われるよう、　　必要に応じ、会員の協力可能な人員、車両、資機材等の状況について甲に報告するものとする。
２　甲は、必要と認めた場合、乙に前項の調査情報の提供を求めることができる。
（疑義等の決定）
第１４条　この協定に定めのない事項及び各項に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和３年５月７日

大津市御陵町３番１号
甲　大津市
大津市長

大津市梅林一丁目３番３０号
乙　一般社団法人　滋賀県産業資源循環協会
会　長

タ-4　災害及び感染症等の発生時における一般廃棄物の収集運搬業務等の相互支援に関する基本協定（株式会社志賀衛生社、株式会社大津衛生社、株式会社タケノウチ、大五産業株式会社、株式会社日映志賀、大津市再生資源回収事業協同組合、滋賀県環境整備事業協同組合）

出典：大津市資料（令和３年３月：環境部）

この協定は、大津市（以下「甲」という。）、株式会社志賀衛生社（以下「乙」という。）、株式会社大津衛生社（以下「丙」という。）、株式会社タケノウチ（以下「丁」という。）、大五産業株式会社（以下「戊」という。）、株式会社日映志賀（以下「己」という。）、大津市再生資源回収事業協同組合（以下「庚」という。）、滋賀県環境整備事業協同組合（以下「辛」という。）が、大津市内において災害及び感染症等が発生（以下「災害等発生時」という。）した際に実施する一般廃棄物の収集運搬及びその他関連する業務（以下「収集運搬業務等」という。）の相互支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害等発生時の収集運搬業務等に支障を来す可能性がある場合に、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛のいずれかの者（以下「協力団体の者」という。）が支援を要請するに当たって必要な事項を定めることにより、一般廃棄物の　収集運搬業務等を安定的に継続することを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　災害

災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に掲げる災害をいう。

⑵　感染症

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１項に掲げる感染症をいう。

（支援の要請）

第３条　支援を必要とする協力団体の者（以下「要支援者」という。）は、収集運搬業務等において支障が生じた場合は、支援可能な協力団体の者（以下「支援者」という。）からの支援について、甲に対して要請を行うことができる。

２　要支援者は、甲に対し前項の要請を行うときは、文書により甲に通知するものとする。ただし、文書により難い場合は、口頭により通知し、後日速やかに文書により通知する。

（一般廃棄物の収集運搬業務等の実施）

第４条　支援者は、甲から前条の支援要請があったときは、支援可能な人員、車両等を手配し、災害等発生時の一般廃棄物の収集運搬業務等に可能な限り協力するものとする。

２　要支援者は、甲と支援の内容や方法について、相互に協議し、確認するとともに、感染症発生時の感染症拡大防止策について、必要に応じて予め甲の感染症担当部局に対し助言を求めるものとする。

３　甲の感染症担当部局は、前項の求めに応じるとともに、要支援者から更なる助言を求めるため協議への参加依頼があった場合、必要と認めるときは、協議に参加するものとする。

４　甲は、本市域及び県域を超えた広域的な調整が必要とされる場合は、要支援者と支援者の調整及び周辺府県との調整を行うものとする。

５　支援者は、災害等発生時の収集運搬業務等を実施する場合は、労働災害及び交通事故の未然防止に万全を期するものとする。

（情報の提供）

第５条　要支援者は、災害等発生時の収集運搬業務等に円滑な支援が得られるよう、甲との連絡体制の整備に努めるとともに、その他協力団体の者に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

２　支援者は、甲から第３条の支援要請があったときは、支援の内容や方法等、必要な情報をその他協力団体の者へ提供するものとする。

（実施報告）

第６条　支援者は、第３条に規定する要請に基づき災害等発生時の収集運搬業務等を実施したときは、文書により甲及び要支援者に報告するものとする。

（費用の負担）

第７条　支援者は、第３条に規定する要請に基づき、実施する収集運搬業務等に要する費用の負担について、要支援者とその支援内容に応じ個別契約書を締結するなど、個別協議のうえ決定するものとする。

（損害賠償）

第８条　支援者は、甲及び要支援者の責に帰さない事由により、災害等発生時の収集運搬業務等の実施に伴い第三者へ損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（補償）

第９条　この協定に基づいて災害等発生時の収集運搬業務等に従事した支援者に属する者が、これに従事したことにより死亡、負傷又は疾病にかかった場合の補償については、労働者災害補償保険法その他法令によるものとする。

（連絡窓口）

第１０条　この協定に関する連絡窓口は、甲においては一般廃棄物業務所管課、その他の協力団体の者においては、各協力団体の者の指定する事務所とする。

（有効期間）
第１１条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間の満了する日から起算して１ヶ月前の日までに、協力団体の者のいずれからも書面による解約の申出がないときは、更に１年間同一の条項で更新するものとする。
２　協力団体の者が前項の規定によりこの協定を更新しない旨の申出をするときは、特段の理由を必要としないものとする。
３　第１項の規定は、同項に規定する期限が経過した後に前条の規定により協力団体の者がこの協定を解除することを妨げるものではない。
（疑義等の決定）
第１２条　この協定に定めのない事項及び各項に関して疑義が生じた場合は、その都度、協力団体の者が協議して決定するものとする。

本協定を証するため、本書８通を作成し、協力団体の者それぞれ署名のうえ各自１通を保有するものとする。

令和３年３月２４日

大津市御陵町３番１号
甲　大津市
大津市長　佐藤　健司

大津市小野２２３番地の４
乙　株式会社志賀衛生社
代表取締役　平川　尚基

大津市本堅田六丁目２４番１６号
丙　株式会社大津衛生社
代表取締役　伊東　竜成

大津市大石中六丁目２番２０号
丁　株式会社タケノウチ
代表取締役　竹之内　米貴

大津市大江二丁目１番８号
共立ビル２－Ａ
戊　大五産業株式会社　大津支店
代表取締役　権田　五雄

大津市木戸１１７８
己　株式会社日映志賀
代表取締役　中村　隆

大津市浜大津一丁目４番３１号
庚　大津市再生資源回収事業協同組合
代表理事長　新井　貞浩

大津市富士見台５７番４７号
辛　滋賀県環境整備事業協同組合
理事長　権田　五雄

マ-1　災害時における地図製品等の供給等に関する協定（株式会社ゼンリン）

出典：大津市資料（平成 29 年 2 月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第１条第⑴号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第２条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

第１条（目　的）

本協定は、以下各号の事項を目的とする。

⑴ 甲の区域内で災害対策基本法第２条第１号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第 23 条の２に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）もしくは大津市地域防災計画に基づく災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。

⑵ 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

第２条（定　義）

本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

⑴「住宅地図」とは、大津市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。

⑵「広域図」とは、大津市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。

⑶「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。

⑷「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。

⑸「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

第３条（地図製品等の供給の要請等）

１　乙は、甲が災害対策本部もしくは災害警戒本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

２　地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

３　甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

４　乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

５　本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

第４条（地図製品等の貸与及び保管）

１　乙は、第３条第１項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

２　甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

３　乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

第５条（地図製品等の利用等）

１　甲は、第１条第⑴号に基づき災害対策本部もしくは災害警戒本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第３条又は第４条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

⑴ 災害対策本部もしくは災害警戒本部設置期間中の閲覧

⑵ 災害対策本部もしくは災害警戒本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

２　甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

３　甲は、第１項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

第６条（情報交換）
甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

第７条（有効期間）
本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から１年間とする。但し、当該有効期間満了の３ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に１年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

第８条（協　議）
甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２８年８月５日

甲）
滋賀県大津市御陵町３番１号
大津市
大津市長　越　直美

乙）
兵庫県神戸市中央区御幸通４丁目２番２０号
三宮中央ビル１階
株式会社ゼンリン　関西第二エリア統括部
統括部長　　松井　仁

ミ-1　災害時等における無人航空機の運用に関する協定（滋賀特機株式会社）

出典：大津市資料（令和７年３月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）と滋賀特機株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時等における無人航空機の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、大津市内で、自然災害や大規模事故、市民の生命・身体・財産に重大な被害が生じまたは生じるおそれがある場合等において、甲が乙に対して無人航空機による災害情報の収集等の協力を要請する際における必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）
第２条　甲は、災害時等において情報収集等のため必要があると認める場合は、乙に対して協力を要請することができる。

（協力業務の範囲）
第３条　前条に規定による甲の要請により、乙が協力する業務（以下「協力業務」という。）は、次に掲げる業務とする。
（１）災害対応時に必要な映像、画像等の情報収集に関する業務
（２）災害地図の作成等の災害支援に関する業務
（３）災害時の孤立地域等への物資輸送に関する業務
（４）その他甲が必要と認める業務
２　乙は、特別の理由があるときは、前条の規定による甲の要請に協力しないことができる。この場合においては、乙は、この協定の違反等の責任を負わないものとする。

（協力要請書）
第４条　第２条の規定による甲の要請は、協力業務の内容、実施場所及び実施期間その他必要事項を明らかにした協力要請書（別記様式１）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後において速やかに協力要請書を提出することにより当該要請をすることができるものとする。

（協力業務の実施）
第５条　乙は、協力要請書の提出を受けたときは、直ちに協力業務に必要な無人航空機及び資機材並びに人員を出動させ、甲の指示に従い協力業務を実施するものとする。
（安全の確保等）
第６条　甲は、乙に対し、協力業務の内容に応じ安全の確保等に十分配慮するものとする。

（業務報告）
第７条　乙が第５条の規定により協力業務を実施したときは、当該協力業務の完了後速やかに、撮影データを添えて、その実施した協力業務の内容を実施報告書（別記様式２）により甲に報告するものとする。

（映像等の所有権）
第８条　この協定に基づく協力業務による映像、画像等の所有権は、甲に帰属するものとする。
２　乙は、協力業務により撮影した映像を、甲の許可なく第三者へ公開しないものとする。

（費用負担）
第９条　災害発生後概ね 1 週間程度の期間内において、甲の要請により、乙が支援の実施に要した費用は、原則として乙が負担するものとし、当該期間以外については、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が災害時以外に利用を希望する場合は、別途、乙に対して料金を支払うことで利用できるものとする。

（協力業務の責任負担）
第１０条　協力業務の実施において発生した事故の一切の責任は乙が負い、乙の名において誠実に処理しなければならない。
２　乙は、収集した情報の正確さに最大限配慮するものとする。
３　収集した情報の利用は、甲が判断を行い、乙は責任を負わない。

（平常時の準備）
第１１条　乙は、無人航空機の運用方法等をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙の構成員の無人航空機の活用技術の維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

（訓練の参加）
第１２条　乙は、この協定による協力業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等への参加に努めるものとする。

（協議）
第１３条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）
第１４条　本協定の有効期間は、本協定締結日から 1 年間とする。ただし、期間終了の１ヶ前までに、甲または乙の一方から文書をもって、協定終了の意思表示をしないときは、さらに１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成３１年　３月１５日
令和７年３月１８日一部改正

甲　滋賀県大津市御陵町３－１
大津市
大津市長

乙　滋賀県大津市におの浜４丁目１－２５
滋賀特機株式会社
（東洋エンジニア株式会社）
（JUAVAC ドローンエキスパートアカデミー滋賀校）
代表取締役

ム-1　災害時における応援職員等への宿泊施設の提供に関する協定書（おごと温泉旅館協同組合）

出典：大津市資料（令和元年５月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）とおごと温泉旅館協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における甲への他自治体や他機関等からの応援職員等（以下「応援職員等」という。）に対し、乙の組合員が所有する施設を宿泊施設として提供すること（以下「宿泊施設の提供」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害発生時において、甲への応援職員等に対する宿泊施設の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第２条　この協定の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、乙の組合員が所有する施設（別表）とする。

２　乙は、乙の組合員に変更が生じた場合は、その都度甲に報告するものとする。

（協力要請）

第３条　甲は、災害発生時において必要があると認めるときは、乙に対し、宿泊施設の提供の協力を要請するものとする。

２　前項の要請は、要請書（様式第１号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により口頭で要請できるものとし、事後、速やかに要請書を送付するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の要請があった場合には、直ちに対象施設の被災状況及び宿泊施設の提供の協力の可否について調査の上、甲に協力可能な施設名及び受入可能人数等を協力可能内容報告書（様式第２号）により報告するものとする。

２　乙の組合員は、可能な限りで、応援職員等が利用する宿泊スペースを確保し、宿泊施設における応援職員等の宿泊ならびに宿泊に付随する入浴及び食事の提供を行うものとする。

３　乙は、甲の申請による宿泊施設の提供を実施したときは、甲に提供した宿泊施設、期間、受入れた人数等を宿泊施設提供報告書（様式第３号）により報告するものとする。

（宿泊施設の提供期間）

第５条　宿泊施設の提供は、原則として甲が応援職員等の受入を終了した時点で終了するものとする。

（経費負担）

第６条　宿泊施設の提供に伴う経費は、原則として応援職員等の負担とする。

（協定の効力及び更新）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１か月前の日までに、甲、乙のいずれからも協定を更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、更に１年間同一の条項で更新するものとし、以後の期間についても同様とする。

（協議）

第８条　この協定に定めの無い事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和元年　５月１３日

甲　　大津市御陵町３番１号
大津市
大津市長

大津市雄琴六丁目５番１号
乙　　おごと温泉旅館協同組合
理事長

別表

施設の名称	所在地
びわこ緑水亭	大津市雄琴六丁目１番６号
里湯昔話　雄山荘	大津市雄琴一丁目９番２８号
湖畔の宿　雄琴荘	大津市雄琴六丁目１番２４号
びわ湖　花街道	大津市雄琴一丁目１番３号
湯元館	大津市苗鹿二丁目３０番７号
天然温泉の宿　ことゆう	大津市苗鹿三丁目９番５号
暖灯館　きくのや	大津市雄琴六丁目１番２９号
湯の宿　木もれび	大津市苗鹿二丁目３０番１号
琵琶湖グランドホテル	大津市雄琴六丁目５番１号

メ-1　災害時における被災者支援に関する協定書（滋賀県行政書士会）

出典：大津市資料（令和２年７月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）と滋賀県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、大津市内において、地震や風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき乙が実施する支援業務について、必要な事項を定める。

（対象となる災害）
第２条　この協定の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害で、甲が大津市地域防災計画に基づき、市災害対策本部を設置する体制をとるものを基本とする。

（支援業務の範囲）
第３条　甲の要請により、乙及び乙の会員が行う支援業務は、主に別表に掲げる行政書士法（昭和２６年法律第４号）第１条の２及び同条の３の業務、並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務（以下「業務」という）とする。
（１）乙による被災者支援相談窓口の設置
（２）甲への乙の会員の派遣
（３）その他甲が必要と認める業務

（連絡体制等の整備）
第４条　甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、「連絡責任者届」（第１号様式）によりそれぞれ相手方に報告するものとする。

（支援業務の要請）
第５条　甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して第３条に規定する支援業務の実施を要請することができる。
２　前項の規定による要請は、「災害時支援協力要請書」（第２号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請するものとし、その後速やかに「災害時支援協力要請書」を提出するものとする。
３　乙は、甲から前項の要請があったときは、可能な範囲においてこれを受諾するものとする。

（支援業務の実施）
第６条　乙は、甲から要請を受けたときは、甲の指示に基づき、第３条に掲げる支援業務について、協力するものとする。

（実施報告）
第７条　乙は前条に基づく業務を実施したときは、甲に対して次に掲げる事項を記載した「業務報告書」に業務の実施を確認できる書類を添付し、報告するものとする。
（１）業務の実施場所及び期間
（２）実施の内容
（３）業務に従事した者の氏名及び連絡先
（４）その他必要な事項

（費用負担）
第８条　第３条の支援業務に要した費用については、被災者支援相談窓口の設置にかかる費用は、甲の負担とし、支援業務実施に必要な人件費等の費用は、乙が負担するものとする。ただし、甲より費用負担の申し出があった場合はこの限りではない。

（相談者の負担）
第９条　甲の要請に基づき乙及び乙の会員が行う業務は無料とし、相談者は負担を負わない。ただし、実費が必要な場合は相談者が負担するものとする。

（災害の補償）
第１０条　甲の要請による支援業務を行う際に乙又は乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、甲は負担を負わない。

（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）
第１２条　本協定の有効期間は、本協定締結日から 1 年間とする。ただし、期間終了の１ヶ月前までに、甲または乙の一方から文書をもって、協定終了の意思表示をしないときは、さらに 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名押印の上、各１通を保有する。

令和２年７月２８日

甲　滋賀県大津市御陵町３－１
大津市
大津市長　　佐藤　健司

乙　滋賀県大津市末広町２－１
滋賀県行政書士会
会　　長　　井上　超由

別　表

1	り災証明書の申請に関する支援
2	自動車登録申請書類に関する支援
3	相続関係書類に関する支援
4	許認可申請書類に関する支援
5	権利義務・事実証明関係書類に関する支援
6	その他行政書士法に定める業務に関する支援

モ-1　災害時等におけるドローンの活用に関する協定（スカイオーシャンキャピタルパートナーズ合同会社）

出典：大津市資料（令和４年１月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）とスカイオーシャンキャピタルパートナーズ合同会社（以下「乙」という。）とは、災害時等におけるドローンを活用した協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大津市内で、自然災害や大規模事故、市民の生命・身体・財産に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがある場合等において、甲が乙に対してドローンによる災害時情報の収集等の協力を要請する際における必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時等において情報収集等のため必要があると認める場合は、乙に対して協力を要請することができる。

（協力業務の範囲）

第３条　前条の規定による甲の要請により、乙が協力する業務（以下「協力業務」という。）は、次に掲げる業務とする。

（１）災害発生現場等の被災状況の把握、取得した情報の提供

（２）災害地図の作成等の災害支援に関する業務

（３）その他甲が必要と認める業務

２　乙は、特別の理由があるときは、前条の規定による甲の要請に協力しないことができる。この場合においては、乙は、この協定の違反等の責任を負わないものとする。

３　災害等が発生したときに実施する協力業務の具体的運用は別に定めるものとする。

（協力要請書）

第４条　第２条の規定による甲の要請は、協力業務の内容、実施業務の内容、実施場所及び実施期間その他必要事項を明らかにした協力要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができる。

２　甲は、前項ただし書の規定により電話等により要請したときは、事後において速やかに協力要請書を提出しなければならない。

（協力業務の実施）

第５条　乙は、第２条の規定による甲の要請を受けたときは、直ちに協力業務に必要なドローン及び資機材並びに人員を出動させ、甲の指示に従い協力業務を実施するものとする。

（安全の確保等）

第６条　甲は、乙に対し、協力業務の内容に応じ安全の確保等に十分配慮するものとする。

（業務報告）

第７条　乙が第５条の規定により協力業務を実施したときは、当該協力業務の完了後、速やかに、撮影データを添えて、その実施した協力業務の内容を実施報告書により甲に報告するものとする。

（映像等の所有権）

第８条　この協定に基づく協力業務による映像、画像等の所有権は、甲に帰属するものとする。

２　乙は、協力業務により撮影した映像を、甲の許可なく第三者へ公開しないものとする。

（費用負担）

第９条　災害発生後概ね１週間程度の期間内において、甲の要請により、乙が支援の実施に要した費用は、原則として乙が負担するものとし、当該期間以外については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協力業務の責任負担）

第１０条　協力業務の実施において発生した事故の一切の責任は乙が負い、乙の名において誠実に処理しなければならない。

２　乙は、収集した情報の正確さに最大限配慮するものとする。

３　収集した情報の利用は、甲が判断を行い、乙は責任を負わない。

（平常時の準備）
第１１条　乙は、ドローンの運用方法等をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙の構成員のドローンの活用技術の維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）
第１３条　本協定の有効期間は、本協定締結日から１年間とする。ただし、期間終了の 1 ヶ月前までに、甲又は乙の一方から、文書をもって協定終了の意思表示をしないときは、さらに１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和４年１月２６日

甲　滋賀県大津市御陵町３番１号
大津市
大津市長　佐藤　健司

乙　滋賀県大津市中庄二丁目２番３６号
スカイオーシャンキャピタルパートナーズ合同会社
代表　古川　泰

ヤ-1 災害時等における次世代自動車からの電力供給に関する協定書（滋賀エムケイ株式会社及び Hyundai Mobility Japan 株式会社）

出典：大津市資料（令和７年４月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）、滋賀エムケイ株式会社（以下「乙」という。）及び Hyundai Mobility Japan 株式会社（以下「丙」という。）は、次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車をいう。以下同じ。）の外部給電機能に着目し、台風や地震等の災害が発生し、又はこれらが発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、市民の生命、身体及び財産を守るため、次世代自動車から電力供給等を受けることについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が、災害時等の場合に、乙及び丙の協力を得て、甲の指定する避難所等において、次世代自動車を非常用電源として活用した避難所等の運営とともに、甲の実施する防災力向上に関する活動等に対して行う乙及び丙の協力を円滑に行うことを目的とする。

（役割）

第２条　前条の目的を達成するため、甲、乙及び丙はそれぞれ次に掲げる役割を果たすものとする。

⑴　甲の役割

ア　甲が所有する次世代自動車、乙が所有し第５条に基づき甲に貸与する次世代自動車（以下「貸与対象次世代自動車」という。）並びに乙が所有する電気自動車用充電スタンドを活用して、避難所等に対して必要な電力供給等を行うこと。

イ　甲が実施する防災訓練等、甲の防災力向上等に関する取組において、乙及び丙に協力を求めること。

⑵　乙の役割

ア　乙が所有する貸与対象次世代自動車を甲に貸与すること。

イ　乙の指定する事業所等において次世代自動車又は電気自動車用充電スタンドを活用し、甲の所有する公用車又は帰宅困難者への電力供給を行うこと。

ウ　甲が丙から寄贈を受けた次世代自動車に関する整備等を行うこと。

エ　前号イの取組に協力するとともに、甲の防災力向上に寄与すること。

⑶　丙の役割

ア　丙がこの協定を締結するに際して、甲に寄贈する次世代自動車に対し、乙が行う整備等に関する技術的支援を行うこと。

イ　第１号イの取組に協力するとともに、甲の防災力向上に寄与すること。

（協力）

第３条　前条第２号ア及びイで定める事項の実施については、乙の安全確保及び事業継続が優先され、乙の可能な範囲で対応するものとする。

（協力要請）

第４条　甲は、災害時等において、第２条第２号ア及びイに定める貸与対象次世代自動車や電気自動車用充電スタンドが必要なときは、乙に対して協力を要請するものとする。

（要請手続）

第５条　前条の甲による要請（以下「甲の要請」という。）は、災害時等に起因する停電が発生し、又は発生するおそれがある場合に行うものとする。

２　甲の要請は、要請書（様式第１号。以下「要請書」という。）により行うものとする。

３　甲は、前項の要請書の提出に代えて、緊急を要する場合は口頭で要請することができるものとする。

４　甲は、前項の規定により、口頭で要請した場合には、後日、要請書を乙に提出するものとする。

（次世代自動車の貸与）

第６条　乙は、甲の要請により、甲に対し貸与対象次世代自動車を貸与し、電力供給のために使用させるものとするにあたり、この場合において、乙の貸与対象次世代自動車の保管場所と甲の避難所等との間の移動は、原則として、乙の責任において乙が行うこととする。

２　前項の規定による貸与に係る期間（以下「貸与期間」という。）は、停電の状況等を勘案し、原則として災害発生から１週間程度とする。ただし、残電力量の不足等により電力供給の遂行ができなくなった場合、貸与対象次世代自動車を充電することにより、貸与期間中において継続的に電力供給を行うことができるようにするものとする。

３　貸与期間の満了後において、電力供給の必要があると甲が認める場合は、甲及び乙は、甲及び乙協議の上、可能な範囲において、貸与を継続するものとする。

４　甲は、電力供給の終了後、その旨を乙に報告し、遅滞なく、次世代自動車を原状に復して乙の指定する場所に返還するものとする。

（充電スタンドの使用許諾）

第７条　乙は、甲に対して、乙の管理する電気自動車用充電スタンドを、乙の指定する日時及び場所において使用することを許諾するものとする。

（費用負担）

第８条　本協定により、貸与対象次世代自動車及び電気自動車用充電スタンドの使用料については、無償とする。

２　乙の貸与した時点において次世代自動車に充電されている電力又は燃料は、乙が無償で提供する。
３　貸与期間中に電力を再充電又は燃料を再充填する場合の費用については、原則として甲が負担するものとする。
（使用上の留意事項）
第９条　甲は、貸与対象次世代自動車及び電気自動車用充電スタンドを次のとおり使用するものとする。
⑴　乙が貸与する貸与対象次世代自動車及び電気自動車用充電スタンドにあっては乙が定める使用条件を遵守し、安全な場所及び方法で使用すること。
⑵　乙が貸与する貸与対象次世代自動車の使用に当たり、故障又は何らかの理由により使用することができなくなった場合は、甲は、乙に速やかに連絡を行い、対応を協議すること。
⑶　乙が貸与する貸与対象次世代自動車の使用に当たり、物損事故又は人身事故を起こした場合には、甲は、乙に速やかに連絡を行い、対応を協議すること。
（賠償）
第１０条　甲は、貸与対象次世代自動車を善良なる管理者の注意をもって管理し、甲の責に帰すべき事由により損害を与え、又は滅失したときは、当該貸与対象次世代自動車の所有者である乙に対しその損害を賠償するものとする。
（防災力向上に関する活動等への協力）
第１１条　乙及び丙は、甲が平常時において実施する防災啓発事業、防災訓練、その他防災力向上に向けた活動等に対し、自己の費用負担と責任において協力するものとする。
（連絡調整）
第１２条　この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙及び丙があらかじめ連絡調整者名簿（様式第２号。以下「名簿」という。）により指定した者が行うものとする。なお、甲、乙及び丙は、名簿により指定する者に変更があった場合は、更新した名簿を各事業者に対して速やかに送付するものとする。
（定期協議）
第１３条　この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙及び丙は、年１回以上、意見交換、協議等を行うものとする。
（広報活動）
第１４条　甲、乙及び丙は、平常時においても次世代自動車の普及や次世代自動車を活用した防災の広報活動に努めるものとする。
２　甲、乙及び丙が、この協定に係るプレスリリースその他外部への公表等を行う場合は、事前に他の当事者と協議し、プレスリリースの内容等について合意を得るものとする。
（協定の効力及び更新）
第１５条　この協定は、締結の日から令和８年３月３１日をもって終了する。ただし、協定期間の満了する日の３か月前までに甲、乙及び丙から他の当事者に対し書面による別段の意思表示がない場合、本協定は自動的に１年間更新されるものとし、以降も同様とする。
（協議）
第１６条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書３通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各自その１通を保有する。

令和７年４月１６日

甲　滋賀県大津市御陵町３番１号
大津市
大津市長　佐藤　健司

乙　滋賀県大津市石山寺四丁目２番 27 号
滋賀エムケイ株式会社
代表取締役　飛田　真介

丙　神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目３番３号
横浜コネクトスクエア９階
Hyundai Mobility Japan 株式会社
代表取締役社長　七五三木　敏幸

ユ-1 災害時における相互連携に関する協定（ＮＴＴ西日本株式会社）

出典：大津市資料（令和 8 年 2 月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）、及びＮＴＴ西日本株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の大規模な通信障害に対して、連携して対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、大津市において災害による大規模な通信障害が発生した場合、または発生が予想される場合に、甲及び乙が連携して対応することにより、迅速な災害復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）
第２条　この協定の適用範囲は、大津市内とする。

（連携事項）
第３条　甲及び乙は、第１条の目的を達成するため、次の事項について連携するものとする。
⑴　甲及び乙は、大規模な通信障害が発生した場合若しくはその恐れがある場合には、必要に応じて連携して、通信障害情報等の共有に努めるものとする。
⑵　甲及び乙は、乙の設備が甲の管理する道路に支障を及ぼした場合、連携して通行の確保にあたるとともに、甲の管理する緊急輸送道路等については、これを可能な限り優先的に実施するものとする。
⑶　乙は、早期の通信障害復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、緊急の業務に支障のない範囲において、これに協力するものとする。また、乙においても甲からの依頼があれば可能な限り協力するものとする。
⑷　乙は、通信障害復旧作業に必要となる活動拠点について、甲または甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。
⑸　甲及び乙は、双方が保有する連絡・通信手段等を利用し、大津市民に対して通信障害の情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。
⑹　甲は、優先的に通信障害の仮復旧のための機器を配置すべき重要施設について確認し、乙と情報共有しておくとともに、情報に変更が生じた場合は、随時共有するものとする。
⑺　乙は、通信障害の仮復旧のための機器を配置する場合は、復旧見通し及び仮復旧箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案し配備するものとする。
⑻　甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

（連携方法）
第４条　甲及び乙は、孤立集落の解消に資する道路、緊急輸送道路及び重要な通信設備の復旧に資する等の優先的に通行を確保すべき道路の応急措置を優先して行うものとする。
⑴　甲は、乙の現場着手等が遅れ、優先的に啓開すべき道路の通行に支障を来すと判断したときは、乙による安全確認を実施した上で、乙に代わり通行の支障となる通信設備等の除去を実施することができる。
⑵　甲は前号の通信設備等の除去に先立ち、【様式１】により乙に対し現場の安全について判断することができる技術員の派遣を要請し、乙は直ちに当該技術員を派遣し通信設備的安全措置を実施するものとする。
⑶　前号の通信設備的安全措置の完了後、甲及び乙で確認書【様式２】をもとに安全確認を行うとともに、除去に当たっては乙の技術員立ち合いのもと実施することとする。
⑷　乙が通信設備等の復旧を行う場合、甲が管理する道路において障害物の除去が必要となったときは、【様式３】により甲に対し障害物除去を要請し、甲は障害物の除去を実施するものとする。
⑸　第２号及び第４号の場合において、緊急を要するときは、相手方に対する要請を口頭または電話等で行うことができることとする。この場合においては除去の実施後、遅滞なくこの協定に定める要請手続きを行うものとする。
⑹　甲が管理する道路において、通信復旧の支障となっている倒木等の除去が必要となった際には、甲の指示のもと、乙にて障害物の除去を実施することができることとする。

（費用負担）
第５条　この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（秘密保持）
第６条　甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報を他人に開示し、または漏えいしてはならない。

（安全管理）
第７条　この協定の実施にあたっては、甲乙相互に協力し、甲及び乙の従事者並びに第三者の安全確保に万全を期すものとする。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（期間）
第９条　この協定は、協定の成立した日から令和８年３月３１日までとする。ただし、期間満了日までに甲及び乙のいずれからも書面による変更または廃止の申し出がないときは、期間満了日の翌日から１年間延長することとし、以降も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年２月２日

甲　大津市御陵町３番１号
大津市
大津市長　佐藤　健司

乙　大津市浜大津一丁目１番２６号
ＮＴＴ西日本株式会社
滋賀支店長　若林　宣公

（３）関係法令等
ア　災害対策基本法（抜粋）

最終改正：令和７年７月１日

（目的）
第一条　この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）
第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一　災害　暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地盤の液状化、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
二　防災　災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
三　指定行政機関　次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。
イ　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関
ロ　内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関
ハ　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関
ニ　内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関
四　指定地方行政機関　指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第四十三条及び第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
五　指定公共機関　独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
六　指定地方公共機関　地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の港務局（第八十二条第一項において「港務局」という。）、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五条第一項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。
七　防災計画　防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。
八　防災基本計画　中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。
九　防災業務計画　指定行政機関の長（当該指定行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項の委員会若しくは第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては、当該指定行政機関。第十二条第八項、第二十五条第六項第二号、第二十八条第二項、第二十八条の三第六項第四号及び第二十八条の六第二項を除き、以下同じ。）又は指定公共機関（指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関）が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。
十　地域防災計画　一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。
イ　都道府県地域防災計画　都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの
ロ　市町村地域防災計画　市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの
ハ　都道府県相互間地域防災計画　二以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の協議会が作成するもの
ニ　市町村相互間地域防災計画　二以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成するもの

（基本理念）
第二条の二　災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。
一　我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
二　国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
三　災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。

四　災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであつても、できる限り的確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
五　被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
六　災害復旧及び災害からの復興に必要な準備をするとともに、災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

(国の責務)
第三条　国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのつとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。
２　国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。
３　指定行政機関及び指定地方行政機関は、その所掌事務を遂行するにあたつては、第一項に規定する国の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。
４　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

(都道府県の責務)
第四条　都道府県は、基本理念にのつとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。
２　都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあたつては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(市町村の責務)
第五条　市町村は、基本理念にのつとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。
２　市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。
３　消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたつては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(地方公共団体相互の協力)
第五条の二　地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

(国及び地方公共団体とボランティアとの連携)
第五条の三　国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。
２　国は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に対する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への国民の参加を促進するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)
第六条　指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本理念にのつとり、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。
２　指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

(住民等の責務)
第七条　地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのつとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。
２　災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのつとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

３　前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのつとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

(施策における防災上の配慮等)
第八条　国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。
２　国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。
一　災害及び災害の防止に関する科学的研究とその成果の実現に関する事項
二　治山、治水その他の国土の保全に関する事項
三　宅地の耐震化、建物の不燃堅牢ろう化その他都市の防災構造の改善に関する事項
四　交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項
五　防災上必要な気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設及び組織並びに防災上必要な通信に関する施設及び組織の整備に関する事項
六　災害の予報及び警報の改善に関する事項
七　地震予知情報(大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)第二条第三号の地震予知情報をいう。)を周知させるための方法の改善に関する事項
八　気象観測網の充実についての国際的協力に関する事項
九　台風に対する人為的調節その他防災上必要な研究、観測及び情報交換についての国際的協力に関する事項
十　火山現象等による長期的災害に対する対策に関する事項
十一　水防、消防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備に関する事項
十二　地方公共団体の相互応援、第六十一条の四第三項に規定する広域避難及び第八十六条の八第一項に規定する広域一時滞在に関する協定並びに民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に関する事項
十三　自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項
十四　被災者の援護に従事する者が災害が発生した地域において円滑かつ効率的に活動を行うことができる環境の整備に関する事項
十五　被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事項
十六　被災者の生活の再建に関する事項
十七　高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)に対する防災上必要な措置に関する事項
十八　海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項
十九　被災者に対する的確な情報提供及び被災者からの相談に関する事項
二十　防災上必要な教育及び訓練に関する事項
二十一　防災思想の普及に関する事項
二十二　防災上必要な情報通信技術その他の先端的な技術の活用に関する事項

(政府の措置及び国会に対する報告)
第九条　政府は、この法律の目的を達成するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。
２　政府は、毎年、政令で定めるところにより、防災に関する計画及び防災に関してとつた措置の概況を国会に報告しなければならない。

(他の法律との関係)
第十条　防災に関する事務の処理については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

第二章　防災に関する組織
第一節　中央防災会議

(中央防災会議の設置及び所掌事務)
第十一条　内閣府に、中央防災会議を置く。
２　中央防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　防災基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
二　内閣総理大臣又は内閣府設置法第九条の二に規定する特命担当大臣(以下「防災担当大臣」という。)の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。
三　前号に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣又は防災担当大臣に意見を述べること。
四　前三号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務
３　内閣総理大臣は、次に掲げる事項については、中央防災会議に諮問しなければならない。
一　防災の基本方針
二　防災に関する施策の総合調整で重要なもの
三　非常災害又は第二十三条の三第一項に規定する特定災害に際し一時的に必要とする緊急措置の大綱
四　災害緊急事態の布告

五　その他内閣総理大臣が必要と認める防災に関する重要事項

(中央防災会議の組織)
第十二条　中央防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。
２　会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。
３　会長は、会務を総理する。
４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
５　委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
一　防災担当大臣
二　防災担当大臣以外の国務大臣、内閣危機管理監、内閣府の防災監、指定公共機関の代表者及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
６　中央防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
７　専門委員は、関係行政機関及び指定公共機関の職員並びに学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
８　中央防災会議に、幹事を置き、内閣官房の職員又は指定行政機関の長(国務大臣を除く。)若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
９　幹事は、中央防災会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
１０　前各項に定めるもののほか、中央防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(関係行政機関等に対する協力要求等)
第十三条　中央防災会議は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
２　中央防災会議は、その所掌事務の遂行について、地方防災会議(都道府県防災会議又は市町村防災会議をいう。以下同じ。)又は地方防災会議の協議会(都道府県防災会議の協議会又は市町村防災会議の協議会をいう。以下同じ。)に対し、必要な勧告をすることができる。

第二節　地方防災会議

(都道府県防災会議の設置及び所掌事務)
第十四条　都道府県に、都道府県防災会議を置く。
２　都道府県防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
二　都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
三　前号に規定する重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。
四　当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
五　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(都道府県防災会議の組織)
第十五条　都道府県防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。
２　会長は、当該都道府県の知事をもつて充てる。
３　会長は、会務を総理する。
４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
５　委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
一　当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
二　当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
三　当該都道府県の教育委員会の教育長
四　警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
五　当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者
六　当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
七　当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
八　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者
６　都道府県防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
７　専門委員は、関係地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、当該都道府県の知事が任命する。
８　前各項に定めるもののほか、都道府県防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の条例で定める。

(市町村防災会議)
第十六条　市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。
２　前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

３　市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。
４　市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき(第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。)は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。
５　都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
６　市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例(第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約)で定める。

(地方防災会議の協議会)
第十七条　都道府県相互の間又は市町村相互の間において、当該都道府県又は市町村の区域の全部又は一部にわたり都道府県相互間地域防災計画又は市町村相互間地域防災計画を作成することが必要かつ効果的であると認めるときは、当該都道府県又は市町村は、協議により規約を定め、都道府県防災会議の協議会又は市町村防災会議の協議会を設置することができる。
２　前項の規定により協議会を設置したときは、都道府県防災会議の協議会にあつては内閣総理大臣に、市町村防災会議の協議会にあつては都道府県知事にそれぞれ届け出なければならない。

第十八条及び第十九条　削除

(政令への委任)
第二十条　第十七条に規定するもののほか、地方防災会議の協議会に関し必要な事項は、政令で定める。

(関係行政機関等に対する協力要求)
第二十一条　都道府県防災会議及び市町村防災会議(地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。)は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

(地方防災会議等相互の関係)
第二十二条　地方防災会議等は、それぞれその所掌事務の遂行について相互に協力しなければならない。
２　都道府県防災会議は、その所掌事務の遂行について、市町村防災会議に対し、必要な勧告をすることができる。

(都道府県災害対策本部)
第二十三条　都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置することができる。
２　都道府県災害対策本部の長は、都道府県災害対策本部長とし、都道府県知事をもつて充てる。
３　都道府県災害対策本部に、都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命する。
４　都道府県災害対策本部は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。
一　当該都道府県の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
二　当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿つて災害予防及び災害応急対策を実施すること。
三　当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
５　都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部に、災害地にあつて当該都道府県災害対策本部の事務の一部を行う組織として、都道府県現地災害対策本部を置くことができる。
６　都道府県災害対策本部長は、当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
７　都道府県災害対策本部長は、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、第三十三条の二第一項の規定により内閣総理大臣の登録を受けた同項に規定する被災者援護協力団体(以下「登録被災者援護協力団体」という。)並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
８　前各項に規定するもののほか、都道府県災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村災害対策本部)
第二十三条の二　市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。
２　市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。

３　市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
４　市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
一　当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
二　当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿つて災害予防及び災害応急対策を実施すること。
５　市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
６　市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
７　前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
８　前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(特定災害対策本部の設置)
第二十三条の三　災害(その規模が非常災害に該当するに至らないと認められるものに限る。以下この項において同じ。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害が、人の生命又は身体に急迫した危険を生じさせ、かつ、当該災害に係る地域の状況その他の事情を勘案して当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるもの(以下「特定災害」という。)であるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、臨時に内閣府に特定災害対策本部を設置することができる。
２　内閣総理大臣は、特定災害対策本部を置いたときは当該本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間を、当該本部を廃止したときはその旨を、直ちに、告示しなければならない。

(特定災害対策本部の組織)
第二十三条の四　特定災害対策本部の長は、特定災害対策本部長とし、防災担当大臣その他の国務大臣をもつて充てる。
２　特定災害対策本部長は、特定災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
３　特定災害対策本部に、特定災害対策副本部長、特定災害対策本部員その他の職員を置く。
４　特定災害対策副本部長は、特定災害対策本部長を助け、特定災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。特定災害対策副本部長が二人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ特定災害対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。
５　特定災害対策副本部長、特定災害対策本部員その他の職員は、内閣官房若しくは内閣府その他の指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
６　特定災害対策本部に、当該特定災害対策本部の所管区域にあつて当該特定災害対策本部長の定めるところにより当該特定災害対策本部の事務の一部を行う組織として、特定災害現地対策本部を置くことができる。この場合においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十六条第四項の規定は、適用しない。
７　内閣総理大臣は、前項の規定により特定災害現地対策本部を置いたときは、これを国会に報告しなければならない。
８　前条第二項の規定は、特定災害現地対策本部について準用する。
９　特定災害現地対策本部に、特定災害現地対策本部長及び特定災害現地対策本部員その他の職員を置く。
１０　特定災害現地対策本部長は、特定災害対策本部長の命を受け、特定災害現地対策本部の事務を掌理する。
１１　特定災害現地対策本部長及び特定災害現地対策本部員その他の職員は、特定災害対策副本部長、特定災害対策本部員その他の職員のうちから、特定災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

(特定災害対策本部の所掌事務)
第二十三条の五　特定災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。
二　所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関すること。
三　特定災害に際し必要な緊急の措置の実施に関すること。
四　第二十三条の七の規定により特定災害対策本部長の権限に属する事務
五　前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(指定行政機関の長の権限の委任)
第二十三条の六　指定行政機関の長は、特定災害対策本部が設置されたときは、災害応急対策に必要な権限の全部又は一部を当該特定災害対策本部員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。
２　指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(特定災害対策本部長の権限)
第二十三条の七　特定災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該特定災害対策本部の所管区域における権限の行使について調整をすることができる。

２　特定災害対策本部長は、当該特定災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。
３　特定災害対策本部長は、当該特定災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、登録被災者援護協力団体並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
４　特定災害対策本部長は、特定災害現地対策本部が置かれたときは、前三項の規定による権限の一部を特定災害現地対策本部長に委任することができる。
５　特定災害対策本部長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(非常災害対策本部の設置)
第二十四条　非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、臨時に内閣府に非常災害対策本部を設置することができる。
２　第二十三条の三第二項の規定は、非常災害対策本部について準用する。
３　第一項の規定により非常災害対策本部が設置された場合において、当該災害に係る特定災害対策本部が既に設置されているときは、当該特定災害対策本部は廃止されるものとし、非常災害対策本部が当該特定災害対策本部の所掌事務を承継するものとする。

(非常災害対策本部の組織)
第二十五条　非常災害対策本部の長は、非常災害対策本部長とし、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)をもつて充てる。
２　非常災害対策本部長は、非常災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
３　非常災害対策本部に、非常災害対策副本部長、非常災害対策本部員その他の職員を置く。
４　非常災害対策副本部長は、内閣官房長官、防災担当大臣その他の国務大臣をもつて充てる。
５　非常災害対策副本部長は、非常災害対策本部長を助け、非常災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。非常災害対策副本部長が二人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ非常災害対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。
６　非常災害対策本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。
一　非常災害対策本部長及び非常災害対策副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する者
二　副大臣、内閣危機管理監、内閣府の防災監又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者
７　非常災害対策副本部長及び非常災害対策本部員以外の非常災害対策本部の職員は、内閣官房若しくは内閣府その他の指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
８　非常災害対策本部に、当該非常災害対策本部の所管区域にあつて当該非常災害対策本部長の定めるところにより当該非常災害対策本部の事務の一部を行う組織として、非常災害現地対策本部を置くことができる。
９　第二十三条の四第六項後段、第七項及び第八項の規定は、非常災害現地対策本部について準用する。
１０　非常災害現地対策本部に、非常災害現地対策本部長及び非常災害現地対策本部員その他の職員を置く。
１１　非常災害現地対策本部長は、非常災害対策本部長の命を受け、非常災害現地対策本部の事務を掌理する。
１２　非常災害現地対策本部長及び非常災害現地対策本部員その他の職員は、非常災害対策副本部長、非常災害対策本部員その他の職員のうちから、非常災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

(非常災害対策本部の所掌事務)
第二十六条　非常災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。
二　所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関すること。
三　非常災害に際し必要な緊急の措置の実施に関すること。
四　第二十八条の規定により非常災害対策本部長の権限に属する事務
五　前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(指定行政機関の長の権限の委任)
第二十七条　指定行政機関の長は、非常災害対策本部が設置されたときは、災害応急対策に必要な権限の全部又は一部を当該非常災害対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。
２　指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(非常災害対策本部長の権限)
第二十八条　非常災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該非常災害対策本部の所管区域における権限の行使について調整をすることができる。
２　非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並び

に前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。
３　非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、登録被災者援護協力団体並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
４　非常災害対策本部長は、前三項の規定による権限の全部又は一部を非常災害対策副本部長に委任することができる。
５　非常災害対策本部長は、非常災害現地対策本部が置かれたときは、第一項から第三項までの規定による権限(第二項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。)の一部を非常災害現地対策本部長に委任することができる。
６　非常災害対策本部長は、前二項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(緊急災害対策本部の設置)
第二十八条の二　著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣府に緊急災害対策本部を設置することができる。
２　第二十三条の三第二項の規定は、緊急災害対策本部について準用する。
３　第一項の規定により緊急災害対策本部が設置された場合において、当該災害に係る特定災害対策本部又は非常災害対策本部が既に設置されているときは、当該特定災害対策本部又は非常災害対策本部は廃止されるものとし、緊急災害対策本部が当該特定災害対策本部又は非常災害対策本部の所掌事務を承継するものとする。

(緊急災害対策本部の組織)
第二十八条の三　緊急災害対策本部の長は、緊急災害対策本部長とし、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)をもつて充てる。
２　緊急災害対策本部長は、緊急災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
３　緊急災害対策本部に、緊急災害対策副本部長、緊急災害対策本部員その他の職員を置く。
４　緊急災害対策副本部長は、内閣官房長官、防災担当大臣その他の国務大臣をもつて充てる。
５　緊急災害対策副本部長は、緊急災害対策本部長を助け、緊急災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。緊急災害対策副本部長が二人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ緊急災害対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。
６　緊急災害対策本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。
一　緊急災害対策本部長及び緊急災害対策副本部長以外の全ての国務大臣
二　内閣危機管理監
三　内閣府の防災監
四　副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者
７　緊急災害対策副本部長及び緊急災害対策本部員以外の緊急災害対策本部の職員は、内閣官房若しくは内閣府その他の指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
８　緊急災害対策本部に、当該緊急災害対策本部の所管区域にあつて当該緊急災害対策本部長の定めるところにより当該緊急災害対策本部の事務の一部を行う組織として、閣議にかけて、緊急災害現地対策本部を置くことができる。
９　第二十三条の四第六項後段、第七項及び第八項の規定は、緊急災害現地対策本部について準用する。
１０　緊急災害現地対策本部に、緊急災害現地対策本部長及び緊急災害現地対策本部員その他の職員を置く。
１１　緊急災害現地対策本部長は、緊急災害対策本部長の命を受け、緊急災害現地対策本部の事務を掌理する。
１２　緊急災害現地対策本部長及び緊急災害現地対策本部員その他の職員は、緊急災害対策副本部長、緊急災害対策本部員その他の職員のうちから、緊急災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

(緊急災害対策本部の所掌事務)
第二十八条の四　緊急災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。
二　所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関すること。
三　非常災害に際し必要な緊急の措置の実施に関すること。
四　第二十八条の六の規定により緊急災害対策本部長の権限に属する事務
五　前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(指定行政機関の長の権限の委任)
第二十八条の五　指定行政機関の長は、緊急災害対策本部が設置されたときは、災害応急対策に必要な権限の全部又は一部を当該緊急災害対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。
２　指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(緊急災害対策本部長の権限)
第二十八条の六　緊急災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該緊急災害対策本部の所管区域における権限の行使について調整をすることができる。

２　緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。
３　緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、登録被災者援護協力団体並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
４　緊急災害対策本部長は、前三項の規定による権限の全部又は一部を緊急災害対策副本部長に委任することができる。
５　緊急災害対策本部長は、緊急災害現地対策本部が置かれたときは、第一項から第三項までの規定による権限（第二項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。）の一部を緊急災害現地対策本部長に委任することができる。
６　緊急災害対策本部長は、前二項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

第四節　災害時における職員の派遣

（職員の派遣の要請）
第二十九条　都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（第三十三条の三を除き、以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
２　市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限つて内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
３　都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

（職員の派遣のあつせん）
第三十条　都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。
２　都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第百二十四条第一項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。
３　前条第三項の規定は、前二項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。

（職員の派遣義務）
第三十一条　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等並びに指定公共機関及び特定地方公共機関は、前二条の規定による要請又はあつせんがあつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

（派遣職員の身分取扱い）
第三十二条　都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。
２　前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

（派遣職員に関する資料の提出等）
第三十三条　指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長、都道府県知事又は指定公共機関は、内閣総理大臣に対し、第三十一条の規定による職員の派遣が円滑に行われるよう、定期的に、災害応急対策又は災害復旧に必要な技術、知識又は経験を有する職員の職種別現員数及びこれらの者の技術、知識又は経験の程度を記載した資料を提出するとともに、当該資料を相互に交換しなければならない。

第五節　登録被災者援護協力団体

（被災者援護協力団体の登録）
第三十三条の二　国及び地方公共団体が行う被災者の援護への協力であつて、次の各号のいずれかに該当する業務（以下「被災者援護協力業務」という。）を行う法人その他これに準ずるものとして内閣府令で定める団体（以下この条において「被災者援護協力団体」という。）は、内閣総理大臣の登録を受けることができる。

一　避難所(避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者(以下「居住者等」という。)を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民(以下「被災住民」という。)その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。)の運営
二　炊き出しその他による食品の給与又は飲料水の供給
三　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
四　被災した住宅の応急修理又は災害により生じた土砂その他の障害物の除去
五　被災者からの相談への対応又は被災者に対する情報の提供若しくは助言
六　ボランティアの受入れの実施に係る連絡調整
七　前各号に掲げるもののほか、被災者の援護を図るために必要な協力の業務
２　前項の登録(以下「登録」という。)を受けようとする被災者援護協力団体は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に申請をしなければならない。
３　次の各号のいずれかに該当する被災者援護協力団体は、登録を受けることができない。
一　第三十三条の九の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しないもの
二　役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者又は法人でない団体で代表者若しくは管理人の定めのあるものの代表者若しくは管理人を含む。第三十三条の六及び第九十条の六において同じ。)のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの
イ　拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
ロ　集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で内閣府令で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
ハ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者
ニ　アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
ホ　心身の障害により被災者援護協力業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの
４　内閣総理大臣は、第二項の申請をした被災者援護協力団体が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。
一　その行おうとする被災者援護協力業務に必要な機材その他の物資を有し、かつ、当該被災者援護協力業務に従事する者のうち二人以上が当該被災者援護協力業務に関する専門的な知識及び技能を有する者として内閣府令で定める者であるものであること。
二　被災者援護協力業務を適切に行うための次に掲げる措置がとられていること。
イ　被災者援護協力業務を適切に行うための管理者が置かれていること。
ロ　被災者援護協力業務の適切な実施の確保に関する業務方法書その他の文書が作成されていること。
三　その行おうとする被災者援護協力業務の実績が相当程度あること。
５　登録は、登録被災者援護協力団体登録簿に次に掲げる事項を記載し、又は記録してするものとする。
一　登録年月日及び登録番号
二　登録被災者援護協力団体の名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)の氏名
三　被災者援護協力業務を行おうとする地域
四　前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
６　登録被災者援護協力団体は、前項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(登録被災者援護協力団体の都道府県知事等による救助への協力)
第三十三条の三　登録被災者援護協力団体は、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第八条第二項の規定により都道府県知事等(同法第三条に規定する都道府県知事等をいう。)から協力命令が発せられたときは、同法による救助に関する業務に協力しなければならない。

(表示の制限)
第三十三条の四　登録被災者援護協力団体でない者は、被災者援護協力業務を行うに際し、登録を受けている旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

(被災者援護協力業務の方法)
第三十三条の五　登録被災者援護協力団体は、第三十三条の二第四項各号に掲げる要件及び被災者援護協力業務を適切に行うための内閣府令で定める基準に適合する方法により被災者援護協力業務を行わなければならない。

(秘密保持義務)
第三十三条の六　登録被災者援護協力団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がなく、被災者援護協力業務に関して知り得た秘密(第九十条の四第一項第四号の規定により提供を受けた同項に規定する台帳情報に関する秘密を除く。)を漏らしてはならない。

(業務の休廃止)

第三十三条の七　登録被災者援護協力団体は、被災者援護協力業務を休止し、又は廃止したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
２　前項の規定により被災者援護協力業務を廃止した旨の届出があつたときは、当該登録被災者援護協力団体に係る登録は、その効力を失う。

（改善命令）
第三十三条の八　内閣総理大臣は、登録被災者援護協力団体が第三十三条の五の規定に違反していると認めるときは、当該登録被災者援護協力団体に対し、被災者援護協力業務の方法を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し）
第三十三条の九　内閣総理大臣は、登録被災者援護協力団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。
一　第三十三条の二第三項第二号に該当するに至つたとき。
二　第三十三条の二第六項又は第三十三条の七第一項の規定に違反したとき。
三　前条の規定による命令に違反したとき。
四　不正の手段により登録を受けたとき。
五　次条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
六　災害救助法第八条第三項の規定による通知があつた場合において、正当な理由がなく、同法による救助に関する業務に協力していないと認めるとき。

（報告又は資料の提出）
第三十三条の十　内閣総理大臣は、被災者援護協力業務の適切な運営を確保するために必要な限度において、登録被災者援護協力団体に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

（公表）
第三十三条の十一　内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
一　登録をしたとき。
二　第三十三条の二第六項の規定による届出があつたとき。
三　第三十三条の七第一項の規定による届出があつたとき。
四　第三十三条の九の規定により登録を取り消したとき。

（防災基本計画の作成及び公表等）
第三十四条　中央防災会議は、防災基本計画を作成するとともに、災害及び災害の防止に関する科学的研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行なわれた災害応急対策の効果を勘案して毎年防災基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。
２　中央防災会議は、前項の規定により防災基本計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、並びに指定行政機関の長、都道府県知事及び指定公共機関に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

第三十五条　防災基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
一　防災に関する総合的かつ長期的な計画
二　防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項
三　前各号に掲げるもののほか、防災業務計画及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項で、中央防災会議が必要と認めるもの
２　防災基本計画には、次に掲げる事項に関する資料を添付しなければならない。
一　国土の現況及び気象の概況
二　防災上必要な施設及び設備の整備の概況
三　防災業務に従事する人員の状況
四　防災上必要な物資の需給の状況
五　防災上必要な運輸又は通信の状況
六　前各号に掲げるもののほか、防災に関し中央防災会議が必要と認める事項

（指定行政機関の防災業務計画）
第三十六条　指定行政機関の長は、防災基本計画に基づき、その所掌事務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。
２　指定行政機関の長は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、並びに都道府県知事及び関係指定公共機関に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
３　第二十一条の規定は、指定行政機関の長が第一項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

第三十七条　防災業務計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　所掌事務について、防災に関しとるべき措置
二　前号に掲げるもののほか、所掌事務に関し地域防災計画の作成の基準となるべき事項
２　指定行政機関の長は、防災業務計画の作成及び実施にあたつては、他の指定行政機関の長が作成する防災業務計画との間に調整を図り、防災業務計画が一体的かつ有機的に作成され、及び実施されるように努めなければならない。

（他の法令に基づく計画との関係）
第三十八条　指定行政機関の長が他の法令の規定に基づいて作成する次に掲げる防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画及び防災業務計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。
一　国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第二条第一項に規定する国土形成計画
二　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四条第一項に規定する全国森林計画及び同条第五項に規定する森林整備保全事業計画
三　特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項に規定する災害防除に関する事業計画
四　保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）第二条第一項に規定する保安林整備計画
五　首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第二項に規定する首都圏整備計画
六　特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第一項に規定する多目的ダムの建設に関する基本計画
七　台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年法律第七十二号）第二条第二項に規定する災害防除事業五箇年計画
八　豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第三条第一項に規定する豪雪地帯対策基本計画
九　近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百二十九号）第二条第二項に規定する近畿圏整備計画
十　中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）第二条第二項に規定する中部圏開発整備計画
十一　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の五第一項に規定する排出油等の防除に関する計画
十二　社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第一項に規定する社会資本整備重点計画
十三　前各号に掲げるもののほか、政令で定める計画

（指定公共機関の防災業務計画）
第三十九条　指定公共機関は、防災基本計画に基づき、その業務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。
２　指定公共機関は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、速やかに当該指定公共機関を所管する大臣を経由して内閣総理大臣に報告し、及び関係都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
３　第二十一条の規定は、指定公共機関が第一項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

（都道府県地域防災計画）
第四十条　都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。
２　都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
一　当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第四項において「管轄指定地方行政機関等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
二　当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
三　当該都道府県の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
３　都道府県地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するために必要となる公共的団体又は民間の団体との連携に関する基本的な方針について定めることができる。
４　都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において管轄指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
５　都道府県防災会議は、第一項の規定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
６　内閣総理大臣は、前項の規定により都道府県地域防災計画について報告を受けたときは、中央防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該都道府県防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

第四十一条　都道府県が他の法令の規定に基づいて作成し、又は協議する次に掲げる防災に関する計画又は防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画、防災業務計画又は都道府県地域防災計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。

一　水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第七条第一項及び第六項に規定する都道府県の水防計画並びに同法第三十三条第一項に規定する指定管理団体の水防計画
二　離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第四条第一項に規定する離島振興計画
三　海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第二条の三第一項の海岸保全基本計画
四　地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第九条に規定する地すべり防止工事に関する基本計画
五　活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)第十四条第一項に規定する避難施設緊急整備計画並びに同法第十九条第一項に規定する防災営農施設整備計画、同条第二項に規定する防災林業経営施設整備計画及び同条第三項に規定する防災漁業経営施設整備計画
六　地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和五十五年法律第六十三号)第二条第一項に規定する地震対策緊急整備事業計画
七　半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第三条第一項に規定する半島振興計画
八　前各号に掲げるもののほか、政令で定める計画

(市町村地域防災計画)
第四十二条　市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。
２　市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
一　当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(第四項において「当該市町村等」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱
二　当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
三　当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
３　市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者(以下この項及び次条において「地区居住者等」という。)が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画(同条において「地区防災計画」という。)並びに災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するために必要となる公共的団体又は民間の団体との連携に関する基本的な方針について定めることができる。
４　市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
５　市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
６　都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
７　第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

第四十二条の二　地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。
２　前項の規定による提案(以下この条において「計画提案」という。)は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。
３　市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。
４　市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。
５　市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

(都道府県相互間地域防災計画)
第四十三条　都道府県防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る都道府県相互間地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県相互間地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県相互間地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。
２　都道府県相互間地域防災計画は、第四十条第二項各号に掲げる事項の全部又は一部について定めるものとする。
３　第四十条第四項から第六項までの規定は、都道府県相互間地域防災計画について準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県防災会議」とあるのは、「都道府県防災会議の協議会」と読み替えるものとする。

(市町村相互間地域防災計画)

第四十四条　市町村防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る市町村相互間地域防災計画を作成し、及び毎年市町村相互間地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村相互間地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。
２　市町村相互間地域防災計画は、第四十二条第二項各号に掲げる事項の全部又は一部について定めるものとする。
３　第四十二条第四項から第六項までの規定は、市町村相互間地域防災計画について準用する。この場合において、これらの規定中「市町村防災会議」とあるのは、「市町村防災会議の協議会」と読み替えるものとする。

（地域防災計画の実施の推進のための要請等）
第四十五条　地方防災会議の会長又は地方防災会議の協議会の代表者は、地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進するため必要があると認めるときは、都道府県防災会議又はその協議会にあつては当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長、当該都道府県及びその区域内の市町村の長その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、市町村防災会議又はその協議会にあつては当該市町村の長その他の執行機関及び当該市町村の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、これらの者が当該防災計画に基づき処理すべき事務又は業務について、それぞれ、必要な要請、勧告又は指示をすることができる。
２　地方防災会議の会長又は地方防災会議の協議会の代表者は、都道府県防災会議又はその協議会にあつては当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長、当該都道府県及びその区域内の市町村の長その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、市町村防災会議又はその協議会にあつては当該市町村の長その他の執行機関及び当該市町村の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、それぞれ、地域防災計画の実施状況について、報告又は資料の提出を求めることができる。

第四章　災害予防
第一節　通則

（災害予防及びその実施責任）
第四十六条　災害予防は、次に掲げる事項について、災害の発生又は拡大を未然に防止するために行うものとする。
一　防災に関する組織の整備に関する事項
二　防災に関する教育及び訓練に関する事項
三　防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事項
四　防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事項
五　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保のためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項
六　要配慮者の生命又は身体を災害から保護するためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項
七　前各号に掲げるもののほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項
２　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害予防の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防を実施しなければならない。

（防災に関する組織の整備義務）
第四十七条　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下この章において「災害予防責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、その所掌事務又は業務について、災害を予測し、予報し、又は災害に関する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めなければならない。
２　前項に規定するもののほか、災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、防災業務計画又は地域防災計画を的確かつ円滑に実施するため、防災に関する組織を整備するとともに、防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置及び服務の基準を定めなければならない。

（防災教育の実施）
第四十七条の二　災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努めなければならない。
２　災害予防責任者は、前項の防災教育を行おうとするときは、教育機関その他の関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

（防災訓練義務）
第四十八条　災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない。
２　都道府県公安委員会は、前項の防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

３　災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第一項の防災訓練に参加しなければならない。
４　災害予防責任者は、第一項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

(防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務等)
第四十九条　災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。
２　地方公共団体の長は、毎年一回、前項の規定による物資の備蓄の状況を公表しなければならない。

(円滑な相互応援の実施のために必要な措置)
第四十九条の二　災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
２　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前項の措置を講ずるほか、高度かつ専門的な技術、知識又は経験を有する人材の確保及び育成、資機材の整備、災害の状況に応じて機動的に応援を行う体制の整備、多様な主体との連携の強化その他の取組を推進することにより、他の災害応急対策責任者(第五十一条第一項に規定する災害応急対策責任者をいう。)を迅速かつ的確に応援するよう努めなければならない。

(物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置)
第四十九条の三　災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し物資供給事業者等(災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者その他災害応急対策又は災害復旧に関する活動を行う民間の団体をいう。以下この条において同じ。)の協力を得ることを必要とする事態に備え、協定の締結その他円滑に物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二節　指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

(指定緊急避難場所の指定)
第四十九条の四　市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。
２　市町村長は、前項の規定により指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者(当該市町村を除く。次条において同じ。)の同意を得なければならない。
３　市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(指定緊急避難場所に関する届出)
第四十九条の五　指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定緊急避難場所の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、内閣府令で定めるところにより市町村長に届け出なければならない。

(指定の取消し)
第四十九条の六　市町村長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は第四十九条の四第一項の政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すものとする。
２　市町村長は、前項の規定により第四十九条の四第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(指定避難所の指定)
第四十九条の七　市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。
２　第四十九条の四第二項及び第三項並びに前二条の規定は、指定避難所について準用する。この場合において、第四十九条の四第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第四十九条の七第一項」と、前条中「第四十九条の四第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。
３　都道府県知事は、前項において準用する第四十九条の四第三項又は前条第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(指定緊急避難場所と指定避難所との関係)
第四十九条の八　指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(居住者等に対する周知のための措置)
第四十九条の九　市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、内閣府令で定めるところにより、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三節　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

(避難行動要支援者名簿の作成)
第四十九条の十　市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿(以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。)を作成しておかなければならない。
２　避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
一　氏名
二　生年月日
三　性別
四　住所又は居所
五　電話番号その他の連絡先
六　避難支援等を必要とする事由
七　前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
３　市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
４　市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)
第四十九条の十一　市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(以下「名簿情報」という。)を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
２　市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者(次項、第四十九条の十四第三項第一号及び第四十九条の十五において「避難支援等関係者」という。)に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人(当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。)の同意が得られない場合は、この限りでない。
３　市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報を提供する場合における配慮)
第四十九条の十二　市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)
第四十九条の十三　第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個別避難計画の作成)
第四十九条の十四　市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画(以下「個別避難計画」という。)を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

２　市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第二項又は第三項の規定による同条第一項に規定する個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならない。
３　個別避難計画には、第四十九条の十第二項第一号から第六号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
一　避難支援等実施者(避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第二項において同じ。)の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
二　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
三　前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
４　市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
５　市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

(個別避難計画情報の利用及び提供)
第四十九条の十五　市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報(以下「個別避難計画情報」という。)を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
２　市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者(次項、次条及び第四十九条の十七において「避難行動要支援者等」という。)の同意が得られない場合は、この限りでない。
３　市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。
４　前二項に定めるもののほか、市町村長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(個別避難計画情報を提供する場合における配慮)
第四十九条の十六　市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により個別避難計画情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)
第四十九条の十七　第四十九条の十五第二項若しくは第三項の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第五章　災害応急対策

第一節　通則

(災害応急対策及びその実施責任)
第五十条　災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。
一　警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
二　消防、水防その他の応急措置に関する事項
三　被災者の救難、救助その他保護に関する事項
四　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
五　施設及び設備の応急の復旧に関する事項
六　廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
七　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
八　緊急輸送の確保に関する事項
九　前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
２　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

(情報の収集及び伝達等)
第五十一条　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者(以下「災害応急対策責任者」という。)は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。
２　災害応急対策責任者は、前項の災害に関する情報の収集及び伝達に当たつては、地理空間情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項に規定する地理空間情報をいう。)及び情報通信技術その他の先端的な技術の活用に努めなければならない。
３　災害応急対策責任者は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対策の実施に努めなければならない。

(国民に対する周知)
第五十一条の二　内閣総理大臣は、非常災害又は特定災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難のため緊急の必要があると認めるときは、法令又は防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、国民に対し周知させる措置をとらなければならない。

(防災信号)
第五十二条　市町村長が災害に関する警報の発令及び伝達、警告並びに避難の指示のため使用する防災に関する信号の種類、内容及び様式又は方法については、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、内閣府令で定める。
２　何人も、みだりに前項の信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(被害状況等の報告)
第五十三条　市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県(都道府県に報告ができない場合にあつては、内閣総理大臣)に報告しなければならない。
２　都道府県は、当該都道府県の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。
３　指定公共機関の代表者は、その業務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。
４　指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。
５　第一項から前項までの規定による報告に係る災害が非常災害又は特定災害であると認められるときは、市町村、都道府県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、当該災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に意を用いなければならない。
６　市町村の区域内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該市町村が第一項の規定による報告を行うことができなくなつたときは、都道府県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。
７　都道府県の区域内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該都道府県が第二項の規定による報告を行うことができなくなつたときは、指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。
８　内閣総理大臣は、第一項から第四項までの規定による報告を受けたときは、当該報告に係る事項を中央防災会議に通報するものとする。

(発見者の通報義務等)
第五十四条　災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。
２　何人も、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。
３　第一項の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。
４　第一項又は前項の通報を受けた市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、その旨を気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

(都道府県知事の通知等)
第五十五条　都道府県知事は、法令の規定により、気象庁その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係指定地方行政機関の長、指定地方公共機関、市町村長その他の関係者に対し、必要な通知又は要請をするものとする。

(市町村長の警報の伝達及び警告)
第五十六条　市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知つたとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

２　市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たつては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(警報の伝達等のための通信設備の優先利用等)
第五十七条　前二条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくはインターネットを利用した情報の提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。

第三節　事前措置及び避難

(市町村長の出動命令等)
第五十八条　市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市町村地域防災計画の定めるところにより、消防機関若しくは水防団に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は消防吏員(当該市町村の職員である者を除く。)、警察官若しくは海上保安官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならない。

(市町村長の事前措置等)
第五十九条　市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。
２　警察署長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長(以下この項、第六十四条及び第六十六条において「警察署長等」という。)は、市町村長から要求があつたときは、前項に規定する指示を行なうことができる。この場合において、同項に規定する指示を行なつたときは、警察署長等は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(市町村長の避難の指示等)
第六十条　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。
２　前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。
３　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置(以下「緊急安全確保措置」という。)を指示することができる。
４　市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
５　市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。
６　都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。
７　都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
８　第六項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(警察官等の避難の指示)
第六十一条　前条第一項又は第三項の場合において、市町村長が同条第一項に規定する避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。
２　前条第二項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。
３　警察官又は海上保安官は、第一項の規定により避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
４　前条第四項及び第五項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

(指定行政機関の長等による助言)

第六十一条の二　市町村長は、第六十条第一項の規定により避難のための立退きを指示し、又は同条第三項の規定により緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

(避難の指示のための通信設備の優先利用等)
第六十一条の三　第五十七条の規定は、市町村長が第六十条第一項の規定により避難のための立退きを指示し、又は同条第三項の規定により緊急安全確保措置を指示する場合(同条第六項の規定により都道府県知事が市町村長の事務を代行する場合を含む。)について準用する。

(広域避難の協議等)
第六十一条の四　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、第六十条第一項に規定する避難のための立退きを指示した場合におけるその立退き先を当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、当該居住者等の受入れについて、同一都道府県内の他の市町村の市町村長に協議することができる。
２　市町村長は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
３　第一項の場合において、協議を受けた市町村長(以下この条において「協議先市町村長」という。)は、同項の居住者等(以下「要避難者」という。)を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、同項の規定による滞在(以下「広域避難」という。)の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。
４　前項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
５　協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議した市町村長(以下この条において「協議元市町村長」という。)に通知しなければならない。
６　協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
７　協議元市町村長は、広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び前項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
８　協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第四項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(都道府県外広域避難の協議等)
第六十一条の五　前条第一項に規定する場合において、市町村長は、要避難者を一定期間他の都道府県内の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該要避難者の受入れについて協議することを求めることができる。
２　前項の規定による要求があつたときは、都道府県知事は、要避難者の受入れについて、当該他の都道府県の知事に協議しなければならない。
３　都道府県知事は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
４　第二項の場合において、協議を受けた都道府県知事(以下この条において「協議先都道府県知事」という。)は、要避難者の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。
５　前項の場合において、協議を受けた市町村長(以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。)は、要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、第一項の規定による滞在(以下「都道府県外広域避難」という。)の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。
６　前項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
７　都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を協議先都道府県知事に報告しなければならない。
８　協議先都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を第二項の規定により協議した都道府県知事(以下この条において「協議元都道府県知事」という。)に通知しなければならない。
９　協議元都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議することを求めた市町村長(以下この条において「協議元市町村長」という。)に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
１０　協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、内閣府令で定める者に通知しなければならない。
１１　協議元市町村長は、都道府県外広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議元都道府県知事に報告し、及び公示するとともに、前項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
１２　協議元都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

１３　協議先都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長に通知しなければならない。
１４　都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第六項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(市町村長による都道府県外広域避難の協議等)
第六十一条の六　前条第一項に規定する場合において、市町村長は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受入れについて、他の都道府県内の市町村の市町村長に協議することができる。
２　市町村長は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
３　前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。
４　第一項の場合において、協議を受けた市町村長(以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。)は、同項の要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域避難の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。
５　前項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
６　都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議した市町村長(以下この条において「協議元市町村長」という。)に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
７　協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
８　前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。
９　協議元市町村長は、都道府県外広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長及び第七項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
１０　都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第五項の内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
１１　第九項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(都道府県知事及び内閣総理大臣による助言)
第六十一条の七　都道府県知事は、市町村長から求められたときは、第六十一条の四第一項の規定による協議の相手方その他広域避難に関する事項について助言をしなければならない。
２　内閣総理大臣は、都道府県知事から求められたときは、第六十一条の五第二項の規定による協議の相手方その他都道府県外広域避難に関する事項又は広域避難に関する事項について助言をしなければならない。

(居住者等の運送)
第六十一条の八　都道府県知事は、都道府県の地域に係る災害が発生するおそれがある場合であつて、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、居住者等の運送を要請することができる。
２　指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を書面で示さなければならない。

第四節　応急措置等

(市町村の応急措置)
第六十二条　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦ぎよし、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置(以下「応急措置」という。)をすみやかに実施しなければならない。
２　市町村の委員会又は委員、市町村の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市町村長の実施する応急措置に協力しなければならない。

(市町村長の警戒区域設定権等)
第六十三条　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
２　前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の

職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
３　第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官(以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。)の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
４　第六十一条の二の規定は、第一項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

(応急公用負担等)
第六十四条　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。
２　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの(以下この条において「工作物等」という。)の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。
３　市町村長は、前項後段の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下この条において「占有者等」という。)に対し当該工作物等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。
４　市町村長は、第二項後段の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。
５　前三項に規定する工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第五条及び第六条の規定を準用する。
６　第三項に規定する公示の日から起算して六月を経過してもなお第二項後段の規定により保管した工作物等(第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該市町村長の統轄する市町村に帰属する。
７　前条第二項の規定は、第一項及び第二項前段の場合について準用する。
８　第一項及び第二項前段の規定は、市町村長その他第一項又は第二項前段に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第一項又は第二項前段に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
９　警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、第七項において準用する前条第二項又は前項において準用する第二項前段の規定により工作物等を除去したときは、当該工作物等を当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長等又は内閣府令で定める自衛隊法第八条に規定する部隊等の長(以下この条において「自衛隊の部隊等の長」という。)に差し出さなければならない。この場合において、警察署長等又は自衛隊の部隊等の長は、当該工作物等を保管しなければならない。
１０　前項の規定により警察署長等又は自衛隊の部隊等の長が行う工作物等の保管については、第三項から第六項までの規定の例によるものとする。ただし、第三項の規定の例により公示した日から起算して六月を経過してもなお返還することができない工作物等の所有権は、警察署長が保管する工作物等にあつては当該警察署の属する都道府県に、政令で定める管区海上保安本部の事務所の長又は自衛隊の部隊等の長が保管する工作物等にあつては国に、それぞれ帰属するものとする。

第六十五条　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。
２　第六十三条第二項の規定は、前項の場合について準用する。
３　第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(災害時における漂流物等の処理の特例)
第六十六条　災害が発生した場合において、水難救護法(明治三十二年法律第九十五号)第二十九条第一項に規定する漂流物又は沈没品を取り除いたときは、警察署長等は、同項の規定にかかわらず、当該物件を保管することができる。
２　水難救護法第二章の規定は、警察署長等が前項の規定により漂流物又は沈没品を保管した場合について準用する。

(他の市町村長等に対する応援の要求)
第六十七条　市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。こ

の場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。
２　前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

（都道府県知事等に対する応援の要求等）
第六十八条　市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

（都道府県知事に対する応急措置の実施の要請の要求等）
第六十八条の二　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第七十条第三項の規定による応急措置の実施の要請（次項において「要請」という。）をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を当該応急措置の実施に係る指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に通知することができる。
２　市町村長は、前項の規定による要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、その事態に照らし緊急を要し、都道府県知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。
３　市町村長は、前二項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

（災害派遣の要請の要求等）
第六十八条の三　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第八十三条第一項の規定による要請（次項において「要請」という。）をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。
２　市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第八条に規定する部隊等を派遣することができる。
３　市町村長は、前二項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

（災害時における事務の委託の手続の特例）
第六十九条　市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十五の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は市町村長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該地方公共団体の長その他の執行機関にこれを管理し、及び執行させることができる。

（都道府県の応急措置）
第七十条　都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施しなければならない。この場合において、都道府県知事は、その区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれることとなるように努めなければならない。
２　都道府県の委員会又は委員は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、都道府県知事の所轄の下にその所掌事務に係る応急措置を実施しなければならない。
３　第一項の場合において、応急措置を実施するため、又はその区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、都道府県知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は当該都道府県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求めることができる。この場合において、応急措置の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応急措置の実施を拒んではならない。

（都道府県知事の従事命令等）
第七十一条　都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第五十条第一項第四号から第九号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法第七条から第十条までの規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。
２　前項の規定による都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、その一部を市町村長が行うこととすることができる。

(都道府県知事の指示等)
第七十二条　都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。
２　都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策(応急措置を除く。以下この項において同じ。)が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。
３　前二項の規定による都道府県知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事による応急措置の代行)
第七十三条　都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第六十三条第一項、第六十四条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。
２　都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
３　第一項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県知事等に対する応援の要求)
第七十四条　都道府県知事等は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。
２　前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行うものとする。

(都道府県知事による応援の要求)
第七十四条の二　都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第七十二条第一項の規定による指示又は同条第二項の規定による要求のみによつては当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、他の都道府県知事に対し、当該災害が発生し又は発生するおそれがある市町村の市町村長(次項及び次条において「災害発生市町村長」という。)を応援することを求めることができる。
２　前項の規定による要求を受けた都道府県知事は、当該要求に応じ応援をする場合において、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。
３　前二項の規定による都道府県知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(内閣総理大臣による応援の要求等)
第七十四条の三　都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第七十二条第一項の規定による指示又は同条第二項、第七十四条第一項若しくは前条第一項の規定による要求のみによつては災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都道府県の知事に対し当該災害が発生し又は発生するおそれがある都道府県の知事(以下この条において「災害発生都道府県知事」という。)又は災害発生市町村長を応援することを求めるよう求めることができる。
２　内閣総理大臣は、前項の規定による要求があつた場合において、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。
３　内閣総理大臣は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であつて、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、第一項の規定による要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、当該災害発生都道府県知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。
４　災害発生都道府県知事以外の都道府県知事は、前二項の規定による内閣総理大臣の要求に応じ応援をする場合において、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。
５　第二項又は第三項の規定による内閣総理大臣の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける都道府県知事の指揮の下に行動するものとする。

６　第四項の規定による都道府県知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(指定行政機関の長等に対する応援の要求等)
第七十四条の四　第七十条第三項に規定するもののほか、都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。
２　指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、都道府県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、当該都道府県の知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、前項の規定による応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、災害応急対策について応援をすることができる。

(災害時における事務の委託の手続の特例)
第七十五条　都道府県は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十五の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は都道府県知事等の権限に属する事務の一部を他の都道府県に委託して、当該都道府県の都道府県知事等にこれを管理し、及び執行させることができる。

(災害時における交通の規制等)
第七十六条　都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間(災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間)を指定して、緊急通行車両(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第三十九条第一項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。
２　前項の規定による通行の禁止又は制限(以下「通行禁止等」という。)が行われたときは、当該通行禁止等を行つた都道府県公安委員会及び当該都道府県公安委員会と管轄区域が隣接し又は近接する都道府県公安委員会は、直ちに、それぞれの都道府県の区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間(次条第四項及び第七十六条の三第一項において「通行禁止区域等」という。)その他必要な事項を周知させる措置をとらなければならない。

第七十六条の二　道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、当該道路の区間に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿つて駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。
２　区域に係る通行禁止等が行われたときは、当該区域に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を道路外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿つて駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。
３　前二項の規定による駐車については、道路交通法第三章第九節及び第七十五条の八の規定は、適用しない。
４　第一項及び第二項の規定にかかわらず、通行禁止区域等に在る車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従つて車両を移動し、又は駐車しなければならない。
５　第一項、第二項又は前項の規定による車両の移動又は駐車については、前条第一項の規定による車両の通行の禁止及び制限は、適用しない。

第七十六条の三　警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。
２　前項の場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
３　前二項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第一項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両(自衛隊の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。)の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。
４　第一項及び第二項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員の職務の執行について準用する。この場合において、第一項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「消防用緊急通行車両(消防機関の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。)の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「消防用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。

５　第一項(前二項において準用する場合を含む。)の規定による命令に従つて行う措置及び第二項(前二項において準用する場合を含む。)の規定により行う措置については、第七十六条第一項の規定による車両の通行の禁止及び制限並びに前条第一項、第二項及び第四項の規定は、適用しない。
６　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、第三項若しくは第四項において準用する第一項の規定による命令をし、又は第三項若しくは第四項において準用する第二項の規定による措置をとつたときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとつた場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

第七十六条の四　都道府県公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、第七十六条の六第一項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定による措置をとるべきことを要請することができる。
２　前項の「道路管理者等」とは、道路管理者(高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第四条第一項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。)、港湾管理者(港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいい、同条第五項第四号の道路(同条第六項の規定により同号の道路とみなされたものを含む。)を管理している者に限る。第七十六条の七第二項において同じ。)又は漁港管理者(漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第百三十七号)第二十五条の規定により決定された地方公共団体をいい、同法第三条第二号イの道路(同法第六十六条第一項又は第三項の規定により同号イの道路とみなされたものを含む。)を管理している者に限る。第七十六条の七第三項において同じ。)をいう。
３　会社管理高速道路(道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二条第四項に規定する会社(第七十六条の六第六項及び第七項において「会社」という。)が同法第四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路(高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)第二条第二項に規定する高速道路をいう。)をいう。第七十六条の六において同じ。)の区間について第一項の規定による要請をする場合における同項の規定の適用については、同項中「道路管理者等」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下この項において「機構」という。)」と、「第七十六条の六第一項」とあるのは「第七十六条の六第五項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつて機構が行う同条第一項」とする。
４　公社管理道路(地方道路公社(地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一条の地方道路公社をいう。以下同じ。)が道路整備特別措置法第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路をいう。第七十六条の六第八項及び第九項において同じ。)の区間について第一項の規定による要請をする場合における同項の規定の適用については、同項中「道路管理者等」とあるのは「地方道路公社(第四項に規定する地方道路公社をいう。以下この項において同じ。)」と、「第七十六条の六第一項」とあるのは「第七十六条の六第八項の規定により公社管理道路の道路管理者に代わつて地方道路公社が行う同条第一項」とする。

第七十六条の五　国家公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、関係都道府県公安委員会に対し、通行禁止等に関する事項について指示することができる。

(災害時における車両の移動等)
第七十六条の六　第七十六条の四第二項に規定する道路管理者等(以下この条において「道路管理者等」という。)は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者(第三項第三号において「車両等の占有者等」という。)に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。
２　道路管理者等は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間(以下この項において「指定道路区間」という。)内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。
３　次に掲げる場合においては、道路管理者等は、自ら第一項の規定による措置をとることができる。この場合において、道路管理者等は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
一　第一項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合
二　道路管理者等が、第一項の規定による命令の相手方が現場にいないために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合
三　道路管理者等が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第一項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしないこととした場合
４　道路管理者等は、第一項又は前項の規定による措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。
５　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)は、会社管理高速道路の道路管理者に代わつて、第一項から前項までの規定による権限を行うものとする。
６　機構は、前項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければならない。

７　機構は、第五項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつて行う権限に係る事務の一部を会社に委託しようとするときは、その委託する事務の円滑かつ効率的な実施を確保するため、あらかじめ、会社と協議し、当該委託する事務の内容及びこれに要する費用の負担の方法を定めておかなければならない。
８　地方道路公社は、公社管理道路の道路管理者に代わつて、第一項から第四項までの規定による権限を行うものとする。
９　第五項の規定により機構が会社管理高速道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路整備特別措置法第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとする。前項の規定により地方道路公社が公社管理道路の道路管理者に代わつて行う権限についても、同様とする。

第七十六条の七　国土交通大臣は道路法第十三条第一項に規定する指定区間外の国道（同法第三条第二号に掲げる一般国道をいう。）、都道府県道（同法第三条第三号に掲げる都道府県道をいう。）及び市町村道（同法第三条第四号に掲げる市町村道をいう。以下この項において同じ。）に関し、都道府県知事は地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の市道以外の市町村道に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、それぞれ当該道路の道路管理者に対し、前条第一項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。
２　国土交通大臣は、港湾管理者が管理する道路に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該港湾管理者に対し、前条第一項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。
３　農林水産大臣は、漁港管理者が管理する道路に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該漁港管理者に対し、前条第一項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。

第七十六条の八　第七十六条の六に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限並びに前条第一項及び第二項に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

（指定行政機関の長等の応急措置）
第七十七条　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施するとともに、都道府県及び市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、必要な施策を講じなければならない。
２　前項の場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、都道府県知事、市町村長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示することができる。

（指定行政機関の長等の収用等）
第七十八条　災害が発生した場合において、第五十条第一項第四号から第九号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、防災業務計画の定めるところにより、当該応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対し、その取り扱う物資の保管を命じ、又は当該応急措置の実施に必要な物資を収用することができる。
２　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前項の規定により物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があると認めるときは、その職員に物資を保管させる場所又は物資の所在する場所に立ち入り検査をさせることができる。
３　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、第一項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又はその職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

（指定行政機関の長等による応急措置の代行）
第七十八条の二　指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、法令又は防災計画の定めるところにより、市町村長が第六十四条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。
一　災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたとき。
二　災害の発生により施設又は設備に被害が生じ、かつ、市町村長又は都道府県知事による当該施設又は設備に係る応急措置の実施が困難である場合であつて、災害応急対策の円滑な実施のため、当該応急措置を実施する緊急の必要があると認めるとき。
２　指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
３　第一項の規定による指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（通信設備の優先使用権）

第七十九条　災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

(指定公共機関等の応急措置)

第八十条　指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置をすみやかに実施するとともに、指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、必要な措置を講じなければならない。

２　指定公共機関及び指定地方公共機関は、その所掌業務に係る応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、法令又は防災計画の定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

(公用令書の交付)

第八十一条　第七十一条又は第七十八条第一項の規定による処分については、都道府県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、それぞれ公用令書を交付して行なわなければならない。

２　前項の公用令書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)

二　当該処分の根拠となつた法律の規定

三　従事命令にあつては従事すべき業務、場所及び期間、保管命令にあつては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間、施設等の管理、使用又は収用にあつては管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日

３　前二項に規定するもののほか、公用令書の様式その他公用令書について必要な事項は、政令で定める。

(損失補償等)

第八十二条　国又は地方公共団体(港務局を含む。)は、第六十四条第一項(同条第八項において準用する場合を含む。)、同条第七項において同条第一項の場合について準用する第六十三条第二項、第七十一条、第七十六条の三第二項後段(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)、第七十六条の六第三項後段若しくは第四項又は第七十八条第一項の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

２　機構又は地方道路公社は、第七十六条の六第五項又は第八項の規定により同条第三項後段又は第四項の規定による処分が行われたときは、前項の規定にかかわらず、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

３　都道府県は、第七十一条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。

(立入りの要件)

第八十三条　第七十一条の規定により都道府県若しくは市町村の職員が立ち入る場合又は第七十八条第二項若しくは第三項の規定により指定行政機関若しくは指定地方行政機関の職員が立ち入る場合においては、当該職員は、あらかじめ、その旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

２　前項の場合においては、その職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(応急措置の業務に従事した者に対する損害補償)

第八十四条　市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、第六十五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定又は同条第二項において準用する第六十三条第二項の規定により、当該市町村の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、当該市町村は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

２　都道府県は、第七十一条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(被災者の公的徴収金の減免等)

第八十五条　国は、別に法律で定めるところにより、被災者の国税その他国の徴収金について、軽減若しくは免除又は徴収猶予その他必要な措置をとることができる。

２　地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、又は当該地方公共団体の条例で定めるところにより、被災者の地方税その他地方公共団体の徴収金について、軽減若しくは免除又は徴収猶予その他必要な措置をとることができる。

(国有財産等の貸付け等の特例)
第八十六条　国は、災害が発生した場合における応急措置を実施するため必要があると認める場合において、国有財産又は国有の物品を貸し付け、又は使用させるときは、別に法律で定めるところにより、その貸付け又は使用の対価を無償とし、若しくは時価より低く定めることができる。
２　地方公共団体は、災害が発生した場合における応急措置を実施するため必要があると認める場合において、その所有に属する財産又は物品を貸し付け、又は使用させるときは、別に法律で定めるところにより、その貸付け又は使用の対価を無償とし、若しくは時価より低く定めることができる。

(避難所等に関する特例)
第八十六条の二　著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る避難所又は応急仮設住宅(以下この条において「避難所等」という。)が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。
２　前項の規定による指定があつたときは、政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する避難所等については、消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十七条の規定は、適用しない。
３　地方公共団体の長は、前項の規定にかかわらず、消防法に準拠して、同項に規定する避難所等についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該避難所等における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(臨時の医療施設に関する特例)
第八十六条の三　著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る臨時の医療施設(被災者に対する医療の提供を行うための臨時の施設をいう。以下この条において同じ。)が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。
２　前項の規定による指定があつたときは、政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が開設する臨時の医療施設については、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四章の規定は、適用しない。
３　前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による指定があつた場合において、前項に規定する臨時の医療施設について準用する。

(埋葬及び火葬の特例)
第八十六条の四　著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となつたため、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。
２　厚生労働大臣は、前項の規定による指定があつたときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第五条及び第十四条に規定する手続の特例を定めることができる。

(廃棄物処理の特例)
第八十六条の五　著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。
２　環境大臣は、前項の規定による指定があつたときは、その指定を受けた災害により生じた廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下この条において「廃棄物処理法」という。)第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下この条において同じ。)(以下この条において「指定災害廃棄物」という。)の円滑かつ迅速な処理を図るため、廃棄物処理法第五条の二第一項に規定する基本方針にのつとり、指定災害廃棄物の処理に関する基本的な指針(以下この条において「処理指針」という。)を定め、これを公表するものとする。
３　処理指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　指定災害廃棄物の処理の基本的な方向
二　指定災害廃棄物の処理についての国、地方公共団体、事業者その他の関係者の適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する事項
三　前二号に掲げるもののほか、指定災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理の確保に関し必要な事項
４　環境大臣は、第一項の規定による指定があつたときは、期間を限り、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域を廃棄物処理特例地域として指定することができる。
５　環境大臣は、前項の規定により廃棄物処理特例地域を指定したときは、廃棄物処理特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬及び処分(再生を含む。以下この条において同じ。)に関する基準並びに廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準を定めるものとする。この場合において、これらの基準(以下この条において「廃棄物処理特例基準」という。)は、廃棄物処理法第六条の二第二項及び第三項、第十二条第一項並びに第十二条の二第一項に規定する基準とみなす。
６　廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。
７　前項の場合において、地方公共団体の長は、同項の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

８　環境大臣は、第四項の規定により廃棄物処理特例地域を指定し、又は第五項の規定により廃棄物処理特例基準を定めたときは、その旨を公示しなければならない。
９　環境大臣は、廃棄物処理特例地域内の市町村の長から要請があり、かつ、次に掲げる事項を勘案して指定災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、処理指針に基づき、当該市町村に代わつて自ら当該市町村の指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うことができる。
一　当該市町村における指定災害廃棄物の処理の実施体制
二　当該指定災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性
三　当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性
１０　第六項及び第七項の規定は、前項の規定により指定災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行う環境大臣が当該収集、運搬又は処分を他の者に委託する場合について準用する。この場合において、第六項中「若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは」とあるのは、「又は」と読み替えるものとする。
１１　第九項の規定により指定災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行つた環境大臣については、廃棄物処理法第十九条の四第一項の規定は、適用しない。
１２　第九項の規定により環境大臣が行う指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の市町村は、当該費用の額から、自ら当該指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うこととした場合に国が当該市町村に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。
１３　国は、前項後段の規定により市町村が負担する費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第五節　被災者の保護

第一款　生活環境の整備

（避難所における生活環境の整備等）
第八十六条の六　災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与し、避難者の数、避難所の生活環境その他の避難所の運営状況に関する情報を把握するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
２　災害応急対策責任者は、前項の情報の把握及び提供に当たつては、情報通信技術その他の先端的な技術の活用に努めなければならない。

（避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮）
第八十六条の七　災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に関する情報を把握するとともに、これらの者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
２　災害応急対策責任者は、前項の情報の把握及び提供に当たつては、情報通信技術その他の先端的な技術の活用に努めなければならない。

（避難所に関する情報の把握等に関する相互協力）
第八十六条の七の二　災害応急対策責任者は、避難所の運営状況に関する情報及び被災者に関する情報の把握並びに被災者の生活環境の整備に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

第二款　広域一時滞在

（広域一時滞在の協議等）
第八十六条の八　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について同一都道府県内の他の市町村の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、当該被災住民の受入れについて、当該他の市町村の市町村長に協議することができる。
２　市町村長は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
３　市町村長は、第一項の規定による協議に際し、当該協議に係る各被災住民についての第九十条の三第二項各号に掲げる事項に係る情報であつて自らが保有するものを当該協議をする他の市町村の市町村長に提供しなければならない。
４　第一項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「協議先市町村長」という。）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。
５　第一項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
６　協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議した市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知しなければならない。

７　協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
８　協議先市町村長は、協議元市町村長から第四項の規定により受け入れた被災住民の援護に関する情報の提供を受けたときは、当該被災住民に対し、当該情報を提供するとともに、当該協議元市町村長から求められたときは、当該被災住民に関する情報であつて自らが保有するものを提供するものとする。
９　第一項の場合において、協議元市町村長は、広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び第七項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
１０　協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第五項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(都道府県外広域一時滞在の協議等)
第八十六条の九　前条第一項に規定する場合において、市町村長は、都道府県知事と協議を行い、被災住民について他の都道府県の区域における一時的な滞在(以下「都道府県外広域一時滞在」という。)の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。
２　市町村長は、前項の規定による都道府県知事との協議に際し、同項の規定による要求に係る各被災住民についての第九十条の三第二項各号に掲げる事項に係る情報であつて自らが保有するもの(以下この条において「被災住民情報」という。)を当該都道府県知事に提供しなければならない。
３　第一項の規定による要求があつたときは、都道府県知事は、被災住民の受入れについて、当該他の都道府県の知事に協議しなければならない。
４　都道府県知事は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
５　都道府県知事は、第三項の規定による協議に際し、第二項の規定により市町村長から提供された被災住民情報を当該協議をする他の都道府県の知事に提供しなければならない。
６　第三項の場合において、協議を受けた都道府県知事(以下この条において「協議先都道府県知事」という。)は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。
７　協議先都道府県知事は、前項の規定による協議に際し、第五項の規定により都道府県知事から提供された被災住民情報を当該協議をする関係市町村長に提供しなければならない。
８　第六項の場合において、協議を受けた市町村長(以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。)は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。
９　第六項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
１０　都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を協議先都道府県知事に報告しなければならない。
１１　協議先都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を第三項の規定により協議した都道府県知事(以下この条において「協議元都道府県知事」という。)に通知しなければならない。
１２　協議元都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議することを求めた市町村長(以下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。)に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
１３　都道府県外協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、内閣府令で定める者に通知しなければならない。
１４　都道府県外協議先市町村長は、都道府県外協議元市町村長から第八項の規定により受け入れた被災住民の援護に関する情報の提供を受けたときは、当該被災住民に対し、当該情報を提供するとともに、当該都道府県外協議元市町村長から求められたときは、当該被災住民に関する情報であつて自らが保有するものを提供するものとする。
１５　第一項の場合において、都道府県外協議元市町村長は、都道府県外広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議元都道府県知事に報告し、及び公示するとともに、第十三項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
１６　協議元都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
１７　協議先都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長に通知しなければならない。
１８　都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第九項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(都道府県知事による広域一時滞在の協議等の代行)
第八十六条の十　都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長が第八十六条の八第一項、第三項及び第六項から第九項までの規定により実施すべき措置(同条第七項及び第九項の規定による報告を除く。)の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

２　都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
３　第一項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県外広域一時滞在の協議等の特例)
第八十六条の十一　都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、第八十六条の九第一項の規定による要求がない場合であつても、同条第三項の規定による協議をすることができる。この場合において、同条第五項中「第二項の規定により市町村長から提供された被災住民情報」とあるのは「当該協議に係る各被災住民についての第九十条の三第二項各号に掲げる事項に係る情報であつて自らが保有するもの」と、同条第七項中「被災住民情報」とあるのは「情報」と、同条第十二項中「第一項の規定により協議することを求めた市町村長(以下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。)」とあるのは「公示し、及び内閣府令で定める者」と、同条第十四項中「都道府県外協議元市町村長」とあるのは「協議元都道府県知事」と、同条第十五項中「第一項」とあるのは「第八十六条の十一前段」と、「都道府県外協議元市町村長」とあるのは「協議元都道府県知事」と、「協議元都道府県知事に報告し、及び」とあるのは「協議先都道府県知事及び同条後段の規定により読み替えて適用する第十二項の内閣府令で定める者に通知し、並びに」と、「第十三項の内閣府令で定める者に通知しなければ」とあるのは「内閣総理大臣に報告しなければ」と、同条第十七項中「前項」とあるのは「第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する第十五項」とし、同条第十三項及び第十六項の規定は、適用しない。

(都道府県知事及び内閣総理大臣による助言)
第八十六条の十二　都道府県知事は、市町村長から求められたときは、第八十六条の八第一項の規定による協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項について助言をしなければならない。
２　内閣総理大臣は、都道府県知事から求められたときは、第八十六条の九第三項の規定による協議の相手方その他都道府県外広域一時滞在に関する事項又は広域一時滞在に関する事項について助言をしなければならない。

(内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行)
第八十六条の十三　内閣総理大臣は、災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在又は都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長が第八十六条の八第一項、第三項及び第六項から第九項までの規定により実施すべき措置の全部若しくは一部を当該市町村長に代わつて実施し、又は当該都道府県の知事が第八十六条の十一前段並びに同条後段の規定により読み替えて適用する第八十六条の九第五項並びに同条第十一項並びに第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する第八十六条の九第十二項、第十四項及び第十五項の規定により実施すべき措置(第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する第八十六条の九第十二項及び第十五項の規定による報告を除く。)の全部若しくは一部を当該都道府県知事に代わつて実施しなければならない。
２　内閣総理大臣は、前項の規定により市町村長又は都道府県知事の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を告示しなければならない。
３　第一項の規定による内閣総理大臣の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

第三款　被災者の運送

第八十六条の十四　都道府県知事は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請することができる。
２　指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、被災者の保護の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、同項の事項を書面で示さなければならない。

第四款　安否情報の提供等

第八十六条の十五　都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生した場合において、内閣府令で定めるところにより、当該災害の被災者の安否に関する情報(次項において「安否情報」という。)について照会があつたときは、回答することができる。
２　都道府県知事又は市町村長は、前項の規定により安否情報を回答するときは、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。
３　都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
４　都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、都道府県警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

第六節　物資等の供給及び運送

(物資又は資材の供給の要請等)
第八十六条の十六　都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害応急対策の実施に当たつて、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、都道府県知事にあつては指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、市町村長にあつては都道府県知事に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請し、又は求めることができる。
２　指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合であつて、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が災害応急対策を実施するに当たつて、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、前項の規定による要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要請又は要求を待たないで、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずることができる。

(備蓄物資等の供給に関する相互協力)
第八十六条の十七　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その備蓄する物資又は資材の供給に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

(災害応急対策必要物資の運送)
第八十六条の十八　指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては運送事業者である指定公共機関に対し、都道府県知事にあつては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材(次項において「災害応急対策必要物資」という。)の運送を要請することができる。
２　指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、災害応急対策の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、災害応急対策必要物資の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、同項の事項を書面で示さなければならない。

第六章　災害復旧

(災害復旧の実施責任)
第八十七条　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害復旧を実施しなければならない。

(災害復旧事業費の決定)
第八十八条　国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助する災害復旧事業について当該事業に関する主務大臣が行う災害復旧事業費の決定は、都道府県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づき、適正かつ速やかにしなければならない。
２　前項の規定による災害復旧事業費を決定するに当たつては、当該事業に関する主務大臣は、再度災害の防止のため災害復旧事業と併せて施行することを必要とする施設の新設又は改良に関する事業が円滑に実施されるように十分の配慮をしなければならない。

(防災会議への報告)
第八十九条　災害復旧事業に関する主務大臣は、災害復旧事業費の決定を行つたとき、又は災害復旧事業の実施に関する基準を定めたときは、政令で定めるところにより、それらの概要を中央防災会議に報告しなければならない。

(国の負担金又は補助金の早期交付等)
第九十条　国は、地方公共団体又はその機関が実施する災害復旧事業の円滑な施行を図るため必要があると認めるときは、地方交付税の早期交付を行なうほか、政令で定めるところにより、当該災害復旧事業に係る国の負担金若しくは補助金を早期に交付し、又は所要の資金を融通し、若しくは融通のあつせんをするものとする。

第七章　被災者の援護を図るための措置

(罹り災証明書の交付)
第九十条の二　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面(第四項において「罹災証明書」という。)を交付しなければならない。

２　市町村長は、前項の規定による調査に必要な限度で、その保有する被災者の住家に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
３　特別区の区長は、第一項の規定による調査のため必要があると認めるときは、都知事に対して、被災者の住家に関する情報の提供を求めることができる。
４　市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、第一項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被災者台帳の作成）
第九十条の三　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下この条及び次条第一項において「被災者台帳」という。）を作成することができる。
２　被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
一　氏名
二　生年月日
三　性別
四　住所又は居所
五　住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
六　援護の実施の状況
七　要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
八　前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
３　市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
４　市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、その市町村の区域内で被災者援護協力業務を実施する登録被災者援護協力団体その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。
５　市町村長は、他の都道府県の区域に一時的に滞在する被災者に関し前項の規定による要求を行うときは、都道府県知事に対し協力を求めることができる。
６　都道府県知事は、前項の規定による要求に応ずるため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、当該被災者に関する情報の提供を求めることができる。

（台帳情報の利用及び提供）
第九十条の四　市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第一項の規定により作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下この条から第九十条の六までにおいて「台帳情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
一　本人（台帳情報によつて識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
二　市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
三　他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
四　災害に起因して市町村の区域内の生活環境が安定しないことから被災者の生命又は身体を害するおそれがあり、かつ、当該市町村の市町村長が、被災者の生命又は身体を保護するために特に必要があると認め、当該市町村の区域内で被災者援護協力業務を実施し、又は実施しようとする登録被災者援護協力団体の求めに応じて台帳情報を提供する場合において、当該登録被災者援護協力団体が、被災者援護協力業務に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
２　前項（第一号、第三号又は第四号に係る部分に限る。）の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（台帳情報を提供する場合における配慮）
第九十条の五　市町村長は、前条第一項第四号の規定により台帳情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、台帳情報の提供を受ける者に対して台帳情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該台帳情報に係る被災者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）
第九十条の六　第九十条の四第一項第四号の規定により台帳情報の提供を受けた登録被災者援護協力団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がなく、同号の規定により提供を受けた台帳情報に関する秘密を漏らしてはならない。

・・・（以下省略）

イ　災害救助法（抜粋）

最終改正:令和７年７月１日

(目的)
第一条　この法律は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

(救助の対象)
第二条　この法律による救助(以下「救助」という。)は、この法律に別段の定めがある場合を除き、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市(特別区を含む。以下同じ。)町村(第三項及び第十一条において「災害発生市町村」という。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(次条第二項において「指定都市」という。)にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下この条並びに次条第一項及び第二項において同じ。)内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。
２　災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第二十三条の三第二項(同法第二十四条第二項又は第二十八条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村(次項及び第十一条において「本部所管区域市町村」という。)の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。ただし、前項の規定の適用がある場合又は同法第二十三条の三第二項の規定により当該本部の廃止が告示された場合は、この限りではない。
３　都道府県知事は、前二項の規定による救助を行うときは、その旨及び当該救助を行う災害発生市町村又は本部所管区域市町村の区域を公示しなければならない。当該救助を終了するときも、同様とする。

(救助実施市の長による救助の実施)
第二条の二　救助実施市(その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市をいう。以下同じ。)の区域内において、前条第一項に規定する災害により被害を受け又は同条第二項に規定する災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対する救助は、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該救助実施市の長が行う。
２　救助実施市の長は、前項の規定による救助を行うときは、その旨(指定都市の長にあっては、その旨及び当該救助を行う区域)を公示しなければならない。当該救助を終了するときも、同様とする。
３　第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)は、内閣府令で定めるところにより、同項の救助を行おうとする市の申請により行う。
４　内閣総理大臣は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする市を包括する都道府県の知事の意見を聴かなければならない。
５　内閣総理大臣は、指定をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。
６　第一項及び前三項に定めるもののほか、指定及びその取消しに関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(都道府県知事による連絡調整)
第二条の三　都道府県知事は、救助実施市の区域及び当該救助実施市以外の市町村の区域にわたり、第二条第一項に規定する災害が発生し又は同条第二項に規定する災害が発生するおそれがある場合においては、当該都道府県知事及び当該救助実施市の長が行う救助において必要となる物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑に行われるよう、当該救助実施市の長及び物資の生産等(生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送をいう。以下同じ。)を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うものとする。

(都道府県知事等の努力義務)
第三条　都道府県知事又は救助実施市の長(以下「都道府県知事等」という。)は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

(救助の種類等)
第四条　第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。
一　避難所及び応急仮設住宅の供与
二　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
三　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
四　医療及び助産
五　被災者の救出
六　福祉サービスの提供
七　被災した住宅の応急修理
八　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
九　学用品の給与
十　埋葬

十一　前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
２　第二条第二項の規定による救助の種類は、避難所の供与とする。
３　救助は、都道府県知事等が必要があると認めた場合においては、前二項の規定にかかわらず、救助を要する者(埋葬については埋葬を行う者)に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。
４　救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

(指定行政機関の長等の収用等)
第五条　指定行政機関の長(災害対策基本法第二条第三号に規定する指定行政機関の長をいい、当該指定行政機関が内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項の委員会若しくは災害対策基本法第二条第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関とする。次条において同じ。)及び指定地方行政機関の長(同法第二条第四号に規定する指定地方行政機関の長をいう。次条において同じ。)は、防災業務計画(同法第二条第九号に規定する防災業務計画をいう。)の定めるところにより、救助を行うため特に必要があると認めるときは、救助に必要な物資の生産等を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を収用することができる。
２　前項の場合においては、公用令書を交付しなければならない。
３　第一項の処分を行う場合においては、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(指定行政機関の長等の立入検査等)
第六条　前条第一項の規定により物資の保管を命じ、又は物資を収用するため、必要があるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、当該職員に物資を保管させる場所又は物資の所在する場所に立ち入り検査をさせることができる。
２　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第一項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。
３　前二項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。
４　当該職員が第一項又は第二項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。
５　第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(従事命令)
第七条　都道府県知事等は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、福祉、土木建築工事又は輸送関係者を、第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医療、福祉又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。
２　地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、都道府県知事等が第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めて要求したときは、輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる。
３　前二項に規定する医療、福祉、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、政令で定める。
４　第五条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。
５　第一項又は第二項の規定により救助に従事させる場合においては、その実費を弁償しなければならない。

(協力命令)
第八条　都道府県知事等は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。
２　都道府県知事等は、登録被災者援護協力団体(災害対策基本法第二十三条第七項に規定する登録被災者援護協力団体をいう。以下この条及び第三十一条の二において同じ。)を救助に関する業務に協力させることができる。
３　都道府県知事等は、前項の規定による協力命令を受けた登録被災者援護協力団体が、正当な理由がなく当該協力命令に従わなかった場合には、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。
４　第二項の規定により登録被災者援護協力団体を救助に関する業務に協力させる場合においては、その実費を弁償しなければならない。

(都道府県知事等の収用等)
第九条　都道府県知事等は、救助を行うため、特に必要があると認めるとき、又は第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産等を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。
２　第五条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(都道府県知事等の立入検査等)
第十条　前条第一項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事等は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。
２　都道府県知事等は、前条第一項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。
３　第六条第三項から第五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

(通信設備の優先使用権)

第十一条　内閣総理大臣、都道府県知事等、第十三条第一項の規定により救助の実施に関する都道府県知事の権限に属する事務の一部を行う災害発生市町村若しくは本部所管区域市町村(いずれも救助実施市を除く。以下「災害発生市町村等」という。)の長又はこれらの者の命を受けた者は、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、現に応急的な救助を行う必要があるときは、その業務に関し緊急を要する通信のため、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

(扶助金の支給)
第十二条　第七条又は第八条の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、政令の定めるところにより扶助金を支給する。

(事務処理の特例)
第十三条　都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととすることができる。
２　前項の規定により災害発生市町村等の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村等の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

(内閣総理大臣の指示)
第十四条　内閣総理大臣は、都道府県知事等が行う救助について、他の都道府県知事等に対し、その応援をすべきことを指示することができる。

(日本赤十字社の協力義務等)
第十五条　日本赤十字社は、その使命に鑑み、救助に協力しなければならない。
２　政府は、日本赤十字社に、政府の指揮監督の下に、救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力(第八条第一項又は第二項の規定による協力を除く。)についての連絡調整を行わせることができる。

(日本赤十字社への委託)
第十六条　都道府県知事等は、救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。

(事務の区分)
第十七条　この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
一　第四条第三項、第七条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第五条第二項、第七条第五項、第八条、第九条第一項、同条第二項において準用する第五条第二項及び第三項、第十条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六条第三項、第十一条、第十二条並びに第十四条の規定により都道府県又は救助実施市(以下「都道府県等」という。)が処理することとされている事務
二　第二条及び第十三条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務
三　第二条の二第一項及び第二項の規定により救助実施市が処理することとされている事務
四　第十三条第二項の規定により災害発生市町村等が処理することとされている事務

(費用の支弁区分)
第十八条　第四条の規定による救助に要する費用(救助の事務を行うのに必要な費用を含む。)は、救助を行った都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。
２　第七条第五項又は第八条第四項の規定による実費弁償及び第十二条の規定による扶助金の支給で、第七条第一項の規定による従事命令又は第八条第一項若しくは第二項の規定による協力命令によって救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、その従事命令又は協力命令を発した都道府県知事等の統括する都道府県等が、第七条第二項の規定による従事命令によって救助に関する業務に従事した者に係るものに要する費用は、同項の規定による要求をした都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。
３　第九条第二項の規定により準用する第五条第三項の規定による損失補償に要する費用は、管理、使用若しくは収用を行い、又は保管を命じた都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

(委託費用の補償)
第十九条　都道府県等は、その都道府県知事等が第十六条の規定により委託した事項を実施するため、日本赤十字社が支弁した費用に対し、その費用のための寄附金その他の収入を控除した額を補償する。

(都道府県等が応援のため支弁した費用)
第二十条　都道府県等は、他の都道府県等の都道府県知事等により行われた救助につき行った応援のため支弁した費用について、当該他の都道府県等に対して、求償することができる。
２　著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、前項の規定により求償の請求を受けた都道府県等(以下「被請求都道府県等」という。)は、内閣府令で定めるところにより、国に対して、国が当該被請求都道府県等に代わって同項に規定する費用について同項の規定により求償の請求を行った都道府県等(以下「請求都道府県等」という。)に対して弁済するよう要請することができる。

３　国は、前項の規定による被請求都道府県等の要請があった場合において、当該被請求都道府県等の区域内における被害の状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第一項の規定による求償の請求に係る費用（以下「請求費用」という。）を、当該被請求都道府県等に代わって請求都道府県等に対して弁済することができる。
４　国は、前項の規定により請求費用を弁済したときは、被請求都道府県等に対して、当該弁済した費用を求償するものとする。

（国庫負担）
第二十一条　国庫は、都道府県等が第十八条の規定により支弁した費用及び第十九条の規定による補償に要した費用（前条第一項の規定により求償することができるものを除く。）並びに同項の規定による求償に対する支払に要した費用（前条第四項の規定による求償に対する支払に要した費用を含む。）の合計額が政令で定める額以上となる場合において、当該合計額が、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める当該都道府県等の普通税（法定外普通税を除く。第二十三条において同じ。）について同法第一条第一項第五号にいう標準税率（標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。）をもって算定した当該年度の収入見込額（以下この項において「収入見込額」という。）の百分の二以下であるときにあっては当該合計額についてその百分の五十を負担するものとし、収入見込額の百分の二を超えるときにあっては次の区分に従って負担するものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の定めるところによるものとする。
一　収入見込額の百分の二以下の部分については、その額の百分の五十
二　収入見込額の百分の二を超え、百分の四以下の部分については、その額の百分の八十
三　収入見込額の百分の四を超える部分については、その額の百分の九十
２　国は、前条第二項の規定による被請求都道府県等の要請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、前項の規定による国庫の負担額の全部又は一部を、同条第三項の規定による弁済に代えて、請求都道府県等に対して支払うことができる。
一　前条第二項の規定により被請求都道府県等から弁済するよう要請された費用の額が前項の規定による国庫の負担額を上回らないこと。
二　被請求都道府県等の区域内における被害の状況その他の事情を勘案して請求費用を当該被請求都道府県等に代わって請求都道府県等に対して弁済する必要があること。
３　前項の規定により国が請求費用を支払う場合における第一項の規定の適用については、同項中「前条第四項の規定による求償に対する支払に要した」とあるのは、「前条第二項の規定による要請に係る」とする。

・・・（以下省略）

ウ　被災者生活再建支援法（抜粋）

最終改正：令和４年６月 17 日

第一章　総則

（目的）
第一条　この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

（定義）
第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一　自然災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
二　被災世帯　政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。
イ　当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
ロ　当該自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
ハ　当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
ニ　当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロ及びハに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。）
ホ　当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロからニまでに掲げる世帯を除く。）

第二章　被災者生活再建支援金の支給

（被災者生活再建支援金の支給）
第三条　都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となった世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行うものとする。
２　被災世帯（被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（第七項において「単数世帯」という。）を除く。以下この条において同じ。）のうち前条第二号イからニまでのいずれかに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあっては、五十万円）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。
一　その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯　二百万円
二　その居住する住宅を補修する世帯　百万円
三　その居住する住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅（第五項第三号において「公営住宅」という。）を除く。）を賃借する世帯　五十万円
３　前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあっては、五十万円）に当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。
４　前二項の規定にかかわらず、前条第二号ハに該当する被災世帯であって政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、三百万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。
５　被災世帯のうち前条第二号ホに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一　その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯　百万円
二　その居住する住宅を補修する世帯　五十万円
三　その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯　二十五万円
６　前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高い額とする。
７　単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、第二項から前項までの規定を準用する。この場合において、第二項、第三項及び第五項中「百万円」とあるのは「七十五万円」と、「五十万円」とあるのは「三十七万五千円」と、第二項中「二百万円」とあるのは「百五十万円」と、第四項中「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と、第五項中「二十五万円」とあるのは「十八万七千五百円」と読み替えるものとする。

（支給事務の委託）
第四条　都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する支援法人に委託することができる。

２　都道府県（当該都道府県が前項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する支援法人に委託した場合にあっては、当該支援法人）は、支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができる。

（政令への委任）
第五条　支援金の申請期間、支給方法その他支援金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章　被災者生活再建支援法人

（指定等）
第六条　内閣総理大臣は、被災者の生活再建を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。
２　内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議するものとする。
３　内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、支援法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
４　支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
５　内閣総理大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（業務）
第七条　支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。
一　第三条第一項の規定により支援金を支給する都道府県（第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した都道府県を除く。）に対し、当該都道府県が支給する支援金の額に相当する額の交付を行うこと。
二　第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うこと。
三　前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

（費用の支弁）
第八条　支援法人は、第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うときは、支援金の支給に要する費用の全額を支弁する。

（基金）
第九条　支援法人は、支援業務を運営するための基金（以下この条において単に「基金」という。）を設けるものとする。
２　都道府県は、支援法人に対し、基金に充てるために必要な資金を、相互扶助の観点を踏まえ、世帯数その他の地域の事情を考慮して、拠出するものとする。
３　都道府県は、前項の規定によるもののほか、基金に充てるために必要があると認めるときは、支援法人に対し、必要な資金を拠出することができる。

（運営委員会）
第十条　支援法人は、運営委員会を置くものとする。
２　次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。
一　次条第一項に規定する業務規程の作成及び変更
二　第十二条第一項に規定する事業計画書及び収支予算書の作成及び変更
３　運営委員会は、前項に定めるもののほか、支援業務の運営に関する重要事項について、支援法人の代表者の諮問に応じて審議し、又は支援法人の代表者に意見を述べることができる。
４　運営委員会の委員は、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する都道府県知事をもって充てるものとする。

（業務規程の認可）
第十一条　支援法人は、支援業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下この条において「業務規程」という。）を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
２　内閣総理大臣は、前項の認可をした業務規程が支援業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
３　業務規程に記載すべき事項は、内閣府令で定める。

（事業計画等）
第十二条　支援法人は、毎事業年度、内閣府令で定めるところにより、支援業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
２　支援法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度終了後、支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

（区分経理）
第十三条　支援法人は、支援業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

（秘密保持義務）
第十四条　支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第七条第二号の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（報告）
第十五条　内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、当該業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせることができる。

（監督命令）
第十六条　内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（指定の取消し等）
第十七条　内閣総理大臣は、支援法人がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、第六条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。
２　第六条第二項の規定は、前項の規定により指定の取消しをしようとするときについて準用する。
３　内閣総理大臣は、第一項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第四章　国の補助等

（国の補助）
第十八条　国は、第七条第一号の規定により支援法人が交付する額及び同条第二号の規定により支援法人が支給する支援金の額の二分の一に相当する額を補助する。

（地方債の特例）
第十九条　第九条第二項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出に要する経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条 各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

（国の配慮）
第二十条　国は、第九条第二項及び第三項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

第五章　雑則

（譲渡等の禁止）
第二十条の二　支援金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
２　支援金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

（公課の禁止）
第二十一条　租税その他の公課は、支援金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

（政令への委任）
第二十二条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則

第二十三条　第十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十四条　第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十五条　支援法人の代表者又は支援法人の代理人、使用人その他の従業者が、支援法人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、支援法人に対しても、同条の刑を科する。

エ　水防法（抜粋）

最終改正：令和５月５月31日

第一章　総則

（目的）
第一条　　この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

第二条　この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。
２　この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。
３　この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。
４　この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。
５　この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。
６　この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘こう門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。
７　この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。
８　この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章　水防組織

（市町村の水防責任）
第三条　　市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（水防事務組合の設立）
第三条の二　　地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

（水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）
第三条の三　　水害予防組合法　（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項　の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項　の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。
２　　前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

（水防事務組合の議会の議員の選挙）
第三条の四　　水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。
２　　前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

（水防事務組合の経費の分賦）
第三条の五　　水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

（都道府県の水防責任）
第三条の六　　都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

（指定水防管理団体）
第四条　　都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

（水防の機関）
第五条　　水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。
２　　前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。
３　　水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

（水防団）
第六条　　水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。
２　　水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（公務災害補償）
第六条の二　　水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。
２　　前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

（退職報償金）
第六条の三　　水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

（都道府県の水防計画）
第七条　　都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
２　　都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
３　　都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項　又は第五項　の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項　の指定都市の長が河川法第九条第二項　に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
４　　前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
５　　都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法　（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項　に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

６　二以上の都府県に関係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
７　都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

（都道府県水防協議会）
第八条　都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。
２　都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
３　都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
４　会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
５　前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章　水防活動

（河川等の巡視）
第九条　水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律　（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項　に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（国の機関が行う洪水予報等）
第十条　気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
２　国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
３　都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）
第十一条　都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
２　都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(情報の提供の求め等)
第十一条の二　都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。
２　国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。
３　前項の規定による情報の提供については、気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

（水位の通報及び公表）
第十二条　都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは第十一条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。
２　都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位(前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。)を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条　　国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項　に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
２　　都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項　に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項　に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
３　　都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）
第十三条の二　都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
２　市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）
第十三条の三　　都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（関係市町村長への通知）
第十三条の四　第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

（洪水浸水想定区域）
第十四条　国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
　一　第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
　二　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川
　三　前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
２　都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
　一　第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
　二　特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
　三　前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
３　前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
４　国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
５　前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（雨水出水浸水想定区域）

第十四条の二　都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一　第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設

二　下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三　特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四　前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

２　市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一　第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設

二　下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三　特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四　前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

３　前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

４　都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

５　前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（略）

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条　市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一　洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三　災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四　浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ　地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ　要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ　大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五　その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

２　市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
一　前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）　当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員
二　前項第四号ロに掲げる施設　当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
三　前項第四号ハに掲げる施設　当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
３　浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
一　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域　同法第八条第三項に規定する事項
二　津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域　同法第五十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）
第十五条の二　前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
２　前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
３　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
４　前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
５　市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
６　市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
７　市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
８　第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
９　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
１０　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）
第十五条の三　第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
２　前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
３　市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
４　市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
５　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

６　市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
７　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
８　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）
第十五条の四　　第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
２　　前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

（市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用）
第十五条の五　　第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項　の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項　に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項　に規定する市町村防災会議の協議会をいう」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項　に規定する市町村地域防災計画をいう」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項　に規定する市町村相互間地域防災計画をいう」と、同条第二項　中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項　、同条第三項　、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)
第十五条の六　水防管理者は、洪水浸水想定区域(当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域(河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。)を除く。)内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地(その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。)の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。
２　水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
３　水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
４　第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
５　前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)
第十五条の七　水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。
２　浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
３　何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
４　水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

（行為の届出等）
第十五条の八　浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。
２　水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

３　水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

（大規模氾濫減災協議会）

第十五条の九　国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

２　大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一　国土交通大臣

二　当該河川の存する都道府県の知事

三　当該河川の存する市町村の長

四　当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

五　当該河川の河川管理者

六　当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

七　第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

３　大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

４　前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

（都道府県大規模氾濫減災協議会）

第十五条の十　都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

２　都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一　当該都道府県知事

二　当該河川の存する市町村の長

三　当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

四　当該河川の河川管理者

五　当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

六　第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

３　前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（予想される水災の危険の周知等）

第十五条の十一　市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

（河川管理者の援助等）

第十五条の十二　河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

２　河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

（水防警報）

第十六条　国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

２　国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

３　都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

４　国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

（水防団及び消防機関の出動）
第十七条　水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

（優先通行）
第十八条　都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

（緊急通行）
第十九条　水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。
２　水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（水防信号）
第二十条　都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。
２　何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

（警戒区域）
第二十一条　水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。
２　前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

（警察官の援助の要求）
第二十二条　水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

（応援）
第二十三条　水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。
２　応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
３　第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。
４　前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

（居住者等の水防義務）
第二十四条　水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

（決壊の通報）
第二十五条　水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

（決壊後の処置）
第二十六条　堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

（水防通信）
第二十七条　何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。
２　国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法　（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号　に規定する電　気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

（公用負担）
第二十八条　水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

２　前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる
３　水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（立退きの指示）
第二十九条　洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

（知事の指示）
第三十条　水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（重要河川における国土交通大臣の指示）
第三十一条　二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（特定緊急水防活動）
第三十二条　国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。
一　当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
二　高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの
２　国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。
３　第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第二項中「水防管理団体」とあるのは「国」とする。

（水防訓練）
第三十二条の二　指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。
２　指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

（津波避難訓練への参加）
第三十二条の三　津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項 の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号 に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章　指定水防管理団体

（水防計画）
第三十三条　指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
２　指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項 に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。
３　指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。
４　第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

（水防協議会）

第三十四条　指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。
２　指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
３　指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
４　会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
５　前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（水防団員の定員の基準）
第三十五条　都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章　水防協力団体

（水防協力団体の指定）
第三十六条　水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。
２　水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
３　水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
４　水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（水防協力団体の業務）
第三十七条　水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。
一　水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
二　水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
三　水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
四　水防に関する調査研究を行うこと。
五　水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
六　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（水防団等との連携）
第三十八条　水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

（監督等）
第三十九条　水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。
２　水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
３　水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
４　水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（情報の提供等）
第四十条　国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章　費用の負担及び補助

（水防管理団体の費用負担）
第四十一条　水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

（利益を受ける市町村の費用負担）
第四十二条　水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。
２　前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
３　前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
４　都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

（都道府県の費用負担）
第四十三条　この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

（国の費用負担）
第四十三条の二　第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

（費用の補助）
第四十四条　都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。
２　国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
３　前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章　雑則

（第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償）
第四十五条　第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

（表彰）
第四十六条　国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

（報告）
第四十七条　国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。
２　都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

（勧告及び助言）
第四十八条　国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

（資料の提出及び立入り）
第四十九条　都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。
２　都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（消防事務との調整）
第五十条　水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

（権限の委任）
第五十一条　この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章　罰則
第五十二条　みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
２　前項の者には、情状により拘禁刑及び罰金を併科することができる。

第五十三条　　第五十二条　みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
２　前項の者には、情状により拘禁刑及び罰金を併科することができる。

第五十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一　第十五条の七第三項の規定に違反した者
二　第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。
一　みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
二　第二十条第二項の規定に違反した者
三　第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

・・・（以下省略）

オ　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

最終改正：令和４年６月 17 日

（目的）

第一条　この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊（傾斜度が三十度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。）、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は渓流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。第二十七条第二項及び第二十八条第一項において同じ。）若しくは地滑り（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。同項において同じ。）（以下「急傾斜地の崩壊等」と総称する。）又は河道閉塞による湛水（土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。第七条第一項及び第二十八条第一項において同じ。）を発生原因として国民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

第二章　土砂災害防止対策基本指針等

（土砂災害防止対策基本指針）

第三条　国土交通大臣は、土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

２　基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関する基本的な事項

二　次条第一項の基礎調査の実施について指針となるべき事項

三　第七条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び第九条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

四　第九条第一項の土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転その他この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関し指針となるべき事項

五　第二十七条第一項の規定による危険降雨量の設定並びに同項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

六　第二十八条第一項及び第二十九条第一項の緊急調査の実施並びに第三十一条第一項の規定による土砂災害緊急情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

３　国土交通大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣及び農林水産大臣に協議するとともに、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

４　国土交通大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。

（基礎調査）

第四条　都道府県は、基本指針に基づき、おおむね五年ごとに、第七条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び第九条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定その他この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査（以下「基礎調査」という。）を行うものとする。

２　都道府県は、基礎調査の結果を、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長に通知するとともに、公表しなければならない。

３　国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、都道府県に対し、基礎調査の結果について必要な報告を求めることができる。

（基礎調査のための土地の立入り等）

第五条　都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

２　前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

３　第一項の規定により宅地又は垣、柵等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

４　日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

５　第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

６　第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用しようとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見を聴かなければならない。
７　土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。
８　都道府県は、第一項の規定による立入り又は一時使用により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
９　前項の規定による損失の補償については、都道府県と損失を受けた者とが協議しなければならない。
１０　前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服のある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（基礎調査に関する是正の要求の方式）
第六条　国土交通大臣は、都道府県の基礎調査に関する事務の処理が法令の規定に違反している場合又は科学的知見に基づかずに行われている場合において、当該基礎調査の結果によったのでは次条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定又は第九条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定が著しく適正を欠くこととなり、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあることが明らかであるとして地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の五第一項の規定による求めを行うときは、当該都道府県が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

第三章　土砂災害警戒区域

（土砂災害警戒区域）
第七条　都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章、次章及び第二十七条において同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。
２　前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域及びその発生原因となる自然現象の種類を定めてするものとする。
３　都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない。
４　都道府県知事は、指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を公示しなければならない。
５　都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。
６　前三項の規定は、指定の解除について準用する。

（警戒避難体制の整備等）
第八条　市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
二　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
三　災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
四　警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
五　救助に関する事項
六　前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
２　市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第一号に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。
３　警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）
第八条の二　前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該

要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
２　前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
３　市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
４　市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
５　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
６　市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

第四章　土砂災害特別警戒区域

（土砂災害特別警戒区域）
第九条　都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。
２　前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域並びにその発生原因となる自然現象の種類及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項（土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な事項として政令で定めるものに限る。）を定めてするものとする。
３　都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない。
４　都道府県知事は、指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び第二項の政令で定める事項を公示しなければならない。
５　都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。
６　指定は、第四項の規定による公示によってその効力を生ずる。
７　関係のある市町村の長は、第五項の図書を当該市町村の事務所において、一般の縦覧に供しなければならない。
８　都道府県知事は、土砂災害の防止に関する工事の実施等により、特別警戒区域の全部又は一部について指定の事由がなくなったと認めるときは、当該特別警戒区域の全部又は一部について指定を解除するものとする。
９　第三項から第六項までの規定は、前項の規定による解除について準用する。

（特定開発行為の制限）
第十条　特別警戒区域内において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途であるもの（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為については、この限りでない。
２　前項の制限用途とは、予定建築物の用途で、住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設（政令で定めるものに限る。）以外の用途でないものをいう。

（申請の手続）
第十一条　前条第一項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
一　特定開発行為をする土地の区域（第十四条第二項及び第十九条において「開発区域」という。）の位置、区域及び規模
二　予定建築物（前条第一項の制限用途のものに限る。以下「特定予定建築物」という。）の用途及びその敷地の位置
三　特定予定建築物における土砂災害を防止するため自ら施行しようとする工事（次号において「対策工事」という。）の計画
四　対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画
五　その他国土交通省令で定める事項

２　前項の申請書には、国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。

（許可の基準）

第十二条　都道府県知事は、第十条第一項の許可の申請があったときは、前条第一項第三号及び第四号に規定する工事（以下「対策工事等」という。）の計画が、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な措置を政令で定める技術的基準に従い講じたものであり、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

（許可の条件）

第十三条　都道府県知事は、第十条第一項の許可に、対策工事等の施行に伴う災害を防止するために必要な条件を付することができる。

（既着手の場合の届出等）

第十四条　第九条第一項の規定による特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に特定開発行為（第十条第一項ただし書の政令で定める行為を除く。）に着手している者は、その指定の日から起算して二十一日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

２　都道府県知事は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る開発区域（特別警戒区域内のものに限る。）における土砂災害を防止するために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、予定建築物の用途の変更その他の必要な助言又は勧告をすることができる。

（許可の特例）

第十五条　国又は地方公共団体が行う特定開発行為については、国又は地方公共団体と都道府県知事との協議が成立することをもって第十条第一項の許可を受けたものとみなす。

（許可又は不許可の通知）

第十六条　都道府県知事は、第十条第一項の許可の申請があったときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

２　前項の処分をするには、文書をもって当該申請をした者に通知しなければならない。

（変更の許可等）

第十七条　第十条第一項の許可（この項の規定による許可を含む。）を受けた者は、第十一条第一項第二号から第四号までに掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更後の予定建築物の用途が第十条第一項の制限用途以外のものであるとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

２　前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

３　第十条第一項の許可を受けた者は、第一項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

４　第十二条、第十三条及び前二条の規定は、第一項の許可について準用する。

５　第一項の許可又は第三項の規定による届出の場合における次条から第二十条までの規定の適用については、第一項の許可又は第三項の規定による届出に係る変更後の内容を第十条第一項の許可の内容とみなす。

（工事完了の検査等）

第十八条　第十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等の全てを完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

２　都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、当該対策工事等が第十二条の政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該対策工事等が当該政令で定める技術的基準に適合していると認めたときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該届出をした者に交付しなければならない。

３　都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該対策工事等が完了した旨を公告しなければならない。

（建築制限）

第十九条　第十条第一項の許可を受けた開発区域（特別警戒区域内のものに限る。）内の土地においては、前条第三項の規定による公告があるまでの間は、第十条第一項の制限用途の建築物を建築してはならない。

（特定開発行為の廃止）

第二十条　第十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等を廃止したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（監督処分）

第二十一条　都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な限度において、第十条第一項若しくは第十七条第一項の許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。

一　第十条第一項又は第十七条第一項の規定に違反して、特定開発行為をした者

二　第十条第一項又は第十七条第一項の許可に付した条件に違反した者

三　特別警戒区域で行われる又は行われた特定開発行為（当該特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に着手している行為を除く。）であって、特定予定建築物の土砂災害を防止するために必要な措置を第十二条の政令で定める技術的基準に従って講じていないものに関する工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者

四　詐欺その他不正な手段により第十条第一項又は第十七条第一項の許可を受けた者

２　前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

３　都道府県知事は、第一項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

４　前項の標識は、第一項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

（立入検査）

第二十二条　都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第十条第一項、第十七条第一項、第十八条第二項、第十九条又は前条第一項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。

２　第五条第五項の規定は、前項の場合について準用する。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（報告の徴収等）

第二十三条　都道府県知事は、第十条第一項又は第十七条第一項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る土地若しくは当該許可に係る対策工事等の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該土地における土砂災害を防止するために必要な助言若しくは勧告をすることができる。

（特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造耐力に関する基準）

第二十四条　特別警戒区域における土砂災害の発生を防止するため、建築基準法第二十条第一項に基づく政令においては、居室を有する建築物の構造が当該土砂災害の発生原因となる自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に対して安全なものとなるよう建築物の構造耐力に関する基準を定めるものとする。

（特別警戒区域内における居室を有する建築物に対する建築基準法の適用）

第二十五条　特別警戒区域（建築基準法第六条第一項第三号に規定する区域を除く。）内における居室を有する建築物（同項第一号又は第二号に掲げるものを除く。）については、同項第三号の規定に基づき都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内における建築物とみなして、同法第六条から第七条の五まで、第十八条、第八十九条、第九十一条及び第九十三条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（移転等の勧告）

第二十六条　都道府県知事は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には特別警戒区域内に存する居室を有する建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれが大きいと認めるときは、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、当該建築物の移転その他土砂災害を防止し、又は軽減するために必要な措置をとることを勧告することができる。

２　都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第五章　避難に資する情報の提供等

（土砂災害警戒情報の提供）

第二十七条　都道府県知事は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、土砂災害の急迫した危険が予想される降雨量（以下この条において「危険降雨量」という。）を設定し、当該区域に係る降雨量が危険降雨量に達したときは、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示の判断に資するため、土砂災害の発生を警戒すべき旨の情報（次項において「土砂災害警戒情報」という。）を関係のある市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

２　前項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置は、その区域に係る降雨量が危険降雨量に達した区域（以下この項において「危険降雨量区域」という。）のほか、その周辺の区域のうち土砂災害が発生するおそれがあると認められるもの（危険降雨量区域において土石流が発生した場合には、当該土石流が到達し、土砂災害が発生するおそれがあると認められる区域を含む。）を明らかにしてするものとする。

（都道府県知事が行う緊急調査）

第二十八条　都道府県知事は、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想されるものとして政令で定める状況があると認めるときは、基本指針に基づき、これらの自然現象を発生原因とする重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため必要な調査（以下「緊急調査」という。）を行うものとする。ただし、次条第一項の規定により国土交通大臣が緊急調査を行う場合は、この限りでない。

２　都道府県知事は、緊急調査の結果、基本指針に基づき、前項の重大な土砂災害の危険がないと認めるとき、又はその危険が急迫したものでないと認めるときは、当該緊急調査を終了することができる。

（国土交通大臣が行う緊急調査）

第二十九条　国土交通大臣は、前条第一項の政令で定める状況があると認める場合であって、当該土砂災害の発生原因である自然現象が緊急調査を行うために特に高度な専門的知識及び技術を要するものとして政令で定めるものであるときは、基本指針に基づき、緊急調査を行うものとする。

２　国土交通大臣は、前項の規定により緊急調査を行おうとするときは、あらかじめ、緊急調査を行おうとする土地の区域を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。次項において準用する前条第二項の規定により緊急調査を終了しようとするときも、同様とする。

３　前条第二項の規定は、国土交通大臣が行う緊急調査について準用する。

（緊急調査のための土地の立入り等）

第三十条　都道府県知事若しくは国土交通大臣又はこれらの命じた者若しくは委任した者は、緊急調査のためにやむを得ない必要があるときは、これらの必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

２　第五条（第一項及び第四項を除く。）の規定は、前項の規定による立入り及び一時使用について準用する。この場合において、同条第八項から第十項までの規定中「都道府県」とあるのは、「都道府県又は国」と読み替えるものとする。

（土砂災害緊急情報の通知及び周知等）

第三十一条　都道府県知事又は国土交通大臣は、緊急調査の結果、基本指針に基づき、第二十八条第一項に規定する自然現象の発生により一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、又は当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときは、災害対策基本法第六十条第一項及び第六項の規定による避難のための立退きの指示の判断に資するため、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（次項において「土砂災害緊急情報」という。）を、都道府県知事にあっては関係のある市町村の長に、国土交通大臣にあっては関係のある都道府県及び市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

２　都道府県知事又は国土交通大臣は、土砂災害緊急情報のほか、緊急調査により得られた情報を、都道府県知事にあっては関係のある市町村の長に、国土交通大臣にあっては関係のある都道府県及び市町村の長に随時提供するよう努めるものとする。

（避難のための立退きの指示の解除に関する助言）

第三十二条　市町村長は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る。）を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣又は都道府県知事に対し、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた国土交通大臣又は都道府県知事は、必要な助言をするものとする。

第六章　雑則

（費用の補助）

第三十三条　国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、基礎調査に要する費用の一部を補助することができる。

（資金の確保等）

第三十四条　国及び都道府県は、第二十六条第一項の規定による勧告に基づく建築物の移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又はそのあっせんに努めるものとする。

（緊急時の指示）

第三十五条　国土交通大臣は、土砂災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合において、土砂災害を防止し、又は軽減するため緊急の必要があると認められるときは、都道府県知事に対し、この法律の規定により都道府県知事が行う事務のうち政令で定めるものに関し、必要な指示をすることができる。

（地方公共団体への援助）
第三十六条　国土交通大臣は、第三十一条第二項に規定するもののほか、第七条第一項の規定による警戒区域の指定及び第九条第一項の規定による特別警戒区域の指定その他この法律に基づく都道府県及び市町村が行う事務が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県及び市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならない。

（権限の委任）
第三十七条　この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第七章　罰則

第三十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
一　第十条第一項又は第十七条第一項の規定に違反して、特定開発行為をした者
二　第十九条の規定に違反して、第十条第一項の制限用途の建築物を建築した者
三　第二十一条第一項の規定による都道府県知事の命令に違反した者
第三十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。
一　第五条第七項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者
二　第二十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
第四十条　第二十三条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。
第四十一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。
第四十二条　第十四条第一項、第十七条第三項又は第二十条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。
附　則　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、平成十三年四月一日から施行する。
附　則　（平成一七年五月二日法律第三七号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令への委任）
第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。
附　則　（平成二二年一一月二五日法律第五二号）　抄

（施行期日）
１　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附　則　（平成二五年六月二一日法律第五四号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から施行する。
附　則　（平成二六年六月四日法律第五四号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附　則　（平成二六年一一月一九日法律第一〇九号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）
第二条　この法律による改正後の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（次項において「新法」という。）第四条第二項の規定は、この法律の施行前に行われた基礎調査の結果についても、適用する。
２　新法第八条の規定は、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第六条第一項の規定により指定されている警戒区域についても、適用する。この場合において、新法第八条第一項中「前条第一項の規定による警戒区域の指定があったときは」とあるのは「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百九号。以下この項において「改正法」という。）の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該警戒区域」と

あるのは「改正法の施行の際現に改正法による改正前の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第六条第一項の規定により指定されている警戒区域（以下この条において単に「警戒区域」という。）」とする。

（政令への委任）
第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附　則　（平成二九年五月一九日法律第三一号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第二条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）
第四条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
附　則　（令和三年五月一〇日法律第三〇号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附　則　（令和三年五月一〇日法律第三一号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　附則第三条の規定　公布の日
二　第二条の規定、第五条中下水道法第六条第二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七条の三とし、同法第七条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改正規定（「第七条の二第二項」を「第七条の三第二項」に改める部分に限る。）及び同法第三十一条の改正規定、第六条の規定（同条中河川法第五十八条の十に一項を加える改正規定を除く。）、第七条の規定（同条中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除く。）並びに第八条、第十条及び第十一条の規定並びに附則第五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の項第一号の改正規定に限る。）、第六条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（政令への委任）
第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）
第四条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四法律六八）抄

（罰則の適用等に関する経過措置）
第四百四十一条　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

２　刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」

という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）
第四百四十二条　懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）
第四百四十三条　懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

２　拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の政令への委任）
第五百九条　この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（令和四年六月一七日法律第六八号）　抄

（施行期日）
１　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行日＝令和七年六月一日）

一　第五百九条の規定　公布の日

附　則　（令和四年六月一七日法律第六九号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（令和六年政令第一七一号で令和七年四月一日から施行）

カ　大津市災害等対策基本条例

目次

前文
第１章　総則(第１条―第８条)
第２章　予防対策(第９条―第17条)
第３章　応急措置及び復旧対策(第18条―第21条)
第４章　復興対策(第22条―第24条)
第５章　災害及び危機に強いまちづくりの推進(第25条―第29条)
第６章　他の被災地支援等(第30条・第31条)
第７章　補則(第32条―第36条)

附則

私たちの生活する大津市は、恵まれた自然環境の下、古来から多くの人が居住し、数多くの文化財や遺跡等が集積している地域である。一方でこの豊かな自然は予期せぬ地震や風水害をもたらし、寛文近江・若狭地震では、家屋の倒壊、水没等多くの被害を出したことが記録される等、大規模災害と決して無縁ではない。

阪神・淡路大震災や東日本大震災は、一瞬にして多くの人々の生命と財産を奪い、暮らしと地域社会に甚大な被害をもたらした。また、近年の台風等による記録的な大雨や局地的な集中豪雨等による災害は、全国各地で多くの被害をもたらしている。本市においても、平成24年の南部地域の集中豪雨と平成25年の台風第18号による災害は、記憶に新しい。

私たちは、これら頻発する災害に直面し、自然の持つ力の大きさ、恐ろしさを痛感し、身近に起こり得る非常事態として認識するとともに、自分の身は自分で守ることや助け合い、支え合いの協力体制の重要性、さらには、これまでの想定を超える被害を目の当たりにし、災害を未然に防ぐことだけでなく被害を少なくするという減災の重要性を改めて確認したところである。

いつ何時、いかなる災害に見舞われるか予測することは極めて困難である。このことは、災害のみならず大規模な事故等の危機も同様であり、市民生活の安全と安心を脅かしている。

災害や危機は避けることはできないが、これらからの被害を防いだり、低減したりすることは可能である。市民の生命、身体及び財産を災害や危機から守るため、これまでの防災の取組に加えて、減災と危機管理に対する意識の高揚を図り、災害や危機が起こっても被害を最小限にとどめる防災対策と危機管理の取組を推進する必要がある。

ここに、私たちは、行政による公助はもとより、自らのことは自らで守る自助、身近な地域で支えあう共助の理念を念頭に、市民、事業者、市及び議会が一体となって災害と危機に立ち向かう決意を明確に示すとともに、それぞれの責務や役割を十分に理解し、その協働により地域防災力の更なる向上を図り、災害と危機に強い安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

第１章　総則

(目的)

第１条　この条例は、防災対策及び危機管理に関する基本となる理念を定め、災害及び危機に関する予防、応急措置及び復旧並びに復興の各段階における市民、事業者、市及び議会の責務及び役割を明らかにするとともに、それぞれが個々に又は連携して推進すべき防災対策及び危機管理の基本となる事項を定めることにより、災害及び危機から市民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限に軽減し、災害及び危機に強く安全で安心して暮らせるまちづくりの実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第２条　この条例での用語の意義は、次のとおりとする。

(1)　災害　地震、豪雨、豪雪、洪水、暴風、崖崩れ、土石流、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

(2)　防災　災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び速やかに災害の復旧を図ることをいう。

(3)　減災　災害が発生した場合における被害を可能な限り軽減することを目指す考え方及びそのための取組をいう。

(4)　防災対策　防災及び減災のために行う対策をいう。

(5)　危機　市民の生命、身体及び財産に対して災害に相当する程度の被害を生ずるおそれがある事故又は事態であって、放置すれば社会的混乱が生ずるおそれがあるものをいう。

(6)　危機管理　危機の発生に対する準備を整え、危機が発生した場合における被害の発生及び拡大を防ぐことにより、社会に及ぼす影響をできる限り低減するように対処し、又は対応することをいう。

(7)　市民　市内に住所又は居所を有する者をいう。

(8)　事業者　市内で事業を営む法人その他の団体及び個人をいう。

(9)　要配慮者　災害若しくは危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に、何らかの配慮が必要とされる高齢者、障害者、妊婦、乳幼児等をいう。

(10)　避難行動要支援者　要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

(11)　自主防災組織　災害又は危機から自己の居住する地域社会を守る活動等を行うため、市民が自発的に結成する団体をいう。

(基本理念)

第 3 条　防災対策及び危機管理は、市民が自らのことは自らで守る自助及び身近な地域で支え合う共助をそれぞれに高めつつ、市が市民の生命、身体及び財産を守るために行う公助を基本として総合的な視点で実施されなければならない。
2　防災対策及び危機管理は、市民、事業者、市及び議会がそれぞれの責務及び役割を果たし、それぞれが持てる能力を生かし、相互に連携を図りながら協力して実施されなければならない。
3　防災対策及び危機管理は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性及び能力を十分に理解し、それらを発揮する中で実施されなければならない。

(地域防災計画への反映)
第 4 条　災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 1 項の規定により設置された大津市防災会議は、同法第 42 条第 1 項の規定により作成された大津市地域防災計画を修正する場合は、前条に規定する基本理念を尊重し、及び反映させるものとする。

(市民の責務)
第 5 条　市民は、基本理念にのっとり、災害及び危機に備えて、情報の収集、食糧等の備蓄その他の自助の取組及び自主防災組織の活動への参加その他の共助の取組を推進するよう努めなければならない。
2　市民は、市の実施する防災対策及び危機管理に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)
第 6 条　事業者は、基本理念にのっとり、社会的責任を自覚し、災害及び危機に備えて、事業活動の継続に必要な事項を定めた計画を作成し、その事業所の利用者及び従業員等の安全の確保並びに事業の継続に努めなければならない。
2　事業者は、市の実施する防災対策及び危機管理に協力するよう努めなければならない。

(市の責務)
第 7 条　市は、市民の生命、身体及び財産を災害及び危機から守る公助の担い手として、災害及び危機に備え迅速かつ組織的に対応することができるよう基本となる計画を策定するとともに、その対応を行うために必要な体制を整え、防災対策及び危機管理並びに復興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
2　市は、災害又は危機の発生時において業務を継続し、又は早期に復旧させるために必要な事項を定めた計画を作成するものとする。
3　市は、防災対策及び危機管理が円滑に実施できる体制を確保するため、自主防災組織の充実及び災害ボランティア(不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、個人又は団体が自発的に行う被災者等の救助、復興の支援その他の防災、危機管理又は復興に関する活動を行う者をいう。以下同じ。)等が活動を行いやすい環境の整備を図るものとする。
4　市は、職員が災害及び危機に備え迅速かつ的確に対処することができるよう防災訓練等を通じ、防災対策及び危機管理に関する職務の習熟並びに危機意識のより一層の高揚を図るものとする。
5　市は、市民一人一人が居住する地域において、自らの安全を確保するために行う自助の取組が積極的に推進されるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。
6　前各項に定めるもののほか、市は、防災対策及び危機管理の実施に当たっては、市民、事業者、自主防災組織、国、他の地方公共団体等との連携及び協力に努めるものとする。

(議会の責務)
第 8 条　議会は、災害又は危機が発生した場合においても、迅速な意思決定、多様な市民ニーズの反映その他の議会として権能を適切に果たすために必要となる事項を定めた計画(以下「市議会業務継続計画」という。)に基づき、適切な対応をとらなければならない。
2　議会は、市民の生命、身体及び財産を災害及び危機から守るため、防災及び減災並びに危機管理に関する調査及び研究を行い、市の防災対策及び危機管理への提言を行わなければならない。
3　議会は、国及び県の動向を踏まえつつ、地域の実情に合わせた市の防災対策及び危機管理における執行の監視及び評価に努めるとともに、被災状況の把握及び市民に対する情報発信に努めなければならない。

第 2 章　予防対策
(市民の災害及び危機への備え)
第 9 条　市民は、自らが災害及び危機に対応する能力を育むため、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。
(1)　防災及び減災並びに危機管理に関する知識及び技術の習得
(2)　救急救命に関する知識及び技術の習得
(3)　自らが持つ災害に関する経験及び教訓並びに先人からの災害に関する伝承の後世への継承
2　市民は、災害及び危機に強いまちづくりのために、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。
(1)　自ら所有する建築物の耐震性の確認及びその結果に基づく耐震補強
(2)　地震による家具等の転倒を防止するための措置
(3)　その他自らが管理する施設の災害及び危機に備えた安全の確認

(事業者の災害及び危機への備え)

第 10 条　事業者は、自らが災害及び危機に対応する能力を育むため、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。
(1)　従業員等に対する防災及び減災並びに危機管理に関する研修会又は訓練
(2)　従業員等の防災対策及び危機管理に関する知識及び技術の習得

2　事業者は、災害及び危機に強いまちづくりのために、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。
(1)　自ら所有する建築物の耐震性の確認及びその結果に基づく耐震補強
(2)　自ら所有し、又は管理する建築物等の屋外に面している窓ガラス、タイル等及び広告物の落下を防止するための措置
(3)　その他自らが管理する施設の災害及び危機に備えた安全の確認

(市の災害及び危機への備え)
第 11 条　市は、市民、自主防災組織等が災害及び危機に対応する能力を育むため、次に掲げる施策を実施するものとする。
(1)　市民及び事業者に対する防災及び減災並びに危機管理に関する知識の普及及び啓発並びに教育等の充実
(2)　消防団、自主防災組織、災害ボランティア等への市民の加入又は参加の促進並びにこれらの育成及び支援
2　市は、災害及び危機に強いまちづくりのために、次に掲げる事項を実施するものとする。
(1)　市の管理する施設の耐震性の強化及び避難所として活用する施設の安全性の確保
(2)　住宅、事業所等の建築物の耐震性を確保するための適正な指導及び相談並びに技術面からの支援
(3)　建築物等の屋外に面している窓ガラス、タイル等及び広告物の落下を防止するための措置に関する知識の啓発
(4)　道路に沿って設けられているブロック塀、自動販売機等の転倒防止措置等に関する啓発
(5)　大学、研究機関等と連携した災害及び危機に強いまちづくりに関する調査及び研究の推進

(議会の災害及び危機への備え)
第 12 条　議会は、議員自らが災害及び危機に対応する能力を育むため、市議会業務継続計画に基づき、防災及び減災並びに危機管理に関する研修会又は訓練を実施し、防災対策及び危機管理に関する知識及び技術の習得に努めるものとする。

(情報の収集、提供等)
第 13 条　市は、災害又は危機が発生した時に備え、平常時からハザードマップ等の必要な情報を市民、自主防災組織及び事業者に提供するものとする。
2　市は、市民、自主防災組織及び事業者への確実かつ迅速な情報伝達を確保するため、地域の実情等を踏まえ、複数の情報伝達手段を有機的に組み合わせる等、災害及び危機に強い総合的な情報伝達システムの構築に努めるものとする。
3　市民及び事業者は、災害又は危機が発生した時に備え、災害及び危機に関する情報を自らが積極的に収集するよう努めなければならない。

(避難)
第 14 条　市民は、災害及び危機に関する情報に留意し、危険を認知した時には自主的に避難するとともに、市、防災関係機関等から避難準備情報、避難勧告又は避難指示の発令があった時には、速やかにこれに応じるものとする。
2　市民は、前項の避難を迅速かつ円滑に行うことができるようにするため、平常時から避難場所及び避難所の所在並びに避難経路を確認しておくよう努めなければならない。

(要配慮者等に係る対策等)
第 15 条　市民、自主防災組織、事業者及び市は、災害又は危機が発生した時に備え、避難行動要支援者に配慮した対策を講ずるものとする。
2　市、市民及び自主防災組織は、避難行動要支援者の協力の下、その支援を行うために必要な情報の収集及び把握に努めるとともに、当該支援を行うための体制の整備に努めるものとする。
3　避難所となる施設を管理する者は、要配慮者の使用を考慮した施設の整備に努めるものとする。
4　避難行動要支援者の支援に従事する者又は従事した者は、当該避難行動要支援者に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で使用してはならない。

(孤立地区対策の推進)
第 16 条　市は、孤立地区(災害又は危機によって交通が途絶する地区をいう。)における通信の途絶に備え、情報の収集及び伝達の手段を確保するとともに、物資の備蓄その他地域の特性に応じた施策を実施するよう努めるものとする。

(文化財の保護)
第 17 条　市は、平常時から市民、自主防災組織、事業者、国、県、文化財所有者及び専門家と連携し、文化財を災害及び危機から守るための体制の整備に努めるものとする。

第 3 章　応急措置及び復旧対策
(応急措置等)

第 18 条　市は、災害又は危機が発生した場合においては、速やかに当該災害又は危機に対する応急復旧活動を行うための体制を確立し、市民、自主防災組織及び事業者の協力を得て、国、県及び防災関係機関とともに必要な措置を講ずるものとする。
2　市民、自主防災組織、事業者及び災害ボランティア等は、災害又は危機が発生した場合においては、相互に連携し、かつ、補完し、次に掲げる事項その他必要な処置の実施に努めなければならない。
(1)　災害又は危機に係る情報の収集及び伝達
(2)　出火防止及び初期消火
(3)　負傷者の救出、救護及び搬送等
(4)　避難行動要支援者の避難支援
(5)　避難者の誘導
(6)　避難所の運営協力
(7)　給食及び給水活動
(8)　建築物及び宅地の応急危険度判定への協力

(避難所の運営等)
第 19 条　避難所に避難した者は、互いに助け合い、協力し、避難所を円滑に運営するよう努めるものとする。
2　避難所の生活環境は、要配慮者に対しより安全で安心したものとなるよう、きめこまやかな配慮に努められなければならない。

(緊急輸送の確保)
第 20 条　市は、災害又は危機が発生した場合においては、消火、被災者の救難及び救助その他の応急対策を的確かつ円滑に実施するための緊急輸送を確保するため、車両等の調達に関し対策を講ずるとともに、国、他の地方公共団体及び関係団体との調整を行うよう努めるものとする。
2　市民及び事業者は、災害又は危機が発生した場合においては、車両の通行規制その他の交通規制を遵守するほか、当該交通の規制が行われていない道路においても、路上の危険を防止するとともに、緊急通行車両の通行の妨げとならないよう、車両の使用を自粛するよう努めなければならない。

(災害ボランティア活動への支援)
第 21 条　市は、災害又は危機が発生した場合においては、災害ボランティアによる被災者への円滑な支援活動の実施を支援するため、活動拠点の提供、情報の共有等に努めるものとする。

第 4 章　復興対策
(市の復興対策)
第 22 条　市は、災害又は危機により市内に甚大な被害を受けたときは、国、県、防災関係機関、市民、自主防災組織、事業者、災害ボランティア等と協力し、被災地の復興に努めなければならない。
2　市は、前項の場合には、円滑な市民生活の再建及び被災地の復興を図るため災害復興計画を策定し、その対策を講ずるものとする。
3　市は、前項の災害復興計画を策定するときは、あらかじめ市民の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(議会の復興対策等)
第 23 条　議会は、前条第 2 項に規定する災害復興計画について、将来のまちづくりの方向性を定めるその重要性に鑑み、迅速かつ慎重な審議を行うため、必要な措置を講ずるものとする。
2　議会は、市並びに国及び県への災害復旧の推進並びに支援活動の実施及び調整を働きかけ、復旧及び復興に努めなければならない。

(市民、自主防災組織及び事業者の復興対策)
第 24 条　市民、自主防災組織及び事業者は、相互に協力して速やかな生活及び事業の再建並びに被災地の復興に努めなければならない。
2　市民、自主防災組織及び事業者は、市の実施する復興対策に協力するよう努めなければならない。

第 5 章　災害及び危機に強いまちづくりの推進

(自主防災活動の推進)

第 25 条　市は、市民及び自主防災組織の自主防災活動を推進し、及び育成するため、必要な支援及び協力を行うよう努めるものとする。

2　市民は、地域における自主防災活動を推進するため、その活動に積極的に参加し、又は協力するよう努めなければならない。

3　事業者は、地域における自主防災活動を積極的に推進するため、その活動に協力するよう努めなければならない。

（人材の育成等）

第 26 条　市は、市民への災害及び危機に対する意識啓発をはじめ、自主防災組織、災害ボランティア等による防災活動が効果的に行われるよう、防災リーダー（自主防災組織による防災活動において適切に指示を与える等当該自主防災組織の中で中心的役割を担う者をいう。）及び防災士（自助、共助及び協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識並びに一定の知識及び技術を修得したことを、特定非営利活動法人日本防災士機構が認定した者をいう。）（以下これらを「防災リーダー等」という。）の育成に努めるものとする。

2　市は、防災リーダー等の育成とともに、防災リーダー等の存在、役割、活動状況等を広く市民に周知し、防災リーダー等の位置付け及び立場の明確化に努めるものとする。

（事業者等との応援協定）

第 27 条　市は、災害又は危機が発生した場合に食糧その他の生活物資の供給及び輸送、応急の復旧工事の施行等の対策が的確かつ迅速に実施できるよう、あらかじめ他の地方公共団体、事業者等との応援協定の締結を推進するものとする。

（防災教育等の充実）

第 28 条　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（以下「学校」という。）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所（以下「保育所」という。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置し、又は管理する者は、災害又は危機が発生した場合に当該学校、保育所又は認定こども園の幼児、児童、生徒又は学生が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、応急手当及び避難の方法その他の防災及び危機管理に関する教育を継続して実施するものとする。

（ライフラインの維持）
第 29 条　電気、ガス、上下水道、通信又は鉄道の事業を行う者は、その事業の用に供する施設への被害の発生を防ぐ取組を推進するとともに、災害又は危機が発生した場合は、被害の発生及び拡大を防ぎ、被害の復旧を速やかに行うよう努めるものとする。

第 6 章　他の被災地支援等
（被災地等の支援）
第 30 条　市は、必要に応じ、災害又は危機により甚大な被害を受けた他の地方公共団体の被災地及び被災者の支援に努めるものとする。

（帰宅困難者の支援）
第 31 条　市及び事業者は、災害又は危機が発生した場合においては、帰宅困難者（災害又は危機によって帰宅等が困難になった者をいう。）の円滑な帰宅又は避難を支援するために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

第 7 章　補則
（職員の退避基準）
第 32 条　市は、防災対策及び危機管理に従事する職員の身体及び生命の安全確保を図るため、災害及び危機の現場で活動する職員の退避に関する基準をあらかじめ定めるものとする。

（表彰）
第 33 条　市は、地域における防災活動等に関し特に顕著な功績があったと認められるものを表彰することができるものとする。

（おおつ防災の日）
第 34 条　市民に広く防災、減災及び危機に関する理解並びに関心を深めるようにするため、おおつ防災の日を設けるものとする。
2　おおつ防災の日は、別に市長が定めるものとする。
3　市は、おおつ防災の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（財政上の措置）
第 35 条　市は、防災対策及び危機管理に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（検討）
第 36 条　市長は、この条例の施行後 3 年を目途として、この条例の運用の実績等を勘案し、この条例の規定について検討し、必要があると認めるときは、条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。

附　則

（施行期日）
1　この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（大津市防災対策推進条例の廃止）
2　大津市防災対策推進条例（平成 22 年条例第 2 号）は、廃止する。

キ　大津市防災会議条例

第1条　この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、大津市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務並びに組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
(平12条例60・一部改正)
(定義)
第1条の2　この条例において使用する用語の意義は、災害対策基本法の例による。
(平12条例60・追加)
(所掌事務)
第2条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1)　市の地域防災計画の作成及びその実施の推進に関すること。
(2)　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
(3)　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
(4)　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。
(平11条例53・平17条例81・平24条例47・一部改正)
(会長及び委員)
第3条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
2　会長は、市長をもって充てる。
3　会長は、会務を総理する。
4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
5　委員は、次に掲げる者をもって充てる。
(1)　指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
(2)　滋賀県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
(3)　市の区域を管轄する警察署の署長
(4)　市長がその部内の職員のうちから指名する者
(5)　市教育委員会教育長
(6)　市消防局長及び市消防団長
(7)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
(8)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
(9)　その他特に必要と認められる者のうちから市長が委嘱する者
6　前項の委員の定数は、40人以内とする。
7　委員(第5項第3号、第5号及び第6号に掲げる委員を除く。)の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
8　前項の委員は、再任されることができる。
(平11条例18・平12条例60・平24条例47・一部改正)
(専門委員)
第4条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱又は任命する。
3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(平12条例60・一部改正)
(会議)
第5条　防災会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
2　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
3　会長は、会議の議長となる。
4　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(幹事)
第6条　防災会議に幹事および書記若干名を置く。
2　幹事および書記は、市職員のうちから任命する。
3　幹事は、防災会議の所掌事務について委員を補佐する。
4　書記は、会長の命を受け防災会議の所掌事務を処理する。
(部会)
第7条　防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。
2　部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する。
3　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。
4　部会長は、部会の事務を掌理する。
5　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
(庶務)
第8条　防災会議の庶務は、総務部において処理する。
(平11条例53・平16条例60・一部改正)
(委任)
第9条　この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。
付　則
この条例は、公布の日から施行する。
付　則(昭和53年9月25日)
1　この条例は、公布の日から施行する。
2　この条例の施行の際、現に改正前の大津市防災会議条例第3条第5項第1号、第2号又は第7号の規定による防災会議の委員である者は、改正後の大津市防災会議条例第3条第5項第1号、第2号又は第7号の規定により市長が委嘱した者とみなす。

付　則(昭和55年12月25日)抄
(施行期日)
1　この条例は、規則で定める日(昭和56年1月14日―昭和56年規則第1号)から施行する。
付　則(昭和61年3月25日)抄
(施行期日)
1　この条例は、昭和61年4月1日から施行する。
附　則(平成11年3月19日条例第18号)抄
(施行期日等)
1　この条例は、平成11年4月1日から施行する。
附　則(平成11年12月20日条例第53号)抄
(施行期日)
1　この条例は、平成12年4月1日から施行する。
附　則(平成12年7月21日条例第60号)
この条例は、平成12年8月1日から施行する。
附　則(平成16年12月21日条例第60号)抄
(施行期日)
1　この条例は、平成17年4月1日から施行する。
附　則(平成17年9月29日条例第81号)
この条例は、公布の日から施行する。
附　則(平成 24 年 9 月 25 日条例第 47 号)
この条例は、公布の日から施行する。

ク　大津市防災会議の運営に関する規程

（趣旨）
第１条　この規程は、大津市防災会議条例（昭和38年条例第１号）第９条の規定にもとづき、防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（会長代理委員の指名）
第２条　条例第３条第４項の規定による会長の職務を代理する委員は、主管の副市長の職にある委員とする。
（会議の招集）
第３条　条例第５条の規定による会議の招集は、委員に対して招集の日時、場所、会期および議題を告知することにより行なうものとする。
（専決）
第４条　防災会議の権限に属する事務のうち、地域防災計画の軽微な変更については、会長において、これを専決処分することができる。
２　前項の規定により専決処分したときは、会長は、次の防災会議の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。
（地域防災計画等の公表の方法）
第５条　地域防災計画を作成し、又は変更した場合の公表その他防災会議が行う公表は、大津市条例の交付等に関する条例（平成27年条例第97号）の例による。

付　則
この規程は、昭和38年９月６日から施行する。
附　則（昭和60年４月１日）
この告示は、昭和60年４月１日から施行する。
附　則（平成19年４月１日）
この告示は、平成19年４月１日から施行する。
附　則（平成22年２月15日）
この告示は、平成22年２月15日から施行する。
附　則（平成28年２月15日）
この告示は、平成28年２月15日から施行する。

ケ　大津市災害対策本部条例

（趣旨）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、大津市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。
（組織）
第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員その他の職員を指揮監督する。
２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
（部）
第３条　災害対策本部長は、災害対策本部に部を置くことができる。
２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。
４　部長は、部の事務を掌理する。
（事務局）
第４条　災害対策本部の事務を処理するため、総務部に事務局を置く。
（委任）
第５条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

付　則
この条例は、昭和38年４月１日から施行する。
付　則（昭和55年12月25日条例第40号）抄
（施行期日）
１　この条例は、規則で定める日（昭和56年１月14日－昭和56年規則第１号）から施行する。
付　則（昭和61年３月25日条例第６号）抄
（施行期日）
１　この条例は、昭和61年４月１日から施行する。
附　則（平成9年6月27日条例第33号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成11年12月20日条例第43号）抄
（施行期日）
１　この条例は、平成12年4月1日から施行する。
附　則（平成16年12月21日条例第60号）抄
１　この条例は、平成17年4月1日から施行する。
附　則（平成24年9月25日条例第48号）
この条例は、交付の日から施行する。

コ　大津市災害対策本部運営要領

最終改正　令和７年４月１日

（趣旨）
第１条　この要領は、大津市災害対策本部条例（昭和３８年条例第２号。以下「条例」という。）第５条の規定に基づき、大津市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営等に関して必要な事項を定めるものとする。
（副本部長及び本部員）
第２条　災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長の職にある者をもって充て、災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、大津市事務分掌条例（昭和４８年条例第１号）第１条に規定する各部の長並びに総務部危機管理監、保健所長、公営企業管理者、教育長、議会局長及び消防局長の職にある者をもって充てる。
２　副本部長は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）を補佐し、本部長に事故あるときは、主管の副市長である副本部長、主管の副市長以外の副市長である副本部長の順序によりその職務を代理する。
３　本部長は、第１項の規定にかかわらず、必要と認める者を本部員に指名するものとする。
（部の設置等）
第３条　本部に別表第１に掲げる部及び部長を置き、大津市業務継続計画非常時優先業務編に掲げる事務を分掌させる。
２　部長は、必要と認めるときは、部に副部長を置くことができる。
（班の設置）
第４条　部にその事務を分掌させるため班を置く。
２　班の設置について必要な事項は、別に定めるもののほか各部の部長が定める。
（災害対策本部会議）
第５条　本部の基本方針を審議するため、本部に災害対策本部会議（以下「会議」という。）を置く。
２　会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。
３　会議は、本部長が必要に応じて随時招集する。
４　本部長は、会議の議長となり、会務を総括する。
５　本部長は、必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
（事務局の事務）
第６条　本部に条例第４条の規定に基づき事務局を置く。
２　事務局は、総務部に属し、総務部の所属職員及び各部局の所属職員をもって構成する。
３　事務局の長及び分掌事務は、別表第２に掲げるとおりとする。
（活動体制等）
第７条　本部長は、災害の状況に応じて、部長に対し風水害対策にあっては別表第３に、震災対策にあっては別表第４に掲げる活動体制による配備の指示を行う。この場合において、部長は直ちに所属職員を指揮監督して災害対策活動に当たるものとする。
２　本部長は、必要に応じて、前項の規定にかかわらず、臨機の措置を命じることがある。
３　部長は、第１項の規定にかかわらず、特に緊急を要すると認めるときは、本部長の指示によることなく、必要な活動体制をとり、所属職員を指揮監督して災害活動に当たるものとする。この場合において、部長は、直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。
（活動要領の策定）
第８条　部長は、毎年度における活動要領を策定し、本部長に提出しなければならない。
２　部長は、活動要領を変更したときは、その都度本部長に報告しなければならない。
（補足）
第９条　この要領において別に定めることとされている事項及びこの要領の施行に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則
この要領は、平成１９年３月１５日から施行する。
附　則
この要領は、平成２１年５月２８日から施行する。
附　則
この要領は、平成２２年４月１日から施行する。
附　則
この要領は、平成２５年４月１日から施行する。
附　則
この要領は、平成２５年１２月２０日から施行する。
附　則
この要領は、平成２６年７月２３日から施行する。
附　則
この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１　（第３条関係）

部	部長
政策調整部	政策調整部長
総務部	総務部長
市民部	市民部長
健康福祉部	健康福祉部長
こども未来部	こども未来部長
産業観光部	産業観光部長
環境部	環境部長
都市計画部	都市計画部長
建設部	建設部長
企業部	公営企業管理者
教育部	教育長
消防部	消防局長
議会部	議会局長

別表第２　（第６条関係）

災害対策本部事務局

統括：危機管理監

事務局長：危機・防災対策課長

主な事務分掌
１　災害対策本部の設置及び運営に関すること ２　本部長命令の伝達に関すること ３　高齢者等避難、避難指示に関すること ４　通信及び情報機器の設置運用管理に関すること ５　防災関係機関との連絡調整に関すること

別表第３　（第７条関係）

〔活動体制（風水害対策）〕

種　別		配備体制要件	勤務時間外の参集等
災害警戒体制	警戒１号体制	大雨・洪水注意報、大雪警報が発表されたときは自動的に体制が設置される。また事態の状況に応じて事務局長が必要と認めたとき体制を設置する。	警戒１号体制職員は自宅待機
	警戒２号体制	大雨・洪水・暴風・暴風雪警報が発表されたときは自動的に体制が設置される。また事態の状況に応じて危機管理監が必要と認めたとき体制を設置する。	警戒２号体制職員・危機・防災対策課職員は指定場所へ参集
	災害警戒本部体制 【警戒本部】	事態の状況に応じて、危機管理監が本部長に進言し本部長が災害警戒本部を設置する。 また、次の気象及び避難情報が発令（発表）された場合又は発令が見込まれる場合は、災害警戒本部を設置する。 (1)土砂災害警戒情報 (2)市長、県知事及び警察署長等による避難の指示 (3)高齢者等避難	災害警戒本部関係者（本部長、副本部長、本部員、本部事務局員、災害対策救助隊本部隊）・警戒２号体制時参集職員は指定場所へ参集
災害対策本部体制	第１配備体制 【対策本部】	局地的な災害が発生した場合、またはそのおそれがあるとき	第１配備体制職員（全職員の 1/5 程度）は、指定場所へ参集
	第２配備体制 【対策本部】	広範囲な災害が発生した場合、またはそのおそれがあるとき	第２配備体制職員（全職員の 1/2 程度）は、指定場所へ参集
	第３配備体制 【対策本部】	市全域で甚大な災害が発生した場合、またはそのおそれがあるとき 大雨・暴風・暴風雪・大雪特別警報が発表されたとき	全職員、指定場所へ参集
現地災害対策本部体制 【現地本部】		災害対策本部体制において、局地的な災害により本部長が必要と認めたときに必要な支所に現地災害対策本部が設置される。また特に本部長が必要と認めたときには災害現場に設置する。	災害対策本部体制から本部長が指名した者を現場へ派遣

各部は、平素から警戒１号体制及び警戒２号体制における職員配備計画に見直しを加えるなど、体制の整備に努める。なお、気象状況や被害状況により、随時、部内調整を図り体制を整備する。

別表第４　（第７条関係）
〔活動体制（震災対策）〕

種　別		配備体制要件	勤務時間外の参集等
災害警戒体制	警戒１号体制	震度４の地震が発生したとき、また、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき、自動的に体制が設置される。また事態の状況に応じて危機管理監が必要と認めたとき体制を設置する。	警戒１号体制職員は自宅待機 ただし、危機・防災対策課職員は参集
	災害警戒本部体制 【警戒本部】	震度５弱の地震が発生したとき、また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）及び（巨大地震警戒）が発表されたときは、自動的に災害警戒本部が設置される。また事態の状況に応じて、危機管理監が本部長に進言し本部長が災害警戒本部を設置する。	災害警戒本部関係者（本部長、副本部長、本部員、本部事務局員、災害対策救助隊本部隊）・警戒２号体制時参集職員は指定場所へ参集
災害対策本部体制	第２配備体制 【対策本部】	震度５強の地震が発生したときは、自動的に災害対策本部が設置される。また、市長が必要と認めたとき災害対策本部を設置する。	第２配備体制職員（全職員の1/2程度）は、指定場所へ参集 （状況に応じて追加召集）
	第３配備体制 【対策本部】	震度６弱以上の地震が発生したとき、又は長周期地震動階級４が発表されたときは、自動的に災害対策本部が設置される。また、市長が必要と認めたとき災害対策本部を設置する。	全職員、指定場所へ参集
現地災害対策本部体制 【現地本部】		災害対策本部体制において、局地的な災害により本部長が必要と認めたときに必要な支所に現地災害対策本部が設置される。また特に本部長が必要と認めたときには災害現場に設置する。	災害対策本部体制から本部長が指名した者を現場へ派遣

各部は、平素から警戒１号体制及び警戒２号体制（災害警戒本部体制内）に際する職員配備計画に見直しを加えるなど、体制の整備に努める。なお、被害の情報により随時、部内調整を図り体制を整備する。

サ　大津市災害対策救助隊設置要綱

出典：大津市資料（平成24年12月：総務部）

（設置）
第１条　大津市災害対策本部条例（昭和38年条例第2号）に規定する大津市災害対策本部に大津市災害対策救助隊（以下「救助隊」という。）を設置する。

（組織）
第２条　救助隊の組織は、志賀部、北部、西部、中部、南部、東部の６方面隊、及び女性分隊の７分隊編成とし、平常時から組織化しておくものとする。

２　救助隊の隊員は市長が委嘱し、又は任命する。
３　隊長は、大津市災害対策本部長（以下「本部長」という。）の命を受け、救助隊の業務を総括し、隊員を指揮監督する。
４　副隊長は、隊長の命を受け、災害救助の業務に従事し隊長を補佐するとともに、隊長に事故があるときは、隊長の職務を代行する。
５　分隊長は、隊長の命を受け、各隊員を指揮監督する。
（所掌事項）
第３条　救助隊は、災害の予防及び災害の防止に努めるものとし、災害が発生したとき又はそのおそれがある場合には迅速かつ適正な応急措置を講ずるよう努めなければならない。

（招集）
第４条　災害に関し救助隊が出動すべき必要があると認めるときは、本部長は直ちに隊員を招集する。

２　前項の規定により本部長が招集を命じたときは、隊員は他の業務に優先して災害救助の業務に従事しなければならない。
３　市長は、必要があると認めたときは、大津市災害対策本部の設置に至らない災害発生時においても救助隊を招集することができる。
４　第２項の規定は、前項の場合について準用する。
（訓練）
第５条　市長は、災害を想定し、常に隊員を訓練しておくものとする。

（委任）
第６条　この要綱に定めるもののほか、救助隊の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則
この要綱は、昭和40年３月１日から施行する。
附　則
この要綱は、昭和43年５月１日から適用する。
附　則
この要綱は、平成７年６月９日から施行する。
附　則
この要綱は、平成９年５月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成９年７月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成11年５月19日から施行する。
附　則
この要綱は、平成18年５月16日から施行する。
附　則
この要綱は、平成30年５月７日から施行する。

シ　大津市り災見舞金等交付要綱

出典：大津市資料（平成24年12月：福祉子ども部）

（趣旨）
第１条　この要綱は、本市の区域内において災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けるに至らない災害が発生した場合に、その災害による被災世帯に対し、り災見舞金又は弔慰金（以下「り災見舞金等」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（交付の対象となる災害等）
第２条　り災見舞金等は、市民が非常災害にかかり、次の各号のいずれかに該当するり災があった場合において、そのり災世帯の世帯主又は家族に対し交付するものとする。

(1)　火災による住家の全焼又は半焼
(2)　地震、風水害又は雪害による住家の全壊又は半壊
(3)　水害による住家の床上浸水
(4)　前3号に起因する死亡。ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく災害弔慰金の支給の対象となる死亡を除く。
(5)　その他前各号の準ずる場合で、特に市長が必要と認めるとき。

（り災の基準）
第３条　前条に規定する全焼、全壊、半焼、半壊及び床上浸水の基準は、次の各号に定めるところによる。

(1)　全焼、全壊　住家の焼失し、損壊し、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70パーセント以上に達したとき、又はその住家を改築しなければ再び住家として使用することができない程度の被害とする。
(2)　半焼、半壊　住家の焼失し、若しくは損壊した部分の床面積がその住家の延床面積の20パーセント以上70パーセント未満であって、その残存部分に補修を加えることによって住家として使用できる程度の被害とする。
(3)　床上浸水　住家に主たる居住部分が床上以上に浸水したとき、又は著しい土砂、若しくは竹木のたい積により一時的にその住家に居住することができない程度の被害とする。

２　前項の「住家」とは、その世帯の構成員で常時起居している建物とし、物置、倉庫等の部分は含まないものとする。

（り災見舞金等の額）
第４条　り災見舞金の額等は、別表に定めるところによる。

（遺族の範囲）
第５条　弔慰金を受けることができる遺族の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　配偶者（本人の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含む）
(2)　子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で本人の死亡当時本人と生計を同じくしていた者

２　前項に掲げる者の弔慰金を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第２号に掲げる者のうちにあっては、同号に掲げる順序による。

（適用除外）
第６条　この要綱は、被災者の故意又は重過失に基づく罹災と認めたものについては、適用しない。

（その他）
第７条　前６条に定めるもののほか、り災見舞金の交付について必要な事項は、その都度、市長が定める。

付　則
この要綱は、昭和49年7月1日から施行する。

付　則
この要綱は、昭和56年９月1日から施行する。

附　則
１．この要綱は、平成9年9月26日から施行し、改正後の大津市り災見舞金等交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成9年8月5日以後に生じた災害について適用する。

２．この要項の施行の目前に、改正前の大津市り災見舞金等交付要綱の規定により交付されたり災見舞金等については、新要綱の規定によるり災見舞金等の内払いとみなす。

り災見舞金等の額

種　類	り災の程度	金　　額

り災見舞金	全焼・全壊 半焼・半壊 床上浸水	１世帯につき 〃 〃	100,000円以内 50,000円以内 20,000円以内
弔慰金	死　亡	死亡者１人につき	150,000円

ス　大津市防災会議委員名簿

［会　　長］　大津市長、［会長職務代理者］　主管の副市長

出典：大津市資料（令和7年12月：総務部）

	機　関　名	職　名	機　関　所　在　地
第１号委員	近畿財務局　大津財務事務所	所長	大津市京町三丁目１－１
	近畿中国森林管理局滋賀森林管理署	滋賀森林管理署長	大津市瀬田三丁目４０－１８
	近畿地方整備局　琵琶湖河川事務所	事務所長	大津市黒津四丁目５－１
	近畿地方整備局　滋賀国道事務所	滋賀国道事務所長	大津市竜が丘４－５
	近畿農政局　滋賀県拠点	地方参事官	大津市京町三丁目１－１
	陸上自衛隊　第三偵察戦闘大隊	偵察中隊長	高島市今津町平郷国有地
第２号委員	滋賀県防災危機管理局 防災対策室	防災対策室長	大津市京町四丁目１－１
	滋賀県大津土木事務所	所長	大津市松本一丁目２－１
第３号委員	大津警察署	署長	大津市打出浜１２－７
	大津北警察署	署長	大津市真野二丁目２０－２３
第４号委員	大津市	副市長	大津市御陵町３－１
	大津市企業局	公営企業管理者	〃
第５号委員	大津市教育委員会	教育長	〃
第６号委員	大津市消防局	局長	〃
	大津市消防団	団長	〃
第７号委員	西日本旅客鉄道㈱　大津統括駅	駅長	大津市春日町１－３
	NTT 西日本㈱　滋賀支店	設備部長	大津市浜大津一丁目１－２６
	日本赤十字社　滋賀県支部	事務局長	大津市京町四丁目3-３８
	日本通運㈱　滋賀支店	支店長	滋賀県湖南市石部緑台１丁目 ２３１５-３２
	関西電力送配電㈱　滋賀本部	滋賀配電営業所長	大津市におの浜四丁目１－５１
	京阪電気鉄道㈱ 大津営業部	大津営業部長	大津市錦織二丁目7-１６
	西日本高速道路㈱関西支社 滋賀高速道路事務所	所長	栗東市小野７５８
	琵琶湖汽船㈱	船舶運航部長	大津市浜大津五丁目１－１
	滋賀県トラック協会　大津支部	支部長	大津市瀬田大江町３２－７
	日本郵便㈱　大津中央郵便局	局長	大津市打出浜１－４
	日本赤十字社大津赤十字病院	院長	大津市長等一丁目１－３５
	日本放送協会　大津放送局	副局長	大津市京町三丁目4-２２
第８号委員	立命館大学 防災フロンティア研究センター	センター長	草津市野路東一丁目１－１
第９号委員	大津市自治連合会	理事	大津市御陵町３－１
	（公社）大津市医師会	会長	大津市浜大津四丁目 1-1 明日都浜大津１階
	大津市地域女性団体連合会	会長	大津市本丸町６－５０
	大津市女性防火クラブ連合会	会長	大津市御陵町３－１
	大津市赤十字奉仕団	委員長	大津市京町四丁目3-３８
	大津市人権擁護委員協議会	人権擁護委員	大津市御陵町３－１
	社会福祉法人大津市社会福祉協議会	会長	大津市浜大津四丁目１番１号 明日都浜大津５階
	大津市民生委員児童委員協議会連合会	会長	大津市浜大津四丁目１番１号 明日都浜大津５階

セ　災害発生時における大津市職員の応急復旧活動の実施に関する基準

出典：大津市資料（平成27年7月：総務部）

（趣旨）

第１条　この基準は、市内において災害による土砂等の流出により居住できない状態となった家屋について、その家屋に居住していた者（以下「被災者」という。）の生活再建を目的として職員が応急復旧活動を実施するに当たり、必要な基準を定めるものとする。

（応急復旧活動の対象）

第２条　応急復旧活動の対象は、被災者が居住している家屋であって、災害による土砂等の流出により一時的に居住できない状態となったものとする。

２　応急復旧活動は、自助、共助による対応にもかかわらず、ボランティアの不足等の理由により、職員による応急復旧活動を実施しなければ被災者の早期の生活再建が図れないと認められる場合に限り、実施するものとする。

（応急復旧活動の内容）

第３条　応急復旧活動は、家屋を居住することができる状態に復旧するために必要な最小限度の土砂等の除去作業とする。

２　次の各号のいずれかに該当する場合は、職員を応急復旧活動に従事させてはならない。

⑴　応急復旧活動時に事故又は二次災害が発生するおそれがあると認められるとき。

⑵　応急復旧活動により職員の健康が害されると認められるとき。

⑶　応急復旧活動により他人の財産を毀損するおそれがあると認められるとき。

（応急復旧活動の決定）

第４条　応急復旧活動は、被災者からの支援の要請に基づき行う。

２　応急復旧活動の実施は、大津市災害対策本部において被害規模、内容、世帯の状況等を調査した上で決定する。この場合において、複数の要請があり、その全てに対応することが困難である場合は、当該調査の結果により、応急復旧活動の実施の必要性及び緊急性等を考慮して、応急復旧活動を実施する場所を選定するものとする。

（実施に関する事務）

第５条　応急復旧活動の実施に関する事務は、総務部危機・防災対策課において処理する。

附　則

この基準は、平成２７年７月１日から施行する。

（４）原子力災害による高島市からの広域避難に関わる指定避難所

受入避難所一覧　　出典：大津市資料（令和８年２月：総務部）

№	学区	施設区分	指定避難所名	所在地
1	和邇	市	和邇文化センター	和邇高城 12
2	和邇	市	和邇小学校体育館	和邇中 190
3	和邇	市	和邇市民体育館	和邇高城 27-2
4	小野	市	小野小学校体育館	水明一丁目 34-2
5	伊香立	市	伊香立小学校体育館	伊香立生津町 132-1
6	伊香立	市	伊香立中学校体育館	伊香立下在地町 414
7	伊香立	市	伊香立環境交流館	伊香立下在地町 1222-1
8	真野	市	真野市民センター	真野四丁目 6-2
9	真野	市	真野小学校体育館	真野四丁目 6-17
10	真野北	市	真野北市民センター	緑町 4-1
11	真野北	市	真野北小学校体育館	緑町 15-2
12	真野北	市	真野中学校体育館	清風町 24-1
13	堅田	市	堅田市民センター	本堅田三丁目 8-1
14	堅田	市	堅田小学校体育館	本堅田三丁目 6-1
15	堅田	市	堅田中学校体育館	本堅田三丁目 22-1
16	堅田	市	堅田高校体育館	本堅田三丁目 9-1
17	仰木の里	市	仰木の里市民センター	仰木の里七丁目 1-25
18	仰木の里	市	仰木の里小学校体育館	仰木の里四丁目 4-1
19	仰木の里	市	仰木の里東小学校体育館	仰木の里東六丁目 1-1
20	仰木の里	市	仰木中学校体育館	仰木の里五丁目 1-1
21	仰木の里	市	北大津高校体育館	仰木の里一丁目 23-1
22	日吉台	市	日吉台小学校体育館	日吉台三丁目 33-3
23	坂本	市	坂本市民体育館	坂本六丁目 33-19
24	坂本	市	坂本児童館	坂本六丁目 33-19
25	下阪本	市	下阪本市民センター	下阪本三丁目 14-30
26	下阪本	市	下阪本小学校体育館	下阪本四丁目 10-1
27	下阪本	市	日吉中学校体育館	下阪本六丁目 38-26
28	唐崎	市	唐崎市民センター	唐崎二丁目 10-1
29	唐崎	市	唐崎小学校体育館	際川四丁目 7-1
30	唐崎	市	唐崎中学校体育館	唐崎二丁目 9-1
31	滋賀	市	志賀小学校体育館	南志賀一丁目 5-1
32	滋賀	市	皇子が丘公園体育館	皇子が丘一丁目 1-1
33	滋賀	市	皇子が丘児童館	皇子が丘一丁目 9-10
34	滋賀	市	びわ湖大津館	柳が崎 5-35
35	山中比叡平	市	比叡平小学校体育館	比叡平一丁目 45-1
36	藤尾	市	藤尾小学校体育館	茶戸町 10-1
37	長等	市	長等市民センター	大門通 16-40
38	長等	市	長等小学校体育館	大門通 5-1
39	長等	市	皇子山中学校体育館	尾花川 12-1
40	長等	市	大津商業高校体育館	御陵町 2-1
41	長等	県	県立スポーツ会館	大津市御陵町 4-1
42	逢坂	市	逢坂市民センター	京町三丁目 1-3
43	逢坂	市	逢坂小学校体育館	音羽台 6-1
44	逢坂	市	打出中学校体育館	本宮二丁目 46-1
45	逢坂	市	滋賀短期大学附属高校体育館	朝日が丘一丁目 18-1
46	中央	市	中央市民センター	中央二丁目 2-5
47	中央	市	中央小学校体育館	島の関 1-60
48	中央	市	市民会館	島の関 14-1
49	中央	市	旧大津公会堂	浜大津一丁目 4-1
50	平野	市	平野小学校体育館	馬場一丁目 2-1
51	平野	市	大津高校体育館	馬場一丁目 1-1
52	平野	市	勤労福祉センター	打出浜 1-6
53	平野	県	滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール	大津市打出浜 15-1
54	平野	県	滋賀県立県民交流センター	大津市におの浜一丁目 1-20
55	平野	県	県立武道館	大津市におの浜四丁目 2-15
56	平野	県	県立体育館	大津市におの浜四丁目 2-12

57	平野	市	やまびこ総合支援センター	馬場二丁目 13-50
58	平野	市	におの浜ふれあいスポーツセンター	におの浜四丁目 2-40

【指定避難所使用前提条件】
・大津市域に、原子力災害の被害や影響は発生していないこと。
・地震などにより本市域に避難者が発生し、本市施設を大津市民が使用する場合は、高島市からの避難者は拒否できることとする

大津市地域防災計画
大 津 市 水 防 計 画
【資料編】

作　成　昭和 40 年 10 月
修　正　平成 10 年　3 月
修　正　平成 13 年　2 月
修　正　平成 18 年　3 月
修　正　平成 19 年　2 月
修　正　平成 22 年　4 月
修　正　平成 23 年　3 月
修　正　平成 25 年　3 月
修　正　平成 25 年　7 月
修　正　平成 26 年　7 月
修　正　平成 28 年　2 月
修　正　平成 29 年　2 月
修　正　平成 30 年　3 月
修　正　平成 31 年　3 月
修　正　令和　2 年 7 月
修　正　令和　3 年 3 月
修　正　令和　4 年 3 月
修　正　令和　5 年 3 月
修　正　令和　6 年 3 月
修　正　令和　7 年 3 月
修　正　令和　8 年 3 月

編集：大津市防災会議
大津市
庶務：大津市総務部危機・防災対策課
大津市御陵町 3 番 1 号
TEL 077-528-2616（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）
E-mail：otsu1223@city.otsu.lg.jp